

嵐山町議会平成27年第3回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 （8月31日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	23
報告第4号の上程、説明、質疑	26
報告第5号の上程、説明、質疑	28
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑	30
議案第48号の上程、説明、質疑	58
決算審査特別委員会の設置、委員会付託	60
決算審査特別委員会委員の選任	60
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	61
休会の議決	61
散会の宣告	61

第 2 号 (9月2日)

議事日程	6 3
出席議員	6 4
欠席議員	6 4
本会議に出席した事務局職員	6 4
説明のための出席者	6 4
開議の宣告	6 7
諸般の報告	6 7
一般質問	6 7
3 番 佐久間 孝 光 議員	6 7
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	7 9
6 番 畠 山 美 幸 議員	1 1 2
9 番 川 口 浩 史 議員	1 3 7
散会の宣告	1 5 2

第 3 号 (9月3日)

議事日程	1 5 3
出席議員	1 5 4
欠席議員	1 5 4
本会議に出席した事務局職員	1 5 4
説明のための出席者	1 5 4
開議の宣告	1 5 7
諸般の報告	1 5 7
一般質問	1 5 7
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 5 7
1 1 番 安 藤 欣 男 議員	1 7 3
散会の宣告	1 9 4

第 4 号 (9月4日)

議事日程	1 9 5
------	-------

出席議員	1 9 6
欠席議員	1 9 6
本会議に出席した事務局職員	1 9 6
説明のための出席者	1 9 6
開議の宣告	1 9 9
諸般の報告	1 9 9
諮問第 2 号の上程、説明、質疑、採決	1 9 9
同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決	2 0 0
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 0 1
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 0 3
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 4
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 1
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 3
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 4
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 8
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 6
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 1
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 2
会議時間の延長	2 8 8
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 9
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 2
休会の議決	2 9 6
散会の宣告	2 9 7

第 5 号 （9月16日）

議事日程	2 9 9
出席議員	3 0 0
欠席議員	3 0 0
本会議に出席した事務局職員	3 0 0

説明のための出席者	3 0 0
開議の宣告	3 0 3
諸般の報告	3 0 3
認定第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 0 4
認定第 2 号～認定第 6 号、議案第 4 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 9
日程の追加	3 2 6
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 6
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 2
発議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 3
発議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 6
発議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 3
議員提出提案の撤回	3 6 1
町長挨拶	3 6 1
議長挨拶	3 6 2
閉会の宣告	3 6 3
署名議員	3 6 5

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第121号

平成27年第3回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月19日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成27年8月31日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（13名）

1 番	森	一	人	議員	2 番	大	野	敏	行	議員	
3 番	佐久間	孝	光	議員	4 番	長	島	邦	夫	議員	
6 番	畠	山	美	幸	議員	7 番	吉	場	道	雄	議員
8 番	河	井	勝	久	議員	9 番	川	口	浩	史	議員
1 0 番	清	水	正	之	議員	1 1 番	安	藤	欣	男	議員
1 2 番	松	本	美	子	議員	1 3 番	渋谷	登	美子	議員	
1 4 番	青	柳	賢	治	議員						

○不応招議員（なし）

平成 2 7 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

8 月 3 1 日 (月) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 (青柳議長)
- 日程第 4 行政報告 (挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 報告第 4 号 平成 2 6 年度嵐山町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 5 号 平成 2 6 年度嵐山町資金不足比率の報告について
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 2 6 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 認定第 2 号 平成 2 6 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 認定第 3 号 平成 2 6 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 認定第 4 号 平成 2 6 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 6 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 6 年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○出席議員（１３名）

１番	森	一人	議員	２番	大野	敏行	議員
３番	佐久間	孝光	議員	４番	長島	邦夫	議員
６番	畠山	美幸	議員	７番	吉場	道雄	議員
８番	河井	勝久	議員	９番	川口	浩史	議員
１０番	清水	正之	議員	１１番	安藤	欣男	議員
１２番	松本	美子	議員	１３番	渋谷	登美子	議員
１４番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内	田		勝	会計管理者兼会計課長
小	久保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
植	木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳		勝	次	代表監査委員
清	水	正	之	監 査 委 員

◎開会の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第3回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 直ちに本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第6番 畠 山 美 幸 議員

第7番 吉 場 道 雄 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にいたしまして、8月24日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長にご出席をいただ

きまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案につきましては、報告 2 件、諮問 1 件、人事 3 件、条例 4 件、予算 6 件、認定 6 件、その他 2 件、合計 24 件ということでございます。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第 3 回定例会は本日 8 月 31 日から 9 月 16 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については受け付け順として、9 月 2 日に 1 番の佐久間議員から 4 番の川口議員、9 月 3 日に 5 番の清水議員から 6 番、私、安藤とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日 31 日から 9 月 16 日までの 17 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 9 月 16 日までの 17 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、報告 2 件、諮問 1 件、人事 3 件、条例 4 件、予算 6 件、認定 6 件、その他 2 件の計 24 件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、柳代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配

付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月定例会から7月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成27年7月8日、全国町村議員会館において、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックに議会報編集委員4名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出について、発議第14号 原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出について及び発議第17号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について、以上3件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成27年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

また、柳代表監査委員並びに清水議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告2件、諮問1件、人事3件、条例4件、予算6件、認定6件、その他2件の計24件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成27年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

なお、若干の報告を申し上げます。北部交流センター改修事業につきましては、去る6月25日、埼玉県住宅供給公社で入札が執行され、8月末現在の進捗率、これは20%程度であります。また、七郷簡易郵便局は8月22日から9月27日まで休業予定となっております。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 教育委員会関係につきまして、ご説明、ご報告させていただきます。

36ページをお開きください。庶務関係でございますが、7月29日、平成27年臨時教育委員会でございますが、28年度使用中学校教科用図書採択会議でございます。

学校教育関係、1、工事関係についてご報告申し上げます。

菅谷小学校のプール出入り口修繕工事、これ引き違いアルミサッシ取り付け工事一式でございます。既に6月末におきまして終了いたしております。

玉ノ岡中学校太陽光システム設置工事でございます。太陽光モジュール42枚等の設置でございますが、現在施工中でございます。

委託関係、申し上げます。ビデオP C B配電機器廃棄処分委託、菅谷小学校でございますが、既に終了いたしております。

3の児童福祉関係につきましては、記載のとおりでございますので、後ほど高覧いただければ幸いと存じます。

続きまして、お手元にお渡ししてございます平成26年度教育委員会点検・評価報告書についてご報告いたします。

嵐山町教育委員会では、事務の管理及び執行の状況をみずから点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、毎年第3回定例会に提出し、報告申し上げ、町民の皆様に公表しております。毎年嵐山町教育行政の重点施策を策定しておりますけれども、点検・評価に当たりましては、重点施策の特に重点的な取り組みのうち22の取り組みを対象としております。なお、この点検・評価を行うのに当たりましては、元江南町教育長、馬場攻氏の助言、指導をいただいております。

結果の内容につきましては、2ページから16ページのとおりでございますので、後ほど高覧いただければ幸いです。

今後とも、点検・評価の内容や方法をさらに検討するとともに、結果の検証を行い、成果と課題を明確にして施策の充実と事務の適正な管理に努めてまいります。議員各位のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、教育委員会の説明と報告を終わらせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 朗読をもって報告といたします。

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

総務経済常任委員長 吉 場 道 雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

「土地利用と開発行為等について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「土地利用と開発行為等について」を調査するため、7月1日及び8月7日に委員会を開催し、調査研究しました。

(1) 7月1日の委員会について

当日の委員会は、今までの調査研究をしてきたことのまとめに入るため、意見交換をしました。

主な意見として、市街化区域内の空き地面積は7万8,069平方メートル、空き地率34.67%であり、もっと活用して、建物ができるよう誘致していく必要がある。

大規模な埋め立てを伴う太陽光発電など、周辺に影響を及ぼすことが推測される規模の事業については、地権者等の当事者だけでなく地域の課題として事業者からの説明を聞く機会を設けるなど、地域として取り組むことが重要と思われる。

第5次総合振興計画の土地利用構想の中で、何らかの形で規制していけないか。北部には嵐山郷があるので、福祉関係、志賀のバイパス沿いには、森林圏で希少動植物が生息している。また、水源の保全の観点からも規制できないか。空き家の活用を考えていく。などがありました。

土地利用と開発行為については、町内において太陽光発電などがあり、埋め立てでの問題が絡んでくるので、総務経済常任委員会の立場から、何らかの形で規制ができないか、また人口減少の問題で市街化区域内の活用をどのようにしたらよいか、次の委員会で調べることにした。

(2) 8月7日の委員会について

当日の委員会は、総合振興計画の土地利用についてと水道事業による嵐山町の環境保全についてを説明を受けた。

初めに、青木地域支援課長、伊藤副課長により説明があった。総合振興計画の土地利用については法的規制はなく、原則開発が自由であり、都市計画法・森林法などの個別規制法の中で行われている。

続いて、新井上下水道課長、深澤副課長より以下の説明を受けた。埼玉県水源地域保全条例で嵐山町の水源地域としては、鎌形・志賀・千手堂・遠山・平澤であり、全町ではない。また、近年、世界各地で水不足・水質汚濁や外国資本等による水資源を狙った森林買収が全国的な問題になっており、水質保全全国自治体連絡会が平成26年7月に設立され、全国33自治体の加入があり、埼玉県では嵐山町のみである。

以上の説明を受け、最終のまとめに入った。

3 要望及び提言事項

(1) 東原土地区画整理地内は、利便性の高い地域ではあるが、空き区画が多い。積極的に販売されるよう指導すること。

(2) 大規模な埋め立てを伴う太陽光発電などの土地利用の計画が町に相談された時点で、周辺に影響を及ぼすことが推測される規模の事業に対しては、町の認可、県の認可にとらわれず、区長を通して報告をしていくこと。また、地域が一体となって取り組むよう指導すること。

(3) 水資源は地域共有の貴重な財産である。地下水及び湧き水が健全に循環するよう適正な土地利用により水源地域の保全を図ること。

(4) 空き家の活用を促すことが地域の活性化につながると考える。子供を持った若い夫婦が空き家を利用した場合の助成など、住宅の購入、賃貸にかかわらず、嵐山町の空き家を探そうとの思いに至る制度の確立を望む。

(5) 関越自動車道嵐山小川インターチェンジランプ内の開発は長年の課題である。早期に開発を望む。

以上5項目の提言事項をもって「土地利用と開発行為等について」の最終報告といたします。

以上です。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、文言が抜けているからかわからないのですけ

れども、ちょっとうまく理解できないのですけれども。

例えば1ページの(1)7月1日の委員会について、1、2、3番目のぼち、第5次総合振興計画の土地利用構想の中で、何らかの形で規制していけないかというのは、これは何を規制するのかということを伺いたいと思います。

そして、もう一つの上のところなのですけれども、市街化区域内の空き地面積が7万8,069平方メートル、空き地率は34.67%で、もっと活用して建物ができるように誘致していく必要があるとなっていますけれども、なぜこのように建物を建てるような誘致をしていく必要があるのか、伺いたいと思うのですね。必要ではないものを建てる必要もないし、これどのような観点からこのような視点になってきているのか。店舗が必要であるなら店舗を誘致するとか、そういうふうな形になってくると思うのですけれども、建物といいますと住宅地になったりいろいろあります。公共施設もあります。これはどういう意味をやっているのか。単に開発してしまったからそこを埋めていけばいいかというのでは、全く違った視点になってくると思うのですが、それはどのような観点からこの文章になったのか、伺いたいと思います。

次ですけれども、これはとっても何かわからないのですけれども、3の(1)要望事項。東原土地区画整理地内は利便性の高い地域であるが、空き区画が多い。積極的に販売されるよう指導することということですけれども、これは業者に対して指導するのか、東原土地区画整理組合に対して指導するのか、何を指導しなくてはいけないのか。嵐山町が販売するように指導するということは、どういうことなのでしょう。行政が民間に対して指導するということですよね。これも何か、どういうことを意味しているのか、よくわかりません。

そして、(2)です。大規模な埋め立てを伴う太陽光発電事業など、土地利用計画が相談された時点で、周囲に影響を及ぼすことが推測される規模の事業に対しては、町、県の認可にとらわれず、区長を通して報告していくこととなっていますが、これは町民に対して報告していくのならば、そうしたらそれはどのような形で報告。町民に対してなのか、議会に対してなのか、全くわかりません。これは地域が一体となって取り組めるように指導するということなので、そうすると、これは地域の人たちだけに報告することなのか。そのこともよくわからないので、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 数が多かったので、ちょっと変なことになったら、また教えてもらいたいと思います。

初めの1つ目なのですが、どういうふうに規制するか。総務経済常任委員会、この問題を特定事件に取り上げたというのは、埋め立ての問題で、文教にするか総務にするかということでいろいろ話し合った結果、総務で取り上げることにしました。そういう中、私たち、森林法だとか、いろいろ都市計画法だとか、ここに計画してきました。そういう中で、どうしてもそういう法律だと規制はできないので、だったら、嵐山町に水資源だとか希少動物で、そういう埋め立ての問題の関係です。それが規制できないかということでの1番は答えです。2番はどうでしたっけ。

〔「空き地率の観点」と言う人あり〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 これは、途中からある程度、この前、議会報告会の中で総務経済常任委員会とか文教厚生常任委員会の中で、子育ての問題で、滑川は人口がふえているのに、嵐山町はどうしてこうに人口がふえないかということで、ちょっと研究してみようということで、町民の方から議会報告会の中で言われましたので、私たちの総務委員会もいろいろ相談しながら、では滑川と嵐山はどうにして人口が違っているのかということで、土地利用の面から見ました。

そうしたところ、やはり同じような駅からやっぱり500メートル、滑川もそうですね。だけれども、嵐山町の場合は、東原区画整理内は駅から500メートルぐらいなのに、どうしてもやっぱり土地が埋まらない。やはり新しい新世帯ですか、家族が来ないわけなのですよ。それに従って、滑川のほうは同じような条件で結構家が建っていますので、もっと行政のほうからもここに指導してもらって、若い人たちがそこへ住めるようにということでここに書かせてもらいました。これ2と3の同じような答えになりますけれども。

最後ですか、これもし埋め立てがあった場合、後からではやはり弱った弱ったということでいろいろ苦情が来ますけれども、ある程度話が合った時点で、町民のその地権者ですか、地権者ではないけれども、その地域に対して町のほうでこういう話があったとかと指導してもらいたいということで、総務のほうとしても地域がまとまるように、このような町のほうからも指導できないかということで書かせてもらいました。以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 人口問題では、滑川町とのところがかかわりがあったと思うのですが、空き地率34.67%というのは、何か問題があるのでしょうか。

私は、空き地があっても、空間があるという意味、今嵐山町では緑地空間が市街地の中に余りないので、空間があるということは、とても一ついいことだと思っているのですが、空き地率を少なくして建物をふやすということは、緑地が、緑地というか、そういったいわゆる空き地で遊ぶとかいうこともなくなるわけなのですけれども、そこら辺についての考え方があってこういうふうな文章になったのか。もっと活用して建物ができるようにというのは、住宅地をつくるということなのか、それとも、活用するのならば、今不動産で相続の問題があって、たくさんいろんなところにアパートができていますよね。それで、入っていないアパートが多いです、人が。相続税対策なので。そういうふうなこともあるので、これちょっと文章をもう一度しっかり書き直したほうがいいのではないかなと思うのですけれども。ここのところは、今会期中までに皆さんで話し合っただけでいいのではないのでしょうか。すみません、それともう一つ、これ私の勝手な考え方ですけれども。

それから、第5次総合振興計画土地利用構想の中で、埋め立てなどを規制していくことができないかと言入れないと、何を規制していくのかわからないので、そこも一度直していただければと思うのですけれども、それも含めてです。

それと、もう一つ。（1）の東原土地区画整理地内、利便性の高い地域ではあるが、空き区画が多い。積極的に販売されるよう指導することというのは、不動産屋に指導するか、嵐山町が指導するのか、区画整理組合が指導するのか。そのところもしっかり主語と述語がないと、これはどういうことを言っているのか、私には理解できないです。そのところも、一度きっちりなされたほうがいいかなと思うのですね。

それで、2も、区長を通して報告していくのならば地域に報告していく、あるいは地権者に報告していく、町に報告していく、議会に報告していく。これについては、それぞれのどこに報告していくかというのも、文言を書かれたほうがよいかなと思いますので、その点について検討していただければと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場経済総務常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 貴重な意見ありがとうございます。

東原区画整理の関係なのですけれども、やっぱり今嵐山町が何が課題かといいますと、地方創生ではなく人口減少の問題が、今一番嵐山町にとっても一応の最重要課題だなど私たちも思っております、今空き家率が30何%とここに書いてありますけれども、こういうところに滑川と同じように若い世帯がここに来てもらいながら、今草だらけになっておりますけれども、そういうところをもっと行政のほうからも不動産屋に頼みながら、こうをお願いしながら、両方でみんなでそういうところをやっぱり家を建てるように、人口減少の問題を皆さんで活躍しなくてはだめかなと思ひましてここに上げさせてもらいました。文章のほうはちょっと書き方が間違っているところもありますけれども、そのところもまたちょっと検討させてもらいますけれども。いいでしょうか。全部含めて、文章の。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これはまだ最終報告なのですけれども、議会の中で報告を訂正することができます。それで言っているのもであって、ここに関して言えば、私も何でこんなふうな文章にしてしまったのかなというのがよくわからない。

例えば建物ができるようにというふうに言うのだったら、それは本当に相続税対策のアパートをつくったり、それから工場を誘致したりとか、いろんなことになってきます。人口減少を防ぐためにとか、人口を抑止するために住宅を持ってくるとか、そういうふうな形にしていけないと。これでは、申しわけないのだけれども、報告書としての形が出されないし、私は空き地率34.67%でも全然問題はないと思っているのですね。なぜかという、今までだって人口は多かったわけですよ。それが家がふえなかったからといって、空き地率は空き地率でそのまま人口が多かったわけですよ。それで人口減少になっている。なぜなのかということがそここのところに入っていないわけですが、ここは文教厚生委員会とか総務経済でも両方で議論しなくてはいいところなのですけれども、ここの書き方ではちょっと余りに問題がありますし、議会報告ですから、最終報告であったとしても、一度皆さんで総務経済委員会で話し合っただけで文章をきっちりした形に、主語、述語、目的語というのですか、それをはっきりさせていけると、文章的には報告書としてはいかなものかなというふうに思いますので、その点についてはやっていただけたらと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 自分なりにこの表現でいいと思って、ここに出させてもらったのですけれども。だけれども、どうしてもだめというのではあれですけれども、私はこれでいいなと思っているのは思っています。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 検討しようと思いましたが、やっぱり今、これでいいと思います。一応最終報告ということでさせていただきます。

○青柳賢治議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 確かにわからない部分があったりします。

これについては委員長報告ですから、総務経済の委員の皆さんが確認をしているのですか。一任なので、一切任されたのでつくった。それで、わかっていないということなのですか。その辺ちょっと確認しておきますが。そうでないと、せっかくこの委員長報告の意味がなくなってくるのですね。ちゃんと説明をしてもらわないと。厳しいようですが、私はそう思います。議会に出す委員長報告ですので、質問されたことに対しては、理由をちゃんと説明をし、文章が作り方が悪いとかということもありますが、これは委員会で議論されて、委員長報告をこういうふうにやりますという一任をされたということなのだと思うのですが、その辺はちょっともう一回確認しておきますが、そうでないと、修正してくれと言われても、委員会のほうで協議しないとできないと思いますよ。どうなのですか、それは。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 これは、総務経済常任委員会の中で正副委員長に一応一任ということでさせてもらいまして、副委員長にも全部見てもらって、副委員長にオーケーをもらっておりましたので、ここにきょう発表させてもらいました、報告として。

〔「だけど、文章としてわからないよ、これ」

と言う人あり〕

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 若干修正してくれという意見もあって、私もちょっとわかりにくい部分もあるのですね。ですから、委員会で時間をとっていただいて、結論を出

していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 では、副委員長とよく相談しながら、そのような方向でやらせてもらいます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の調査研究を行いました。子ども子育てについての調査の結果をご報告いたします。

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

文教厚生常任委員長 川 口 浩 史

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

「子ども子育てについて」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」を調査するため、7月7日及び7月28日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 7月7日の委員会について

7月7日の委員会は、寄居町の児童館を視察した。当日は、黒瀬和俊子育て支援課長や原口孝議会議長など7人に対応していただいた。

初めに、児童館の事業内容について説明があった。児童館は昭和57年に開設され、1階が老人福祉センター、2階が児童館、3階が隣保館という複合施設であり、33年経過した施設である。

児童館を設置した目的は、遊びや集団活動を通して、児童の健康増進と豊かな情操

の育成により、当時、鍵っ子対策が問題であったため、友達と遊ぶ場の提供であった。同時に未就学児への施策（幼児クラブ）も進めてきた。当時は、子育て支援という言葉はなかったが、早い段階から子育て支援を進めてきたことになる、などの説明があった。続いて、本委員会が送付した質問に回答していただいた。

質問事項１　子育てサロンの事業内容と運営主体

答　子育てサロンは毎週木曜日と第１、第２、第３の金曜日午前10時から11時30分の間開設している。たくさんのおもちゃが置いてある部屋の開放（保護者とともにたっぷり遊んでもらう。）11時15分になると、職員による紙芝居、絵本の読み聞かせ、運動やリズム遊びなどを行っている。保護者の学習活動の一環として、フラワーアレンジメントなど保育つき事業も実施している。運営主体は児童館である。

質問事項２　どんぐり会活動支援事業の支援団体数と活動内容

答　就園前の幼児と保護者が対象で、保護者が主体の自主サークルである。町内外を問わず、会員登録できる。活動内容は、季節の行事、消防署見学、警察による交通安全教室などであり、現在は１団体である。

質問事項３　出張児童館の今までの活動内容について

答　この事業は、児童の来館をただ待つだけでなく、こちらから出向いていこうと、平成24年から始めた事業である。平成24年度は１年生から６年生を対象にした「泥だんごの色遊び教室」、平成25年度は４年生、６年生が対象の「地球観測センター見学」、鳩山町のところだ。平成26年度は１～２年生を対象に「グリコピア・イースト工場見学」、北本市にあります、などを行っている。子供同士の横のつながりが少なく、学年を超えた異年齢間の交流をすることで、教えたり、教えられたりすることが大変よいように感じられる。

質問事項４　各事業の年齢別状況について

答　児童館の利用状況は少子化に伴い減少傾向にある。年齢別の利用状況は事業別にはわかるが、１人の子が幾つかの事業に参加することがあるので、人数は不明。

質問事項５　児童館の運営費について

答　施設運営費全体で5,611万8,000円、児童福祉月間事業、これ委託料ですが、17万円、社協の子育て支援事業費35万円、計5,663万8,000円でした。うち児童館分が2,041万7,000円という回答でありました。

続いて、質疑に移りました。

(問) 児童館の利用が減少傾向にあるというが、平成26年度は大きく伸びている。どんな努力をしたのか。

(答) 平成26年度から「ベビーコーナー」を設置したら、多くの子供と保護者が利用するようになった。それが大きい。

(問) 子育てサロンの時間は午前11時30分で終了になっているが、午後も開いてほしいという要望はないのか。

(答) 子育てサロンの時間は午前11時30分で終了だが、午後も遊びたい子は、自由に遊ぶことができる。

(問) おもちゃの開放が11時30分で終了だが、もっと遊びたいという子供もいるのではないか。

(答) もっと遊びたいという子供はたくさんいる。時間を守るということ、ルールを守るということを学ばせることも大事な児童館の役目と考えて、時間を区切っている。

(問) 児童館に来ない子の対策はあるのか。

(答) 子育て支援センターや民間の保育所にも子育て支援があるので、近くのところに行くことができる。

以上のような質疑であった。

続いて、児童館の中を視察し、帰庁した。帰庁後、意見交換をした。

保護者対象の事業に保育があったが、嵐山町も取り入れてもらいたい。

立正大学と協定を結び事業を行っていたが、嵐山町も大学と協定して、学生によるボランティアや若いセンスを取り入れることが必要ではないか。

児童の工場見学などあったが、嵐山町もふれあい交流センターの事業で气象台見学の募集があった。状況を聞いてみたい。

嵐丸ひろばのアンケートはやるのか、はっきりさせたほうがよい。

子ども子育てについて、この間調査研究して提言もしたが、必ずしもこちらが考えていた回答ではないこともあった。もう一度提言してもいいと思う。

以上のような意見があった。

(2) 7月28日の委員会について

7月28日の委員会は、簾藤こども課長、強瀬交流センター所長及び吉田文化スポーツ課主席主査に出席を求め、町としての児童館の位置づけ、保育つき事業の拡大、大

学と提携を結び、子育て事業の推進及び子ども大学の状況について説明を求めた。

初めに、簾藤こども課長に児童館の位置づけについて説明を受けた。総合振興計画に記載されてもいたが、平成22年の「次世代育成支援行動計画」から削除となった。理由は、新たな施設建設については、財政的、また人口減のことを考慮していることによる。ただし、既存の施設が活用できれば児童館の設置ができる。保育つきの事業は、AEDの講習で行っている。社会教育の面になるので、文化スポーツ課の担当になる。大学との提携を結んでの子育て事業の推進は今後検討していきたい。

次に、強瀬交流センター所長及び吉田文化スポーツ課主席主査に、子ども大学の状況について説明を受けた。子ども大学は2002年にドイツで始め、その後、ヨーロッパに広まった。日本では平成21年に「子ども大学川越」が最初である。埼玉県は平成22年から川越をモデルに「子どもの学ぶ力や生きる力を育む」とともに「地域で子どもを育てる仕組みをつくる」ため、子ども大学の開校を推進している。平成26年度は、54市町村で41校が開校した。嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村は実施するようにという指導があった。そのため、今年度から「子ども大学嵐山」として各小学校に募集している。3日間の講座で1日目は「異文化体験」、2日目は「夏はどうして暑い？」ということでプラネタリウムの鑑賞と熊谷地方気象台の見学、3日目は「木工体験」である。申し込みのあった人数は全体で24人（菅小20人、志賀小3人、七小1人）である。木工体験は4年生から6年生の募集である。7月18日の異文化体験は、英語で日常会話の練習、また講師がベトナム国出身のため、ベトナムの暮らしや食べ物などの紹介であった。2回目は7月30日、熊谷市立文化センターでプラネタリウムの鑑賞、熊谷地方気象台を見学する。3回目は、8月4日に木工体験として杉やケヤキを使って作品をつくる。以上であった。

質疑は、

（問）子ども大学は各大学に行って実施するのが本来なのか。

（答）大学のキャンパスを会場に大学教授や地域の専門家が講師となり、子供の知的好奇心を刺激する行為や体験活動を行うものなので、大学へ行くのが本来。

（問）今後は嵐山町も近隣の大学に行って学ぶのか、それとも今年度のような方法で実施するのか。

（答）今後については慎重に調査研究し、決定していきたい。

（問）放課後子ども教室の参加状況は。

(答) 平成25年は、3年生から6年生を対象に31人、平成26年は27人で、1年生から6年生を対象にするようにした。平成27年が34人、菅小32人、志賀小2人でありました。これも1年生から6年生です。以上でありました。

3. 提言事項

(1) 放課後子ども教室について、各小学校で実施することを再度要望する。前には、昨年の12月議会で要望しておりました。今年度の放課後子ども教室を見ても、菅谷小学校の児童が32人、志賀小学校が2人、七郷小学校は参加者ゼロである。志賀小学校、七郷小学校の児童は少ない。これは、今年度実施の子ども大学でも同様の傾向である。結果について考えると、ふれあい交流センターで実施するため、地域的に菅谷小学校の児童が多くなるものとする。異年齢の交流は、豊かな情操を育む上で重要なことである。志賀小学校、七郷小学校の児童も参加しやすいように、定期的に両校での実施を求めるものである。

(2) 夏休みの期間中、居場所のない児童がいる。そのため各区で高齢者の催し(体操教室など)に子供が参加できれば、子供の居場所づくりになる。(一緒に体操をする。あるいは体操教室の間、映画を見てもらうなど)

以上の提言をもって、子ども子育ての調査研究を終了いたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては議長に一任願いたいと存じます。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第6、広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 指名されました長島でございます。委員会報告を行います。

初めにちょっと訂正がございますので、1カ所だけでございますけれども、よろしくお願いいたします。

(1) 6月23日の委員会について、その行を含めて4行目にアという項目がございますが、最初に「提出」という言葉が入っていますけれども、これは間違いでございます。削除していただきたいと思います。

それでは、朗読をもってかえさせていただきます。

平成27年8月31日

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

広報広聴特別委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

第7回議会報告会報告書作成、情報通信技術（I C T）について

2 調査結果

本委員会は、5月13日、14日、16日に実施されました議会報告会について、6月23日、7月14日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 6月23日の委員会について

第7回議会報告会報告書の作成に当たり、正副委員長で報告書案を作成し、委員会に提出される。出席委員より順次確認を進める。

ア 報告会の概要

イ 報告会の内容については承認をされる。

ウ 参加者からの質問等の事項については、委員より大枠での意見をいただき、細部について正副委員長でまとめ、案として次回委員会に報告、再度確認と決定する。

エ 意見交換は町内3カ所で実施され、重複する意見交換内容もあるが、開催場所別の意見内容が意見交換会書記より提出される。

一つ、記載方法は従来どおりとしているが、質問内容及び意見内容を細部にわたり検討、意見文章の意味合い、内容の正確さ、見やすさを重点に記載文を決定する。さらに、数字などは正確さを図るため、事務局担当課に再度確認し、次回委員会で報告

と決定される。

一つ、反省点として、意見交換会の議員グループ分けは常任委員会にとられない方法も提案される。

オ アンケートについて

グラフの見やすさについて意見があり、修正をする。参加人数はカットしました。

カ 全体意見として

一つ、報告書の終わりに委員会お礼を入れる。

一つ、さまざまな意見は正副委員長でまとめ、各委員の確認は文章で求める決定がされた。

(2) 7月14日の委員会について

ア 報告書の再確認について

最終案に2名の方から訂正のご意見があった。

一つ、委員会からのお礼文については、横書きより縦書きではとの意見があり、了解される。

一つ、設問、意見とも左詰めの記載ではとの意見があり、見やすさを重視し決定される。

一つ、意見の内容変更等は極力避けたいが、正確さを第一に文言の修正もされる。

イ 報告会の反省点について

①周知について

一つ、パンフレットをつくり、広報誌に差し込みしたことについては、よい結果があったと確認される。

一つ、議長より区長依頼があったこと、依頼者に全員ではないが、手渡しできたことにより、よき理解、よき効果が上がり、及びそこからの広がりもあった。

一つ、他の行政役員にも訪問周知の広がりも必要。

一つ、報告会の理解度は、各区長により異なる。さらなる啓発も必要。

一つ、住民に身近なところでの開催は必須。

一つ、円グラフの作成の方法については、見やすさを重視し、議会だより参考書も活用すべき。

一つ、報告会の開催日時についてもアンケートをとった。次回開催では結果を重視すべき。

②報告会の説明について

一つ、報告資料は後日の利用等もあるので重要である。特に必要なものについては、さらなる詳しい説明も必要。

一つ、報告、意見交換でも同様であるが、住民が同じ目線が重要であり、注意すべき。

一つ、意見交換でのテーマ設定は必須。

大きいウです。嵐山町議会の今後のＩＣＴの進め方について

一つ、災害時等の情報交換通信にも対応できるため、計画を立て導入を。約２年間でめどにという意見です。

一つ、タブレット端末は常に持ち歩く煩わしさがある。これも意見です。

今後の議員活動には必須であり、導入すべき。及び瞬時の検索にも対応できる。

行政側も同時に導入を進めるべき。

一つ、費用対効果は導入に当たり、重要な検討事項。

一つ、使用規制等のマニュアルも作成すべき。

一つ、ＩＣＴ機器を利用した連絡方法（メール配信）は正確性がある。

以上のご意見が出ました。

以上で、広報広聴特別委員会の最終報告といたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分とさせていただきます。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時12分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第7、報告第4号 平成26年度嵐山町健全化判断比率の報告につ

いての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第４号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第４号は、平成26年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、平成26年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけ議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、報告第４号の細部について説明をさせていただきます。

裏面をごらんいただきたいと思います。法第３条に定められました４項目の比率について、報告をさせていただくものでございます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計の赤字の程度を指標化するもの、また次の連結実質赤字比率につきましては、一般会計以外の全ての会計を含めて赤字の程度を指標化するものでございます。ともに赤字ではございませんので、ここでは数値が表示されておりません。

次に、実質公債費比率ですが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等への返済額等を含めて、公債費の大きさを指標化して基金繰り入れの危険性を示すものでございますが、8.0％でございます。

次に、将来負担比率ですが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したものでございまして、84.6％でございます。

いずれの指標につきましても、このそれぞれの指標の括弧内に示されました早期健全化基準の指標、この比率に達しておりませんので、当町におきましては健全な財政運営が行われているというものを示すものでございます。

なお、参考資料といたしましては、健全化判断比率の状況といたしまして、それぞ

れの指標の算出の基準となります額等を資料として添付させていただいております。
後ほどご高覧をいただきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成26年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。
柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成26年度嵐山町健全化判断比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月22日に役場205会議室におきまして、清水監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第8、報告第5号 平成26年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、平成26年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成26年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、報告第5号につきまして細部説明をさせていただきます。

報告書の裏面をごらんください。平成26年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。

水道事業会計及び下水道事業特別会計とも資金不足はありませんので、ここに数値的な表示はされておられません。

なお、備考の金額につきましては、事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額4億6,207万円につきまして記載をしております。

次に、下水道事業特別会計の2億3,369万6,000円の内容につきましては、下水道使用料及び浄化槽使用料と手数料収入、さらには諸収入を合計した事業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載をしております。

報告第5号の参考資料につきましては、算定様式でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成26年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成26年度嵐山町資金不足比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月22日に役場205会議室におきまして、清水監査委員とともに実施しました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第9、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第14、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、認定第1号から順次ご説明を申し上げます。

認定第1号は、平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額67億623万1,549円、歳出総額63億9,872万2,656円、歳入歳出差引額3億750万8,893円であります。また、繰越明許費繰越額は5,583万7,000円であり、実質収支額は2億5,167万1,893円であります。

続きまして、認定第2号についてご説明申し上げます。認定第2号は、平成26年度

嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額22億9,502万9,234円、歳出総額21億7,090万357円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は1億2,412万8,877円であります。

続きまして、認定第3号についてご説明申し上げます。認定第3号は、平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額1億6,562万7,702円、歳出総額1億6,280万4,130円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は282万3,572円であります。

続きまして、認定第4号についてご説明申し上げます。認定第4号は、平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額11億543万4,698円、歳出総額10億1,670万9,932円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は8,872万4,766円であります。

続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額5億9,873万80円、歳出総額5億6,727万8,484円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は3,145万1,596円であります。

以上、認定第1号から認定第5号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第6号についてご説明申し上げます。認定第6号は、平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。平成26年度の業務状況は、給水人口1万8,214人、給水戸数7,537戸、年間総配水量275万6,624立方メートル、総有収水量263万3,833立方メートル、有収率は95.55%と、前年度に比べて1.79ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益5億901万5,555円に対し、事業費用は4億4,942万146円で、当年度純利益は5,959万5,409円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額1,648万8,240円に対し、支出額2億5,848万7,241円で、不足する額2億4,199万9,001円は減債積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定第6号は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせて

いただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 続いて、内田会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

内田会計管理者兼会計課長。

〔内田 勝会計管理者兼会計課長登壇〕

○内田 勝会計管理者兼会計課長 認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書でご説明いたしますので、説明書の12ページをお開きください。

1、決算の概要の(1)総括収支の状況であります。歳入合計は67億623万1,549円、歳出合計は63億9,872万2,656円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で4億987万7,430円、歳出で4億4,544万1,296円と、いずれも増額となりました。歳入歳出差引額は3億750万8,893円ありますが、繰越明許費繰越額が6事業6件で5,583万7,000円でありますので、差引翌年度繰越額は2億5,167万1,893円となりました。

次に、(2)歳入の款別の状況であります。まず1款徴税であります。決算額は27億8,064万2,000円でありまして、歳入に占める割合は41.6%であります。前年度と比較いたしますと598万4,000円の減額であります。

次に、10款地方交付税であります。決算額は7億6,893万1,000円で、歳入に占める割合は11.5%であります。前年度と比較いたしますと1,310万4,000円の増額であります。

次に、21款町債ですが、決算額は7億3,348万8,000円でありまして、歳入に占める割合は10.9%、前年度と比較いたしますと9,435万1,000円の増額であります。

次に、14款国庫支出金ですが、決算額は6億9,482万9,000円でありまして、歳入に占める割合は10.4%、前年度と比較いたしますと1億4,804万1,000円の増額であります。

次に、15款県支出金の決算額は4億8,833万4,000円でありまして、歳入に占める割合は7.3%、前年度と比較いたしますと1億6,181万5,000円の増額であります。

次に、19款繰越金ですが、決算額は3億4,307万3,000円でありまして、歳入に占める割合は5.1%、前年度と比較いたしますと7,218万円の増額であります。

次に、18款繰入金ですが、決算額は3億4,209万4,000円であります。

次に、13ページの（3）歳出の款別の状況であります。1款議会費ですが、決算額は1億95万円で、前年度と比較いたしますと1,991万2,000円の減額であります。減額の主なものは、議場修繕工事費及び議員報酬等であります。

次に、2款総務費ですが、決算額は12億1,104万8,000円でありまして、歳出に占める割合は18.9％であります。前年度と比較いたしますと333万3,000円の増額であります。増額の主なものは、衆議院議員選挙執行に係る経費及び町税還付事業の償還金利子及び割引料であります。

次に、3款民生費ですが、決算額は18億6,236万9,000円でありまして、歳出に占める割合は29.1％であります。前年度と比較いたしますと2億9,051万9,000円の増額であります。増額の主なものは、保育所緊急整備補助金、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療保険事業の負担金等であります。

次に、4款衛生費ですが、決算額は5億4,316万2,000円でありまして、前年度と比較いたしますと6,555万7,000円の増額であります。増額の主なものは、小川赤十字病院建て替え建設負担金、予防接種医師委託料等であります。

次に、6款農林水産業費ですが、決算額は1億1,689万6,000円で、前年度と比較いたしますと2,020万8,000円の増額であります。増額の主なものは、農業者支援事業の補助金及び川のまると再生事業の委託料等であります。

次に、7款商工費ですが、決算額は5,509万4,000円で、前年度と比較いたしますと1,107万1,000円の減額であります。減額の主なものは、住宅リフォーム補助事業の補助金、工業総務事業の委託料及び工事請負費等であります。

次に、8款土木費ですが、決算額は7億8,460万2,000円でありまして、歳出に占める割合は12.3％で、前年度と比較いたしますと2,506万8,000円の減額であります。増減額の主なものは、武蔵嵐山駅東西連絡通路塗装修繕工事の負担金、下水道事業特別会計繰出金及び川のまると再生事業の増加、平沢土地区画整理事業補助金、幹線道路整備事業及び道路修繕事業等の減額であります。

次に、9款消防費ですが、決算額は3億2,461万3,000円でありまして、前年度と比較いたしますと1,536万2,000円の減額であります。減額の主なものは、一部事務組合の常備消防及び非常備消防負担金等であります。

次に、10款教育費であります。決算額は7億5,627万3,000円でありまして、歳出に占める割合は11.8%で、前年度と比較いたしますと1億7,104万1,000円の増額であります。増額の主なものは、小中学校、幼稚園の空調設備工事費及び小中学校のエレベーター安全装置取付工事等であります。

次に、12款公債費であります。決算額は6億4,361万1,000円でありまして、歳出に占める割合は10.1%、前年度と比較いたしますと3,380万3,000円の減額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は100.9%、また歳出予算の執行率は96.3%でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。決算書の14ページ、15ページをごらんください。

1款町税ですが、1項町民税の1目個人現年課税分の収入済額は8億4,510万3,545円で、前年度と比較いたしますと627万4,736円の減額となりました。2目法人の現年課税分の収入済額は2億9,278万1,800円で、前年度と比較いたしますと569万8,100円の増額となりました。

2項1目固定資産税の現年課税分の収入済額は14億4,603万5,790円で、前年度と比較しますと502万1,460円の増額となりました。

3項1目軽自動車税の現年課税分の収入済額は3,564万2,200円で、前年度と比較しますと129万8,000円の増額となりました。

4項1目町たばこ税の収入済額は1億3,288万4,552円で、832万3,817円の減額となりました。

18、19ページをお願いします。下段になります。10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税は6億5,469万8,000円で、前年度と比較しますと801万9,000円の増額、特別交付税は1億1,423万3,000円で508万5,000円の増額となりました。

26、27ページをお願いします。中段になります。14款国庫支出金の2項1目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の臨時福祉給付金事業費補助金3,458万5,000円及び同事務費補助金380万4,000円、またその下にあります、3節児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付金事業補助金1,778万円及び同事務費補助金130万円は、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者及び子育て世帯に対し、暫定的、臨時的な措置として交付されたものであります。

28、29ページをお願いします。一番上の行にあります。2項2目衛生費国庫補助金の2節清掃費補助金の災害廃棄物処理事業費補助金143万8,000円は、昨年2月の大雪災害に係る廃棄物処理事業に交付されたものであります。

4目教育費国庫補助金の1節教育費補助金の学校施設環境改善交付金905万3,000円は、玉ノ岡中学校を除く各小中学校のエレベーター安全装置取付工事に対し交付されたものであります。また、その下にあります繰越明許分4,328万3,000円は、各小中学校の普通教室等空調設備工事に対し交付されたものであります。

3節社会教育費補助金の文化財保存事業費補助金2,657万円は、杉山城址公有化事業への補助金であります。

5目総務費国庫補助金の1節総務費補助金の2がんばる地域交付金1,656万9,000円は、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図るためのもので、庁舎自動火災報知設備工事、町道2—13号側溝整備工事及び嵐山幼稚園グラウンド整備工事等に交付されたものであります。

3、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）2,237万9,000円は、地域限定プレミアム付商品券発行事業に交付されたものであります。

4、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）2,287万5,000円は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略の策定に先行して、地方版総合戦略に位置づけられる見込みの事業に交付されたもので、地方版総合戦略策定事業、小中一貫教育推進事業及び予防接種事業に交付されたものであります。

32、33ページをお願いします。15款県支出金の2項2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の4特別保育事業補助金1億4,422万8,000円には、保育所緊急整備事業補助金として1億1,503万7,000円、地域子育て支援拠点緊急整備事業費補助金として648万円が含まれております。

4目農林水産業費県補助金の2節農業振興費補助金の5経営体育成条件整備事業補助金1,291万8,037円は、昨年2月の大雪により被害を受けた農業経営者に対し、施設等の復旧・再建に要する経費を補助するために交付されたものであります。

3節農地費補助金の2震災対策農業水利施設整備事業補助金989万2,800円は、農村地域防災減災事業ため池耐震点検調査業務委託のために交付されたものであります。

4節ふるさと創造資金の地域づくり提案事業費補助金183万円と、次ページ上段の

6 目土木費県補助金の 1 節ふるさと創造資金1,017万円は、川のまると再生事業のために交付されたものであります。

8 目労働費県補助金の 1 節労働費補助金の 1 緊急雇用創出基金市町村事業費補助金 394万3,535円は、税務課徴収事業の嵐山町コールセンター業入職促進・人材育成事業業務委託に必要な経費として交付されたものであります。

44、45ページをお願いします。20款諸収入、5 項 3 目雑入の 8 節雑入ですが、備考欄の下から 4 行目、3 財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,787万8,000円は、サマージャンボ宝くじ及びオートムジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、図書館管理事業に充てたものであります。

46、47ページをお願いします。備考欄の一番上にあります、4 自治総合センターコミュニティ事業助成金860万円は、フィットネス21パーク健康遊具設置工事に必要な経費として交付されたものであります。

続きまして、歳出ですが、66、67ページをお願いします。備考欄の上から 2 行目になります、2 款総務費、1 項 4 目財産管理費の庁舎管理事業の 6 修繕料761万 4 円では、熱源制御機器交換工事及び区分開閉器修繕等を実施したものであります。

同じページの中段にあります、15工事請負費1,440万4,605円では、庁舎自動火災報知設備整備工事等を実施しました。

68、69ページをお願いします。備考欄の中段にあります、05普通財産管理事業の15工事請負費351万9,720円では、広野マレットゴルフ場整備工事を実施しました。

72、73ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。6 目企画費の 9 子育て世帯等転入奨励事業の19負担金補助及び交付金の 2 子育て世帯等転入奨励金 180万円は、7 世帯に交付し、22人の転入がありました。

92、93ページをお願いします。備考欄の中段より少し下にあります、2 款総務費、4 項 3 目衆議院議員選挙の01衆議院議員選挙執行事業855万3,543円は、昨年12月執行の第47回衆議院議員選挙にかかった費用であります。

104、105ページをお願いします。3 款民生費になります。備考欄の中段、1 項 1 目社会福祉総務費の19臨時福祉給付金事業の19負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金は3,447万円でした。

106、107ページをお願いします。備考欄の中段より少し下、2 目老人福祉費の02介護保険関連施設やすらぎ管理事業の15工事請負費754万896円では、生き生きふれあい

プラザやすらぎ浴室等改修工事等を実施しました。

110、111ページをお願いします。備考欄の下段、02介護保険総務事業の13委託料の12第6期介護保険事業計画策定委託料は199万8,000円でした。

116、117ページをお願いします。備考欄の中段になります、2項1目児童福祉総務費の02児童福祉総務事業の13委託料の12子ども子育て支援事業計画策定業務委託料は130万2,000円であります。

同じページの下段になります。05こども医療費給付事業の20扶助費のこども医療費給付金は3,782万6,364円で、登録者数は、乳児医療費が792人、こども医療費が1,124人でした。

118、119ページをお願いします。備考欄の中段になります、09子育て支援拠点整備事業の15工事請負費は1,553万6,880円で、地域子育て支援拠点建築工事を実施しました。

その下になりますが、2目児童措置費の01児童手当・特例給付支給事業の20扶助費、5児童手当は2億5,024万円で、延べ児童数は2万2,613人でありました。また、7特例給付は358万円で、延べ児童数は716人でありました。

120、121ページをお願いします。備考欄の上段になります、02子育て世帯臨時特例給付金事業の19負担金補助及び交付金の2子育て世帯臨時特例給付金は1,778万円でした。

同じページの下段になります、3目保育所費01保育所保育事業の19負担金補助及び交付金の保育所緊急整備事業補助金は1億2,989万1,954円で、町内保育園の移転に関する補助金であります。

128、129ページをお願いします。4款衛生費になります。備考欄の1行目にあります、1項1目保健衛生総務費の小川赤十字病院建替建設負担事業の小川赤十字病院建替建設負担金は、3,708万5,000円であります。

同じページの中段になります、2目予防費の01予防接種事業の13委託料の予防接種医師委託料は4,588万3,935円で、接種人数が6,376人でした。

132、133ページをお願いします。備考欄の下段、4目環境衛生費の09地球温暖化防止事業の太陽光発電・高効率給湯器設置補助金は305万円で、該当者は82件でした。

142、143ページをお願いします。6款農林水産業費になります。1項3目農業振興費の02農業支援者事業、備考欄の中段、19負担金補助及び交付金の一番下、2経営体

育成条件整備事業補助金は1,714万4,981円で、該当者は13件でした。

144、145ページをお願いします。備考欄の下段になります、5目農地費の02農業施設整備事業の13委託料の2測量設計委託料989万2,800円は、3カ所のため池耐震点検調査を実施したものであります。

158、159ページをお願いします。8款土木費になります。備考欄の中段より少し上になります、1項5目橋りょう維持費の13委託料の12橋りょう耐震調査・診断業務委託料は420万6,600円で、9本の橋について実施しました。また、その下の橋りょう点検業務委託料は678万9,960円で、22本の橋について点検を実施しました。

同じページの一番下になります、3項1目都市計画総務費の02都市計画総務事業の13委託料、都市計画マスタープラン改定業務委託料は375万8,400円であります。

160、161ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります、3項1目都市計画総務費の04武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業の19東西連絡通路塗装修繕工事等負担金は5,638万2,480円であります。

164、165ページをお願いします。備考欄の中段になります、5目公園費の03自然緑地管理活用事業の17公有財産購入費の土地購入費548万3,121円は、大平山山頂公園の用地を購入したものであります。

166、167ページをお願いします。備考欄の中段になります、07川のまると再生事業の13委託料の測量設計委託料は1,106万4,339円で、今年度の工事請負費は972万5,400円であります。

172、173ページをお願いします。10款の教育費になります。備考欄の中段になります、1項2目事務局費の03教育委員会事務局総務事業の11需用費の1消耗品148万809円では、中学生の自転車通学用ヘルメットを購入し、金額は134万280円でした。

○青柳賢治議長 課長、細部説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は、午後13時30分とさせていただきます。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時29分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内田会計管理者兼会計課長の細部説明を続行いたします。

○内田 勝会計管理者兼会計課長 それでは、午前中に引き続きまして、認定第1号

平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明をさせていただきます。

決算書の176、177ページをお願いします。備考欄の下段になります、14小中学校学年費補助事業の20扶助費の小中学校学年費補助費は1,788万円で、小学生828人、中学生480人、合計1,308人に交付したものであります。

188、189ページをお願いします。備考欄の上段になります。2項1目学校管理費の06小学校施設改修事業の15工事請負費2,229万6,600円では、各小学校のエレベーター安全装置取付工事等を実施しました。その下の繰越明許の1億2,504万1,320円は、各小学校の普通教室等空調設備工事及び志賀小学校下水道整備工事を実施したものであります。

196、197ページをお願いします。備考欄の中段より少し上になります。3項1目学校管理費の05中学校施設改修事業の15工事請負費994万5,720円では、菅谷中学校のエレベーター安全装置取付工事等を実施しました。また、その下の繰越明許の5,784万2,640円は、菅谷、玉ノ岡両中学校の普通教室等空調設備工事を実施したものであります。

202、203ページをお願いします。備考欄の1行目になります。4項1目幼稚園管理費の04嵐山幼稚園改修事業の15工事請負費801万9,000円では、幼稚園遊戯室空調設備工事、グラウンド整備工事及び給水管布設替え工事等を実施したものであります。

212、213ページをお願いします。備考欄の1行目になります。5項3目文化財保護費の05杉山城跡整備事業の17公有財産購入費は3,257万6,000円で、杉山城跡の公有化を図るもので、3万2,576平方メートルの土地を購入したものであります。

続きまして、347ページをお願いします。財産に関する調書ですが、1公有財産の（1）土地及び建物ですが、土地の決算年度末残高は、行政財産・普通財産を合わせて105万1,555平方メートル、建物につきましては、行政財産・普通財産を合わせて5万1,840平方メートルでした。

下段の表の行政財産で、数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。まず、土地ですが、その他の施設の3万1,932平方メートルの増は、杉山城跡の公有地化によりまして3万2,576平方メートル、鎌形野球場用地の購入により625平方メートルの増、生き生きふれあいプラザなごみを嵐山町社会福祉協議会に貸し付けたことによりまして、行政財産から普通財産に変更になるもので、1,269平方メートルの減と

なるものであります。

建物につきましては、その他の施設の建物の非木造335平方メートルの減は、土地と同様に生き生きふれあいプラザなごみを嵐山町社会福祉協議会に貸し付けたことによりまして、行政財産から普通財産に変更になるもので、474平方メートルの減、ステーションアイプラザのふれあいゾーンを嵐丸広場に変更したことによりまして、普通財産から行政財産に変更となるもので、139平方メートルの増であります。

次のページをお願いします。中段の普通財産の表をごらんください。土地ですが、宅地の1,269平方メートルの増は、なごみが行政財産から普通財産に変更になったものであります。山林の1万453平方メートルの増は、大平山山頂公園の用地購入により9,969平方メートルと、それから3件の寄附がございまして、大字平沢の土地147平方メートル、大字菅谷の土地3平方メートル及び大字広野の土地334平方メートルによる増であります。雑種地の115平方メートルの減は、大字千手堂の土地50平方メートルを払い下げたことによるものであります。

建物の非木造335平方メートルの増は、生き生きふれあいプラザなごみ関係で、行政財産から普通財産に変更となったものであります。

次のページをお願いします。(2) 出資による権利でございますが、年度中の変更はございません。

350、351ページをお願いします。2物品でございます。金額が50万円以上のものを掲載してあります。自動車や認証複合機等に変更がございました。ご高覧願います。

次のページをお願いします。3基金の状況でございます。積立基金は、それぞれ取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は、9基金で7億3,073万3,000円となりました。また、定額基金は5基金で、決算年度末現在高は現金6,659万8,000円、貸付金2,637万2,000円となりました。また、土地につきましては1,231.81平方メートルとなりました。

定額基金の運用状況につきましては、別に配布いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の詳細につきましては、平成26年度主要な施策の説明書をご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○青柳賢治議長 続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の236、237ページをお開きください。歳入でございますが、1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせて、収入済額4億6,894万9,979円でありました。

次の2款使用料及び手数料は、説明を省略させていただきます。

238、239ページをお開きください。次に、3款国庫支出金は、収入済額4億3,065万7,410円でありました。内訳といたしまして、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、収入済額3億3,652万1,203円が交付されました。これは、療養給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用として、国負担分が交付されたものであります。

2目高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額841万3,207円が交付されました。

3目特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に対して、対象経費の3分の1に相当する額233万4,000円が交付されました。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、保険者の財政力の不均衡を調整するために、収入済額8,313万円が交付されたものであります。

また、2目災害臨時特例補助金は、収入済額25万9,000円が交付されました。これは、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している2世帯の保険税の減免・一部負担金の免除の特例措置に対して、国の予算の範囲内で、その額の10分の8が交付されたものでございます。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額1億1,699万8,000円が交付されました。これは、退職被保険者等に係る医療給付に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

240、241ページをお開きください。次に、5款前期高齢者交付金は、収入済額6億

7,996万9,889円が交付されました。これは、全国平均の前期高齢者加入率14%を基準にいたしまして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものであります。なお、町の前期高齢者加入率は、平成26年度末現在で45.2%となっております。

6 款県支出金ですが、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額841万3,207円が交付されました。

2 目の特定健康診査等負担金も、国庫負担金と同額の233万4,000円が県負担分として交付されたものでございます。

2 項県補助金、1 目第一号県調整交付金は、収入済額7,505万2,000円が交付されました。

また、2 目第二号県調整交付金は、収入済額5,669万2,000円が交付されました。こちらにつきましては、人間ドック等検診費用、レセプト点検、定率国庫負担の2%相当分及び徴収評価等に対し交付されたものでございます。

次に、7 款共同事業交付金、1 項1 目共同事業交付金は、収入済額7,475万8,702円が交付されました。こちらにつきましては、レセプト1 件80万円を超える高額療養費について、対象件数191件分に対し、当該超える額の100分の59に相当する額が交付されたもの、及びレセプト1 件420万円以上の超高額医療費について、対象件数10件分に対し、200万円を超える額を対象に被保険者割が交付されたものであります。

242、243ページをお開きください。2 目の保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額2 億1,624万6,577円が交付されました。これは、1 件10万円を超えるレセプトのうち、自己負担相当分の8 万円以上から高額医療共同事業の80万円までの医療費の合計額の100分の59に相当する額が交付されたもので、対象件数は1,826件であります。

8 款財産収入は、説明を省略させていただきます。

次に、9 款繰入金ですが、1 項1 目一般会計繰入金は、収入済額9,643万6,000円であります。この内訳といたしましては、1 節の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険税の軽減相当額が、2 節の出産育児一時金繰入金は、支給基準額の3分の2に相当する額が、3 節の国保財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化、国保税負担の平準化に資するために交付税措置された額が、4 節のその他の繰入金は、事務費や保険事業に要する経費及び歳入不足見込み分が、そして5 節の保険基盤安定繰入

金は、保険税軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額が、それぞれ繰り入れられたものでございます。

2 項基金繰入金につきましては、保険給付費支払準備基金より1,000万円を繰り入れしております。

244、245ページをお開きください。次に、10款繰越金は、収入済額5,602万6,163円であります。1 目療養給付費交付金繰越金720万6,085円は、療養給付費交付金の確定に伴う返還金分で、2 目その他繰越金4,882万78円は前年度繰越金でございます。

次の11款諸収入は、説明を省略させていただきます。

246、247ページをお開きください。

以上、歳入合計でございますが、予算現額は22億1,393万2,000円で、調定額24億651万1,058円に対しまして、収入済額は22億9,502万9,234円で、不納欠損額1,178万5,829円、収入未済額は9,969万5,995円でありました。

248、249ページをお開きください。次に、歳出でございますが、1 款総務費は支出済額732万6,157円で、これは人件費、事務執行経費等でございます。

250、251ページをお開きください。2 款保険給付費は、支出済額14億9,453万1,377円であります。内訳といたしまして、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は11億9,464万2,207円で、前年度比較 1 億638万4,074円、率にいたしまして9.8%の増額となっており、2 目退職被保険者等療養給付費は、支出済額8,421万9,260円で、前年度比較686万7,621円、率にいたしまして7.5%の減額となっております。

次の 3 目一般被保険者療養費は、支出済額1,721万4,369円で、前年度比較162万920円の増額、4 目退職被保険者等療養費は、支出済額125万7,387円、5 目審査支払手数料は、支出済額278万3,661円で、前年度と比較すると、どちらも減額となっております。

次に、2 項高額療養費は、支出済額 1 億8,579万1,763円であります。支払い件数は、一般被保険者分2,456件、退職被保険者分95件であり、前年度と比較し、一般被保険者は件数、金額ともに増加しておりますが、退職被保険者分は件数は減少しており、金額は増額となっております。

次に、252ページ、253ページをお開きください。4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は、支出済額が672万円、件数は16件で前年度と同様でございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費は、支出済額190万円、件数は38件で、前年度に対し 3 件増加しております。

次に、3款後期高齢者支援金等ですが、254、255ページをお開きください。1項1目後期高齢者支援金は、支出済額2億9,058万7,042円であります。これは、後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費のうち4割を現役世代の保険税から拠出するもので、被保険者数1人当たりの負担額等により算出された額を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

次に、4款前期高齢者納付金等及び5款老人保健拠出金は、国から示された算定方法に基づき計算されまして、その確定した額を社会保険診療報酬支払基金へお支払いしたものであります。

次に、6款介護納付金は、支出済額1億2,045万3,071円で、同じく社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

256、257ページをお開きください。次に、7款共同事業拠出金は、支出済額2億1,996万8,555円であります。この制度には、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の2事業がありまして、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件当たりの医療費が一定金額を超えるものを対象とし、その一定割合を埼玉県国保連合会へ拠出したものでございます。

次に、8款保健事業費は、支出済額2,726万4,591円であります。

1項1目疾病予防費は、支出済額1,489万1,651円で、内容につきましては、人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の健診委託料が主なものでございます。

続きまして、258、259ページをお開きください。2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、1,152万5,440円であります。特定健康診査の受診結果でございますが、平成26年度の目標率45%に対し、実施率は人間ドック等の受診者も含めまして35.3%でございました。

次に、9款基金積立金は、保険給付費支払準備基金へ2,490円の積み立てを行いました。基金の26年度末現在高は180万4,192円となっております。

10款公債費につきましては、説明を省略させていただきます。

260、261ページをお開きください。11款諸支出金、1項3目償還金につきましては、支出済額867万1,636円で、平成25年度分の療養給付費等負担金返還金及び退職者医療療養給付費等交付金返還金でございます。

12款予備費は、説明を省略させていただきます。

以上、歳出合計ですが、予算現額22億1,393万2,000円に対しまして、支出済額は21億

7,090万357円で、不用額は4,303万1,643円でございます。

262ページをお開きください。こちらは実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は1億2,412万8,877円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の270、271ページをお開きください。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億2,869万9,840円であります。収納率は、特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.57%でありました。また、平成26年度末現在の被保険者数は2,223人で、前年度と比較いたしまして59人、率にいたしまして2.7%増加しております。

2款使用料及び手数料及び3款寄附金は、説明を省略させていただきます。

次に、4款繰入金は、収入済額3,390万5,000円で、一般会計から事務費分及び低所得者等の保険料軽減分といたしまして、県と町負担分を合わせた保険基盤安定分を繰り入れしております。

次に、5款繰越金は、収入済額293万9,610円で、内容は前年度繰越金でございます。

272、273ページをお開きください。6款諸収入は、説明を省略させていただきます。

以上、歳入合計でございますが、予算現額は1億6,980万8,000円で、調定額1億6,596万9,852円に対しまして、収入済額は1億6,562万7,702円、不納欠損額9,970円、収入未済額は33万2,180円ございました。

274、275ページをお開きください。歳出でございますが、1款総務費は支出済額53万1,158円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億6,219万2,392円で、こちらにつきましては、徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものでございます。

次の3款諸支出金及び4款予備費は、説明を省略させていただきます。

276、277ページをお開きください。歳出合計につきましては、予算現額1億6,980万8,000円に対し、支出済額は1億6,280万4,130円で、不用額は700万3,870円でございます。

次に、278ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3の

歳入歳出差引額は282万3,572円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

山下長寿生きが課長。

〔山下次男長寿生きが課長登壇〕

○山下次男長寿生きが課長 それでは、認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部につきましてご説明申し上げます。

決算書の290、291ページをお開きください。事項別明細書の歳入、1款保険料ですが、調定額2億5,651万1,003円に対し、収入済額2億4,589万4,298円、不納欠損額246万274円、収入未済額815万6,431円となり、歳入決算額に占める割合は22.2%となっております。収納率は95.86%で、前年度比1.72ポイント増加しております。

次に、3款国庫支出金ですが、収入済額は2億402万5,074円で、このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として1億8,337万8,204円交付されております。

2項国庫補助金の1目調整交付金については、後期高齢者の比率や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成26年度調整基準標準給付費の1.65%、1,572万9,000円が交付されたものであります。

292、293ページをお願いいたします。4目介護保険災害臨時特例補助金については、東日本大震災に係る避難指示区域から転入された方に対する介護保険料の減免措置に対して12万6,000円が交付されております。

次に、4款支払基金交付金ですが、収入済額2億7,637万7,000円で、これは第2号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から平成26年度の標準給付費及び介護予防事業費の29%が交付されたものであります。

次に、5款県支出金の収入済額1億4,202万6,045円については、1項の県負担金として、介護給付費の定率負担分1億3,963万110円、2項の県補助金として、地域支援事業の定率負担分239万5,935円が交付されております。

294、295ページをお願いいたします。7款繰入金ですが、収入済額は1億9,317万9,000円で、このうち1項の一般会計繰入金1億5,807万9,000円を介護給付費及び地域支援事業の定率町負担分として、それからその他一般会計負担分を繰り入れたもの

であります。

また、2項基金繰入金については、介護給付費の支払い金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から3,510万円を繰り入れたものでございます。

296、297ページをお願いいたします。8款繰越金については、4,351万6,171円を前年度から繰り越したものでございます。

298、299ページをお願いいたします。歳入合計ですが、予算現額12億286万4,000円、調定額11億1,605万1,403円に対しまして、収入済額は11億543万4,698円となっております。

300、301ページをお願いいたします。次に、歳出ですが、1款総務費は、支出済額1,348万6,927円で、事務執行に係る経費が主なものですが、そのうち3項介護認定審査会費の1,100万9,857円については、比企広域市町村圏組合への負担金及び主治医の意見書作成手数料等となっております。

302、303ページをお願いいたします。2款保険給付費は、支出済額9億4,502万4,892円で、前年比2,230万4,076円、2.3%の減となっており、歳出決算額の93%を占めております。

1項介護サービス等諸費のうち、1目の居宅介護サービス給付費4億768万8,449円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービス費用の9割を給付したもので、年度末現在332人の方が利用されました。

5目の施設介護サービス給付費については、支出済額が3億3,536万3,078円で、年度末現在115人の方が利用されております。

304、305ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額4,322万8,438円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用として、3,601件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものであります。

2項の介護予防サービス等諸費については、支出済額4,803万8,322円で、これは介護認定審査の結果、要支援1または2と判定された方に対し、状態の改善と悪化予防のためのサービスを提供したものであります。

306、307ページをお願いいたします。4項の高額介護サービス等費1,571万9,295円については、1割の利用者負担額が高額になった場合にサービス利用料を軽減する制度で、一定の負担額を超えた1,610件分について償還払いで交付したものであります。

次に、5項の高額医療合算介護サービス等費256万2,495円については、医療保険の

一部負担金と介護保険の利用者負担の1年間の総額が一定額を超えた81件分について、償還払いで交付したものであります。

308、309ページをお願いいたします。6項の特定入所者介護サービス等費3,359万7,550円については、介護保険施設等における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分について、1,515件分を給付したものであります。

次に、3款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費309万3,462円については、要介護状態となるおそれの高い二次予防事業対象者を把握するために要した経費と介護予防のための「元気はつらつ体操教室」等を行ったものであります。

310、311ページをお願いいたします。2目の一次予防事業費701万7,513円については、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、介護予防についての教室などを実施したものであります。町では多様な事業を実施しておりますが、平成26年度から、シニアいきいきステップアップ講座を卒業された方々が自主的にグループをつくり活動を行うようになりました。

314、315ページをお願いいたします。2項の包括的支援事業・任意事業費403万7,622円ですが、316ページの5目任意事業費の中で行っております配食サービス事業及び高齢者見守りのための事業費が主なものであります。

次に、4款基金積立金ですが、1項1目介護保険介護給付費支払準備基金積立金として2,692万9,948円を積み立てました。これにより平成26年度末の基金残高は、1億2,259万5,470円となっております。

318、319ページをお願いいたします。次に、5款諸支出金につきましては、支出済額1,711万9,568円であります。内訳として主なものは、1項2目償還金で、平成25年度決算に伴う国・県及び診療報酬支払基金への返還金549万8,120円と、2項繰出金で一般会計への繰出金1,128万3,648円でございます。

歳出合計は、予算現額12億286万4,000円に対しまして、支出済額は10億1,670万9,932円、不用額は1億8,615万4,068円で、執行率は84.5%でありました。

320ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は8,872万4,766円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算について、細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして細部説明をさせていただきます。

最初に、主要な施策の説明書207ページをお願いいたします。207ページ、事業の概要でございます。平成26年度末現在の整備状況でございます。全体計画面積でございますが、418ヘクタールで変更がありません。認可計画面積及び処理区域面積につきましても変更がありません。

行政人口でございますが、1万8,241人となり、前年度より45人の減でございます。全体計画人口ですが、1万6,000人につきましては変更がありません。

処理区域内人口につきましては1万1,928人となり、前年度より81人の増でございます。

水洗化人口でございますが、9,931人で、前年度より226人の増となっております。

人口普及率につきましては65.4%となりました。

面積普及率につきましては、71%で変更ございません。

水洗化率につきましては83.3%となり、前年度より1.4%の増となっております。

以上が、平成26年度末の整備状況でございます。

それでは、決算書の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

決算書の328、329ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金でございますが、収入済額は654万5,000円でございます。受益者分担金として、浄化槽事業費の1割相当額を分担金として納付されたものでございます。

次に、2項1目下水道事業負担金の収入済額は919万4,710円でございます。公共下水道区域において接続可能となった区域に対し、賦課対象面積に応じて負担をお願いしている負担金でございます。平成26年度新たに賦課をした地区につきましては、川島地区の一部などでございます。

第2款使用料及び手数料の1項1目下水道使用料の収入済額につきましては、2億1,983万7,050円でございます。

使用者戸数につきましては4,383戸で、前年度より383戸の増となっております。

現年度賦課分の収納率でございますが、95.9%でございます。

不納欠損額につきましては20万778円でございます。

地方自治法第236条第1項の規定による金銭債務の消滅時効として処理したものでございます。

次に、1項2目浄化槽使用料の収入済額は1,348万8,468円となりました。現年度賦課分の収納率につきましては、99.6%でございます。町管理型浄化槽整備推進事業による平成26年度末の町管理浄化槽件数につきましては、寄附浄化槽を含めまして492基でございます。

次に、第3款国庫支出金の1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金でございますが、2,947万8,000円でございます。単独浄化槽から合併浄化槽への転換、くみ取りトイレから合併浄化槽への転換等、設置された浄化槽に対して補助されたものでございます。補助対象基数につきましては62基でございます。

330ページ、331ページをお願いいたします。第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業費補助金でございますが、収入済額が1,084万9,000円でございます。浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取りトイレの撤去費に対して、それぞれ限度額を設けて補助されたものでございます。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、2億4,587万2,000円でございます。

第6款繰越金、前年度繰越金でございますが、2,039万4,933円でございます。

第7款繰収入につきましては、説明を省略させていただきます。

332、333ページをお願いいたします。第8款町債1項1目下水道事業債ですが、4,270万円でございます。前年度実績と比較しまして4,080万円の減となっております。

歳入合計でございますが、予算現額6億1,952万円に対し、収入済額5億9,873万80円でございます。

334、335ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項1目一般管理費の支出済額ですが、2,784万1,122円でございます。主な支出の内容は、下水道事業実施に要する人件費などでございます。

336ページ、337ページをお願いいたします。第2項公共下水道事業費、1目建設事業費の支出済額でございますが、2,160万344円でございます。1目建設事業費の13節委託料は500万400円でございます。内容は、下水道事業認可変更設計委託料として、認可期間の延長に必要な資料作成などでございます。

1 目建設事業費の15節工事請負費でございますが、176万7,960円でございます。内容につきましては、川島地内の下水管渠の布設工事の費用でございます。管渠の布設延長は約22.9メートルでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、市野川流域下水道事業建設負担金としまして1,483万1,984円の支出をしたものでございます。内容は、3号主ポンプ増設実施設計業務委託、散気装置設備改築工事、長寿命化計画策定業務委託等、事業の費用に対しまして負担をしたものでございます。

2 目維持管理費の支出済額でございますが、1億3,892万9,802円でございます。そのうち11節需用費の光熱水費につきましては、マンホールポンプの電気料でございます。13節委託料ですが、公共下水道マンホールポンプ清掃委託料ほか3事業の委託費用でございます。15節工事請負費におきましては、花見台工業団地公共ます等修繕工事を含めて5件の工事を実施しております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、338、339ページをお願いいたします。負担金のうち市野川流域維持管理負担金としまして、1億1,765万7,397円の支出をしたものでございます。

第2款浄化槽事業費の支出済額は1億1,523万3,547円でございます。

340ページ、341ページをお願いいたします。第2項浄化槽事業費、1目建設事業費の支出済額でございますが、8,187万4,000円の支出でございます。町管理型浄化槽整備推進事業実施に伴いまして、17節公有財産購入費でございますが、買い取りした浄化槽62基分の費用として6,585万5,000円でございます。19節負担金補助及び交付金の支出済額につきましては、1,601万9,000円で、内容につきましては浄化槽配管費への補助及び既設浄化槽の撤去費に対しまして補助した額でございます。

2 目維持管理費の13節委託料でございますが、町が管理する浄化槽の保守管理委託料としまして904基、1,387万3,835円の支出をしたものでございます。また、浄化槽の清掃委託料としまして340基分、1,327万8,168円の支出をしたものでございます。それから、浄化槽使用料徴収委託料としまして41万4,936円につきましては、延べ1,921件分でございます。

第3款公債費ですが、1項公債費、元金及び利子の合計償還額でございますが、2億6,367万3,669円でございます。平成26年度末の公債費現在額でございますが、29億5,440万493円でございます。

342、343ページをお願いいたします。歳出合計でございますが、予算現額6億1,952万円に対しまして、支出済額が5億6,727万8,484円となりました。前年度の支出済額と比較しまして、6,049万9,419円の減となっております。

以上で、認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定につきまして細部説明をさせていただきます。

業務の事業量の説明につきましては、省略をさせていただきます。

決算書の356ページ、357ページをお願いいたします。平成26年度嵐山町水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款事業収益ですが、決算額が5億4,378万4,713円でございます。

第1項営業収益ですが、内容は、水道料金、加入金の収入が4億9,677万9,704円でございます。営業収益ですが、前年度と比較し307万6,706円の減額となっております。

次に、第2項営業外収益ですが、4,678万7,009円でございます。

第2項特別利益ですが、貸倒引当金の戻入として21万8,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額が4億6,662万2,562円でございます。第1項営業費用の決算額でございますが、4億2,784万249円でございます。地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額が1,264万6,800円でございます。

第2項営業外費用につきましては、1,455万1,345円でございます。

次に、第3項特別損失でございますが、2,423万968円でございます。この内容は、新会計基準に基づく不納欠損及びその他特別損失としまして、手当等、法定福利費、退職給付費に対し関係する引当額でございます。

第4項予備費につきましては支出がございません。

次に、358ページ、359ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入の決算額につきましては1,648万8,240円でございます。うち第1項負担金は148万8,240円、第2項補助金は1,500万円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額ですが、2億5,848万7,241円でございます。地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額が1,019万3,040円でございます。

第1項建設改良費の決算額につきましては、2億3,260万2,045円ございまして、

翌年度繰越額1,019万3,040円の内容につきましては、第1浄水場の敷地内に建設をしました給水タンク格納庫改築工事に要した費用でございます。給水タンク格納庫につきましては、使用材料の特注品の納品に期間を必要としたことから、工期の延長を行ったことにより繰り越してございます。

第2項企業債償還金でございますが、2,588万5,196円でございます。前年度の決算額と比較しまして91万3,421円の増となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額1,648万8,240円が資本的支出額2億5,848万7,241円に対しまして、不足する額2億4,199万9,001円は、減債積立金2,580万円、建設改良積立金3,444万円、過年度損益勘定留保資金1億6,522万7,721円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,653万1,280円で補填をさせていただいたものでございます。

361ページをお願いいたします。水道事業損益計算書でございます。この金額につきましては、税抜きで表示をしております。

1、営業収益ですが、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益までの営業収益合計額が4億6,206万9,940円となりました。

次に、2番、営業費用ですが、(1)の原水及び浄水費から(6)の資産減耗費までの営業費用合計額としまして4億1,398万6,829円となりました。営業利益は4,808万3,111円となりました。

3、営業外収益でございますが、(1)受取利息及び配当金から(3)雑収益までの営業外収益合計額が4,672万7,615円となりました。

4、営業外費用ですが、(1)支払利息及び(2)雑支出の合計額が1,125万9,745円となりました。

3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は3,546万7,870円となりまして、経常利益としましては8,355万981円となりました。

5、特別利益ですが、その他特別利益としまして、貸倒引当金の戻入額21万8,000円でございます。

6、特別損失ですが、(1)過年度損益修正損と(2)その他特別損失の合計額としまして2,417万3,572円でございます。

5、特別利益と6、特別損失との差額につきましては、三角の2,395万5,572円となります。経常利益8,355万981円から特別損失2,395万5,572円を引きまして、当年度純

利益としましては5,959万5,409円となり、前年度の当年度純利益額と比較しますと、1,464万3,586円の減となりました。

次に、前年度繰越利益剰余金は5万8,134円でございます。会計基準の変更により、その他未処分利益剰余金変動額につきましては10億856万5,978円となります。その結果、当年度未処分利益剰余金につきましては、10億6,821万9,521円となりました。

次に、362、363ページをお願いいたします。嵐山町水道事業剰余金計算書でございますが、平成26年度に変動のあるところにつきましてご説明をします。

剰余金計算書の表の中段ほどに当年度変動額の行があるかと思いますが、この行の変動額を中心にご説明を申し上げます。

資本金のうち自己資本金でございますが、当年度残高につきましては変更がありません。

次に、借入資本金は、当年度の変動額が3億155万9,774円の減でございます。内容は、会計制度の変更に伴うものでございます。借入資本金の当年度末残高はゼロ円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金においては、受贈財産評価額から国庫補助金まで全てにおいて変動があるものでございます。内容は、会計制度の変更に伴うものでございます。

資本剰余金合計の欄でございますが、当年度変動額が三角の18億1,359万5,206円でございます。資本剰余金の合計の当年度末残高でございますが、2億3,376万124円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本金的収入及び支出のところで補填をしております。その額が減債積立金は2,580万円、建設改良積立金は3,440万円でございます。減債積立金の当年度末残高は1億3,440万円、それから建設改良積立金の当年度末残高につきましては7,370万円でございます。

次に、未処分利益剰余金の当年度末変動額でございますが、10億6,816万1,387円でございます。未処分利益剰余金の当年度末残高につきましては、10億6,821万9,521円となるものです。

利益剰余金合計の当年度末残高でございますが、12億7,631万9,521円でございます。次に、資本合計の当年度末残高でございますが、37億1,389万3,414円でございます。

続きまして、嵐山町水道事業剰余金処分計算書の案でございます。処分案につきましては、改めて議決をいただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高10億6,821万9,521円を減債積立金へ2,680万円、建設改良積立金へ3,280万円、自己資本金への組み入れとして10億856万5,978円、それぞれ積み立て、組み入れの処分をする案としておるものです。

364、365ページをお願いいたします。水道事業貸借対照表でございます。初めに、資産の部の固定資産でございますが、(1)有形固定資産のイの土地からりの建設仮勘定までの有形固定資産合計としましては、39億5,424万182円でございます。次に、無形固定資産は68万5,900円で、前年度と変動がございません。固定資産合計ですが、39億5,492万6,082円でございます。

続きまして、2、流動資産ですが、(1)の現金預金から(6)の前払金までの流動資産合計が14億1,879万3,942円でございます。資本合計でございますが、53億7,372万24円でございます。前年度の額と比較しますと5,818万1,864円の増となるものです。

次に、3ページの負債の部でございますが、3、固定負債ですが、(1)企業債から(3)引当金までの固定負債合計でございますが、5億7,601万3,725円となりました。

4、流動負債ですが、(1)企業債から(8)浄化槽使用料までの流動負債合計でございますが、2億4,607万9,811円でございます。

次に、5、繰延収益でございますが、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は8億3,773万3,074円でございます。負債合計としましては、16億5,982万6,610円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金につきましては、(1)固有資本金と(2)組入資本金の資本金合計が22億381万3,769円でございます。

7、剰余金のうち、(1)資本剰余金ですが、イ、受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計は2億3,376万124円でございます。

次に、(2)の利益剰余金ですが、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金の利益剰余金合計でございますが、12億7,631万9,521円でございます。

剰余金合計は15億1,007万9,645円となりました。資本合計は37億1,389万3,414円と

なりまして、負債資本合計は53億7,372万24円でございます。これが資産合計と合致をするものでございます。

次に、376ページをお願いいたします。平成26年度の重要契約につきまして記載しております。全体では24件になっております。

383ページをお願いいたします。383ページは企業債明細書でございます。企業債の未償還残高でございますが、計9口、平成26年度末未償還残高は2億7,567万4,578円となっております。

367ページからの決算附属書類につきましては、ご高覧をいただければと思います。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を14時50分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時53分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成26年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月22日から7月31日までの間、主に役場205会議室におきまして清水監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、決算審査に当たっての意見を述べさせていただきます。

平成26年度の我が国経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動による減少などにより大きく落ち込んだ以降、やや持ち直しの動きが見られるものの、そのペースは緩慢となっております。

アベノミクス始動後、長引く景気低迷からの回復の兆しを見せる一方、道半ばとも言われるデフレ脱却や経済成長と財政再建の両立に向けた第3の矢、成長戦略を柱とした潜在成長率の底上げなど、依然として課題も残されています。

そうした中で、嵐山町の財政については、前年と比べ、歳入の根幹をなす法人町民税、固定資産税及び軽自動車税は増収、個人町民税及びたばこ税は減収となり、結果として、町全体では約600万円の減収となりました。一方、平成26年度の地方交付税は7億6,893万1,000円で、前年度より約1,300万円の増額となりました。

平成26年度は政府の景気対策の効果もあり、緩やかな回復基調ではありますが、中小企業にとっては消費税率の段階的な引き上げや労働人口の減少、原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。

平成26年度の決算は、このような財政状況のもとで町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。各会計とも町の基本方針を示した第5次総合振興計画に沿い、町が置かれている状況を念頭に、自主財源の確保、経済対策関連予算の活用等、効果的な事業展開に組織を挙げ努力されたことに対し敬意を表する次第であります。

そうした大変努力されている中ですが、各課とも事業執行に当たっては、次の2点に留意され実施していただければと思います。

まず、1点目ですが、事業の全てではありませんが、事業は事業を執行することのみが目的ではないと考えます。執行した結果が本来の目標に結びついているかが重要です。

例えば健康いきいき課や長寿生きがい課、あるいは町民課の種々の医療予防の事業が医療費抑制にどう結びつくのか、あるいは税務課のコールセンター事業が収納率向上に反映されているかなど、難しい内容ではありますが、その視点に立っての事業執行を進めることを希望します。

続いて、2点目ですが、各事業の中で効果の結果をわかりやすくするために、具体的に数値の記入が可能なものは記入されるよう希望します。例えば各行政相談の相談件数、アライグマの捕獲数、国保保養所の利用者数、防災訓練の参加者数、町型浄化槽の設置数などなど、具体的な数値を記入されるよう希望いたします。それにより費用と効果の関係を把握できる場合もあると思われます。

以上、2点についてご検討お願いいたします。

水道事業につきましては、昨年度と比べ給水人口は減少し、年間総配水量も減少いたしました。総配水量や水道料金の引き上げによる収益の落ち込み等により、当年度純利益は昨年度に比べ減少したものの、約6,000万円が確保されております。

安定供給、安心安全な水道水、そして安価であることが、住みよい町として重要な点であると考えます。

今後も、設備の更新など計画的に実施し、これまで同様、水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

以上6会計についての審査結果をご報告いたしました。申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業であります。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望するものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、決算書の結果報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案6件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第15、議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長〕

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんください。平成26年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金当年度末残高10億6,821万9,521円のうち、議会の議決によります処分額としまして、10億6,816万5,978円の処分につきましてご提案させていただくものです。

議会の議決によります処分額の内訳としましては、自己資本金への組み入れとして10億856万5,978円、これを自己資本金へ組み入れる内容でございます。ほかに減債積立金への積み立てに2,680万円、建設改良積立金の積み立てに3,280万円積み立て処分をさせていただき、処分後の残高が5万3,543円とするものでございます。なお、この5万3,543円につきましては、繰越利益剰余金となるものでございます。

平成26年度から企業会計制度の変更がありまして、今まで資本剰余金に含まれていた資金を平成26年度決算において自己資本金に組み入れすることが今までと大きく異なる内容でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

本決算認定6件及び議案第48号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件及び議案第48号は、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定6件及び議案第48号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算認定6件及び議案第48号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○青柳賢治議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきまして、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時06分

再　　開　午後　３時３４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長　先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、松本美子議員、副委員長、森一人議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

松本美子決算審査特別委員長。

〔松本美子決算審査特別委員長登壇〕

○松本美子決算審査特別委員長　ご指名いただきました松本美子でございます。

決算審査特別委員会委員長に指名推選をいただき、委員長を務めることになりました。どうか皆様方のご協力をよろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時３５分

再　　開　午後　３時３６分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月１日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月１日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時36分)

平成 2 7 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

9 月 2 日 (水) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第 3 番議員	佐久間 孝 光 議員
第13番議員	渋谷 登美子 議員
第 6 番議員	畠 山 美 幸 議員
第 9 番議員	川 口 浩 史 議員

○出席議員（１３名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 長 島 邦 夫 議員
６番 畠 山 美 幸 議員	７番 吉 場 道 雄 議員
８番 河 井 勝 久 議員	９番 川 口 浩 史 議員
１０番 清 水 正 之 議員	１１番 安 藤 欣 男 議員
１２番 松 本 美 子 議員	１３番 渋 谷 登美子 議員
１４番 青 柳 賢 治 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
村 上 伸 二 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第3回定例会第3日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○青柳賢治議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

それでは、質問事項、プレミアムつき商品券の販売方法について、どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) 議席番号3番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

第1項目、1番、プレミアムつき商品券の販売方法について。平成27年7月12日に販売されましたプレミアムつき商品券は、事前に伝えられました販売開始時間10時よりもかなり早い段階で整理券がなくなるという事態になりました。国、県、町が一体となって進めたこの事業は、町民の関心を大いに高め、至るところでこのプレミアムつき商品券が話題となっておりました。このことは、大変ありがたいことだなというふうに思っております。町でも多くの事業を進めておりますけれども、これほど注目

を集める事業は少ないものと思っているからです。その点におきましては、大いに評価に値することであるというふうに思っております。

しかしながら、販売当日、またその後の町民の気持ちを伺うと、少し後味の悪いものとなってしまったのかなという点もあろうかと思えます。

(1) といったしまして、プレミアムつき商品券販売当日までの周知内容と時期は、またその周知方法はどのようなものであったのか。

(2) といったしまして、今回の商品券販売方法に対する町民の不満はどのようなものがあったのか、またその原因は何であると考えているのか。

(3) といったしまして、今後の対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

今回のプレミアムつき商品券は、町内の消費喚起及び経済の活性化を目的に実施したものであります。当商品券の周知の関係であります。商工会では5月の11日より、加盟店募集のお知らせを兼ね、ホームページでのPRを開始いたしました。6月には、販売日、プレミアム率、発行総額、購入限度額を掲載したものを町の広報及び新聞の折り込み広告でお知らせをし、あわせて、障害者及び要介護者の事前予約を可能とするお知らせをホームページにより告知を開始いたしました。7月には、販売日、プレミアム率、発行総額、購入限度額等を掲載した内容により、新聞の折り込み広告及び町の広報の差し込みチラシによるお知らせを全戸に実施しております。また、同時に、販売時の混雑による危険防止のため、販売整理券を販売日当日の状況により、現地で配布する旨のお知らせを各区の回覧にてお願いをしております。町の協力といたしまして、販売ポスターの掲示、及びホームページ上でのポスターの掲載によるお知らせを6月26日より開始いたしました。

次に、(2)につきましてお答えさせていただきます。当商品券の販売直後から、多くのご意見やご要望をいただきました。内容を整理いたしますと、販売方法に関するご意見とご要望、周知方法に関するご意見、そして整理券配布に伴う周知や配布方法に関するご意見、そして購入の限度額に関するご意見をいただきました。町及び商工会といたしましては、不満を改善点と捉え、丁寧な対応によりご理解をいただける

よう、文書でいただいたものに関しましては文書で回答をし、口頭や電話によるものはご理解いただけるまでの対応をさせていただいております。

次に、質問項目１、（３）につきましてお答えいたします。皆様からいただきましたご意見、ご要望につきましては、商工会とともに反省する点、改善する点を精査いたしまして、今後に生かしてまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。（１）、（２）、（３）は関連しておりますので、一括してお願いをいたしたいと思います。

何点か確認をさせていただきたいと思いますが、まず今回販売をした場所はここの庁舎でありました。庁舎というと、車のない方はなかなか来づらいかなと。いろいろ障害を持った方、あるいはまた介護が必要な方、そういった方は非常にハンディを抱えるのかなということがありますけれども、その辺に対する配慮はあったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

販売をする場所に関する部分、そして購入することができない方に対する配慮というふうな部分かと思います。今回の販売に関しまして、商工会等と協議した結果、特に購入できない方に関しましては、事前の予約というふうなことを考えまして、障害をお持ちの方、それと要介護の状態の方に関して、事前の予約という形で配慮をさせていただきました。

そして、場所の関係でございますけれども、場所に関しましては、過去の販売の経験がございまして、前回、平成11年、12年に販売した経緯からいいますと、会場に関しましては、現在の交流センターという形になっていたかと思います。今回につきましては、販売する額等を考慮しまして、そして交通の関係ですね、車の置ける台数等を考慮いたしまして、役場の敷地を利用して、町民ホールでの販売ということで決定をさせていただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第３番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） そうしますと、例えば当日は車で来られる方がたくさんおられるかなと、そういうことを想定して整理券をお配りになるということを決定されたようですけれども、交通事故が起こらないような人員配置というのもあったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

当日車等でご来場されて、混雑が予想されました。協議のほうを重ねまして、交通の整理に関しては、人員的に商工会内部の人員では間に合わないという判断をいたしまして、交通に関しましては交通誘導員という形で業者さんに委託をいたしまして、現地での整理をお願いしてございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それから、当日は、皆さんが現金をお持ちになって購入するわけです。単純に計算すると約1億円ぐらいの現金が集まる、そういうことが当然あらかじめわかるわけでありますので、そういったことを狙って犯罪が起こる可能性もあろうかと思います。そういった防犯に対する体制はどうだったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

当日の現金等に関する配慮というふうなことでございますけれども、こちらに関しましても、金額的に、議員さんおっしゃいますように1億の現金が集まるということを検討いたしまして、現金のほうを取り扱う警備会社をお願いをいたしまして、当日に関しましては、常にその場所に配置をいたしておりました。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） そしてまた、当日はたくさんの方たちが同じような時間帯、また真夜中ということで、大変なことだなと思いますけれども、そういった中で、職員体制、商工会の職員の方、町の職員の方々おられたと思いますけれども、その数が不足したということでスムーズに販売ができなかったとか、あるいは何かトラブルが

あったとか、そういったことはあったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

当日の対応に関しましてでございますけれども、商工会の役員さん全員の方に当日は対応をお願いしてございます。そして、役場のほうの関係でございますけれども、私どもの課のほうで全員で応援をさせていただいております。前日から準備をさせていただきまして、準備のできるものは全て前日に完了をいたしております。当日に関しましては、特に外の状況ですとか、駐車場関係含めまして、内部の状況に関しまして、特に混乱はなかったというふうに把握してございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 私も一つ一つ今お聞かせをいただきましたけれども、そういった点においては、当日、また前日の準備も含めて全く問題なかったかな、むしろ、よくいろんな観点からご配慮いただいて、体制づくりをしていただいたなというふうにも感じます。

ただ、ではなぜ、一般の方たちがそういったご不満、あるいは不信感を募らせてしまったのかということを考えたときに、今回のプレミアム商品券の事業の特異性というか、そういったものが少し関連しているのかなというふうに私も思っております。

例えば今回のプレミアム商品券は、全ての世代の方たちがその対象となるわけです。要するに赤ちゃんから、子供から、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、全町民がそのサービスを受ける対象となるわけです。ほとんどの事業は、例えば子育ては子育て世代、あるいは介護は介護関係の方たち、そういったある特定の世代の方たちが対象となる事業が多いかなと思うのですが、今回は全町民が対象となっていると。そしてまた、町民の中の関心度、これ非常に、異常にとはいえませんけれども、非常に高かった。これやっぱり30%のプレミアムというのは、非常に魅力的に感じる方が多かったのだらうなというふうにも思います。

それから、あとは、ほとんどの事業に関しては、サービスを受ける上においては、事前の申請ですとか、そういったものが必要になります。しかし、今回はそういったものは全くなくて、現金だけを持って現場に行けば、そのサービスを受ける可能性が

あるということであります。

そしてまた、希望した方々が全てそのサービスを受けられるということではないということです。これは、もちろんリフォームですとか、そういったことも今年度は30件分の予算を計上していますよということで、ある程度限定をされていますけれども、今回違うのは、希望をしていても受けられなかった数が、町民の数が圧倒的に多いということなのですね。ですから、やっぱりそういった特異性というものを勘案をしながら進めていかれたのかどうか、ちょっと幾つか質問させていただきたいと思います。

例えば嵐山町においては、7月の12日に販売をいたしました。しかし、早い自治体においてはもう5月から販売をしているわけです。ですから、そういった他の自治体の情報収集、またそのところの販売方法等も含めた分析をされたのかどうか、お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

近隣の状況の情報収集という内容かと思われます。当町の商品券販売に関しまして、近隣で行う販売の方法ですとか、という部分は当初から情動的には収集をさせていただいております。実際にこれ販売が始まりまして、近隣で一番早く販売を行ったのが小川町、直の近隣というふうなことで申し上げますと、小川町で販売を開始いたしました。身近な場所でございますので、そちらでの販売に関しましては特に参考にさせていただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 小川なんかは、すごく何か販売の時期がそんなに嵐山と変わらなかったかなということなので、もうちょっとほかの全国的な自治体の情報収集もあってよかったのかなというふうにちょっと思います。

それから、あとは、情報の提供の公平性という観点から申し上げますと、4月の14日の段階でしょうか、販売の概要は決定を大体されていたと。にもかかわらず、6月の広報のときには、多分30%のプレミアムがついた商品券は販売をしますよという告知はあったのですが、具体的な、どういうものに使えるとか、上限は幾らだとか、そういった情報はなかったかなと思うのですね。あの広報を見て、随分私も問い合わせを

受けました、どうなっているのですかと。その辺は、なぜあの時点で載せなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、4月の時点で大まかな内容に関しましては決まっていたものでございますけれども、最終的には4月の22日になるかと思います。商工会の理事会を経まして正式に決定がされたものでございます。

そして、周知の内容に関してでございますけれども、決定がされまして、ポスター等を準備する期間がございました。枚数等かなり多いものでございますから、それができ上がるまで、内容に関しましては同時に公表、発表をしていこうというふうなことで進んでおりました。でき上がるのと同時に、それは発表を、詳細につきましては発表をさせていただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 周知するには、さまざまな媒体があろうかなというふうに思うのですけれども、何といたっても広報の影響力というのは非常に大きなものがありますので、特にある程度年齢のいった方々、この方たちは広報の情報をもとにいろいろ判断されるということがありますので、今回いろんなことがあったかもしれませんが、そういった原稿の締め切り等々も含めて、少しその前の進捗状況を進めていただいて、あの時点でやっていただいたほうがよかったのかなというふうにも感じます。

それから、あとは、上限の話が出ました、上限10万円ということでありましたけれども、これは例えば1つの世帯で10万円ということであるならば、1,000世帯ということが対象になろうかなと、全部の世帯が10万円ずつ買えば。ただ、今回の場合には、1人10万円ということでありますので、お子さん連れていたり、お父さん、お母さんと一緒に来るとすると、3人、4人になるわけですね。そうすると、実質的な対象となる世帯数というのは、500世帯か400世帯か300世帯、本当に小さな世帯になってしまうのです。ですから、その辺のところはどの程度までまた議論されたのでしょうか。せっかくこれだけの皆さんが関心を持っているところですので、一人でも多く

の方々とその喜びを分かち合うような形のほうがよかったのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員さんがおっしゃいますように、購入される限度額等の関係に関しましては、当初から商工会の内部でもいろいろと議論を重ねております。ベースになっている部分というのは、平成11年、12年に販売した経緯がございまして、そのときに関しましては、今回の販売額の半分ほどでございましたけれども、実際には売り切れずに残ってしまったという経緯もございました。何日か後には、それも完売に至っておるという内容でございまして、そちら過去のをベースに商工会内部等でも検討を重ねた結果、今回の限度額等の決定に至ったというふうに聞いております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） あと、当日の購入時、早く、早く、もう夜中ですよ、行かれた方の中には、2回並んでとかということで、少しルールに反するような行為をされた方もおられるというふうにも聞いておりますが、そういったルールに違反するようなことに対する対策というのはあったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

当日購入のために並ばれた方の、議員さんおっしゃいますように、2度並ぶですとかというふうなことの対策というふうなことかと思います。そちらに関しまして、やはり実施前に内部の検討の中には、こうしたほうがいいのではないかと、いろいろ案は出てまいりました。最終的には、商工会内部としましては、並ばれる方を信頼するというふうなことで、あわせて、整理券を販売するときに何人かで確認をしようということで最終的には決定をしております。それとあわせて、実際に購入をされるときに住所、氏名の記載がございまして、そういった部分でも、ある程度規制ができるのではないかという判断で実施をしたものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 先ほども報告の中で、購入をする方に対する整理券をお配りするという話がございました。確かに回覧板で回ってきてはいたのですが、その日にちを見ると、6月の26日付だったかなと思います。そうすると、販売の当日の2週間ぐらい前でしょうか。地域によっては、回覧というのは一番最初のお宅から最後のお宅まで行くのに大体2週間ぐらい、近くかかってしまう地域もあるわけですね。そうすると、ちょっとこの辺のところの周知徹底が不十分で、そういったことが原因で不公平感を非常に持たれた方が多かったのかなというふうに私も感じるのですが、その辺は何でそんなに遅くなってしまったのか、そのいきさつをちょっとお願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

整理券の配布の関係でございますけれども、参考にさせていただいたのが、近々になってきてから周辺で販売される状況を情報収集しておりました。それによりますと、かなり当初の想定よりはどこの会場であっても購入される方が多くて、混乱を来しているという情報が徐々に入ってまいりました。うちのほうでも、6月の中ほどになってからなのですが、その辺、購入される方の安全ですとか考慮した場合に、どんなふうな対策ができるだろうかというふうなことで検討を始めさせていただきました。

その結果が、整理券を現地で配布することによって対策をしていこうということを6月の中旬に決めさせていただいております。周知の方法とあわせて、期間的にどうしても2週間ないと回り切れないというふうなことも考慮した上で、回覧というふうな手法でお願いをするというふうなことの決定に至っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） これは、整理券を配るということは、そういった混乱を緩和するということも、それと同時に、やっぱり販売方法の大きな変更にも当たるということも考えられると思うのですね。ですから、そういったことに対する、やっぱり十分に行き届かなかった町民の方々が非常に不公平感を覚えたのかなというふうに思

いますので、そういった情報は一日も早く出していただけたらと思います。

町長のほうにお伺いをいたしたいと思いますが、今随時お尋ねをした点は、事業を進めていく上でのテクニカル的なものだと思うのですが、今回私が最も残念というか、もったいなかったなというふうに思うのは、町民の方々も本当にわくわくしながら、喜んで待っていた事業であります。それに関しても、にもかかわらず、町民の方の中にそのような不満だとか不信感だとか、そういったものが少し大きくなってしまった、またその現場の職員の方たちは、本当に当日の販売にかかわった方たちは、ほとんど寝ずに、また相当一生懸命やっていただいた、にもかかわらず、その働きが正当に評価されなかった。そういった点が一番残念だったのかなというふうに思っているのですけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今回の商品券の販売について、販売方法を中心にいろいろご質問をいただいております。今その質疑の中で、お答えをしたり、お聞きをしていただいたりする状況でおわかりになってきていると思うのですけれども、本当に今回の場合には、商工会が今まで抱えていた心配事というのですか、一番の大きなものというのは前回の売れ残りだと思うのですね。もっと売れ残ったらどうしよう、しかしあちこちのところですごく人気がいいよ、これは足りなくなるというか、迷惑をかける状況が起きるかもしれない。両方を考えたと思うのですね。

そういう中で、町民の皆さんにわくわくするような券になるようにするにはどうしたらいいかということで、全体会議も何回か開いていただいたように聞いておりますし、そういうような英知を集めて、券が皆さんに喜んでもらえるものになるようにということでやっていただきました。

それで、事前に私のほうから、正式にどうこうということは一つありませんでした。ただ、非公式に、並ぶかもしれない、暑い時期、町民の健康についてはしっかり考えていただきたいということを一つお願いはしました。それと、販売金額1億円、こういう金額というのは余り商工会でも経験がないですし、一ところにそれだけのお金がというようなことになりますので、もし新聞、テレビに出るようなことになったら困りますので、金銭に関する管理、これについては特段の配慮をお願いをしたいと

いうことを申しました。それと、今もちょっとお話が出ておりますが、いずれにしても、混雑する場合には、車で来たり歩いてきたり、いろんなもので来ると思うのですが、交通安全、これについては、車の事故等も含めていないような形でということで、この3点については、非公式ですけども、事前にお話をさせていただきました。

それで、その他については、商工会の中で細かい対策、対応をとっていただけるというふうに考えておりました、商品券のチラシ、そして今も話ありましたけれども、26日に配らせていただいたというこのプレミアム商品券の購入整理券、これを26日になって、販売時の混雑による危険の防止をするためということで、毎戸これを配らせていただくという話を聞きました。これは、後で報告を聞いてというか、これを見てあれですので、何もあれですけども、こういうようなことで、危険防止にもまた配慮していただいているな、さらに配慮していただいているなというような感じもいたしました。

そういうような状況下で実施をされたわけですけども、結果とすると、不評をいただく、町民の大勢のご意見が出てしまった。ですから、結果としてこういうところというのは出たわけですから、これは謙虚に反省をして、今後の何か行う場合の対策にしていかなければいけないと、立てていかなければいけないというふうに思っております。

それで、細かい話もちょうとその後で聞いたのですけれども、並んで買えなかった人が50名くらいと私は聞きました。そして、ここの人は並んでいるわけですから、このところで終わりですというか、境目がどこか出てしまうわけなのですけれども、そのところは、商工会の関係の人だと苦情が少ないというか、ほとんどないというか、そのところの苦情というのはなかったという話を聞きました。

ただ、このところにありますように、販売が書いてある時間の前にもうなくなってしまった、これが何よりあれですので、並んで、ここのところ、あなたの前のここですよというふうに言われたここのところの人というのは、苦情が少なかったとかほとんどなかったと聞きましたけれども、その状況を見ていない方というのは、何で時間言っているのに、もうその前に、しかも券なんか出したというようなことだとかというご批判をいただいているわけですけども、そういう状況であります。

私とすると、結果的に、願いをした健康についての救急出動も消防署のほうにはなかったわけですし、金銭の事故もおかげさまでなかった。そして、車の交通安全に

関するこの事故もなかったということで、結果とすると、大筋、大変安全に配慮いただいて、販売はうまくできたなというふうに、私とすると商工会の皆様にご慰労を申し上げます。

ただ、結果的に、何度も申しますけれども、町民の皆さん、大勢の皆さんの中から、ちょっとこういうところはどうだ、ああいうところはどうだというようなところが出ている件については、申しわけなかったという部分と、これから配慮していかなければいけないなど。

それと、もう一つ、抽せんによって、販売方法を抽せんにというようなことだと、公平にいくのではないだろうかとかいうようなご意見もいただきました。政府からのこれはあれですけども、「政府では、自治体の商品券などの完売を目指す余り、割引率、また利用自由度、これを高く設定したため、転売が起きてきたと見ている。そこで、割引率の引き下げだとか、利用対象を限定的にするような見直しを要請をしている。多くの自治体で採用している抽せんで購入者を決める方法も、かえって組織的な転売を招くと注意を喚起をしている」というような、こういうものも流れてきておりまして、販売をするといっても、個人情報というのは商工会では持っていないので、AさんちのBさんとCさんとDさんがいてというようなことというのはわからないわけで、このAさんはどこの方なのだろうというのもこれわからないというようなことがあって、政府とするとこういうような情報を流したのだと思うのですけれども、かえって組織的な転売、これらで組織的な行為が行われたらということで、自粛するように注意を喚起をというのが流れたり、いろいろな情報が今回の場合には流れました。

ただ、重ねて申しますが、結果的に町民の全ての人にご満足いただける状況はとれなかったということに関しては、大変申しわけなかったというふうに私とすると考えております。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 私も今回の状況をずっと見ていく中で、本当に想定外以上にいろいろ、ある意味では非常に喜ばしいことだというふうに思いますし、また今町長が触れた、50人ぐらい買えなかった人が現場にいたのだけれども、そこでほとんど混乱もなかったということもお伺いしております。多分そのところでは、職員の人たちが相当熱心に、また誠意を持って対応していただいた結果なのかなというふうに

思います。

ただ、それと同時に、今回のプレミアム商品券は非常に人気があるから、どうなのだろうねと、そういうその情報を得たときに、ぱっと機動的に動ける方だけではなくて、では10時に行ったのでは間に合わないから、2時間ぐらい前に行こうかなというふうに思っている方たくさんおられたのですね。それが、8時の段階で防災無線で売り切れましたと。あの放送を聞いて、そういう方たちが非常につかりしたということがありますので、町民といってもいろんな層の方たちがおられますので、ぜひ少し、弱者という言い方はあれですけども、そういった機動力に欠けている方も含めて、いろんな角度から検討していただいて、ぜひ町民の方も喜んでいただく、また職員の方々の足もしっかりと正しく評価していただく、そんなような形で事業を進めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の埼玉中部資源循環組合についてからです。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、一般質問を行います。埼玉中部資源循環組合については、最初、土地の選定のことに関係があると思いながら、それでずっと調べていたのですが、これは計画自体、財政的に、将来財政を考えると非常に大きな問題が、禍根も残すような計画ではないかということからこの質問を進めています。これはずっとこれからも続けていきますし、今回川島町との議案が出てくるということですけども、これに関して、私はもうやめたほうがいい、解散したほうがいいという視点でいますので、そのつもりで質問に答えていただきたいと思います。

まず、（1）です。施設整備構想より、焼却施設外の周辺設備と焼却施設の建設費の概算の把握を聞く。これは構想には出ていますが、実際にもっとしっかりしたものが出ていないといけないと思うのですね。それで伺います。

2です。施設整備構想による焼却施設でのごみ焼却による電力は、2炉の場合は1,900キロワットであり、焼却施設にかかる電力は1,700キロワットである。余剰電力

は2,200キロワットである。一方、周辺施設に必要な熱量は1万5,000メガジュール時間であるため、hであるため、電力に必要な熱量を賄う場合、4,166キロワットが必要になる。これも、これで、この構想ですと、ごまかされてしまうのですね。キロワットになっていないので、どういうことかわからない。それで、計算してみて、多分これで確かなのだらうなという計算式がやっと出てきました。余剰電力を利用し、残りの3,966キロワットを購入することになるわけです。その場合、公共施設の一般的な稼働日数として、月25日8時間稼働で計算した場合、月20日8時間稼働で計算した場合の中部資源循環組合の周辺施設も含めた電気代ですよ、電気代は、そして嵐山町の負担額は幾らになるのか、伺います。

3番目です。周辺施設の利用見込み量についての想定を、建設直後、10年後、20年後、30年後について聞きます。嵐山町及び小川地区衛生組合管内からの利用の見込み量の想定について、建設直後、10年後、20年後、30年後について聞くということですが、この埼玉中部広域構想ごみ処理基本計画では、平成35年までの人口と35年までのごみ処理の見込み量しか書いていないのですね。33年から稼働していく。それなのに、3年後までのことしか出ていない。

そして、しかも、私もこれはちょっとひどいなというか、これはどういうふうにして考えるべきかと思ったのですけれども、普通私が考えるのは、日本の厚生労働省の社会保障人口問題研究所の中で、人口で計算していくのです。ところが、これはまた別の日本の地域別将来推計人口で計算しています。こちらのことなので、きょう資料に渡したものがあると思うのですが、それ見ていただけるとわかるのですけれども、このくらい人口が変化してきます、2040年までに。これは、川島町も含めた人口数なのですね。人口数と、そしてごみ量とは、当然ある程度のものが出て変わってくるわけですよ。比例するとまでは言えないのですけれども、そういった形になってくると、これはちょっと問題かなと思っているので伺います。

そして、次です。4番目、埼玉中部資源循環組合建設焼却施設の土地購入費、建設費及び周辺施設整備の土地購入費、建設費を分けて算出し、焼却施設運営費、周辺施設運営費のコストの概算を伺います。これも全く出ていないのですよね。これはとても重要なことなのです。これからの嵐山町、人口減少していきますから。それで、なおかつ嵐山町を維持していくためにはどのようなことを考えていかななくてはいけないかというふうな視点です。

そして、(5)です。会議録を読むと、平成24年11月には、吉見町大串地区に吉見町長が決定していたことがわかります。その後、建設検討委員会で形式的に8地区を指定し、調査した形にしています。いずれの地区も5ヘクタールですけれども、焼却施設の必要面積は2ヘクタールです。周辺施設建設に重きを置いた吉見町計画があると言わざるを得ないと思います。地区選定を全て吉見町に任せた理由を伺います。

私、この一般質問を書いた後に、また議事録を精査していったのですね。そうすると、平成21年の段階で吉見町大串地区に選定して、そしてそれでコンサルが建設計画をつくり始めたということがある程度わかってきたのです。これちょっと問題が大き過ぎるかなと思っています。

6です、次。民間企業（寄居町のオリックス資源循環（株）や嵐山町の（株）エコ計画）に可燃物焼却を委託した場合の1トン当たりの経費及び運送コストを伺います。

嵐山町分の委託金の見込みについて、人口減少を踏まえて将来予測コストを伺います。こういったことが決まっていなければ、吉見町、埼玉資源循環組合について嵐山町が参画していく、そして、それでどちらがよかったのかということの検証にもならないですね。それで伺います。

次ですけれども、小川地区衛生組合焼却施設焼却炉維持に係る今後の課題。最低でも10年は今維持できるというふうに聞いています。それで、そのことについて伺います。

8番目です。25年後の2040年、嵐山町の人口は1万3,247人と予測されています。生産年齢人口は6,233人です。現ごみ処理基本計画には、各自治体の財政運営についての将来予測が全くないのですね。人口予測に基づいて財政計画をつくらないと無理ですから。吉見町を含め、埼玉中部資源循環組合は消滅可能性自治体が多いのです。この中で、桶川はちょっとわからないのですけれども、滑川町と東松山市だけが何とか消滅可能性自治体ではないことになっています。計画策定時、人口減少の危機は具体的ではありませんでした。再度計画を見直すべきであり、実際に解散して、もう一回つくり直すべきであると思っていますので、見解を伺います。

そして、次です。9番目です。嵐山町が埼玉中部資源循環組合を脱した場合の手続とペナルティーを伺います。これは、嵐山町議会議決でもできるわけですから、ペナルティーもないということもわかってきましたが、具体的にその手続について伺います。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（９）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えをさせていただきます。

質問項目１の（１）についてお答えいたします。新ごみ処理計画施設整備構想に示してございますように、各事業の概算事業費は次のとおりです。熱回収施設125億から137億、マテリアルリサイクル推進施設13億、概算でございます。周辺整備施設32.5億、合計いたしますと171億から183億程度かかると構想の中では積算をしております。

続きまして、質問項目１の（２）についてお答えいたします。周辺施設につきましては、施設整備構想において示されているとおりでございますが、詳細については今後協議する予定となっております。したがいまして、現段階では各市町村の負担額は算出されておられません。また、周辺施設に必要な１万5,000メガジュール毎時の熱量は、焼却施設から供給される想定となっております、発電の残り分から工面するものではございません。

続きまして、質問項目１の（３）についてお答えいたします。周辺施設は、他都市の熱利用施設、構成市町村の意向と地元の要望等を踏まえ、地域おこしと地域づくりを整備方針として計画されております。周辺施設の利用見込みにつきましては、質問項目１の（２）でお答えいたしましたとおり、詳細につきましては今後協議する予定となっております。

続きまして、小項目（４）につきましてお答えいたします。埼玉中部資源循環組合の焼却施設及び周辺施設整備にかかる建設費の概算は、（１）で説明いたしましたとおりでございます。また、土地購入費につきましては、今後土地の鑑定評価等を行う予定でございます。

次に、（５）についてお答えいたします。新ごみ処理施設整備構想の施設整備の基本理念として、新施設は、一般廃棄物処理熱回収施設として整備し、エネルギーセンターの機能を持つ循環型社会のシンボルと位置づけるとし、新施設の周辺には、新施設の供給するエネルギーを活用し、健康を増進して健康長寿に寄与する施設、地域の産業振興に資する施設等を整備し、新施設の建設と周辺施設整備等をあわせて一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業とすることにいたしました。

その事業の基本的な考え方としては、ごみ処理から回収するエネルギーを生かして健康増進と産業振興を図り、地域おこしと地域づくりを進めますとしております。新施設は、このような整備構想の理念に基づいて計画されたものであり、建設検討委員会による検討を経て、旧埼玉中部広域清掃協議会において決定するという手続を経たものであります。

次に、(6)についてお答えいたします。現在ごみ行政につきましては、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化、コストの縮減等の観点から広域処理が求められております。また、廃棄物処理施設整備計画におきましても、必要に応じて民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることも求められております。しかしながら、市町村では最終処分が終了するまでの適切な処理を確保しなければならないという極めて重い責任がありますので、コスト面を含め、さまざまな点を考慮いたしてまいりたいと考えております。

続きまして、失礼いたしました。民間企業に可燃物焼却を委託した場合と現在の小川地区衛生組合の費用は次のとおりであります。エコ計画をお願いした場合、可燃物処理費は1トン当たり3万3,000円、運送費、年間でございますが、3,700万円、運送費1トン当たりでございますが、1万3,000円、オリックスをお願いした場合ですが、可燃物処理費は1トン当たり3万8,000円から4万円、年間の運送費は5,600万円、1トン当たりの運送費は約2万円となります。小川地区衛生組合では、可燃物処理の1トン当たりの費用は約3万6,000円、年間運送費は2,100万円、1トン当たりの運送費は約7,400円となります。

運送費は、収集回数、車の台数、人数で委託しているため、トン当たりの費用は回収量により変動いたします。収集日は週2回で算出しております。将来コストにつきましては、ごみ排出量は減少することを見込んでおります。それに伴う費用は、焼却処理費は減少すると見込まれます。また、資源化される量もあわせて減少が見込まれますので、トータルコストは今後精査する必要がございます。

続きまして、小項目(7)につきましてお答えいたします。現在小川地区衛生組合では、平成33年に埼玉中部資源循環組合が供用開始となることを前提に、焼却炉を含めた施設の維持管理を計画的に実施しております。焼却炉につきましては、ダイオキシン対策として、平成12、13年に改修し、14年から稼働しております。改修後10年以上経過しておりますが、計画的に点検、整備、修繕を実施しておりますので、突発的

な事故等を除きますと、大きな問題となるような課題は現在のところございません。しかし、点検、整備、修繕には多額の費用がかかりますので、費用的な課題は残ると思われます。

続きまして、小項目（８）につきましてお答えいたします。ごみ処理基本計画策定に当たり、将来人口の予測を行いました。それは、厚生労働省、社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口を参照しており、人口減少も加味したものになっております。今後ごみ処理基本計画の見直しが計画されておりますので、またごみ処理施設設計の際には、人口推計も含め、再度条件を検討し、適正な施設規模といたします。

次に、小項目（９）につきましてお答えいたします。現在埼玉中部資源循環組合は、２市５町１村で共同して可燃ごみを処理するための新ごみ処理施設建設に向けて協議を重ねております。脱退は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分とさせていただきます。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時09分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第13番、渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番は、もうこういうふうな答えしか出ないだろうというふうに思っていたので、いいです。

2番に行きます。2番ですけれども、私は、これで場外熱供給量が1万5,000メガジュールというふうになっていますよね。そのメガジュールは、4,166キロワットになるということがやっとわかったのです。その4,166キロワットは、200キロワットの余剰電力が発生するから、その余剰電力と4,166キロワットの関係なのですから、余剰電力は200キロワットしかないわけですから、3,966キロワットの電力量が必要になってくるわけですよね。そして、それを、両施設で使用する電力を全量賄うことはできないため、不足分を電力会社から購入することになっている。その場合に、電力

会社から購入する、中部資源循環組合はどのくらい、例えば月25日間、8時間稼働でどのくらい、月20日間、8時間稼働でどのくらいの金額を実際使うことになるのか。それがわからないと、実際のことがわからないですね。それで伺っていて、ここのところでだまされてしまうなど、この書き方ではだまされてしまうということがわかりました。だから、この基本構想は非常に問題のある基本構想だなというふうに思っています。それについてお答えいただきます。

実際に、そうすると、嵐山町の負担額はどのくらいになるのかということですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

渋谷議員さんのお手元にもし構想がございましたら、ごらんをいただければと思うのですが、構想の19ページにこの熱利用計画というのが示されておるのですが、ごみを焼却処理いたしますときに出る熱エネルギーを、一方はボイラーを通じて発電機に、そして一方は熱交換器を通じて温水や高温空気というような利用をいたします。ですから、発電については、ここで示しておりますとおり1,900キロワットでございますが、1万5,000メガジュールの熱量は発電でなく、じかに熱として使うという、こういう考え方でございます。詳細の負担額についてはまだ算出はできておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 場外熱供給量ですけれども、場外熱供給量は不足すると、それを電力で購入すると、そういうふうになっていますよね、不足分を。20ページですけれども、両施設で使用する電力を全量賄うことはできないため、不足分を電力会社から購入することになる。

そうすると、場外熱供給量はその熱でやるとして、それは温水なんかをそれはやるのがどの程度可能なかわからないですよ。そして、この発電量は1,900キロワットで3.6を掛けますよね。3.6を掛けると、8,000キロまでいかないですね。そうすると、場外熱供給量は1万5,000メガジュールから8,000メガジュールをマイナスすることになりますよね。7,000メガジュールは、発電量として電力から買うという形になりますよね。その部分はどのくらいになるのですか。ここのところをはっきりさせておかないと、嵐山町の負担分、それから各市町村の負担分というのは全く出てこ

ないですよ。1カ月25日稼働で幾らぐらいかかるのか、1カ月20日ぐらいでどのぐらいかかるのかということです。その発熱量というのは、熱量を蓄電というか、電気は蓄電できると思うのですけれども、熱は蓄熱できないと思うのですよ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 若干の誤解があるかと思しますので、ご説明をさせていただきます。

電気、発電に回すエネルギー、発生した熱エネルギーのうち発電に回すのは1,900キロワットでございまして、その場内で使用する電気量が1,700キロワットということで、200キロワットの余剰電力が出るわけでございます。これにつきましては、場外の施設等でも使えるということで、周辺施設整備のほうにも使えるということでございまして、周辺施設整備の中で、例えば温水ですとか空気ですとか、そういうものに回す熱量が1万5,000メガジュールで、そういった施設にも電気が必要になってきますので、その電気、例えばご照明ですとか、その他の電気、これについては場内で、熱処理施設で発生した余剰の200キロワットの電力が回せると。それでは、でも、その周辺施設全ての電力が賄えないので、その分は電力会社から購入しますと、こういう考え方でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、ここでは出ていない数字なのですが、場外熱供給量は1万5,000メガジュールであると。

そうすると、ごみを焼却することで出てくる熱量はどのぐらいなのですか。ここは全然出されていないですよ。ごみを焼却する熱量を、場外熱供給量から引いた熱量をどこから持ってこなくてはいけない。灯油や、灯油で燃すという感じになるのかな、ガスで燃すという感じになるのかわからないのですけれども、とにかくそれは全然出されていないですよ、ここには。それを間違っていますというか、解釈の仕方が違ってきますということではなく、情報としてここに出てきていない、そういうことです。その情報として出てきていない部分を情報として出して、それに関して、どれだけの負担額が出てくるか。電気で作らないのだったら、灯油でやったり、いろいろする必要があるわけですよ。その部分が全く出ていないのですよ。その部分が

ない段階で、この計画を、周辺施設整備計画をこれでいいですよというふうなわけにはいかないですね。その点です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 ご指摘のように、ごみを処理するためにかかるエネルギーについては、ここでは示されておりません。

これは、あくまでも燃やすことによって発生するエネルギーについての項目でございまして、恐らく今後の計画の中では、施設の具体的な整備の中で、どういう施設、具体化されていく中で、どのような燃料がかかってくるという積算が出てまいるというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この部分に余り時間使いたくないのですけれども、これは今衛生組合でもそうですけれども、衛生組合の焼却炉でもそうですけれども、ゴミだけでは燃せないで、灯油を使っていますよね、重油ですか、重油を入れている。その金額はどのくらいになるかわからない。この場合には特に、生ゴミは一緒に焼却するという前提になっていますから、生ゴミ50%以上の水分を焼却するわけですよ。そうすると、そこで出てくるのは、単純にゴミを焼却するというよりは、重油でこの熱量をとっていくということになりますよね。その重油の量はどのくらいになっていくのか。そして、その重油の量のほかに、さらにそれが場外に熱供給量として出されるということになってくるわけですから、場外の熱供給量は、温泉や、それから温水プールがありますよね。そういったものに多分これでは全く不足するのだろうなというふうに私は、ほかのいろんな施設から考えても思うのですけれども、そこが出されていない段階で、これを持ってくることで自体に問題があると思うのですね。いかがなのですか。

これは、小川地区衛生組合だったら、どのくらい重油を使っているか、そしてこれに換算してくると、埼玉資源循環組合ではどのくらいの重油量を買うことになるのか。それをこっちに回す。だけれども、さらに熱量が足りないから、熱量を購入することになるのではないのですか。そうとしか考えられない計画で、ほかの市町村の全ての周辺施設のことを見ても、この温水プールやなんか買っていますよね、深谷なんかでも。その部分が全く書かれていないところで、情報提供されていない

ものを判断していくと、それでこれでいいですよというふうな形で、資源、これからの財政計画をつくっていくということに問題があると思うのですけれども、いかがですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 これ構想段階の数字でございますので、ある程度近隣のほかの施設、あるいはそういったほかの市町村で行われている施設の、同等規模の施設の状況を見て、そこから概算で算出したものでございます。今後どういう焼却施設を導入するかということによって、燃料にどのくらいかかるのかという詳細な積算が出てまいるかというふうに考えております。

ここに示された、構想に示されました数字は、あくまでもこの熱回収施設ということで、発生する熱をどのように利用するかという数字であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に進みますけれども、では焼却ごみから出てくる熱量というのは全く計算の範疇に入っていない、基本構想の中には入っていないというふうに確認しておきます。

それで、次行きますけれども、周辺施設の利用見込み量についての想定を、これも全くわからないということですよ。それから、嵐山町及び小川地区衛生組合管内からの周辺施設の利用見込みなのですけれども、私、ここで温泉や、それから温水プールがあったとして、嵐山町から吉見町まで温水プールに行ったり、温泉に入ったりしに行くような人がどのくらいいるのかな。それから、特に東秩父村とか小川町とか、そういうふうなところから、そういうふうなところに行かれる方がどのくらいいるのか。距離的なものも考えてつくっていかなくてはいけないと思うのですけれども、その見込みというのは全く出さないで、この周辺施設整備に関して嵐山町は負担金を出すということなのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたしましたとおり、まだ詳細の積算等はできており

ません。5年後、10年後、あるいは30年後、20年後、30年後の見込みも当然まだ想定はされておりません。

参考とさせていただきます周辺施設等につきましても、参考とさせていただいた他の自治体の先行事例等を見ましても、やはりオープン当時の見込み等は示されておりますが、10年、20年、30年後の利用見込み等につきましては示されておりません。

今回の施設におきましても、今後施設整備計画の中で具体的な、ある程度具体的な数字が示されてくるかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行くわけなのですけれども、土地の価格ぐらいはわかるのではないのですか。大体評価をされて、その評価、ある程度の概算もわからないでそんなことはできないですよ、普通。概算も出てこないのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 一般に公共用地の取得等につきましては、用地取得の年度に鑑定評価を実施いたします。ですから、先行して数字がひとり歩きするようなことのないように、今のところは公表できる数字はないというふうにご理解をいただきたいと思います。平成28年度に土地の、用地を取得する予定でございまして、28年度に鑑定評価も実施する予定となっております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これ町長に伺います。5番目です。次行きますね。

会議録を見ると、平成24年11月に吉見町大串地区に吉見町長が決定していた。これは、皆さんお任せしますというふうに会議録に出ています。ほぼ大串地区だというふうに言っています、吉見町長が。それでも、なおかつこれに決定をお任せすることですよ。そして、焼却施設の必要面積は2ヘクタールであるのに、5ヘクタールにして、わざわざ8カ所を選択していて、しかも、それも大串地区というのは裁判の和解条項があって、そこの部分は本来、選定をするときにこういった条件があるよというふうなものを示してやらなくてはいけなかったものであるわけなのですけれども、それもなしで選定にしている。この検討委員会の回答、提言を見ていると、大

串地区が適切だが、ほかの地区が不適切であるということではないという一文がありました。地区選定をなぜ、これは町長の問題ですよ、吉見町長に任せたのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ただいま答弁をさせていただいたとおりでございます、この新施設というのは、基本構想というのは、健康を増進をする、そして健康長寿に寄与する施設、そして地域の産業振興に資する施設というようなことで、この新しい施設は一般廃棄物処理熱回収施設としてこのところに建設をしたいということで、地域の皆様方のご理解を得て回ってきているわけですが、そういう基本的な理念のもとで建設の検討委員会を経て、そして旧埼玉中部広域清掃協議会で決定をするという経過を経て現在に至ってきているという、こういうことでございます。

それで、ここのところの意見が合わない部分については、前からも申し上げておりますように、法の判断を仰いで、それでそれに沿った形で現在の協議会のほうに引き継いで、その形が引き継がれてきている、こういうことでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） たびたび言いますけれども、法の判断を仰ぐというのは裁判をするということなのですね。弁護士、一顧問弁護士の意見を聞くということではない、裁判をするということなのですよ。そして、それを地元の人に裁判をせよというふうに言っているということなのですよ、町長は、それは。それは非常にまずいのではないのですか。

私は、これは地元の人の人権を侵害することだと思っています。そして、裁判をしようというふうな形でお金を出させる。そういうふうなことをほかの市町村長もやっというのかと、それが行政マンのすることなのか。その公正さというか、倫理観ですよ。政治倫理観が余りになさ過ぎるのではないかというふうに言っているのですよ。

それで、しかも吉見町長に任せている。それは、産業構想として、吉見町長はここに来るかもしれないと言っていますけれども、全体構想として、私たちは、吉見町にここにある、つくるから、こういうふうな全体で産業構想があって、まちづくりができるという図案はもらっていない。そうですよね。鴻巣と北本と行田ですか、そこで

は全ての市町村に対して説明会をしたそうです。ですけれども、嵐山町の住民はこれを聞いていない。どうやって、どこで、吉見町がまちづくりをおこして、産業おこしをして、そこに嵐山町はどのように参加していくのか、その構想もない。それをどうして吉見町長に一任できるのですか。嵐山町も含めて、これだけの、今度は8市町村、2市、もう1町出てくるわけですね。その人たちが負担をしなくてはいけない。町長の問題ではなく、住民の税金の問題なのです。それを吉見町長に任せることができたということがどういうことなのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 以前から申し述べてきておりますけれども、この今度の事業に参画をするとかしないとかというのは、今の問題というのは一番前提なのですね。できないということで判断をすることであれば、この話はないわけなのです。そうではなくて、この話はこういうような経過があって、現状はこうです、それで我々のお願いをしている司法の関係のところの話も聞いて、それで構成市町村長の会議、あるいはその下のいろんなレベルの会議等々を経てこのところに参加をしていきたいと思います、こういうことになっているわけです。

ですので、議員さんおっしゃることというのは、一番最初の段階でクリアをされている、それで進み出しているというふうに私どもは感じて、ここで進めていこうということになっているわけです。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 時間がないから次に行きますけれども、一番最初の段階でクリアにされていないのですよ。一番最初の段階でクリアにされていたら、こんな問題私はやりません。クリアではなくて人権侵害をしているから、地元の人権侵害をしているわけですよ。裁判を受けて和解を受けたものが、それが当然続いていくものだと思っているものをそこにまたつくるところから、この問題に入っているのですよ。でも、実際ずっと見ていくと、これは将来的な財政計画で、将来に禍根を残す計画だということがだんだん、だんだんわかってきたわけですよ。人口問題もあって、それで財政問題もある中で、こういったことを考えていいのかということが今こっちの問題に移ってきているわけなのですけれども、次に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 民間計画のことですけれども、民間に今委託したら、最終処分場の問題もあり、計画地のこと、責任がとれないということでしたけれども、実際に川崎市や、それから福島市、それからちょっと名前は忘れたのですけれども、四国のほうでも全面的に民間委託をしている市町村てありますよね。それは、廃棄物処理法があって、廃棄物処理法の中で最終処分場というのがある程度出ていく、許可権があって、見られているということがあって民間委託していると思うのですね。

それで、今回、先ほどの計算をしてみました。そうすると、エコ計画の場合は1トン3万3,000円ですよね。そして、小川地区衛生組合の場合は1トン3万6,000円ですよね。そうすると、既にもう3,000円の差がそこに出ていますよね。嵐山町では、これから中部資源循環組合に運ぶようになった場合には、オリックスと同じぐらいの、オリックスですと5,600万円ですから、1トン2万円ぐらいという形の配送料になってくるということですが、そのぐらいの経費がかかるのではないのですか。

今までのことを考えていきますと、嵐山町というのは、全く民間委託も、ほかのことでは民間委託を、学校給食では民間委託なんかを考えたりしますけれども、小川地区衛生組合、ごみ焼却に関しては民間委託をしない。そういった形で物事を考えていない。実際に焼却炉が壊れた場合とか修理する場合は、民間委託せざるを得ないですよ、ほかの市町村だって。民間委託していく。民間委託の場合は、少なくとも建設費というのはないですよ。建設費は含まれてこの金額になってきているわけですよ。

そうすると、今現在の感覚でいくと、これからごみ量が減ってきます。人口も減少していきます。当然、一番必要な20年後ぐらいには、どうしても炉が故障したりしてきます。そのときにまた金額がかかってきますよね、30年後。そのときに人口減少は非常に厳しい状況になってきています。これ、8市町村ではなくて、川島も入れた人口減少でいくと、平成24年には2万8,000から2万2,000になっていくわけで、しかも生産年齢人口がうんと減っていくわけですよ。生産年齢人口が今の半分近くになっていきます。半分まではいかないけれども、60%ぐらいになっていくと思うのですよ。そのときに、その金額をずっと払っていく、そして建設費も含めて、そして運営費も含めて払って、嵐山町が支出していく、これは経営として非常にまずいですよね。しかも、吉見町にある、吉見町の周辺施設で嵐山町の住民が多分利用しないようなところの金額も負担していかななくてはいけない。そこに係る人件費も負担していかなくて

はいけない。これもう計画として破綻していくと思うのですよね。

では、実際にこの嵐山町の負担金と1トン当たりの負担金と、それから民間事業の負担金とを実際に比較して、そしてこの中部資源循環組合の経費というのを考えたことがあるのか。そして、伺います。

それと、もう一つ。

○青柳賢治議長 一問一答でお願いします。

○13番（渋谷登美子議員） いいです。では、それでお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 基本的なものとしては、まず行政の責任と、そして広域処理が原則であるということで進めてまいっております。

仮に、先ほどお示しをいたしました民間の2企業と小川地区衛生組合との数字でございますが、民間の企業の場合には、トン当たり幾らという見積もりでいただいた数字でございますが、衛生組合の場合は、これは年間の実績を数字で割ったものでございまして、一概に比較はできるものではないと。全く同じ数字が当てはまるというものでもないということがあります。

新しい施設につきましても、今後ごみの量ですとか、改修の計画ですとか、そういう中で、さらに細かい詳細な数字がお示しできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これも、本当はこれ一般質問でやるようなことではなくて、委員会ですっかり調査するようなことなのですから、言っておきます。

次行きますね。将来予測ですけれども、人口の将来予測で、1人当たりの、人口というのは、当然焼却費というのはふえていきますよね、これだと。そのときに嵐山町は、納税額と、それから今国が非常に債務を抱えている時期に、こういったものを抱えてしまっているのかどうかということの判断なのですよね。それをしないで、ここに持ってきているというのはとても大きな問題があると思うのですけれども、町長に伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきますけれども、ちょっと議論がかみ合わないというか、ベースがちよっと違っていると思うのですよね。

お尋ねをいただいているものというのは、こういう確たるもので、このとおりにいって、人口も推計がされているこのとおりでいきますよ。ですから、ごみもこうです、熱量はこう出ます。それで、どういう形の炉になるか、どういう今後になるのかわかりませんけれども、熱量はこうですということで、概算が出ている、このものについてのお尋ねになっているわけですが、今このとおりにできる、このとおりにいこうというふうに思っている人というのは、いないか、あるいはすごく少ないと思うのですね。

ですから、議員さんからも出していただきました資料のとおり、人口はこれだけ動いて、それで焼却の施設、技術改革も日進月歩、こういうような中で、今できているあちこちの焼却場がどういう状況かということもこれから踏まえて、もっと細目なものをつくって、そしてそれを広域の中の事務段階でつくったものを議会の中に諮って、向こうの議会にも審議していただいて、地域の議会で審議していただいて決まっていく。この経過をこういうふうに進めていくわけですので、今計画は計算ができませんとか、してありませんとかというのは、そういうことも踏まえてできていないということです。ですので、逃げているとか、隠しているとかということは全くありませんで、そういうような、今はスケジュールのそういうところに差しかかっているというふうにご理解がいただけるとありがたいというふうに思うのですけれども。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長の行政の手続の把握と、そして実際に議会が把握しているのと全く違いますね、私が把握しているものというのは。議会は、少なくとも出てきたものを見せていただいて、それでもってこれを議決するか否かですよ。特別委員会をつくらなければ、こういったものに関しては審査もしません。議会は、出てきたものを、はいはいと言って、町長与党ですから、嵐山町は。ほかの市町村も全部首長与党ですから、それはオーケーになっていく。だけれども、審議するということを議会はしない。そういった中で、議会というのはどういうふうに位置づけられているかということがあるのですけれども、これは私は一度、これをもう一回皆さんで見直しをするという形ではなくて、この基本構想に沿って詳細なものをつくっていくとい

うことではなくて、一遍解散してみたらどうですか。解散してみて、そして本当にこれが必要かどうかということを考えていく、こういった手続が必要だと思うのですよ。

何も嵐山町や東秩父村から吉見町まで持っていく。こういう粗大ごみなんか、私が吉見町まで持っていくのですよ、向こうまで。そういうふうな手続ですよ。住民の人が、小川町の人も吉見町まで持っていく。収集運搬ではないのですよ、そういうふうなものは。そういった手続があるのに、それも住民の人からも全く意見を聞いていなくて、こういった形をやっていく。これ問題大きいですよ。

今近々の、この前の答弁では、嵐山町の町長としては、公共の福祉を実現するために近々の課題としてこれをやらなくてはいけないのだということでしたよね。でも、公共の福祉の実現としてやっていくのだんならば、ごみ処理問題は今は民間委託もできる。もしかしたら、そっちのほうが財政的にも楽かもしれない。そういったことも含めて考えるために、一度解散していく、そしてもう一度皆さんで。こんないいかげん過ぎますよ、このあれは。私は、これはひどいなと思って、読んでいけば読んでいくほど内容的にひどい、ひどいというか雑な計画であって、そしてコンサル主導、そのコンサルの後ろについている、どのような業者がついているかわからないですけれども、そういったものを主導していくような形がもう見えてくるような気がするのですよね。そうしたら、一度解散してしまって、もう一回しっかりつくっていくという方法があってもいいかと思うのですけれども、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

住民福祉の向上、これを求めていくというのは、ぴったり議員さんと意見が一致をしております。しかし、それをどうやるかというやり方については、ちょっと意見が違ってきてしまったかなというような感じがするのですけれども、このごみの問題というのは、今始まった問題ではなくて、ご承知のように長い経過があります。そして、私たちが今やっている小川地区衛生組合では、ごみの焼却にかかわる費用というのはべらぼうにほかのところに比べて高いわけです。なぜ高いか。施設が老朽化をしてきて、経年劣化を重ねてきて、それでそれを修理をしながらやっていかないとできないということで、いろんな費用が残念だけれども、かかってしまうので、それを入れると高くなってしまう。

ですから、その施設を何としても早くどうにかしたいというのは、小川地区衛生組合の長い懸案で来ているわけです。そこのところに出てきたのがこの問題で、それで小川地区衛生組合内部でもいろいろ検討して、ここのところに乗っていったいいのか、あるいは衛生組合の中でどこかまた今のところを直してやったらいいのかというような議論ももとに戻ってやりましたけれども、そういうようなことというのは動かない、できない、やれないという歴史があるわけですね。そういう中で、ここのところに当たって相談をしながらやってきて、ここに行こうということで決断をして、衛生組合がそっくりここに入っていこうということでやったわけです。一時には、東松山なんかは入らないような状況もあったわけですが、やはり一緒に入ろうというような形になって、ここのところまで進んできている。

ですから、議員さんのように、民間委託というのも確かにあります。壊れたときには民間にお願いをしているわけです。しかし、その民間というのは、あくまでも営利がなければどうにもならないわけです。ですから、いつやめるかもわからないし、始めるかもわからない。ごみの処理というのは、自治体が責任を課せられているわけですので、いつでも出てくるごみについては町が処理をしなければいけないわけで、そういうものを踏まえた上で、やはりここのところをやっていくのがよかろうということで私どもは決断をして、こうして、そして議会にも報告をしながらここのところまで進んできているということでございますので、ここのところでやめて民間委託というような考えは全くございませんで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは続きますので、私も次の議員には出てくるつもりですので、それでこれも話し合っていきますし、多分特別委員会をつくっていかないと、小川地区衛生組合やほかの市町村全体でもこの問題はとても大きな問題だと思うのですよ。特に東秩父なんか、何であんな遠いところまでごみを持っていかなくてはいけないのですか、小川町も。そして、人口減少であるから、今は各市町村でも、これだけのものができ、周辺施設整備もこれだけのものがもらえるのであれば考えるという施設だって、市町村だって出てくるでしょう。私だって嵐山町にも持ってきたいなと思いますよ。そういうふうなぐらい、今焼却炉も変わってきている。その時代的な流れもある。それを無視して、それがかつて小川町の森林組合であった場所がだめだった、それだけではないですか。ほかのところをやったかというふうな実績というのを

私は見ていないし、議論も聞いていない。それをやっていたというふうに言われたって、どうしようもないですよ。

次の質問に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 次、嵐山町人材教育育成ビジョンです。

これ、最初に読み上げますけれども、資料のほうに、ホームページに出ていました嵐山町人材教育ビジョンをおつけしました。これを見て、私はちょっと異様な感じがしました。それも、しかも東松山市教育委員会ではとなっております。東松山市教育委員会です。これを議論して、このビジョンをつくられたということであるならば、これは大変問題の多い嵐山町教育委員会になります。同じような傾向の人ばかりが集まっているということになりますからね。

次、（１）から行きます。嵐山町教育委員会として、「グローバル化に対応する人材育成」に積極的に対応するということであるが、教育委員会の策定の経過、内容協議について伺います。

（２）です。「学力」、「道德」、「体育」について、論語の概念を用いて分類のカテゴリーにしているが、民主主義国家における戦後教育にあって違和感があります。

「仁」、「恕」、「敬」、「勇」などの概念は、学校教育、生涯教育を通じて一般的には学習していないため、説明と新たな学習が必要です。この「恕」という字なのですが、私は、会う人、会う人にこれ読めるかどうか聞いてみました。誰も読めませんでした。その「恕」という言葉をここに、概念に持ってくる、教育委員会の概念に持ってくるということ自体問題がとても大きいと思うのです。誰がどこでどのように教えて、誰が学ぶのか、伺います。

次です。論語は、「率先垂範の政治」を説くもので、為政者は克己し、率先垂範しなければならぬ上意下達論理です。これは、中国の紀元前1000年、そのときの問題から来ていて、紀元前555年ですか、そのときに生まれた孔子がつくった、唱えた論理です。民主主義の論理とは全く異なります。私はこのことに関しては、中国史というのを勉強しているものですから、これはちょっと余りかなというふうに思っています。戦前教育である修身道徳を人材育成教育ビジョンとして嵐山町教育委員会が掲げる理由を伺います。

３、「郷土の偉人・先賢に学び、ふるさと嵐山を語り、誇れる嵐山っ子」を育てる

ということですが、木曾義仲、畠山重忠から何を学ぶのか、それがグローバル化に対応する人材育成にどうつながるのか、その論理を伺います。

4 番目です。安岡正篤は、高名な人ではありますが、嵐山町出身者ではない。したがって、先賢ということになります。国際化（グローバル化）と国粹化（ナショナリズム）について強力に主張した人です。郷学研修所は、陽明学を学んだ政治思想家の私塾と見るのが一般的でありまして、NWE C・史跡博物館、学校法人とは全く異なります。公の嵐山町教育委員会が教育機関として連携をとる場合、民主主義教育との整合性が必要です。戦後、民主主義教育の管理運営を行う公の教育委員会としての郷学研修所の位置づけを伺います。

道德教育にはさまざまな議論があります。5 番ですね。公の教育委員会として、生涯教育並びに学校教育なので、道德教育に「論語素読」を採用するのには異論があります。さまざまな議論があります。個人でなさるのは全然問題ないですけども、私学では、仏教系、クリスチャン系、イスラム系、多くの道德の教育観があります。論語素読の採用はグローバル化には対応しません。論語は各人の教養として学べばよいものであって、公の教育委員会が掲げるのには不適切です。中国の春秋戦国時代の思想を現代の公の教育ビジョンとして掲げることに違和感があります。民主主義教育下の道德教育のあり方について、教育委員会の認識を伺います。

6 番目です。嵐山町でのグローバル化に対応する人材の育成教育では、確かな学力の育成が求められるわけですが、一步一步実現するための実現可能性の手法についてむしろ研究すべきであると思います。実現可能な学力の習得の方法について、教育委員会の認識を伺います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（6）の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 2 の（1）につきましてお答えいたします。

埼玉県教育委員会は、平成26年度埼玉県教育行政重点施策の推進に当たって、3 つの最重要課題を掲げました。1 つ目が確かな学力の育成、2 つ目がグローバル化に対応する人材の育成、3 つ目が社会的に自立する力の育成であります。平成27年度も同じ課題であります。

嵐山町教育委員会では、町校長会と、昨年4、5、6、7月にわたり協議を重ね、昨年9月にこの嵐山町人材育成教育ビジョンを策定し、2 つ目のグローバル化に対応

する人材の育成に積極的に取り組み、「郷土の偉人・先賢に学び、ふるさと嵐山を語り誇れる嵐山っ子」を育てることを目標にいたしました。

周知のとおり、町内には多くの文化遺産、豊かな歴史的風土に恵まれており、ふるさと嵐山の伝統・文化、歴史を尊重、理解させ、発信できることがグローバル人材の必要な資質と捉えました。具体的な内容といたしまして、教育の重点、教育関係機関、偉人・先賢、史跡、自然・里山、小中一貫教育を協議し、コンパクトに掲げ、人材育成につなげています。各学校の実態に応じて取り組んでいくことを共通認識としております。

(2) につきましてお答えいたします。知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）は、教育目標の3本柱であります。知には「英知」、徳には「仁」、「恕」、「敬」、体には「勇」を、嵐山町の児童生徒に育てたい心のキーワードとして位置づけました。大正6年制定の菅谷小学校校歌2番に、「智あり仁あり勇さえありて……」とございます。周知のとおり、鎌倉幕府御家人で武士のかがみと称された畠山重忠のことが歌われております。菅谷小学校の児童が連綿と歌い継ぎ、誇りにしてきたことがわかります。また、運動会でも、赤団の旗に「智」、青団に「勇」、黄団に「仁」のキーワードを掲げて競い合うことが伝統となっており、町の誇れる教育活動であります。

論語は、孔子と弟子の問答形式でまとめた言行録でありまして、20編、約500章句には、日常生活での生きていく上で励みになる言葉や教えが豊富に載っており、道徳的価値が高いと判断いたしました。孔子の教えは、人材育成に必要な仁と恕、相手への思いやりを基本として、徳行を目指す人間味あふれるものでございます。道徳教育の充実の一つのあり方として論語素読を導入いたしました。

(3) につきましてお答えいたします。グローバル社会で求められるのは、我が国と郷土に対する誇りを持ち、世界で活躍する力と、国内でも多文化と共生し能力を発揮する力であり、これらを児童生徒に身につけさせる必要があります。そのためには、授業等による取り組みを通じて、まず自分たちの住むふるさと嵐山の伝統と文化、歴史、地理等に対する理解を深め、世界に国内に紹介できる資質を高めることが大切です。

木曾義仲公、畠山重忠公は、嵐山ゆかりの歴史的人物であり、偉人・先賢であります。嵐山町先賢顕彰会が2人の慰霊祭を毎年開催し、愛され、親しまれていることは

周知のとおりでございます。子供たちにとって、多くの偉業をなし遂げた木曾義仲公、畠山重忠公の生涯を学び語れることは、グローバル化に対応する人材育成につながると思っております。

(4) につきましてお答えいたします。安岡正篤は陽明学者であり、菅谷の地に昭和6年、1931年、日本農士学校を創設され、農村の再建、地方農村の振興を担う人材、農士の育成に心血を注いだ先賢であります。また、終戦の詔書の刪修や平成元号の考案者として知られています。戦後は、吉田茂以降の歴代総理、佐藤栄作、池田隼人等の精神的な支柱として重んじられてきた経緯があります。昭和32年2月11日、菅谷中学校校歌が制定されましたが、安岡正篤に監修者として指導を賜り、格調高い表現が随所に見られ、歌い継がれておりまして、深い縁を感じざるを得ません。日本農士学校跡地に安岡正篤の思想を継ぐ郷学研修所が建てられていますが、教育関係機関の一つと考えています。ただし、論語素読を指導いただくことに限定しております。

(5) につきましてお答えいたします。嵐山町教育委員会では、先ほども述べましたとおり、道德教育の充実の一つのあり方として、昨年10月から11月にかけて、総合的な学習の時間に郷学研修所の荒井桂所長を講師に招聘し、論語素読を嵐山幼稚園年長児、菅谷小、七郷小、志賀小6年生に行っていただきました。論語の最初の章句、「子曰く、学びて時にこれを習う。亦悦ばしからずや。朋あり 遠方より来たる 亦樂しからずや 人知らずして慍らず、亦君子ならずや」をはじめといたしまして、4つの章句を所長の後を大きな声を出して繰り返す園児、児童の活気ある姿に感動いたしました。

意味は一切言わないのです。素読の効用というのは絶大でありまして、殊に幼稚園児から小学校低学年が適齢期でございます。論語素読は、人間を賢くする要因になると思います。

昨年度嵐山幼稚園では、45章句を選んだ論語かるたを素読し、2人の園児が全て暗記してしまったという報告をいただいております。また、七郷小学校でも、前任の校長先生が100の論語章句を選び、古典に親しむ観点から、論語素読を導入し、校長室で暗唱できた児童を褒めていただいております。5年生の現在使用の国語の教科書の「声に出して楽しもう 古典の世界」という段に、子曰く「己の欲せざる所は、人に施すこと勿かれ」 孔子は言った「自分が人からされたくないと思うことを、他人に対してしてはならない」と記述されています。教育ビジョンには、荒井所長にご指

導いただきました「学びて時にこれを習う 亦悦ばしからずや」と「其れ恕か 己の欲せざる所は、人に施すこと勿かれ」が掲げられています。

道徳教育は、道徳の時間をかなめとして行われていますが、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、一層充実してまいりたいと考えております。

(6) につきましてお答えいたします。確かな学力の育成に当たってでございますが、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを身につけさせる。そのためには、考え、話し合い、学び合う学習の授業実践を図ることが考えられます。

児童生徒に新たな学力・学習状況調査を実施し、児童生徒一人一人の学習内容の定着や学力の伸び、学習意欲等を把握し、一人一人の理解に応じた指導の一層の充実を図ることが大切でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を13時30分とさせていただきます。

休 憩 午後 零時03分

再 開 午後 1時29分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、1番からですけれども、教育委員会では4月、5月、6月、7月と校長会と話し合っただけで決めたということですから、これ教育委員の方全員とそれぞれの校長会とで話し合っただけで、こういったビジョンを決められたのか、教育長1人と校長会が決めたのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

今回のこのビジョンにつきましては、町内の園長、また校長先生にまずこういった案を持っているということで素案的な案をつくりました。これは、教育委員会で作ったものではございません。教育委員会で作るということで最初からやった

わけではなくて、教育委員会のほうはでき上がったこのものを提示して了解を得ております。

そして、これを9月に小中学校、園の先生方全員と保護者に配布していただきました。この4、5、6につきましては、まず校長先生一人一人と1時間ずつ、ご意見を頂戴しました。なぜこういった形を考えたかと申しますと、やはりこれは1人で決められるべきものではなく、嵐山町がご承知のとおり第5次嵐山町総合振興計画というのが23年度から32年度までに策定されておりまして、その中の教育にかかわる柱の一つが「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」、これに注目いたしまして、重点施策が3つ挙げられておりましたが、最後の特色ある歴史の保存と活用、ここにコメントが載せてありました。「嵐山館跡や杉山城跡をはじめとした町の豊かな歴史・文化の継承と活用に努め、歴史や文化財を活用したまちづくりを進めます」と、「これを教育に生かしていこう」と。そこで、これはやはり人材育成につながるだろうということで、校長先生一人一人と1時間ずつご意見を頂戴し、それをまとめてつくったのがこれなのです。

実は、この3分の2はほとんどそれぞれの小中学校で実際に授業で行っていることなのです。それを集大成したものでございますので、教育委員会だけで決めたということではなく、校長会と連動し、教育委員のご賛同をいただき、そしてこれはやはり学校だけではできません。家庭、地域の連携が必要なのですね。そういった中で、学校、もちろん児童にこれらをどういった形で教えたらいいかについては、それぞれの学校にお任せしますと、そういう中で決めさせたものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） イエス、ノーみたいな形で答えてもらわないと時間がなくなってくるのです。私、時間があと25分しかないです。私は、これは「はい」か「いいえ」かだけでよかったのです。

次、行きます。

○青柳賢治議長 そうおっしゃってください。

○13番（渋谷登美子議員） いいですか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 2番目です。私、この図を見まして、勇は体にはつながら

ない、そう思っています。なのに、この英知、知と徳と体と、これを論語のカテゴリーに分けましたよね。論語のカテゴリーで分けなくても、こんなことは普通の日本語で書けばいいことであって、何でこんなことをするのかということですよね。それを1点伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、教育の目標というのは3本柱、知、徳、体なのですね。それにキーワードとして「仁」とか「恕」とか「敬」というのは、やはり教育の中で大事だろうと、そういうことでこれを「徳」の中に「仁」、「恕」、「敬」、「知」には英知、「体」には勇というふうに位置づけたということでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いいですか。勇は体にはなりません。私は、これは勉強していますから、勇は体にはなりません。それをなぜこんなふうな形にしていくのか。そして、恕とかいう字は基本的に普通の人は知らない字です。それをなぜこの嵐山町人材教育ビジョンとして出してくるのか、それを伺いたいと思います。普通に人材教育ビジョンというのは、普通の町民の人がわかるものでなくてはいけないのに、何でこんなことをやるのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

ここに掲げてありますこのキーワードは、子供に一字一字説明はしません。これは教師用のものなのです。教師が心得ていればいいことであって、だから5年生の教科書には、恕は排除されています。つまり恕を教える必要はないと、言葉そのものは。精神を教えるということですから。だから、私は別に恕という言葉、子供にこういうものが恕ですよというふうに教えてくださいますとは言いません。教科書でもそのように扱っておりますので、全く考え方は同じなのです。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） なぜこれを、論語の理論をここに人材教育ビジョンに挙げ

ていくかということが聞きたいのですけれども、では、伺います。

それ以前に、戦前教育と戦後教育の違いをどう捉えているかということなのです。

それは一番大切な根幹になりますから、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

今回の質問の内容と趣旨がちょっと違うと思いますので、この場ではお答えしかねます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 質問項目のところに書いてあります。戦後教育をどのように考えてここにこのようなものを持ってきたのかということを伺っていて、これは基本的な問題ですよ。戦後教育と戦前教育の違いというのがわかっていなければ、教育委員会は務まらないでしょう。それを伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 戦前教育の考え方と戦後教育、戦後民主主義という言葉を使いませけれども、それぞれ人によって捉え方は違います。

しかし、戦前は、私は戦前の教育は受けておりませけれども、戦前と戦後は大きく変わったということは承知しております。しかし、そのことがこの論語とどう関係するかについて、それを関連づけるという考え方はありません。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私、時間がどんどんたっていきますから言いますけれども、戦前教育、大日本帝国では教育に関しては書かれていません。教育は天皇から授かるものでした。だから、学校に行かない子もいるし文盲の人もいたのです。でも、日本国憲法、国民の権利であり国の義務です。そして、一番大切なこと、全く違うこと、戦前と戦後の教育は、戦前と戦後では男女平等、それがあります。それを論語とどういうふうに結びつけていくかということを伺うのです。

○青柳賢治議長 どうなのだろう、渋谷議員、今の質問は。もう少しわかりやすく言ってください。

○13番（渋谷登美子議員） では、いいですか。

○青柳賢治議長 はい。

○13番（渋谷登美子議員） 論語では、私が一番気になっているのは、論語は孔子の教えなどは、女性が入ってきません。男女平等ではないです。女性蔑視の教えです。そして、それが戦後教育とどうつながっていくかということなのですよ。女性蔑視ですとつながっている論語がどうして嵐山町の戦後教育の教育委員会に、その論語の素読や何かが出てくるのか。もし何か一つの政治思想をここの中に例えるならば、その政治思想のもとにある、どういう背景にあってこの政治思想ができてきているかということがわかっていなければ、その政治思想を論語素読のような形で教育委員会としてやることはできないですよ、いいですか。公の教育委員会なのですよ、私塾ではないのですよ、嵐山町の教育委員会。嵐山町の教育委員会は、国民の権利と義務の教育の権利と義務を実現するための管理の委員会なのですよ。そのところに男女平等ではない思想を持っている論語の素読を持ってくる。どんなに頑張っても、そここのところというのは政治的にも背景的にもあるのです。

例えば、安東浩正さんですか、その方私も読みました。とてもよい、一つ一つの哲学的な部分はなるほどなと思って納得することもあります。ですけれども、これはだめだ、これはちょっと私には耐えられないと思ったのは、女性蔑視の指導が強いからです。その女性蔑視の思想の強い人たちの論語をなぜ嵐山町の教育委員会で小学校や幼稚園で素読させなくてはいけないのか。これは道徳の一部として、その部分、部分的にはどこだっていいものはありますよ。だけれども、教育委員会が持ってくる以上は、それなりのしっかりした背景、特に戦後教育としての背景が必要なのですよ。それを無視して、そここのところだけぽんと持ってきて論語の素読をさせて、子供たちにとっても効果があった。それは効果があるかもしれませんが、子供たち暗記力がありますから。だけれども、背景にあるものというのは違いますよね。率先垂範の政治というのは、昔々、孔子のいたころというのはまだ、孔子の前ですよ、殷国、周国の時代は国ができていない時代ですよ。国ができていなくて殷ができたのは、殷ができて、そしてそれは親族をたくさんつくって、そこで国を治めていく。その思想の中に、国が治めていくのに君主がとても立派な人でなくてはいけないから、こういった論語をそれぞれの人たちが学んでいく、そういうふうな思想ですよ。その中に何で女性蔑視があったか。殷の時代と周の時代ですけれども、周の時代に女の人が帝を攪乱させて、そしてその国が滅亡していく。必ず中国では、女の人がかかわって国が滅亡して

いくというのがあるのです。だから、男尊女卑で女性は政治にも入ってこないし、女性蔑視の思想がこの中に流れているのです。

その部分がなくて、そのものがなくてここに嵐山町の教育委員会がそれを論語に素読にしていくという形自体がとても問題だと思うのですけれども、そこら辺までの事情をわかっているのかどうかということを教育委員会や校長先生がわかって、これは歴史的認識としてとても重要なことなのですね。その問題がなしで、これはいいことだから、子供たちに道徳観としていいことだからやっていきましょうよというのだったら、イスラム教にだってそんなものはあるし、仏教にもきっとそれはあるでしょう。キリスト教には「なんじ、隣の人を愛せ」と、そういうふうな形のものはあります。それを一つ一つ教育長になる人が、それがいいと思ったからそれを用いてくるということなのですよ。そうではなくて、日本語で、普通の人がわかる日本語で書いていく、道徳論を書いていくということが大切なのではないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

女性蔑視の表現があるということにつきましては、私が今まで論語を学習させていただいた中で感じたことはございません。やはり女性蔑視のことが論語のメインではないと思います。

ご承知のとおり、論語は4世紀半ごろ、中国から王仁という賢者が参りまして、これは聖徳太子以前のことですよね、古墳時代ですよね。そのときに日本に入ってきてまして、江戸時代は儒学という形でこれが浸透し、明治時代にはご存じのとおり渋沢栄一翁などは、ビジネスにこれを登用したわけですよ。「論語と算盤」という本もありますけれども、そういった中で日本人の道徳観の基礎をずっと形づけてきていると私は捉えているのです。だから、議員さんのおっしゃることもわからないわけではございませんけれども、道徳的観念の中で論語素読は決して私はマイナスではない、やはりこれは教育の中に入れるべきだという考え方に基づいて、教育委員会は校長先生方と相談を重ねて、こういったビジョンをつくったということでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、ここでこういう議論をしたくないのですけれども、論語というのはそういうものではないです。ずっと国の歴史を見てきてくださいよ。

男女平等でありながら、平等ではないではないですか。そして、なぜ教育長さんがこのところは全然読んでいても何も気づかない、論語を読んでいても、それから安東さんの本を読んでいても、安岡正篤さんの本、私何冊か読みましたよ。だけれども、これはだめだ、気持ち悪くて読めない、そういうふう思うくらい女性蔑視の思想がそこには流れている。それが感じられないのが今の男性諸君ではないですか。だから、男女平等というのは日本国憲法に書かれているわけでしょう。日本国憲法に書かれてあって、戦前は女性には選挙権もなかった。それが戦後になって女性にも選挙権が来たわけですね。その肝心な部分がわかっていなくて、教育委員会は論語というものを持ってきて、論語の素読を持ってきたり、郷学研修所の荒井さんかなんかに論語の素読の講習をしてもらうというのは、私は間違っていると思うのですね。

それと、もう一つ、これ伺います。農士学校は、戦後国に没収されたのではなかったですか。イエスかノーかで答えてください。

○青柳賢治議長 渋谷議員、(4)の質問でよろしいのですか。

○13番(渋谷登美子議員) いいです。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

論語素読のことでまず述べさせていただきますけれども、私どもは先生方が教科書にある、教科書は5年生2つありますけれども、ここに載せてある2つなのですが、いいと思われる論語のいわゆる素読を意味は問わない、その言葉を繰り返し繰り返し入れていってほしいという、それは学校にお任せしているわけです。だから、先ほど申し上げましたとおり、学校によってばらつきがあるのです。それで構いません。できるところからやりましょうということなので、押しつけていく、またその中に女性蔑視、女性を差別した表現はないと私は確信しております。

また、もう一つの郷学研修所のことでございますけれども、確かに郷学研修所は国に没収されたという捉え方はあるかもしれませんが、昭和6年から多分昭和38年でしょうか、県立興農研修所まで続いたということですから、これは最終的には県が引き取って、その場所をずっと保って、そして今は女性教育会館になっているということでございますので、私はそういった捉え方をしております。いわゆる郷学研修所は、ご承知のとおり寮制だったのですね、寮で宿泊しながら当時の先生方が師弟

同行というのでしょうか、一緒になって日本の農業をさらに復興していこうということとやった人材教育ですから、それらの精神がそこには息づいていると。私は、だからそういう考え方で郷学研修所を捉えておりますので、いいところを子供の中に導入してもらおう、その一つが論語素読、そういうことで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 日本農士学校は、戦後没収されたのですよ。その感覚が違っていると全く物の見方が違ってくるのですけれども、私はすごくこの安岡正篤さんの本を読むときに、こういうところに建っていて、そしてNWE Cを関根茂章さんが持ってきたというのは、なかなか意味深なことであるなというふうに感じたのですけれども、そういう時代的背景があるところのものを嵐山町の教育委員会は論語素読にその先生を持ってきて、それも総合学習の時間ですよ。総合学習の時間は、そういうことを勉強するところなのですか、一つ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

総合的な学習の時間というのは、学校教育上、教科等で補えない面、あるいは児童生徒全体でいわゆる教育活動の一つということで、文科省ではこれを高く位置づけているのです。だから、私は、論語素読は総合的な学習の中にあるのでいいと思っています。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 総合的な学習というのは、環境やそれからいろいろな知見を子供たちがふやすところなのですから、何もそこに論語の素読を持ってくることはなくて、論語の素読をやりたいのであれば、教育長さんがみずから広報か何かに出して、論語の素読をしますから皆さん集まってくださいとやったらいいではないですか。学校というのは義務教育なのだから、そのところで論語の素読をしたくない子だっているでしょう。それを無理やりさせるということですよ。そういうことなのですよ。笑っていますけれども、本当にわかっていないのですよ、どういうことを今嵐山町がやっいていこうとしているかということが、何かということなのですよ。

では、嵐山町は、グローバル化教育というのはどういうふうに捉えているかということ伺いたいのですけれども、今のグローバル化教育で私は課題として考えているのは、多様性のある課題を、いろいろな価値のものをいかに子供たちが受け入れて合意をつくっていく、そういった技術を得ていく。その中に、パブリックな教育観を持っていくというふうなことだと思うのですよね。だけれども、そこに何で論語が入ってくるのですか、グローバル化の人材育成に。そのところを伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

グローバル化に対しましては、今議員さんのおっしゃるとおり同じ意見でございます。そこに何で論語が入ってくるかというところに、私と議員さんとの認識の差があるということでございますけれども、私はやはり先ほどから何回も申し上げますように、論語の言葉の中にやはり相手に対する思いやりというのでしょうか、小さいときに培わなくてはいけない、そういった気持ち、これは仁でもあるし恕なのですよ、実は。そういったことを小さいうちにやはり教えていくことは、決してマイナスではないと。だから、それを強制して教え込むということではなくて、それぞれの学校の実情に応じてやれるところからやってくださいということに言っているわけですから、先生方も学校の中で、国語の授業でやるところは国語で結構ですし、校長先生が個人的に子供を呼んでやるならそれでも構わないし、担任がさらにやるのもそれも構わない。それは、それぞれの学校の実情に応じてやっていただければということで、強制的にお願いしているものではございません。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） パブリックな意識を育てるというのは、論語とはちょっと違って来るのですよ。論語というのは上意下達の理論で、それでもって忠という精神がありますよね、ここには書いていないけれども、忠というのがあって、それがあつたために企業家やなんかはとてもそれを読みます。企業の人が論語を読むというのは、私はすごく当然なことだと思うのですよ。そして、企業が忠を得るためには、そのためにどのような企業家が人徳者にならなくてはいけないか、そういうことのために企業家はそれを勉強する、それは当たり前だと思います。

だけれども、パブリックな意識というのは市民なのですよ、市民。忠人ではないのですね、下僕ではない、一人一人の市民、民主主義。それに論語がどうかかわってくるかということを聞いているのであって、それは一つ一つの言葉にはいいことが書いてあるでしょうよ。それはそれなりにいろんなことが書いてあって、各家庭で読んで構わないし、各塾で読んで構わない。だけれども、公の教育委員会がこれを学校でやってはいけないことなのではないですか。今論語を読むというのがはやっていますよ。はやっているけれども、公の教育委員会は、少なくとも市民を育てる、次世代市民を育てるというものがあるのですよ。公僕を育てるのではないのですよ。そここの意識の違いを、それを論語がそここのところを一部変えることができるからと、そうではないでしょう。そうではなくて、私はこの嵐山町人材教育ビジョン、もう一度作り直してください。そう思います。

なぜかという、これは教育長が各校長先生と1時間ずつ話し合って、その中で取り入れたものだと思います。でも、私こう思うのですよ。ここの中で、勇は体にならないということは知らないのですよね、一人もいなかったのですよね。勇は体には通じません。一人もいなかったということですよね。そのくらいの論語のある程度の知識、私も余り知識があるわけではないけれども、そのくらいの知識の人たちがこの論語について論じる、そして論語について論語を教育ビジョンの中に持ってくるというのはとても大変なことで、もし論語をこの教育ビジョンに持ってくるのならば、きちりした勉強会をして、どういうふうな形で論語が政治的に思想としてあって、なぜ男女が平等ではない形のものをやっているか。そういうところまで知識として持って、知見を持って、ここに持ってくるのならいいですよ。だけれども、それがなくて、では教育長さんがそう言って1時間ぐらいずつ話し合って、これでいいでしょう。では、これは教育委員会が認めましたよ、ではそれで後で皆さんで認めましたよ。そういうのって、嵐山町の人材教育ビジョンになるのですか。

私は、これは、もう一回本当にこの人材教育ビジョンをつくるのだったら、教育委員会だけでなく住民の方たちからも、幼稚園の方たちから中学生や高校生からもちろんと意見を聞いて、そしてやっていくのが本来ではないですか。今嵐山町では、私、そういうことを必要としているのですけれども、人材教育ビジョンというのは非常に大切なことです。そして、それがこんな形で出されてきて、ホームページにぽんと出されてきて、そしてこれ何よと。「仁」だか「恕」だとか読めないではない。「仁」

とか「恕」とか「敬」とか、それぞれ論語には定義がないですよ。そういったものをぽんぽんぽんとカテゴリー化して分けていく。そういったことに関して、私はちょっと問題があり過ぎるかなと思っているのです。

嵐山町は、グローバル化に対応する人材育成教育に取り組みます。何も論語を持ってくる必要はないのです。その点について伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

論語もやはりグローバル化に対応する人材育成の一つになると思っております。これにつきましても、ちょうど1年を経過するところでございますので、また校長先生方と1年やったところでどんな変化があったとか、うちの学校ではこういうところに力を入れたとか、それらを確認しながら、変えられるところは変えていくということで前回も進めておるのです。だから、これは議員さんご指摘のとおり、ここはこういうふうに変えたほうがいいたろうということがあれば、それは変えていきたいと思っていますし、また郷土の偉人、先賢にも本田静六あたりも入れていいのではないかという意見も聞いております。そういった中、これをぱっと見れば、嵐山の子はこういうふうなことに郷土愛を持って、嵐山のことをもっともっと子供に知ってもらい、また先生方にも嵐山のことを知ってもらい、みんなで嵐山の教育を高めていこうと、そういう中で考えているわけでございますので、一応論語は欠かせないものだというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 埼玉県で人材教育ビジョンをつくっている市町村の中で、論語を掲げている市町村はどこにあるのですか。埼玉県で論語を掲げるように指導がありましたか。論語前提の人材教育育成ビジョンでは困るのですよ。それを抜きにしてやっていかないと、それで初めて嵐山町は人材育成教育ビジョンができるのではないですか、グローバル化に対応する。グローバル化に対応する人材育成ビジョンは、論語でやらないほうがいいですよ。何で論語にこんなに固執するのですか。私は、そのところが問題だと思っているのですよ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 私の認識するところでは、このグローバル化に対応する人材育成は嵐山町独自のものと思います。県下でまだありません。そういった意味では、私は一つのこれを定住促進対策として考えております。やはり嵐山に学んでよかった、嵐山に住んでよかった、これからも嵐山に住んでいきたいと、そういった郷土の歴史、文化遺産を学ぶ中、故郷のために子供たちが今後どう生きたらいいか。こういったことも、こういった中で先生や保護者や地域の人と考えていく時代ではないでしょうか。そういった考え方を私は教育の中に入れるということで、嵐山町人材育成教育ビジョンというのを校長先生方と協議を重ねながらつくったわけでございますので、ほかの市町村では見ておりません。論語は県からこういうふうに指導しろとかということもいただいておりません。嵐山町では、これを一つの教育ビジョンとして位置づけたということでございますので、ご理解賜ればありがたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 論語を人材育成教育ビジョンの中に入れていくということの問題を言っているのもあって、ほかにもいっぱいありますよ、嵐山町でいいところが。だけれども、論語をここに持つてくることでどれだけマイナスな部分があるかということなのですよ。それを考えないで教育長の考え方一本で、校長先生と話し合ったと、これは校長が教育長と話し合ったら、そうですねと言うしかしようがないではないですか。そういうふうなあれですよ。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員の質問ですが、これで打ち切ります。ご苦労さまでした。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の町民の足の確保についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、議席番号6番、畠山美幸、未来が明るくなる建設的な質問をしていきたいと思います。

まず、今回5点について質問をいたします。

1 問目ですけれども、町民の足の確保について。今年度、北部方面の路線バスが廃止になり、住民からは、今後町はどのように考えているのかとよく聞かれます。南北に長い嵐山町は、北部から駅に出るにもおよそ8キロは下りません。今年度中に何らかの検討をするとのことでしたが、進捗状況を伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目1につきましてお答えをさせていただきます。

北部方面へのバス路線は、ご存じのとおり、民間バス会社が花見台工業団地への路線を開設後、使用しているバスを有効利用したらどうかとの提案を受け、始まったものでございます。しかしながら、独自路線の赤字の拡大、人手不足による運転手の確保が困難になったなどの理由により、本年3月に廃止となりました。

平成22年7月に行った第5次嵐山町総合振興計画策定のためのアンケートにおいては、「交通が不便」が移転したい理由の圧倒的な上位であり、また今年度実施した人口ビジョン及び総合戦略策定のためのアンケート結果においても、交通への不満度が高くなっているなど、交通施策は課題の一つとなっております。

このため、今年度、町民の皆様は、生活交通をどう利用しているのか、またどう考えているのかなどを調査するため、調査委託を行うことといたしました。

進捗状況はとのご質問ですが、5月15日に生活交通に関する基礎調査業務委託契約をイーグルバス株式会社と締結をいたしました。委託の内容といたしましては、生活交通のための基礎資料作成として、人口分布、公共施設・医療施設・商業施設の位置、公共交通網、交通不便地域の抽出を行い、地図上でそれらをあらわします。さらに、12歳以上の方2,000人を無作為抽出し、アンケート調査を行います。

調査は、95項目における質問であり、1つ目といたしまして、通勤や通学・買い物・通院・その他の私ごとに対する交通手段に関する調査、2つ目といたしまして、鉄道、路線バス、タクシー、自転車、バイク・原付、自動車とその送迎、シニアカーの利用における実態調査、3つ目といたしまして、生活交通の実態と評価・ニーズに関する調査など多岐にわたります。それらを地区別、年齢別等でクロス集計を実施するものでございます。アンケート以外にも、既存路線バス乗降データによる整理、他市町村の事例に基づく課題抽出となっております。委託期間は10月30日となっております。

すので、その結果により、今後どのように交通施策を進めていくことが必要なのか検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、こちらのところで進捗状況について書いてありましたけれども、今回無作為に2,000人を対象にアンケート調査を行っているということで、我が家にも早速届いておりました。

内容のほうを、私宛てには来ていませんでしたので、子供宛てに来ておりましたので、子供にこれを書くようにというので渡させていただいたのですが、こんな細かいことやってられないやと言われて、途中まで書いて投げ出してしまったのですね。ですけれども、ちょっとこれはあなたの今後にもかかわることなのだからしっかり書きなさいということで、一応マークシート式になっておりまして、簡単には書けるようにはなっているのですけれども、ちょっとこれを2,000人の方に今回配布をしていて、回収率が果たしてどのくらいになるのかなというのがちょっと心配の要因になったのですけれども、大体いつもこういうアンケートをすると何%ぐらい返ってくるものなのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ちょっと手元に資料がなくて正確な数字は申し上げられないのですけれども、今年度、先ほど申しあげました総合戦略のアンケートにつきましては、おおむね40%前後の回答率だったというふうに記憶をしております。前回の送信についてもほぼ同様の結果ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今40%程度ということですから、1,000部が戻ってこなかったらちょっと大変だなと思いますけれども、皆さんのいろんな要望を書いていただくことを私も希望しておりますけれども。

それで、私なりにいろいろ北部のほうの運行、これからの町民の足のことを考えますと、ありがたいことに花見台工業団地が北部のほうにはございまして、いつもいろ

んな企業さんの送迎バスが県道深谷一嵐山線の県道を走っているバスを見かけます。朝は大変混雑をしております、帰りは空のバスがしばらく武蔵台で待機して、また拾いに行っているのかなというのを見かけているのですが、何とか企業の応援をいただきながら、あのバスの利用ができないものなのかなというのは前々から私考えております、ホームページでいろいろ調べたところ、愛知県の一宮市で実際問題、今社員用の送迎バスを市民の方に同乗事業ということで開始をしております。

早速、こちらの一宮市の企画部地域ふれあい課交通政策室というところにお電話さしあげまして、確認をさせていただきました。どういう経緯でこのような事業を始めたのかという質問をしたら、以前は自動車教習所学校が一宮市に何軒かあるそうなのですが、そちらのスクールバスが町民を乗せていただいていたと。しかしながら、こちらが廃業してしまったので困ったなということで、いい政策はないだろうかというところで、今回こういう企業さん向けにホームページに載せたところ、1社が協力してもいいですよという協力に乗ってくださったと。それで、その企業さんは、駅から3キロ程度離れている、だからちょうど花見台工業団地が4キロぐらいの位置にしていますので、大体同じような位置に企業さんがあるのだとお話を伺いました。そこが食品会社でお弁当をつくっている企業さんで、24時間稼働していますと。それで、朝だけでもなく夕方だけでもなく、深夜も夕方ものいろんなシフトの方がいるので、バスが走っているということで、朝の9時から5時の時間帯に市民の方を乗せる協力をしているというお話でした。これは、市で会員登録をして許可証を出すそうです。そして、運輸省の兼ね合いとかは大丈夫なのですかとお聞きしたら、そういう運輸省のほうの関係は別にないのだけれども、お金は取れませんよねと。停留所はできませんというか、つくってもできませんよねと、あと先方企業に迷惑をかけないように保険は入ってもらわなくては困りますよねと、そういうことをお聞きしました。しかしながら、一宮市様では高齢者の方、障害者の方で1人で乗降ができることということを条件に使っているのですよというお話でした。

しかしながら、今高齢者の方、障害者の方は町のほうでも対応しているものがありますので、本当に今北部のほうでも雨が降ったときとか、送迎はしています。自転車で通っている子もいます。しかしながら、突然の雨が降ったとか、そういうときにやはり何の手段もない。タクシーを呼べば来ますけれども、それには負担もかかりますので、もしこういうことができるのであれば、やはり町の責務として町民の方にサー

ビス向上のために町が動いて企業を動かすということが必要ではないのかなと思うのですけれども、この辺に関して副町長にお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、お答えをさせていただきます。

人口減少社会、高齢化社会に入ったわけですが、こういった社会において公共交通をどう確保するか、自治体にとりますと大変頭の痛い問題だというふうに思います。渋谷議員さんのご質問の中でも、人口減少をしていくと財政規模も小さくなるし、それから高齢化をしていくと、それにかかわる社会保障費も増嵩していくと、そういう世の中が待っておるわけですが、嵐山町において、この3月に路線バスを廃止したときに、廃止をするに当たって実態はどうなっているのか、嵐山町で路線バスを使われている方がどのくらいいて、それ以外に生活をする上で不便に感じている方がどの程度いるのか、そういったことをまずは実態を調査をさせていただいて、今後の嵐山町の交通政策を考えていく材料にしたいというふうなことで、たしかご答弁申し上げて、今課長が申し上げましたような調査がやっと始まったというふうなことでございまして、町民の皆様方から2,000人のアンケートをいただくというところでございますけれども、果たしてどのような結果が出てくるのか、その辺を今後内部で十分検討していきたいというふうに思います。

それから、今ご提案のあった企業、特に花見台の工業団地の企業が今回の路線バスの廃止によって自社運送を始めたとか、そういった企業もあるわけですが、そういった企業から議員さんおっしゃられるようなご協力がいただけるものなのかどうか、そういったこともございますし、日本国中でデマンドタクシー、デマンドの交通がいろいろ検討されておまして、議員さんもお案内だと思いますけれども、隣の市では新たなデマンドの運行を始めるとか、志木市においてはこういう運行をやっているとか、さまざまな例が出てきておりますので、今嵐山町がやっている福祉タクシー、交通の弱者と言われていた高齢者や障害者まで加えてどのように考えていくのか、この実態調査を経た上で嵐山町にふさわしい、また嵐山町の身の丈に合った交通施策を考えていきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今副町長からご答弁いただきましたけれども、確かにこの間

の8月28日、埼玉新聞に「市民の足500円から」ということで、東松山市ではいよいよデマンドタクシーが始まりますよという記事が載っておりました。こちらには、16歳以上の方が対象で、3段階で2,000円未満は個人負担が500円ですよ、2,000円以上3,000円未満が1,000円ですよ、3,000円以上が1,500円ということで書いてありまして、目的地は乗降ポイントというのが450カ所決めてありまして、そこから自分の家、自分の家からそちら、乗降ポイントから乗降ポイントという形で移動ができるということで、これも大変便利なもので、東松山市よかったなと思っておりますけれども、お金をかけない方法として、まず第1段階としてこういう企業さんの応援をいただきながらということができれば、まずこういうところから声をかけてみるのもいいのではないのかなと思ったので、これは提案をさせていただきました。

本当に今定住促進をするために昨年度でしたか、定住促進のための10万円とか20万円とかという定住促進の外から来ていただくという施策はあるのだけれども、では今ここに住んでいる方々が離れないための施策というのが、やはりいろいろ考えていかなくてはいけないと思うのですね。

そういう中の一つが、やはり私が今住んでいる近辺というのは、本当に駅から離れていて、子供たちであれば自転車で駅のほうまで、どこまでも行きますけれども、やはり雨が降った、雪が降ったとなると、誰かの協力なくしては行けない状況もございます。また、やはり先ほどからお話に出ておりますように高齢化にもなっていて、今うちの住宅地のほうもやはり皆さんおっしゃることは、路線バスがなくなって、いざというときにどうしたらいいのだ、畠山さんと言われます。ですので、やはりあの手この手で皆様が住みよいまちづくりに、やはり町がいろいろと動いていただかなくてはいけないのではないのかなと思いましたので、ぜひとも別に北部だけに限らず、南部のほうでもやはり大きな企業さんございますので、そういうところにも、全町にお声かけしていただいて、何とかこういう送迎バス、また結果が出てからになるかもしれませんが、デマンドタクシーの拡充とかいろいろ検討を図って、とにかく今住んでいる方々がご不便にならないようなまちづくりに取り組んでいただきたいと思いますので、何かございましたらご答弁いただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁をどちらに求めますか。安藤副町長でいいですか。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変よいご提案をいただきました。これからの嵐山町を考えていく

上で、今議会でも総合戦略のお話、アンケートのお話もあると思いますけれども、この間我々にもその結果のお話がありました。嵐山町の住んでよかったと、嵐山町に今後も住み続けたいという方が、今回のアンケートでは78%いたということでございます。過去3回の調査の中では一番多くなっていると、大変ありがたい、そういうふうな結果でございました。

その一方で、交通が不便だと、町に対するいろんな施策を町民の方が求めているわけですが、それもやはり一番多いわけでございまして、この町民からのご要望、町に対する期待をどう政策の上で反映していくか、これも大変重要な政策でございます。嵐山町のいろいろ交通のことを考えますと、町民の皆様方にできるだけその期待に応えられるように我々も努力してまいりたいと思いますけれども、なかなか進める上で、志木市のように市のエリアが狭くてどこでも同じような状態にあるところと、南北に長い嵐山町でどういう交通政策が望まれるのか、その辺大変難しい課題もございしますので、先ほど申し上げましたけれども、嵐山町に合った、そして町民の皆様方に喜んでいただけるような、そういった公共交通体系を考えてまいりたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願いします。

2番のほうに移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） がん教育・がん検診についてでございます。

2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡する時代、医学も進歩し、早期発見であれば、命を落とさずにふだんの生活に戻ることができます。やはりがんに対する知識は必要です。

そこで、(1)、平成25年6月議会で、がん教育について一般質問させていただき、教育長からの答弁は、「命の大切さの授業に一層踏み込んだ質の高い授業をすることが大切と考え、小中を通したプログラム構築が必要と考えます」との答弁をいただきました。その後の進捗状況を伺います。

(2)、がん検診について、平成22年度から26年度までの受診率の資料をいただきました。22年度では1桁台の受診率もありましたが、24年度には全てが2桁台になっていて、職員の方々の努力を感じます。コール、リコールの取り組みなど実施してい

ますが、今後の受診率アップに向けてのお考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。初めに、小項目（１）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ２の（１）につきましてお答えいたします。

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族等の方々に対する共感的理解を深めることを通して、自他の健康と生命の大切さについて学び、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育と定義されております。

小中学校におけるがん教育は、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じて保健（小学校６年）、保健体育（中学校）の授業で取り上げております。具体的には、常習的な喫煙により肺がんにかかりやすくなるなど、日常生活行動と深い関係があることを指導しております。

以前ご質問いただいた後、校長会において、がん教育の充実について確認し、町内小中学校養護教諭とも協議しながら、９年間を見通した健康課題に向けての取り組みについて話し合いをいたしましたが、具体的な全体計画には至っておりません。

平成12～16年度までの５年間を対象とした国の第２次がん対策推進基本計画では、健康教育の観点からのがん教育だけでは不十分であり、課題であると指摘されています。

文科省においては、平成27、28年度においてモデル校を中心に今後の課題を検討し、成果を踏まえたがん教育について、29年度以降、全国に展開することを目指しています。

県教育委員会は、本年度から文科省委託事業として、がんの教育総合支援事業を実施し、学校におけるがん教育のあり方について、教職員を対象とした研修会やモデル事業を実施するなど、がん教育の効果的な指導方法の研究を始めたところでございます。

嵐山町教育委員会といたしましても、国や県の動向を見据えながら、研修会で得た情報や指導を生かし、今後がんの正しい知識と、がん患者やその家族の方々に対する理解と命の大切さについて、各小中学校での連携した指導が図れるとともに、学校医やがん専門医等外部の講師の参加、協力も視野に入れながら、がん教育を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（２）について、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 質問項目２の（２）につきましてお答えをいたします。

子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診につきましては、国の方針に準じてクーポン券を発行し、対象の方は無料で受診できる事業を実施しております。胃がん・肺がん検診につきましても、集団検診に加え個別検診ができるよう比企医師会、または町内の医療機関と連携し、受診しやすい環境整備をしております。

また、各種検診につきましては、６月号広報とともにリーフレットを毎戸配布するなど受診勧奨し、受診率の向上に努めております。

今後は、これらの取り組みを引き続き実施するとともに、集団検診の実施日見直しなど、できる限り町民の方が受診しやすい環境を整えるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員） （１）のほうを再質問させていただきます。

そうしますと、子供たちには今年度中はまだできていなかったけれども、教職員を対象とした研修会は行ったのですよというご答弁でした。やはりこういうものをやるのに予算のことも考えずに私も質問したなというのはちょっと反省点だったのですが、お隣の熊谷市では、もう早くからがん教育が始まっておりまして、熊谷ピンクリボンの会の代表の方が、その方自身が乳がんになったということもあって、自分がこんな苦しい思いをしたから、そういう人を一人でも救いたいという思いで立ち上げたピンクリボンの会だそうなのですけれども、平成24年度にこのがん教育をやろうと思ったのだけれども、予算が取れなくて24年度は断念しましたと。25年度には、熊谷の力という事業の補助金みたいなものがあって、300万円がおりて、これを学務課というか、学校教育課ではなくて、うちで言うところの健康いきいき課のところはこの予算がおりて、子供たちも対象に何か講演をしていただいたそうです。そのときに、授業を受けた生徒たちの反応がとてもよかった。それを見た校長先生が、これはやはり必要だなと感じたという声がありました。それで、26年度も引き続きやっていきたいということで、27年度まで何とか予算計上できるようにやっているというところのお話を伺っております。

やはりちょっと教育部門のこども課の予算ではなくて、これは健康いきいき課なの

かなと思ひまして、再質問こちらの健康いきいき課のほうに行くのですけれども、何か今こういうがんの何か講演会とか研修会みたいなものは、現状行っていらっしゃいますか、お伺いしたいと思ひます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

現在のところ、そのような講演会等実施はしておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうでしたか、過去に何かやっていたような気がしたのですけれども、ぜひともこれは町を挙げて町民の方、また子供たち、児童生徒にもやはりこれは必要ではないのかなと思うのですけれども、私、答弁者のところに町長の名前を入れるのを忘れていたのですけれども、町長には伺えますか。

○青柳賢治議長 結構ですよ。

○6番（畠山美幸議員） 町長にお伺いしたいと思ひます。今後こういうがんの研修会、講演会、健康いきいき課でそういうものを予算を取って、それをやはり子供たちにも聞かせてあげるのだというような、町全体でやっていくような予算計上を今後検討していただけますでしょうか。

○青柳賢治議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとお話の中で不勉強な面がありましてわからないのですけれども、子供に対して健康づくりというものは、ほかのところでも今子供たちに協力をし、手紙を書いてもらったりというようなこともやって、ほかの面でもがん教育だけでなくてお願いをしている部分もありますし、いろんな形をとっていかなければいけないのかなと思ひますけれども、具体的にはちょっとまたいろいろ細かい話を聞きまして、担当のほうから上がってきたものを検討させていきたいなというふうに思っておりますけれども。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 教育長にお伺いします。

今町長の答弁がいまいちはっきりはしなかったのですが、学校側では何か今後の展望というか、国から何かこういうふうによりなさいみたいなお示しみたいなものとか、

何かそういうお話は来ていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

まず最初に、先ほど熊谷市の例でございますけれども、平成26年度より熊谷市は委託事業という形で、先ほどお話のございました熊谷ピンクリボンの会と共同して、健康づくり課が市民団体、熊谷ピンクリボンの会と共同してがんに対する正しい知識を、小中学校児童生徒、保護者を対象として始めたということは聞いております。

そこで、がんにつきましては、ご承知のとおりサバイバーというのでしょうか、がんの体験者、この方に話をしてもらう出前授業ですか、そういったものを中心に乳がんだった方とか、そういうがんの経験者に直接学校に行っていただいて、保護者も含めてがんをやはり正しく認識をして、命にかかわる大事なことだよということを親子含めて指導したのが熊谷市なのですね。そこで、熊谷市は、先ほど議員さんからありましたように命の授業を始めたということでございますけれども、私ども中学校2校でございますけれども、命の大切さを学ぶということは現在やっているのですが、具体的にそういった外部の方を入れるというのはやっていないのですね。それは、やはり予算にかかわることでございますので、こども課だけで考えるということではなくて、やはりこれは先ほど申しましたように町の関係課と連携して、無理のないところで可能であれば進めていくということが大事だと思っています。

なお、今年度第1回の埼玉県の研修会に菅谷小の養護教諭が参加いたしました。行って確かによかったと。説明を聞いて、県教委もこれに力を入れていくということでございますので、町といたしましても関係部門と検討しながら考えていくのがいいのかなと。以前に性教育ですか、町内の産婦人科の先生にご指導いただいているのと同じように、学校だけではもう対応できない一つはがん教育、そういうふうに捉えておりまして、私どもも健康教育の視点ではもう不十分と、そういった認識でおりますので、今後いろいろな情報を得ながら進めていければいいかなと、このように思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） さっき私ちょっと言い間違っちゃって、熊谷市は平成25年

度に予算が取れて、26年度から始まっているということでした。すみませんでした。

ぜひとも今後いろんな課を巻き込んで、ぜひともやっていっていただきたいと思います。

それで、(2)に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) (2)のほうの受診率向上のために、本当に無料クーポンが種類もふえたし、いろんな周知はしていただいて、結果も出ているところではございますけれども、まだまだ忘れてしまったということがある町民が多いと思うのですね。

今庁舎に入って入り口の正面のところに、交通事故ゼロがずっと続いていますというスローガンみたいなのが張ってありますけれども、やはり入ってすぐ、ああ今がん検診の時期なのだなとか、何かちょっと見えるところにばんばん張っていただきたいなと思うのですね。そういう時期が来たときには、スローガンみたいなものを。がん検診を受けて、皆さん健康に気をつけましょうではないですけども、そういうようなスローガンですとか、あとよく嵐山病院さんがのぼり旗を立てて、特定健診の時期ですよ、がん検診の時期ですよではないですけども、そういうのぼり旗も立てていただいていて、今どうだったかちょっと記憶にないのですけども、やはりそういうもので周知をしていただく。

あとは小川町では、特定健診という背中に、皆さん着ていらっしゃるポロシャツとかワイシャツにつけるとは言いませんけれども、嵐丸君のポロシャツとかに、ぜひ背中とかに特定健診の時期ですよとか、あとがん検診しましょうとか、そういうふうな周知のものを着て、とにかく町民の人たちの目につくようにあおっていただきたと思うのですけども、その件に関しましてはいかがでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

がん検診ということになりますと、これは早期発見というのが本当に大事なことになります。そのような形の前に、そのような周知、目に見える方法、そのような形で今議員さんのほうの提案というかお話をいただきました。こちらとしてもいろいろな面で考えて、検討していきたいと思っております。

なお、今月末に集団の住民健診を行うわけですけども、胃と大腸と肺ですけど

も、昨年度に比べましてそれぞれ50名程度ふえてございますので、今後も住民に周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひ頑張って数値を上げていただきたいと思います。

では、次に移ります。

○青柳賢治議長 この際、暫時休憩させていただきます。再開の時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時44分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の一般質問を続行します。

3番目の防犯灯LED化事業について、どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 3番目の防犯灯LED化事業について伺います。

今年度、防犯灯LED化リース事業を実施すると伺いました。温暖化防止に向け大変に評価いたします。そこで、現在の取り組み状況について伺います。

（１）、工期は、（２）、取り付け場所と基数については、（３）、国の補助金、町の事業費は、（４）、10年間のリース代は幾らか。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えをいたします。

工期につきましては、平成27年12月末までにLED器具の取り換え工事を完了するという予定でございます。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えをいたします。まず、防犯灯交換工事に先立ちまして、町全域の町管理の照明灯について、灯具の種類、設置基数等の現地調査を実施いたします。調査結果に基づきまして、補助対象になれば、全町の100ワット以下の防犯灯1,684灯全てをLED灯具に交換する予定でございます。

続きまして、質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。この補助事業は、環境省から補助金の交付を受けた非営利法人の一般社団法人低炭素社会創出促進協会からの間接補助事業でございます。内容は、リースによる街路灯等のＬＥＤ照明導入に必要な調査、計画に対する補助と計画に基づく導入費用のうち、取り付け工事費に対する補助の２本立てになっております。

調査、計画に対しては、補助率１０分の１０、限度額８００万円が助成され、取り付け工事費に対しては補助率３分の１、限度額２,０００万円が助成されます。

なお、取り付け工事費に対する補助は、導入計画に基づいて導入事業を請け負う民間事業者が補助対象者となり補助金の交付を受け、当該補助金を減じた額をリース料金の総額として町と契約する仕組みになっております。

補助事業の内訳は以下のとおりでございます。調査計画費用でございますが、総事業費６９１万２,０００円、補助金は６９１万２,０００円でございます。１０年間のリースによる導入費用でございますが、総事業費が１億７,６２５万６,０００円、これは１０年間のリース代込みでございます。取り付け工事費につきましては、６,０００万円、補助金が２,０００万円、これは１０年間分のということになります。町の単独費が１億５,６２５万６,０００円でございます。

質問項目３の（４）につきましてお答えいたします。１０年間のリース代金は１億７,６２５万６,０００円でございますが、町が支払うリース代金は、補助金を減じた１億５,６２５万６,０００円になるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員） （１）番からお伺いいたします。

工期は１２月末までということですので、９月議会が終わった後にもう設置を始めるのか、開始はどのくらいから始められるのでしょうか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 こちらにつきましては、調査、計画に対する補助金の交付決定が８月にやっとおりたところでございます。

実際には、補助の募集というのがまず４月にございまして、５月に採択をされて、５月から今度は調査、計画の補助の交付申請を行いまして、交付申請が８月ということで、現在、調査、計画のほうの発注の準備をしております。調査、計画につきま

しては、2カ月ほどかかるかなということで、今見込んでおるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） （2）のほうに移りたいと思います。

全町の100ワット以下の防犯灯1,684灯を全てLED灯具に交換するという書き方になっておりますので、新たに設置するというものではなく、今現状のものの頭の部分だけの交換になるのか、確認させてください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 今回のLEDの導入の補助事業でございますが、現在使われているLED以外の街路灯について補助の対象になるというものでございますので、新規のものは補助対象になりません。したがいまして、今回の事業につきましては、現在使っているもののLEDへ更新をするというものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 現在使われているもので、やはりポールというのですか、電柱とかについているものであればそんなに老朽化はないと思うのですが、ポールなどに設置をされている防犯灯などもあると思うのですけれども、そういった場合、もう腐食していて、もうこのポールは使えないよというときには、そこはもう撤去になってしまうのか、それはつけられるのか、確認させていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

そちらの考え方につきましては、これから現地のほうの調査に入ります。調査の結果に基づいてということになると思いますが、今回の補助対象になりますのは、このランプの器械だけが補助対象になりますので、電柱等に共架しているものについてはそのまま取りかえるという形になると思いますが、独立の防犯灯につきましては、柱はそのまま残して、上の本当にランプだけが補助対象になりますので、調査をした結果、現在使っている独立の柱が、今後10年以上安全に使用に耐えるというものであれば交換をするということになると思いますが、これから先10年間の使用に耐えられな

いというものにつきましては、別途考慮していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ということは、新しく建てる部分だけは自己負担というか、町負担になってしまうという今答弁でしたので、ちょっとまたいろいろと検討していかなくてはいけないのかなと思いましたがのすけれども、今回のこれで例えば農村部などによく街灯が少なく、例えば玉中のしかむら農園さんのあの通りを玉中の生徒さんが使っているわけなのすけれども、あの通りの街灯がいつも冬場になると本数が少ないものすから、あそこを子供を通すか通さないかという、いつもPTAで話が出るのすね。

今国のほうでというか大学で何かそういう光害、光の害と書いて光害と読むのか光害でいいのかわかりませんが、農作物に影響のないLED電球ができていてというものがあるのすけれども、そういうものの設置とかということをして今回のこのリースの対象にすることはできないという、今の話を聞いているとそういうことだなとは思ったのですが、例えば今回、いろいろ町内を見て歩いて、ここは区長さんから要望があるよとか、そういう新たに設置をするようなところもリースの補助対象にはならないのだけれども、そういうところの見直しなどもしていただけるのかどうか、確認をいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回のLEDの照明導入促進事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在既存のものの更新ということになります。今お話をいただきましたこれから必要な場所につきましては、当然新たに設置をしていくという形になりますので、そちらにつきましては、今回のリース方式という形ではなくて、新たに設置をするという形になると思いますけれども、今後新たに設置したほうがいいのか、それとも単独、一本一本でも現在やっているリースに追加してリースがふやしていけるのか、その辺はこれから勉強していきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひよく検討していただきたいと思います。

（3）は、交付の内容ですので、これは飛ばして、最後の（4）は補助金を減じた1億5,625万6,000円が町が支払うリース代ということなのですが、これは一度に払うわけではなくて、単年度ごとにこれ10で割って払うのか、支払い方法についてだけ確認します。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 こちらの金額につきましては、10年間のリース代ということでございますので、契約といたしましては年間年間で毎月毎月お支払いをしていくという契約になります。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、きれいになることを楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 4番、ナイトー設備について。嵐山町内では、現在玉ノ岡中学校のみナイトー設備です。夜間でも利用できることで、住民の健康づくりの場のさらなる充実が図れ、また町外からの利用者の増加促進も見込まれるとともに、施設の充実によりイベント企画等も視野に入れて、町の活性化にもつながります。お考えはあるか、伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 質問項目4につきましてお答えいたします。

ご指摘のように、町内のナイトー設備につきましては、現在玉ノ岡中学校の1カ所であります。以前は菅谷中学校にもナイトー設備がありましたが、老朽化及び周辺住民の方々からの苦情等もあり、平成16年度に使用中止及び撤去しております。

ナイトー施設は、町民の健康づくりの場として充実が図れる施設とは思われますが、新たに玉ノ岡中と同規模の施設を建設するとなると、建設及び維持管理に3,000万か

ら4,000万円の費用がかかります。現在玉ノ岡中学校ナイターの利用団体は9団体であり、実質的な利用人数は9団体の登録人数で最大でも199人の利用となっております。町の人口に対する利用者の比率は1.1%であり、費用対効果を考慮いたしますと、現状の施設を維持管理しつつ、効率的な利用の促進に努め、新規のナイター設備については将来的な人口動態・住民要望等を考慮しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 確かにお金が3,000万から4,000万もかかるということで大変だとは思いますが、今回この件につきましては、町内でスポーツクラブをやりたいという方も何人か声を出されていて、玉ノ岡中学校を借りたいのだけれども、あきがないかななくて借りられないのですというお話を伺いました。文化スポーツ課の課長のほうから、玉ノ岡中学校のナイター利用状況を資料でいただいておりますけれども、6時半から、これは利用する時間ちょっと伺いたいと思うのですけれども、何時から何時まで利用できるのか、まずお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お渡しした資料にもございますけれども、6時半から終わりは9時までとなっております。ナイターにつきましては、夏場ですと結構夕方明るいものですから、実際使用するのは使用料もかかるということで7時から点灯したりとか、そういうご利用の仕方を皆さんなさっております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 7時からとかもあったものですから、すみません、18時半から使っている方とか、毎週もう月曜日に使っている方が決まっている方がいて、もう毎週火曜日、毎週水曜日、木曜日、あと隔週金曜日とか、とにかく利用率がこの間課長に伺ったのだと、平成27年度が4月から8月の状況で78.5%の使用率だと、平成26年はやっぱり冬場は使う人が少なくなるので、66.2%ですということで資料をいただきましたが、しかしながらスポーツクラブをやりたい人は毎週火曜日だけではなくて週2回とか3回とか、もし借りられるのであれば使いたいとかという方もいらっ

しゃいます。それと、今の時代のニーズに合わせて、今温暖化で日中スポーツができないこともいろいろ考えられます。そういう中では、日中のお昼からやっぱり3時ぐらいて一番暑くて、もうグラウンドなんか40度を超えてしまうような状況の中で、過酷な中で運動はできませんので、日が沈んでからではスポーツをやろうという時代が来るかもしれませんので、やはりそういうものを考えると、もう一つ施設が必要ではないのかなと思います。

それで、この近隣の状況についても課長のほうから資料をいただいております、ナイター施設が嵐山町は1カ所、吉見町も1カ所、小川町は2カ所、鳩山が2カ所、滑川町は1カ所、ときがわは4カ所もあって、毛呂山町が2カ所、越生町1カ所ということでございます。でも、嵐山町は今健康にもいろいろ頑張っている町ですので、ぜひ健康づくりの場、またそういう温暖化を見込んで夜運動できる場、あとスポーツクラブをやっていききたいという方のためにも、もう一カ所ぜひとも考えていただきたいと思いますが、例えばこの辺だったらできるのではないかというのが、花見台工業団地とかB&Gとか考えられるのですけれども、いかがなのでしょう、そういうあたりでのご検討は。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 先ほど菅谷中学校のナイターの中止、廃止という中に、周辺住民からの苦情等もあったということで、なかなか市街化は難しいという状態があるかと思われま。

そうした中で、B&G総合運動公園のほうは、周りに人家等はないのですが、周辺がやはり水田ですとか畑等耕作されているということで、その辺の影響を考えると、ちょっと現段階ではその辺のご理解、また影響等も考慮しなくてはいけないかなと思っております。また、花見台のグラウンドでございますけれども、ソフトボールはできるのですが、野球はちょっと規模的に狭い。また、サッカーをするとすると、ソフト用の芝生が張っておりますので、きれいに使えない等の問題もありますし、また玉ノ岡中学校と花見台のグラウンドとなりますと、ナイター施設が北部に集中する等の問題もあるので、いろいろななかなか難しい点があるかと思われま。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 先ほど営業時間という言い方でいいのかな、稼働時間をお伺いしましたけれども、18時半から9時ということで2時間半ですよね、使用していい時間帯が。これが例えばコンビニみたいに24時間ずっと電気がついていると農作物に影響があるのかなと思うのですが、例えば9時でもうばちっと切れてしまった場合に、果たしてそれだけ悪影響を及ぼしてしまうのかなとは思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 先ほどの畠山議員のほうからも、農作物に影響の出ないLED照明という研究が山口大学の教授等のほうでなされているというのも私のほうも見ております。

そちらのほうの研究に関しては、街路灯ですとか町なかの照明、恐らく100ワット前後の光量といたしますか、ものなのですけれども、夜間照明のナイター施設となりますと、1灯1,000ワットというかなり光量自体が大きいものになります。玉ノ岡は1,000ワットのを64灯現在つけております。そういった光の量になりますと、LEDにしたところでもかなりやはり周辺の農作物には何らかの影響が出るかと思われるので、ちょっとその辺の影響は調べてみないとわかりませんけれども、何も問題はないということはないと思われます。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） しかしながら、町民の中から、せっかくそういうふうにご供たちのスポーツクラブをつくって、健康のためにというふうに動いてくださる方がいるお声もありますし、あとイベントなどにも今後こういうところが使えますし、温暖化のこともありますし、やはり検討はしていく時期には来ているのかなとは思うのですね。さっきの稼働率、100%ではないですけれども、78.5って相当いいですよ。ですので、やはりちょっと毎日2時間半のその時間帯で、多分どこかの大学で調査研究していないかな、農作物のそういう影響についてというのを。そういうのをちょっといろいろ調べてもらって、このくらい程度なら農作物にさほどの影響はないとか、いやいやありますよとか、多分東京農業大学だとか、何かそういうところにぜひちょっと資料を一回求めていただきたいと思いますので、町長、やはりこういう施設は町

民の方からそういうご要望があったのですよ。ですので、お金はかかるのですけれども、やはり地方創生、次の質問もありますけれども、何かそういうところとかの補助金とかもあるのかなと思いますけれども、それは次の質問で言いますけれども、お考えを、ナイター施設、もう一つについて、今まで2個あったものが1個になってしまったというのが、やっぱり町民の方にはちょっとご不便をおかけしているのかなと思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、こういうような答弁の内容なのですね、今。それで、今議員さんおっしゃるように需要はありますよ、それと色々な状況も変わってきていますよというような状況ですので、答弁でもさせていただいたように、人口動態、それから住民要望、それと色々な状況等を勘案をして、これからまたやっぱりしっかり検討をしていただければなというふうに思っています。

先日、これ余計な話ですけども、還暦野球というのをやっているということなのですね。高齢者ですよ、還暦ですから。還暦になった人が資格があってやる。それで、65歳、70歳、75歳、80歳、81歳とかという人が入っていると言いましたけれども、それがこの間も坂戸の市長さんと話したのですけれども、坂戸も盛んなのです。それで、もっと向こうのほう大勢やる人がいて、グラウンドがないわけなのですね。横浜の人もこの間鎌形のグラウンドに来てやったのですけれども、そういうようにグラウンドが今ないのです。嵐山でも1つきりということですけども、ほかでもなくて、横浜から嵐山までやりに来るというような状況。そして、還暦野球のリーグ戦をやるといので坂戸につくろうとか、嵐山に本部を置いてこっち地区のあれをつくろうとかという話もありまして、やっぱりスポーツを振興して、それでいろんな交流をして、地方創生の何か一翼にというような形で坂戸でも考えているわけですので、おっしゃるような状況というのは、全て考えていく必要があろうかなというふうに考えています。いろいろ担当のほうの答弁のとおり進めさせていただければというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひほかの大学あたりに、今の農作物に影響が果たしてあるのかどうなのか、研究しているところをぜひ探してもらって、また教えてください。よろしくお願いします。

では、次に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 5番目です。地方創生の新交付金について。人口減少や高齢化が進む地域を元気にするため、自治体ではさまざまな地方創生に取り組んでいる。27年度交付対象事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に関するプレミアム商品券を販売したが、予想以上の反響で買えない人が続出するなど、課題を残した。

政府は、2016年度の当初予算で創設する新型交付金の額を1,000億円超に基本方針を決めた。支給対象は、地方創生に関する今後5年間の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を16年3月末までに策定した市町村とありますが、当町のお考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目5につきましてお答えをさせていただきます。

政府は、平成26年度において、まち・ひと・しごと創生法を制定し、人口ビジョン及び総合戦略を閣議決定するとともに、都道府県を含む地方公共団体において、人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するよう促しています。さらに、平成26年度補正予算といたしまして、地域活性化・地域住民生活等緊急交付金、これは地方創生先行型でございますが、これを1,700億円計上をいたしました。この内訳は、基礎交付分として1,400億円、上乗せ交付分として300億円となっており、町ではその交付金を積極的に活用すべく、平成26年度補正予算に基礎分を計上させていただきました。さらに、平成27年10月までに総合戦略を策定する市町村に対し交付される上乗せ分につきましても、要望してまいる予定でございます。

議員ご質問の新型交付金につきましては、地方版総合戦略を平成28年3月までに策定した自治体が行う官民共同や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成などにおける先駆的・優良的な事業に対して交付されるものであり、政府は来年度予算の概算要求額を1,080億円とする方針を定めました。

町といたしましては、この新型交付金を積極的に活用し、総合戦略に位置づけた事業を着実に実行してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今答弁の中に、「さらに平成27年10月までに総合戦略を策定する市町村に対し交付される上乗せ分につきましても、要望してまいる予定です」と書いてあるのですが、これはどういう事業をなさるのか、お伺いしたいのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま答弁申し上げましたとおり、総合戦略に位置づけた事業について交付金の対象となるというものでございます。ご案内のとおり総合戦略につきましては、今まさに策定中ということでございますので、これで確定ということではございませんが、今の段階で考えている事業につきましては、これは上乗せ交付分というのはタイプ1というものとタイプ2と2種類あるのですね。それで内容が若干異なっておりまして、一つのタイプ2と言われるものについては、今考えているのは川のまると再生事業、こういったものをさらに充実をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

もう一つのタイプ1につきましては、なかなかこれは採択されるのが難しい事業でございまして、国のほうでは地方から上がってきた申請に対して、それを評価するのですね。その事業が先駆的で他の例となるような先進的な取り組み、こういったものを有識者の集まりをつくって、その中で評価をして、採択がされたものについてのみ交付されるということでございます。こういったものについても、先ほども答弁を申し上げましたが、積極的に出していきたいということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私もこの辺のことがよくわからないのですが、新聞記事を見て今回これを質問させていただいたのですが、2016年度新型交付金1,000億円超えと書いてあって、16年3月までに市町村が地方版総合戦略を策定して、

2分の1が国、2分の1は各自治体。今後5年間は、毎年1,000億円を超える交付金は国のほうで確保しますよという、5年間は確保しますよ、ただ町の負担は2分の1ありますよと。新聞紙面によるとですよ。新型交付金は、先駆的な事業に限られることを踏まえ、国は市町村を全面的支援することが必要です。地方版総合戦略に携わる人材が町では限られるため、交付金が使える事業を考案できるか不安がある、対策はということで、この交付金が幾らおりたとしても、その事業を何に使ったらいいいのか、考案が町にできるのだろうかということがその新聞に書いてあったのですけれども、果たして今回この新型交付金は町はお考えになっていたのですたっけ、答弁。考えておりますですから、こういう考案は町で考案できるのでしょうか、それとも誰か前中嶋課長に質問したときに、コンシェルジュみたいなのがいるのですよというお話があったのですけれども、そういう方とかに入っていていただいてやるのか、ちょっとこの辺教えていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ちょっと今のご質問とは関係ないかもしれませんが、国が今回の計画を求めているのは、28年3月までにつくってくださいというふうに求めているのですね。それに対して嵐山町は、今年の10月を目標にしています。なぜ10月かといいますと、先ほども申し上げた上乗せ交付分の対象とさせるためには10月までに策定をするという必要がありますので、何としてもここでというふうを考えて進んでいるということなのですね。

その前に、県内の現在の状況をちょっと見ますと、10月までに策定をしようとしているところが、今15自治体なのですね。63ある中で15自治体は何としても10月までにやろうと。それ以外の自治体はもう少し後、一番最後は28年3月を予定しているというようなことで進んでいますので、嵐山町の取り組みというのは、県内の中でも進んでいる部類に入るのかなというのがあります。

それと、新型交付金の関係でございますが、総合戦略に位置づけた事業をこういった交付金を使って今後やっていくということになります。これまでの先行型の交付金につきましては、10分の10の交付率ということでございまして、その事業ほぼ全額いただけたわけですが、国の方針では新型交付金は地方も同等の負担をしな

いということでございますので、2分の1の補助と同じような形になってしまうところ、大変子どもにとっては残念というか、がっかりしたというようなところは正直あるのですけれども、ただこういった事業を積極的に活用していくということになります。

では、どういった事業にということかと思うのですが、これは先ほども申し上げました、今策定中でございますので、いろんな事業をその中に位置づけております。そういったものの中で、先ほども申し上げました先駆的で優先的なこういった事業を選びながら、この交付金を活用していくと。この事業は、例えば町の職員だけで考えていくのかということでもないのだと思うのです。やはりいろんな民間の力、町民の力、こういったものをおかりをしながら、事業を構築をしていく、こういったことが必要なのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） たしか、今、これとはまた別の地方創生の策定をするに当たって、銀行の方とかマスコミの方とかという20名程度のメンバーで、今いろんな地方創生の委員会を立ち上げたと思うのですけれども、それを活用していかれるのですか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんお話しになったのは、産官学金労言、こういったいろんな分野の方にこの計画の策定に携わっていただきましょうと、これは国が定めている方針なのですが、嵐山町でも策定委員会の中には今申し上げたさまざまな分野の方、金融機関であったり、大学の先生であったり、団体の方であったり、こういった方に委員となっていて、この策定、一緒に考えていただいているというところでございます。

せっかくこういった委員会を立ち上げて始まったものですので、今後この事業自体はKPIといいまして、重要業績評価指標というものを設けなければいけないのですね。そういったものをこの事業を行っていく中で、それをまた検証していかなければいけないのですね。そういったものにも積極的にこういった皆様方にはかかわっていただければありがたいというふうには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） いろんな地方創生で、今回ほかの議員さんも質問されると思いますけれども、やはり先ほどから言っているようなナイター施設ですとか、あと交通のこととか、そういうものをいろんなトータルで考えて、今住んでいらっしゃる方が住みよい町、そしてまたよそからも来ていただけるようなまちづくりをするために、やはり今回のこの地方創生の新型交付金というのは、やっぱりそういう未来につながるものに使っていかなくてはいけないのだろうなというのはわかってはいるのですけれども、私も何をというのがいまいちよくわからないですけれども、でも先ほど提案させていただいたことがもしこういうものの中に組み込めてやっていけるのであれば、ぜひとも今回のこの新型交付金、半分は町負担になりますけれども、これからの嵐山町が発展するためにもぜひ調査研究して、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、終わります。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の安全保障法案についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。1番目の質問として、安全保障法案についてご質問をしたいと思います。

衆議院の強行採決をして、安倍総理は来週11日までの参議院の通過を考えているということで報道があったのですが、けさのニュースではそれは諦めたというニュースがありました。信憑性はわかりませんが、いずれにしても近々審議末、日程が決まっておりますので、この問題が大きな焦点になってくるというふうに思います。

それで、安全保障法案は衆院にて採決し、現在参院で審議されているわけです。この法案が仮に制定されれば、戦争に参加することになり、町民の中にも自衛隊員や家族の方がおります。大きな不安を抱くことになりますので、伺いたいと思います。

(1) として、この法案は憲法違反と考えるか、伺いたいと思います。

(2) として、抑止力や戦争になることを避ける法案という説明もありますが、どのように考えておりますか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

1の(1)についてお答えをいたします。世界で唯一の被爆国である我が国は、戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、戦後一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んでまいりました。国民の命と平和を守ることが、国の責務であります。また、同時に、法律の制定権は国会に委ねられております。私といたしましては、国会での審議経過に関心を持って見守りたいと考えております。

1番の(2)でございます。国民の命と平和を守ること、これは国の責務であり、安全保障法案もその目的のために必要だというのが政府の説明であると承知しております。法の成否は国会で十分審議をされるべきものであり、私といたしましては審査経過に関心を持って見守っていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 明確な回答は避けたということですが、上田知事はどちらかというとこの法案に賛成だという答弁をしているのですよね。岩手県の知事は、達増知事は、これ新聞に載っておりましたけれども、この方は明確に反対をしておたわけですね。こういう首長が実際にいるわけですので、そして町民にも大きな不安が、これが通れば不安を抱くわけですね。やっぱり町長は町民に不安を抱かせないようなことも大事な首長としての役割というか、町長の意向に沿わない法律になることはそれはありますけれども、町長としての立場はある程度明確にしたほうが、この法案に限っては私はいいと思うのですよ。戦争になるのかならないのかの立場に対して、自分はどちらでもありませんなんていう、そういうのは基本的に私はないと思うのです。賛成か反対かですね。いかがですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 川口議員さんにお答えいたしますけれども、どちらかはっきりしたほ

うが町長いいのではないかというお考えですよ。私は、全く逆の考えをしております。

国がやるべきことは何なのか、そしてそれを受けて嵐山町がやるべきは何なのか、そのために町長は何をやるべきなのかというのは、私も自分なりに考えております。ですので、国のやるべき方向、国が決めるべき方向、決まった方向について町はそれに沿っていく、そしてできる限りの生命、財産を国が守る、その守るための町の役割が決められているのもありますので、国民保護法を受けた嵐山町の条例もありますので、それを受けた形のものを町長とするとしっかり町民の皆様に周知をしていく、それが私の責任だというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 一般論というか、ただこの法律というのは大変多くの国民に、そして町民に影響を与えるわけですよ。国会でも憲法違反ではないかというのが、与党が呼んだ参考人でもそういう意見を述べているわけですよ。ですので、やっぱり憲法違反のものを法律に制定するというのはまずいと思うのですよ。いかがですか、町長。憲法違反のものを法律に制定するというのはまずいと思わないでしょうか。ちょっとそこは確認しておきたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町のほうには、公報といいますか、正式な文書として違反をしているものだというものは届いておりません。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほど、わかりました。もうこれ以上言ってもだめなのでしょうね。とにかく国がやることについては唯唯諾諾と私はついていきますよと、そういう表明だと思います。正直本当に情けない態度だということを私は申し上げておきたいというふうに思います。

本当は、この後3番の質問を2番のほうにやるわけだったのですけれども、ちょっと私順番を間違えてしまいまして、変えるわけだったのですけれども、そのまま出してしまいましたので。

新焼却施設の建設についてに移りたいと思います。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 裁判所の和解において、新設または増設しないとしているところに建設する予定です。この部分につきましては、前議会において渋谷議員が示した和解調停で皆さんにお配りしましたけれども、そこに書いてあるとおりなわけですね。そういうところに建設をしたら、行政との和解、最高の約束ですよ、これ以上ない約束を破るわけですから、行政への信頼を地に落とすことになるのだというふうに思います。町長はどのように説明するのか、伺いたいと思います。

（2）として、圧制、これ広辞苑によりますと、無理やり押し通すことという説明でありました。圧制は時としてよいというふうに考えるのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大項目2番の（1）についてお答えをさせていただきます。

従来答弁しておりましたとおり、この件に関しましては、埼玉中部広域清掃協議会の時点より今日に至るまで、一方的に事業を推進してきたものではございません。建設検討委員会等を通じて吉見町全域にわたる説明会を実施をし、地元の意見や要望に対し真摯に向き合い、きめ細かく丁寧な説明をしながら地域の合意形成に努めてまいっております。

続きまして、質問項目2の（2）についてお答えをいたします。ただいまも答弁させていただきましたとおりでございまして、今までも、また今後におきましても、丁寧な説明による地域の合意形成に努め、関係法令に定められた手続にのっとり事業を推進していく所存でございますので、重ねてご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 町長のこの回答では、行政への信頼を地に落としても別に構わないのだと、地元の意見、要望に対して丁寧な説明をすればいいのだということです。それはまずいのではないかなというふうに思うのですよ。

この和解を、そうすると町長は守るつもりはないわけですね。それはまずいのではないのですか。しかも、相対で結んだのではなくて、裁判所の裁判官が加わった和解ですから、これ和解をほごにした場合には違反というか、何か罰金とか、そういうものもあるのだという弁護士の方もいるのですけれども、そのくらい強い権限を持った和解調停ですので、それをほごにして町長はそれでもいいのだというお立場ですよ。

ね。説明さえすれば、あとは説明したのだから納得しようがしまいが建てますよと、私はそれに賛成しますよと、こういうお立場ですから。和解を大事にしようというお考えがあるのか、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今までもお答えをしまいましたが、先ほども渋谷議員さんにもお答えをいたしました。それ以上でも以下でもないのですけれども、そういうことでございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、町長はもう和解をしたものを大事にするという気はもうないという、こういう考えで私はいるのだという、そういうことでよろしいのですね。わかりました。そういう人にこの話を、行政への信頼を地に落とすなんて言ったって、もうこれは意味のない質問になってしまいますので。そうですか、わかりました。

それで、地元の人は、たくさんの人が反対しているわけですよ。アンケートをとって、約半分の人が賛成だと言っていますけれども、アンケート自体がここに焼却場を建てますよというアンケートではないわけですよ。熱交換の何とかの利用があなたにあったほうがいいですか、ないほうがいいですかという、そんな設問ですから。そんな設問であれば、私だって熱交換で得たものは欲しいなというふうに思いますよ。ですから、私のようなものでも賛成に署名しますよ。

そういう中で、きちんと見抜いた人は反対をしているし、取り下げをした人も何人もいると。取り下げをして、私も一緒に行った中で取り下げ請求をして、何人だったか、5～6人いたと思うのですけれども。本人が書いているのですよ、私が賛成に書いてしまったのだから取り下げてくれというのを。ところが、その人の名前がないのだということなのですよ。誰が書いたか、これ回った区長あたりが名前を間違えて書いてしまっている可能性があるのです。番地を間違えて書いてある可能性が。そういうものも賛成票のほうに入っていて、それで50%だなんていう、こういう数字を出しているわけですよ。辛うじて50%、それを取り下げをさせてきましたから、恐らくこれ終わっていると思うのです。当時の協議会のほうはもう明らかにしていませんので、私も正確な数字はわからないのですけれども、たくさんの人が反対をしていると

いう実情があるわけですね。

たくさんの人が反対をしている中で、説明だけでは、説明して納得してもらわなければ建ててはいけないのではないのですか。納得というのが大事ではないですか、今反対をしているのですから。いかがですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

大勢の人が反対をしているということですね。それ以上に大勢の人が賛成もしているかもしれないし、いずれにしても意見を話をして協力をしていただかないといけな
いわけでした、答弁にさせていただいたような状況で、吉見町全域で説明会も開かせて
いただくというようなことで開いて、またそのほか地域の中で地域の合意形成に努
めて、法令関係に定められた手順にのっとって事業を推進をしていくための努力を今
しているわけです。ですので、これらの話し合いの、そしてそういう努力が成果が出
ますように期待をするし、祈っておりますし、その方向に行くように思っております。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと説明をすればいいという話なのですか。理解をしな
くてもいいのだと、吉見町全域と言ったけれども、全域なんかでははいませんよ。
北部のほうなんかしてはいないのですから。南部のほうの部分の人たちにだけ説明し
ているのですよ。

理解をしなくても別に構わないのだと、行政のほうがここで建てるのだとなったら、
和解があろうが住民が理解しようがしまいが、もう建ててしまうのだよと、強行する
のだよという、その考えで町長がいいのだという、そういうことなのですか。ちょっ
と確認をしたいので、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 話をするというのは、相手の人に理解をしていただきたいということ
で話をする。話し合いをするというのですか、話し合いができるといいですけども、
話し合いをして相手の方にご理解をいただいて、そしてご協力をいただいて、みんな
でこの施設はいい施設だなと、喜べるような施設にしていきたいというための話し合
いをお願いをしたい、お願いをしながらやってきている、こういうことだと思います。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 話し合いをして理解が大事だと。そうすると、和解というのはもっと大事になってくるのではないのですか。

和解をほごにして建ててはまずいのではないですか。そうでしょう。和解が前提ですよ。そして、その上で、私もパブコメに書いたのですけれども、唯一建てられるときには全員が賛成すれば建てられると、それ以外は建ててはいけないのだということを書いて送ったのですけれども、あそこの住民の方が全員賛成すれば私は建てていいと思うのですよ、それは。でも、一人でもやっぱり反対があったら、それは建ててはいけないと。和解を大事にしようと、そういうことで進めていくことが大事だと思うのですよ。今の町長は、理解をしていただくのだということでもありますから、和解についてちょっと一言いただけないでしょうか。和解を無視していいのか、やっぱりそれは大事にすべきなのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 話し合いをする、こちらからお願いをするというのは、ご理解をいただいて、この事業を一緒に仕上げていきましょう、お互いに喜び合いましょうということをご理解をいただくために話し合いをお願いしたいということで、全町であったり個々にお願いに上がったというようなことを地域でやっていただいているというふうに聞いておりますし、議員さんおっしゃるように一方的にこれがこうなのだというふうでやっているわけではないというふうに私も思っていますし、ぜひ議員さんもそのようにご理解をいただきたいというふうに思いますけれども。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 和解を無視して建てようとしているのだ、もう建設予定地は決めているのですから、そうでしょう。和解を無視しているのですよ、あそこの予定地というのは、一方的なのですよ。今一方的ではないような言い方をしましたけれども、一方的に進めているから問題になっているのですよ。現地の人は反対をしているのですよ、裁判にも今かけているわけでしょう。町長のだから和解について一言もないというのは、私も出しているわけですから、和解について一言、いやそれは余り大事ではないのだよということであれば、町長のお考えがわかるのですけれども、ちょっとよくわからないので、もう一回伺いたいのですけれども、和解を大事にしたほう

がいいのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 なかなかご理解いただけないようですけれども、先ほどから言っているように、午前中から言っているように話し合いをしていただいて、そして一緒にこの事業を仕上げて喜び合いましょうという形でいきましょうということをお願いをしているわけですね。

現状では、今反対です、それはつくらないほうがいいですと、こういうことから、いやそういうことでなくてご理解をいただきたいということでお話し合いをしている、こういうことです。ですから、一方的にどうこうしているとか、何を構わないとかということでは決してないというふうに話しているつもりなのですけれども、なかなか通じないようなのですが、ご理解がいただければありがたいと思います。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 和解について町長から一言もないのですよね。和解を今無視して組合はやろうとしている、その前の協議会もやってきているわけです。それで、あそこに予定地決めたわけですからね。その予定地に建設をしないと、新設はしないという条項があるのですから、和解条項に、第10項にあるのですから、これを破っているわけなのですから、だから地元の住民の人は怒っているのですよ、これ守ってくださいということで。

一方的に進めているのではないのだと言ったって、そんなこと通るわけではないのですか。和解をほごにしておいて、予定地をここに建てますということを決めておいて、一方的ではありませんなんて、そんな説明を何回やったって理解されるはずがないのですよ。理解なんかできっこないのですよ。町長はそんなことはもうわかっていて、和解が何なのだということで腹の中ではそう思っているのでしょうかから、これもこれ以上聞いても無駄だと思いますので、次に移りたいと思います。

個人情報についてに移ります。防衛省は、自衛官募集のため市町村に適齢者の名簿を求めているということであります。本町ではどのような対応をしているのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

防衛省では、自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条の規定に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要となる適齢者情報といたしまして、個人の氏名、生年月日、住所、性別の4情報につき、文書により全国の市区町村に対して紙媒体、または電子媒体による情報提供を求めています。

この情報提供に関する防衛省の見解といたしましては、あくまでも依頼であって、応じるかどうかは各市区町村の判断によるものとしていることもあり、本町では個人情報保護の観点から名簿による情報提供につきましては行っておりません。

ただし、住民基本台帳法第11条第1項及び嵐山町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の規定に基づき、自衛隊埼玉地方協力本部の本部長から住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求がなされ、同協力本部熊谷地域事務所の自衛官が閲覧することにより適齢者情報を得ている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を16時ちょうどいたします。

休 憩 午後 3時49分

再 開 午後 3時59分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質問を続行します。どうぞ。

○9番（川口浩史議員） そうですか。嵐山町では、自衛隊への情報提供、名簿による情報提供というのはしていないということで、ただ閲覧だけだということで。閲覧については、閲覧は、どこかにあったのですが、閲覧はもうしようがないのだということでありました。住民基本台帳法で、それはですから許される範囲でやっているわけですので、わかりました。

ただ、ちょっとどんな人数で、どのくらいの時間かけて、実際コピーとかそういうのはしているのか、手書きでしているのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

自衛隊の住民基本台帳の閲覧につきましては、嵐山町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務処理要綱に基づきまして、こちらで、町民課のほうで対応させていただいております。本年も申請がございまして、1件、自衛隊での件数1件申請がございました。閲覧に来られる方につきましては1名でございます。おおむね半日程度というのですか、閲覧時間等も決まっておりますが、半日といっても2時間からそのくらいだったかと思います。

閲覧ということでございますので、資料、コピー等の書類を渡すということではなくて、見ていただけて書き写していただくということで実施していただいております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。嵐山町では、しっかりやっていたいなというふうに思いました。

それで、私は、自衛官を自衛隊が募集しているわけですね。安全保障法が成立した場合に、この安全保障法に賛成の議員や町長、副町長などの子供や、あるいは孫は、積極的に自衛隊に入隊、積極的にではない、もう強制的に入れるべきだというふうに私は思っているのですよ。一般の人が行って、戦地に行くのですから、賛成しているのですから、自分の子供や孫が行くのはどんどん賛成だと思いますので、賛成している以上はそういうことをすべきだというふうに私は思います。ぜひ保守系の、佐久間議員除いて、保守系、保守公明の議員の方はぜひそれはお考えいただきたいと思います。

町長から明確な答弁がなかったのですが、曖昧にしていた分だけ多分賛成ではないかなというふうに思いますので、ぜひ町長の。まだ適齢期がありますので、27歳だったかな、28歳だったかな、15歳から28歳だったかな。ちょっと年齢の、私も正確には把握していませんけれども、その間の子供あるいは孫の方は、あるいはその後でもいいのですけれども、積極的にというか、強制的にもう入隊しろということで、日本の国家を守ってくれということをやっているってほしいというふうに思います。これだけ申し上げておきます。

4番に入ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 学校橋下の安全についてであります。

8月16日の未明の雨で、学校橋下の川の中と中州に車が1台ずつ取り残されてありました。

そこで、この件につきまして、（１）として、人的、物的被害の状況について伺いたいと思います。

（２）として、当日はどんな対応と情報提供をしたのかを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目４の（１）、（２）につきまして、あわせてお答えいたします。

ご質問のように、8月16日未明の雨により、車両３台、人員14名が学校橋下流の河川の中洲に取り残され、消防隊員によって救助されるという事象が発生いたしました。幸いなことに負傷者等もなく、全員無事でありましたが、中州から脱出しようとした普通ワゴン車１台のエンジンが途中で停止し、立ち往生するという物的な被害が発生いたしました。同日の夕方には水位も下がり、全ての車両が河川内より退去を完了しております。

当日の対応につきましては、119番通報により、午前５時44分に嵐山分署及び比企消防が現着し、救助に着手の後、午前６時54分に救助を完了した後、午前７時30分ごろに観光協会職員が現着をし、状況の確認をしております。また、観光協会職員及び東松山警察より連絡を受けた役場職員がその後に現着をし、警察への管理説明及び東松山県土整備事務所への状況報告を行い、最後の車両引き上げを確認した後の夕方に現場を後にしております。

なお、観光協会に確認したところ、前日の天気予報では、明け方に小雨という内容であったため、特段の情報提供や入り口の閉鎖等の措置は行っていないということでありました。

また、東松山県土整備事務所とのその後の協議により、夏休み期間中に限り、局地的な豪雨による増水事故防止のため、河川出入り口にバリケードを設置し、増水事故に対する注意喚起看板の設置により、事故防止に努めるという協議に基づき、現地対応を既に実施をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと確認なのですが、車両は3台だったのですか。私が見たときには2台だけだったのですが、既に1台は自力でこう脱出したとか、そういうことだったのですか。ちょっと、3台、どことどこどこにあったのか、ちょっと確認です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

ご質問では、車両2台が学校橋から見えたものと思います。もう一台につきましては、学校橋からは見えない、もう少し下流の学校橋から見まして右岸側、右側に取り残された車両が1台ございました。合わせまして3台ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。大きな被害が、しかも人的な被害はなかったということですので幸いなのですけれども、昨年もある学校のところを9月議会で質問しましたね。情報提供は夜中でもしますよという答弁を課長はしていたわけですよ。実際のところ、できないというのが実態だったのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 今回の件に関しましては、前日の予報が、それほど大きな雨ではないという予報を私自身も見ておりました。実際には明け方の4時以降、4時ごろからだったと思いますけれども、後ほど調べました結果、小川町が周辺では最も多く雨が降っておりました。24時間雨量で確認しましたところ、小川町の消防での水位計ですと、雨量計ですと、72ミリという雨量がその日の一日の雨量になっております。朝の4時から6時までの間に70ミリという雨が、ほぼ一日分になるかと思っておりますけれども、集中して降ったというデータをいただいております。

嵐山町もちょっと確認をしたのですが、雨量計が今ちょっとふぐあいを起こしているというふうなことで、ゼロということで、雨量計の数字がゼロということで情報はいただいております。

そういうふうなことで、局地的に降られた雨に関しては、ちょっと対応的には今の状況では厳しいのかなというふうな考えを持っておるところでございますけれども、昨年の9月にお答えしたように、事前に台風ですとか大雨が予想されるというふうなときには、事前にもう河川の入り口を閉めたり、さらに駐車場の手前にもバリケードを設置して閉めるというふうな対応は今でもさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 余り、余りというか、私もそんなによく覚えていないのですが、雨音で目が覚めて、また眠ってしまいましたので、どのぐらいあの強さで降ったのかがちょっとわからないのですけれども、小川町がこれだけ降ったとなると、嵐山もある程度は降ったのだろうなという推測はできると思うのですよね。

現在雨量計はきちんと動くようになっているのですか。ちょっと確認ですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下降志企業支援課長 雨量計に関しましては、申しわけないのですけれども、今現在どうかという確認はさせていただいております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それ早急に確認して、動かないのをいつまでも放置というのはよくないと思うのですよね。どの程度の雨量で、あの雨、本当に小型の台風並みの雨だなど、量だな、川の水の量だなど思いましたので、嵐山がどのぐらいの量のときにはあのくらいになるのか、はかる尺度になりますので、それを早急にやらないとまずいと思うのですよ。

これは何、ちょっと深みにはまってしまうのですが、これ嵐山町が設置をして、それはかるものなのですか。あるいは、熊谷気象台とか、そういう気象台のほうで設置してやるものなのですか。ちょっと話がずれてしまいますけれども。嵐山町でやるのだったら、すぐにでもやらないとまずいというふうに思うのです。ちょっと確認しておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 雨量計の関係でございますけれども、ちょっと詳しい部分というのが把握できておりませんけれども、恐らく基本的には消防のほうの予算を比企消防のほうから得て、修理等を行うものかと思われます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） あと、対応、雨量計は、ちょうど比企消防であれば、早急に対応していただくように要望しておいていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり使えるような形に、どういう形になっているのかあれですけれども、使えるような形に早く復旧をするということだと思います。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） あと、天気予報は大きく外れるということがあって、場合によったら、この件が人的な被害にもつながりかねないようなものになる可能性もあるわけですので、やっぱり対応というものを何かしないとまずいなというふうに思うのですね。前日の天気予報だけではなくて、外れることも考えての対応というのが必要だと思うのですが、いかがですか。それは、ちょっと今の体制では無理なのかどうか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在町のほうで占用を県のほうからいただいて、管理のほうを観光協会のほうにお願いしているわけでございますけれども、一応皆さんの遊ぶ広場というふうなことでの占用になってございます。基本的には、5時を過ぎますと、通常の河川、川ですよというふうなことでご案内をしております。

今回川の中州に TENT を張られていた方についても、確認をしますと、夜の6時以降に入って TENT を始めたということでございます。24時間、本来なら監督ができればいいわけでございますけれども、今現在ではかなり厳しいものがあるかと思われます。また、管理している県土整備事務所のほうからも、24時間をやってくれというふ

うな話は今のところはいただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 県のほうから24時間ないとはいえ、今回の事例を考えて対策はしていかななくてはいけないというふうに思うのですよね。地域支援課長、いかがですか、これ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、私のほうでご答弁をさせていただきたいと思います。

嵐山町の学校橋バーベキュー場、大変な人気スポットでございまして、事故があると、また入り込みの観光客の数にも影響はありますし、何よりイメージダウンにつながるということでございまして、そういったものを考えられて川口議員さんもいろいろご心配をいただいているのかなというふうに思うわけですが、基本的に河川、海岸等、あるいは山ですとか、一般的に出入りが自由でございまして、出入りする方の個人責任の範囲において安全対策を講じていただくというのが、我が国の法体系になっているのだそうでございます。

都幾川、あるいは梶川の流域を考えたときに、学校橋の、月田橋という県道にかかっている橋のちょっと上流、大蔵側から水が流れ込んでいる場所がございまして。そこから学校橋のちょっと上まで、ここが町が、今課長がご答弁申し上げましたように占用を県から受けて、観光協会に管理を委託しているというふうな場所でございます。そのほか、バーベキュー場のところも、これも同様でございますけれども、それ以外にも、根岸側から河川に入って水遊びをされる方、月田橋のちょっと下、下流から入られる方、あるいは班溪寺橋のところから、あそこに車をとめて河川で遊ぶ方等々もいらっしゃいますけれども、観光協会が町から委託を受け、受託をして、管理している場所は学校橋とバーベキュー場というふうなことでございます。

それと、シーズンオフ、シーズンというふうになっておりまして、3月から大体12月までの間がシーズンということで、それ以外はオフというふうなことで、学校橋については、その間は人もいないし、管理もできていないというふうな状況でございます。それから、これまた課長がご答弁申し上げましたように夜間、夜間については職員もおりませんので出入りが自由になっているというふうなことでございます。

自己責任の範囲でやっていただくというふうなことでございますけれども、県から占有を受けている以上、利用者が災害に遭うと、災難に遭うというふうなことになるかと今申し上げたようなことになるわけでございます、そこには観光協会も細心の注意を払い、慎重な対応をしているというふうなことでございまして、台風等で河川が、水がいっぱい流れ込むようなときは、もう朝早くから観光協会の職員が出て、ただいま申し上げましたように車が入れないような措置を講じますし、夜間も災害のおそれがあれば、それを未然に防ぐための対応をとっておるわけです。

今回は、課長から私も朝お電話をいただきましたけれども、七郷地区のほうではそんなに本当に降雨量は大したことありませんでした。ただ、お聞きするところ、外秩父というのでしょうか、ときがわですとか、小川ですとか、飯能ですとか、その辺には大変な集中的な豪雨があったというふうなことでございまして、河川に入られた方も全く気がつかないで増水をしたというふうなことも聞いております。

そういったことでございまして、想定を超えていたというふうなことではないかなというふうに思います。今回のこの事例を一つの教訓といたしまして、今後はこのようなことがあることも想定しながら万全の対策を講じていこうというふうなことを観光協会とも話し合ったというふうなことでございまして、ぜひそのような対応をさせていただきますと思いますので、また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひ今回の事例を教訓にして、地域支援課でも防災対策というものを考えていていただきたいというふうに思うのです。よろしくお願いを申し上げて、終わりにしたいと思います。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時23分）

平成 2 7 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

9 月 3 日 (木) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第10番議員 清 水 正 之 議員

第11番議員 安 藤 欣 男 議員

○出席議員（１３名）

１番	森	一人	議員	２番	大野	敏行	議員
３番	佐久間	孝光	議員	４番	長島	邦夫	議員
６番	畠山	美幸	議員	７番	吉場	道雄	議員
８番	河井	勝久	議員	９番	川口	浩史	議員
１０番	清水	正之	議員	１１番	安藤	欣男	議員
１２番	松本	美子	議員	１３番	渋谷	登美子	議員
１４番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第3回定例会第4日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 清 水 正 之 議 員

○10番（清水正之議員） 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の就職支援についてからです。どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず最初に、就職支援についてです。今議会の中で平成26年の決算書を見ますと、納税義務者が普通徴収が4,552人、特別徴収が4,456人というふうになっています。町の税收確保のためにも特別徴収者、いわゆるサラリーマンの人たちをどれだけふやせるかというのは、町の財政を確保するという点でも非常に重要だというふうに考えます。

そこで、まず最初に現状についての考え方について。

2点目に具体的な対策について考えていることがあればお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に3点目は、最低賃金の問題です。今度の答申の中で18円の引き上げと。埼玉では18円引き上げというふうになっています。町のこの答申に基づく町の引き上げ

をどう考えるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 では、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

住民税の特別徴収は、昭和26年の個人住民税制度の発足当時は、特別徴収か普通徴収かは給与支払い者の選択制でございました。その後、昭和30年に地方税法が一部改正されまして、第321条の３第１項によりまして、給与所得者の納税方法は、特別徴収が原則となりました。しかしながら、埼玉県のみならず全国的な傾向でございますが、各自治体は給与支払い者の事務負担等を理由に特別徴収を拒むことを容認し、その実施を猶予してまいりました。

特別徴収義務者の指定が地方税法及び市町村の条例を根拠とするものである以上、法令遵守の考えから、こうした状況を改善すべく、埼玉県と市町村は特別徴収義務者の一斉指定に向けた取り組みを平成24年度から始め、平成25年５月、県と市町村個人住民税収税確保対策協議会におきまして、個人住民税特別徴収アクションプランを策定し、本年度特別徴収義務者の一斉指定を実施いたしました。

町におきましても、特別徴収義務者として新たに478事業所を指定させていただきました。その結果、平成27年７月末現在の特別徴収義務者数は、失礼しました、特別徴収により納税している人数でございます、5,498人となりまして、前年度に比べ1,042人、23.4%の増加となりました。町といたしましては、今後も事業所等に対し特別徴収制度の趣旨をご理解いただき、特別徴収への切りかえを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（２）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、（２）につきましてお答えいたします。

現在町ではハローワークから月に２回の情報提供がされる求人情報を紙媒体による情報提供を行い、就職支援を行っているところでありますが、厚生労働省からの情報によりますと、求人情報システムの改修に伴い、今年度９月以降にハローワーク求人情報の検索や閲覧が可能となるソフトウェアの無償提供が可能となる旨の連絡をいただいております。

概略いたしますと、紙媒体で閲覧をしていたものがモニター上での選択や閲覧が可能となるというもので、セキュリティ面を含めました導入の可能性に関する情報収集を開始するところでございます。

また、より身近な就職相談の形として、今年度、埼玉県就業支援課との共催により、町民向けの就職相談を兼ねました就職支援セミナーを開催する予定にしております。こちらにつきましては、初めての試みとなりますので、定員20名程度の極めてコンパクトなセミナーと、及び個別の相談会となりますが、就職活動に対するサポートとして少しでも役に立てればと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（３）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、（３）につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町の臨時職員賃金につきましては、昨年10月から職種によりますが、50円ずつ引き上げました。一般事務職では「800円」を「850円」に改定しております。過日、第44回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、埼玉県におきましては引き上げ額の目安が18円であり、これで決定されますと820円となります。本町におきましては現時点850円であるため、最低賃金は守られていることとなります。したがって、今回の改定に連動しての賃金の引き上げは、現段階では考えておりません。今後、近隣市町村の状況を確認し、また評価制度の導入を踏まえながら適正な賃金について検討をしていく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 1はいいです。（２）からなのですが、以前私この就職のあっせんということで、ハローワークの検索システムを導入してほしいというお話をしたことがあるのですが、そのときは嵐山町の場合は、近隣を含めて人口の問題で検索システムについては導入が難しいというお話でありました。そういう点では、先日課長のほうから少し要件が緩和されているというお話を聞きまして、きょうの回答ですと、今年の9月から、要するにソフトウェアが無償提供になるということで、ある意味嵐山町でもその要件が緩和されて、そうしたものがネットでというか、とれる、見られるというふうになるのかなというふうに思うのですが、これはそういう内容でよろしいのですか。無償提供されるということになりますと、例えば嵐山町の中でも自

由に見ることができるようになると、そのソフトをもらえれば。そういう点では、例えば役場の窓口で、あるいはほかの公共施設でそういったものを自由に検索ができるというふうになったということによろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、以前はやはり導入に関しましては、初期費用、コスト面ですとか、それと年間のランニングコストの面でかなりの費用を必要としておりました。今回情報をいただいている内容を見ますと、国のほうのシステムを入れかえるのに当たりまして、その辺を緩和をしていくという内容でございます。この中には、従前のものを継続する求人情報提供端末方式というものと、データ提供方式という二通りがございます。今回申し上げましたのは、校舎のデータ提供方式というものに関しまして、無償でソフトを提供していただけるという内容でございます。導入に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、セキュリティ部分の面、町のほうのサーバーの部分のセキュリティ部分の面ですとか、可能性としてこれから調べていく必要がある部分もございます。そういったものがもしクリアできるようでしたら、導入をとというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） その情報の中身なのですが、その情報そのものは、例えば埼玉県内あるいは近県、それとも全国的な情報が検索できるというふうになっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをいたします。

こちらのデータ提供方式におきましても全国的な情報が閲覧が可能という内容でございます。ただし、求人情報の提供端末方式と比べますと、やはり機能的な制限も一部内部では含まれているという情報まではいただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、町長のほうにお聞きしたいのですが、そういった面では、そのソフトそのものが無償提供されるということで、少なくとも全国的な就職案内の情報がこの役場の中でも見られるということですね、今の課長の答弁ですと。今税務課長のほうの答弁では、確かにこれは27年度の7月末では5,400人の特徴の人たちがいるというふうな答弁があったわけですから、今ある紙ベースの就職情報でも企業支援課の課長のほうのお話ですと、多いときには1日で紙ベースがなくなってしまうと。そのくらい町民の人たちは情報を欲しいという人たちが多いのだというふうに思うのです。そういう点では、無償提供されるということですから、ある意味のセキュリティの問題等もあるのですが、そうした方法をこの嵐山の中でも住民の人に、少なくとも東京方面も含めて、就職情報の案内が検索できるというふうになるということなので、それを導入するという考えは町長のほうにはありますか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

このハローワークの利用方法というのが地域の中でも利用しやすい状況をつくっていかうというのが国の方向だと思うのです。これは、今いろいろ話出されております地方創生の中で地域の中に雇用をふやしていく、そして賃金をふやしていくというような一環でこの仕事の関係のこういう面が出てきていると思うのですけれども、無償提供ということですから、大変ありがたい面があるわけです。ただ、今実際に一番考えなければいけないのは、議員もおっしゃいましたが、セキュリティ、これがだから簡単にそれをつないでこういうふうにやってしまうと、とんでもないことになってしまうというのは今の状況ですので、この無償提供というのがどこまで無償提供なのかわかりませんが、このセキュリティというものがしっかり現状で確保されているというような状況をつくった上でこういうものを導入をしていく必要があると思うし、できるだけ早くそういう方向がとればよいなというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ぜひ必要な措置はとらなければならないと思うのです。そういう面では、ぜひ早く導入の方向を見つけてほしいというふうに思うのです。同時に嵐山町の地形からすると、役場だけではなく、それこそふれあい交流センターにも置いてほしいなというふうに思うのです。ぜひそういう方向を早く見つけて、導入の

方向を見定めてほしいというふうに思うのです。先ほど言いましたように、やはり町の財政を考えていく上でも、やはりサラリーマンというか、そこに多く就職することができるということは、町の財源を考えていく上でも非常に大切なことなのだろうなというふうに思うのです。これは特別徴収ですから、その人たちというのは特別徴収ですから、改めて役場の職員が徴収しなくても自動的に納税になるというふうになるわけで、町の財源を考える上でもそういった情報を、そういったあつせんを町がしていくということは、財源の面でも非常に有利な面が出てくるだろうなというふうにも思っています。そういう点では、非常に要件が緩和されたということで、以前と違って要件が非常に緩和されたということでは、非常にありがたいというふうに思いますし、早くその道を見つけてほしいというふうに思いますけれども、そういう面では必要な措置を早く検討していただいて、導入に踏み込んでほしいというふうに思います。が、どうでしょう、もう一度お願いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるとおりでございます。就業支援、雇用促進というのは今度の地域創生の中の目玉でもございますので、嵐山町でもそういうふうにしっかり対応を整えて取り組んでいければというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 3番目ですけれども、最低賃金については町は850円ということなので、最低賃金守られているということで、今回の導入については考えていないという答弁でした。そういう面では、最低賃金そのものは答申上の上では町そのものは守られているというふうには思いますが、果たして850円というものが今の経済状況の中で高いのか低いのかという話になるのだと思いますけれども、この金額でいいのかというのはあると思うのです。今全体的にやはり最低賃金1,000円にしてほしいというのは、全国的な要望でもあるわけです。以前にもお話をしたと思うのですが、行政が、自治体がそれを引き上げるということは、ほかの事業所に与える影響というのは非常に大きなものがあるというふうにも思います。そういう点でも、やはり答申の上でも18円の引き上げを行うのだという答申が出ているわけですから、そういう点では、ぜひ行政がその引き上げを行ってほしいというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

清水議員おっしゃられるとおりだというふうに私も思っております。この賃金については、850円が適当かということについては、この辺はやはりいろいろと議論のあろうところかなと思います。嵐山町の賃金体系を申し上げますと、一般の事務、この方たちについては850円、それから段階を持っておりまして、例えば嘱託、学校支援員さんについては時給900円、幼稚園教諭や図書館の司書の嘱託に関しては950円、レセプト点検については1,000円というような形で段階を設けております。この一番下の賃金の一般職、いわゆる本当の臨時的な任用の方について850円ということでございまして、前回の引き上げにつきましても、一律こういった段階ごとに昨年10月に50円の引き上げを行わせていただいたと。

今現在の埼玉県の最低賃金は、昨年の10月段階では17円引き上げられまして802円になったと。その段階で802円に17円相当額を引き上げるのではなくて、800円から850円に引き上げさせていただいたというの、昨年の10月の改定でございます。そして、なおかつ今年4月からは通勤手当、こちらを支給させていただくということにさせていただいて、交通費のほうも支給をさせていただいているということで、去年の10月段階、今年の4月段階で、そういった対策についてはとらせていただいたと。

現在の近隣の状況を見てみますと、嵐山町が850円、同じ金額のところは滑川町が850円。850円がこの2町ですかね。そして840円が小川町、そして鳩山町が840円、若干高いところで、川島町がこの比企郡内では一番高く880円、そしてその下が、都幾川が877円、吉見が870円というのがこの一般事務職の今の現状でございます。今回の最低賃金の引き上げに関して他町村が今後どうするか、この辺はまだ予測といいいましようか、状況が入っておりませんので、ご答弁の中でも申し上げましたが、この辺も含めて、今後近隣の情勢を含めながら町の賃金ベース、これを考えてまいりたいというように考えておるところでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） まず最初に、通勤手当を今年度から支給を始めたということですけども、その中身についてお聞きをしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 通勤手当の中身でございますが、嵐山町の職員の通勤手当、これと同様な形で距離別に賃金、通勤手当を支給させていただいております。ただ、臨時職員さんの場合は、週に3日ですとか4日、あるいは場合によっては2日というような、そういった勤務体系もございますので、その辺につきましてはその勤務日相当といいたいでしょうか、それで案分をさせていただいて月額を支給させていただいているというものでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つ。今課長のほうから引き上げについては、近隣の状況を見て考えていくというお話でした。ということは、近隣の状況、近隣というか、近隣なのではしょうけれども、その部分が引き上げを行うということであれば引き上げを行うという考え方なのではしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 近隣の状況を当然見ながら嵐山町の賃金体系をどうしていくかということを検討させていただきたいということでございまして、近隣の状況は当然気にしながら嵐山町としてどうするかということを決定的にまいりたいということでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それは、金額的な問題も含めてということによろしいのではしょうか。今課長のほうから答弁ありましたように、川島、吉見、都幾川が嵐山より高いという状況の中で、そういったところまで引き上げていくという考え方はないのではしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 一番高いところに合わせるという考え方は、今現在は持っておりません。嵐山町としてどのベースがふさわしいのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、1点申し上げますのは、実際、それでは今現在この職員体制どうなっているかということでございますけれども、予算ベースで申し上げますと、臨時職員の方は

現在69名、現段階で69名いらっしゃいます。そして、予算の額といたしますと、賃金、その方たちの賃金が7,464万8,000円、予算計上させていただいております。交通費が177万8,000円計上させていただいています。それから、嘱託員の数が16名で2,079万6,000円、交通費が59万円というのが一般会計上、今計上させていただいている予算でございます。こういった多くの方たちに町の行政の一端を担っていただいている。この方たちの賃金をどうするか、またそういった総体的なその処遇改善をどうするかというのを、今後また十分この賃金の金額と同時に考えていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、引き上げについてはあくまでも近隣の町村が引き上げるかどうかという段階を見たいということではないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それも近隣の状況も検討の中の一つとして注視していきたいというところでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、2点目に移ります。

今年6月に18歳の選挙権が公布をされます。年々投票率の減少というのは深刻になっています。さきの県知事選でも30％台という中で、若者の政治参加というのが非常に大きくなっています。とりわけ今大きな問題となっている戦争法反対の行動というのは、非常に若者はそこに共感をし、ふえてきているというのが実際だというふうに思います。そういう点では、ぜひそういう人たちへの政治参加というものの一環として、平和式典への参加の支援を町のほうで行っていただきたいというふうに思います。そういう面では、平和式典の中でも学生や若者たちがメッセージを寄せるというのも、そういう機会も設けられていますし、そういうものを実際の目で見ていただいて、平和に対する思いというものを共有してほしいなど。そのためには、ぜひ町がそういった参加する人に対する支援を行ってほしいというふうに思うのですが、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、質問項目2についてお答えをさせていただきます。

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、初めて適用されるのは来夏の参院選からの見通しとなりました。嵐山町では、新有権者への啓発事業といたしまして、現在行っている事業ですが、毎年成人式に選挙管理委員会委員長の出席、啓発物資及びパンフレット等の配布を行っております。また、平成23年の県知事選挙から高校生の選挙事務体験を実施し、選挙の大切さや選挙への関心を高めるとともに、地域の有権者に向けた選挙啓発に取り組んでおります。

なお、埼玉県選挙管理委員会では、小、中、高等学校に訪問し、選挙や政治に関するミニ講座や模擬投票を行う選挙啓発出前講座を実施しており、本町では平成24、25年度に七郷小学校で行われました。今後とも若年層への啓発活動を積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、平和式典への参加支援につきましては、特に現在行ってはおりません。しかしながら、未来を担う子供たちが平和について学び、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世へ伝えていくことは大切なことと考えます。県内の市町、他県におきましては平和推進事業の一環として、小中学校の代表者を広島市平和式典へ派遣する事業を実施している例もございます。今後これらの先進例も研究をいたしまして、本町においてどのようなことが取り組めるか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、どういうことに取り組めるか検討したいというお話でした。近隣でも多分小川町はこの派遣について町からの支援をしていると思うです。そういう点では近隣を含めてこういう事業を実施している自治体というのはどのくらいあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 全て調べているわけではございませんが、ご質問いただきまして、県内では隣の小川町さん、そして近隣のところでは鶴ヶ島市さん等が、この平和式典への派遣というものを行っているということでございます。また、隣町さんの小川町さんのほうにこの事業の内容をお聞きいたしました。ちょっと補足で説明させていただきますと、小川町では平成11年からこの事業を実施していると。中学生を対象とし

て、大体近年では、今年もそうなのですけれども、中学生、3校ございますが、その中の8名、大体8名ずつ中学生から選出していただいて、引率が2名で広島の平和式典、1泊2日で参加をしていると。金額的には大体1人7万円程度の費用がかかっているということで、10名ですので、70万強支出があるという内容でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今本当にそういう面では若い人たちの、あるいは若いお母さんたちの平和に対する行動というのが大きくなってきています。そういう面では、ぜひそういう機会を子供たちに与えてほしいというふうに思うのですが、町長いかがでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 平和式典の参加ということで今課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、近隣ではそういうようなこと、またほかのところでは今お話しのような状況でやっているということでございます。そのところに行くのもそういうような効果があるから続けているのでしょうし、ほかのところではそういう判断をしているのだと思うのです。ですので、そういうものがどうなのか、いいのか。いいわけですけれども、それでその事業としては効果的でいいのかという、もう一度これ考える必要もあろうと。何度も申しますけれども、監査委員ですから、あれですが、費用対効果というのが一番言われていることでありますので、何人かの代表の方がそこに参加をするのがそれでいいことなのか、あるいは嵐山町は嵐山町方式として何かほかのことをやるのが平和に対する考え方、こういうものがより大勢の子供たちに浸透することがあるのかどうかということもしっかり考えた上で嵐山町のやり方を考えていったらいいかなというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 小川町の戦争展ではなくて、戦争展かな、NHKでも放映されましたけれども、そういう面では住民意識というのが非常に高いのだろうなというふうに思うのです。図書館で毎年行っているあの戦争展が、特に今年はその戦争法との関係もあったのでしょうけれども、NHKが放映するということもありました。そういう点では、参加した人たちの、その人たちが参加したかどうかというのは私わかりませんが、そういう意識というのはいつまでも持ち続けていけるのだろうな

というふうには思うのです。そういうものが非常に小川町の中では定着をしてきているのかなというふうに思うのです。そういう点では、ぜひ若い時期からそういったものに参加をし、平和というものを肌で感じてもらうということは大切なことなのではないかなというふうに思うのです。今町長のほうは、嵐山町はどういうことが嵐山町として特徴のある取り組みになるのかというものを考えていきたいというお話であったわけですが、その一つとしてこの事業も考えていくという考えはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どういうものが効果的なのかというのは一概に言えなくて、その判断についてもその人によって、また判断評価というのが違ってくると思うのです。私が思うのは、何人かの子供たちが代表で行ってというようなことについての効果。そういうことであれば、例えば映像をクラス全員で同じものを見てもらう。そういう中で作文を書いてもらうとかというようなことで、その作文についてのいろんな考え方をみんなで話し合うとかというような授業を考えてみるとかというようなことも、これは全員参加型ですが、そういうようなこともあるのではないかしらと思うし、町でいろいろやっている戦争の資料を展示をしたりというようなことを学校やっているわけですが、そういうようなものを今まで以上に、学校教育の中のところに組み入れられるのかどうか。きのうもちょっと学校の話ちらっと出ていましたけれども、何しろ学校、授業数が足りないですから、いろんなことをあれもこれもというのは、もう学校に言うとなんか嫌がってしまうと思うので、難しいことですが、そういうようなこともいろいろあるのかな。ですから、何がいいのかというのはやっぱり町で考えて、ちょっと一工夫すればほかのものもあるかもしれないし、これがいいということで結論が出れば、この授業をほかのところと同じようにまねをしていけばいいのではないかなというふうに考えています。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、児童生徒だけに限らず、ここに参加をする人たちというのは、高校生もいるでしょうし、そういった部分も含めて、ぜひそういう面では町長そのものが嵐山町に合ったものを考えていきたいということですから、そういう点ではどういう授業が嵐山町に合うのか十分検討してもらいたいというふう

に思います。期待をしています。

3つ目です。嵐山町は、道路交通法が施行になって自転車のヘルメットというのが呼びかけられてきて、嵐山町では子供たちにヘルメットを無償貸与というか、交付をしたということで、そういう面では、自転車に乗る大人たちにも条例でヘルメット着用するという自治体が出てきています。そういう点では、子供たちやお年寄りのヘルメットに対する、購入に対する補助というものを町では考えていくという点についてどうお考えになるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

平成20年の道路交通法の一部改正により、児童または幼児の保護者に対して、その自転車乗車時のヘルメット着用について努力義務が規定をされました。また、埼玉県では平成24年4月に自転車の安全な利用の促進に関する条例を施行し、児童、高齢者等に対する自転車交通安全教育並びに高齢者の家族に対する乗車用ヘルメット着用の助言についての努力義務を規定し、自転車の安全な利用の促進に努めているところでございます。こうしたことを受けまして、県内の幾つかの市では、自転車の安全な利用に関する条例を設け、独自施策に取り組んでいる状況もございます。

埼玉県における平成27年1月から6月までの交通統計によりますと、自転車乗用中の死傷者数は4,317人であり、全ての交通事故による死傷者の24.7%占めており、約4人に1人が自転車乗用中の事故によるものとなっています。また、嵐山町の状況を見ますと、負傷者が6人であり、全体の10.2%と県全体と比較をいたしますと、かなり少ない状況にあります。これは自転車利用についての地域性が大きく影響しているものと思われます。しかしながら、環境に優しく、手軽で身近な交通手段としての自転車の利便性は高く、今後自転車人口の増加も見込まれることもあり、法や県条例に規定されているように、自転車の安全な利用を促進することは重要な行政課題と捉え、独自条例やヘルメット着用の促進施策などにつきまして、近隣の状況も見ながら研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　近隣の状況を見ながら研究したいという答弁でした。これは、

交通事故総合分析センターというところが調査をした結果があるのですが、今課長のほうから答弁ありましたように、4人に1人が自転車事故で死亡というお話がありましたけれども、その内容は19歳以下が一番多いと。次が65歳以上ということで、子供たちやお年寄りの死亡事故が多いという統計です。そういう面では、自転車に乗る機会が、その部分の人たちが多いという面はあるのでしょうかけれども、そういう統計が出ています。同時に蕨市では既に昨年から高校生と65歳以上の高齢者を対象にした補助を、最高額2,000円の補助を実施をしたというふうにも聞いています。そういう面では、着用については努力義務ということにはなっているわけですが、そういう点では、今町を挙げてその死亡事故ゼロを推進するという取り組みが行われている中で、そういう措置というものを考えていくという考えはありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんお話しのとおり自転車による事故というのは、大きな事故につながる要素があるというふうに思っております。例えば子供の事故であれば、やはり頭部の重さというのが大人に比べて重いということがありますので、転倒した場合には大きなけがになってしまうというような事例が多いのかなというふうには思っております。先ほど議員さんのお話の中にもございました嵐山町では、昨年度中学生に対してヘルメットを着用していただいたという施策をとっております。こういったことは、町民の中にヘルメット着用の促進の一つのきっかけというのでしょうか。ヘルメットを着用することがこれを通して進んでいけばいいのかなというふうには思っております。

今議員さんのほうから蕨市の取り組み、お話をいただきました。私調べたところ、県内で独自条例をつくっているのは5つの市だというふうに思っております。近隣では、坂戸市のほうで独自条例をつくりまして、先ほど蕨市の例がありましたが、同様のヘルメットの購入に対する一部助成というのでしょうか、2,000円を上限として支給をしているというようなことを行っております。冒頭の私の答弁の中でも申し上げました近隣の状況、近くで言えば坂戸市で取り組みを行っております。今後坂戸市の取り組みがどういった効果があったのかと、こういったことも調べながらこの制度について研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、先ほども言いましたように、今町挙げて死亡事故ゼロを推進をするという取り組みが継続されてきています。そういう面では、特に先ほども言いましたように、19歳以下と65歳以上の人たちの死亡事故が多いという中で、努力義務ではあるけれども、そういった取り組みが行われている自治体も出てくると。多分鶴ヶ島が以前チャイルドシートの購入についても助成をした経過があったと思うのです。そういう面では、道路交通法の改正によって自治体がそういう先進的というか、事業を先取りしてやっているというのが、多分鶴ヶ島はチャイルドシートの購入の補助もあのときやったと思うのです。そういう面では、やはり住民の安全を守るという点からすれば、購入の補助というのはこれから考えていく必要があるのではないかなというふうに私は考えています。そういった住民の命を守るという観点からこの事業を取り入れていただくという考えはないのでしょうか、町長。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

交通安全というのは誰もが願っているわけでありまして、それをまったくどい話になりますけれども、どういうふうにやったら効果がどれだけあるのかというのをみんな競っているわけですので、このヘルメットについてもどういう形がいいのか。かぶってもらった方がいいと思うのですけれども、今子供を後ろに前に乗せて走っていくママチャリのお母さん方も、子供を乗けていつもやっぱりかぶっている人少ないわけですので、そういう人たちは何かきっかけをつくって、みんなかぶろうというような形で、町で助成が出るよという形で、ヘルメットがぐっといくのであればあれですけれども、極端な話、ヘルメット来たけれども、かぶらないというのでは、ちょっとおかしくなってしまうような感じがありますので、やっぱりどれぐらいどうかぶる、そしてどれぐらい効果があるのだよというのをどんどんPRをしてみんながかぶると。それについて、町はさらにどういう応援ができるのかとかというようなことではないかと思うのです。交通安全に取り組む姿勢というのは、どこもみんな同じだと思うのです。一人でもけが人を出さない、死亡者を出さないということで取り組んでいるわけですので、それぞれの子供に対しては、大人に対しては、高齢者に対してはというのを考えていく上でヘルメットというものをもう一度考え直す必要はあるのかなと、そんな

ふうに思いますけれども。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） かぶるかかぶらないかという点では、多分坂戸も蕨も購入時のときの補助金なのです。だから、購入するという意識の中で補助を出すと。結局みずから買うという行為に対する補助金ですから、それは買った人はかぶるのだと思うのです。だから、そこが一つの方向、そういう点ではPRの仕方というのもあるのでしょうけれども、そういう啓発を進めていくという点では、非常に購入時の補助ですから、それはより意識が進むのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 購入とかということの前に警察は勧めているわけですよね、これ。ですから、町がやるとかどこがやるとかという前に、ヘルメットかぶったほうがいいよというのは、もう普通というか常識になっているわけですが、なかなか浸透しない。ですから、そこを行政がどうバックアップをするかということだと思います。警察はもう既にやっていて、義務化ではないけれども、かぶってもらったほうがいいですよというのは言っているわけです。ですから、それが浸透しないというのはどういうことなのかということをやっぱり考えないといけないかなというふうに思うのです。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、努力義務という形でしかないのでしょうけれども、愛知県では既に高校生に対して3万人、通学用のヘルメットの着用を、これは県ですから、県が義務づけたということなのでしょうけれども、義務づけをしたというふうな情報もあります。そういう面では、先ほども言いましたように、購入時の補助ということですから、着用そのものの意識を引き上げるという効果もあるのかなというふうに思います。そういう点では、ちょっと今後の大きな課題の一つになるのだろうなというふうに思います。十分検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分とさ

せていただきます。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時08分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 安 藤 欣 男 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号6番、議席番号11番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項1の地方創生についてからです。どうぞ。

〔11番 安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○11番（安藤欣男議員） 議長のお許しをいただきましたので、11番議員、安藤欣男でございますが、一般質問を行います。

私は、大きくは2項目を質問をいたしますが、まず第1点は、地方創生についてあります。少子高齢化社会が急速に進行いたしまして、人口減少が進む、これは大きな社会問題となってきたおるわけですが、そういう中でも将来消滅する自治体があるということで、本町もその中に位置づけられているという状況ではあります。昨年国は地方に対して、みずからひと・まち・しごと創生の推進を求める政治展開を進めています。そうした中で先般、これは新聞ですが、県が市町村の総合戦略の樹立に、あるいは推進に積極的に関与、協力することが望ましいとしていると、こういう報道がなされておりました。本町においても地域創生の総合戦略の策定委員会が協議を進めておりました、10月末にはまとめるとしておりますが、次の点についてお聞きをしておきたいと思います。

（1）、総合戦略検討の進捗状況についてお伺いをしておきます。

それから、（2）本県のこの対応方針といいたしめようか、総合戦略に対する地方への対応の方法、方針はどういう状況なのか。また、町として県との協議、あるいは意見調整は持っているのかどうか。

3番目に、この総合戦略について、区長会や各区長さんとの意向聴取といいたしめようか、説明等々がなされているのかどうか。その点についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（３）について。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町の人口ビジョン及び総合戦略の策定状況につきましては、10月に策定すべく取り組んでいるところでございます。具体的な内容を申し上げますと、本年２月に町長を本部長とする嵐山町まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、４月には庁内における実質的な検討組織である嵐山町人口ビジョン及び総合戦略策定プロジェクトチームを立ち上げました。５月から６月にかけては、町民の暮らしの各分野にわたる満足度や意識並びに若者の進路希望を把握するためのアンケート調査の実施、観光協会、商工会及び農業団体との意見交換会、７月には町政モニターの方との意見交換会を実施したところでございます。６月29日には国の指針に基づき、産官学金労言の関係者及び知識経験者などによる総合戦略策定委員会を立ち上げ、これまでに延べ３回の会議を開催し、人口ビジョン及び総合戦略の検討をいただいているところでございます。今後につきましては、９月中には人口ビジョン及び総合戦略の素案を確定させた後に、パブリックコメントの実施により広く町民の皆様からご意見を賜り、10月に策定というスケジュールで進んでおります。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。まち・ひと・しごと創生法第10条において、市町村は国及び都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して総合戦略を策定することとなっています。埼玉県においても現在人口ビジョン及び総合戦略の策定に向けて進んでいるようでございますが、策定のめどを本年12月としており、嵐山町の策定のほうが先行している状況でございます。この件につきまして、県に確認をしたところ、国の計画は既に閣議決定済みのため勘案する必要があるが、都道府県の計画は策定した場合に勘案することになるので、市町村が先行して策定する場合にあっては、その辺はやむを得ないとの回答でございました。

なお、埼玉県との意見調整に関しましては、本年２月から川越比企地域振興センター東松山事務所が事務局となり、県及び管内の市町村職員で構成する比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議を定期的に行っており、比企地域の現状分析や課題の把握、政策立案及び意見交換等を行っているところでございます。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。まち・ひと・しごと総合

戦略の策定に当たりましては、広く町民の皆様から意見を聴取するために、18歳以上の町民2,000人を対象としたアンケート及び16歳になる方から22歳までの町民500人を対象とした進路希望に関するアンケートを実施しました。また、先ほど申し上げましたとおり、観光協会、商工会及び農業団体との皆様方との意見交換会を開催し、各方面から意見を求めたところでございます。これまでのところ各区長に対して、別途機会を設けて意見聴取することは行っておりませんが、各種団体の役員として意見をいただいたり、区長会長には嵐山町総合戦略策定委員会の会長として職務に当たっていただいております。今後パブリックコメントを実施する予定となっており、町民の皆様からさまざまな意見を聞きながら策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） いろいろする点はあるようでございますが、具体的にはどんなものが審議されているのかわかりませんが、総合戦略のプロセスといいましょうか、そうしたものは今この（1）のところで月を追って説明をいただきました。3回目の委員会が終了したということですが、このプロセスの中で、町の庁内の委員会でしょうか、これとこの策定委員会の進め方というのは、どういうリンクがされているのでしょうか。今のところ、この町内の事業につきましては、今回補正でも出ておりますが、ああいった町が事業展開することについての、事業展開といいましょうか、町の丸ごと再生ということで1,000万円の先行取得をして先行的な取り組みをしたということですが、そういう部分について町の庁内の検討委員会はそういうことをやっているのか、あとはこの総合戦略については、総合戦略的なものについてはそこでやるという、そういうプロセスなのでしょうか。その辺がちょっとわからないのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回のこの総合戦略につきましては、国の指針にも定められていますが、先ほど議員さんからの冒頭のご質問の中にもありました人口減少、こういったものを捉えて国として施策の方向性というものを4つ定めております。ちょっと申し上げますと、1つ目が地方に仕事をつくり、安心して働けるようにすると。2つ目が、地方への新しい人の流れをつくる。3つ目が若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。最

後4つ目が時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると、こういった施策の方向性を定めております。都道府県だとか県が総合戦略を策定にするに当たっては、この国の定めている方向性を勘案し進めていくということになっています。

今申し上げたものというのは大変幅広い範囲があると思うのです。こういったことも踏まえまして、嵐山町といたしましては、例えば地域支援課が主管課でやっておりますけれども、そうではなくて町全体で取り組んでいくというようなことで、まずは始まっております。こういったことを踏まえまして、まずは実質的な計画立案というのでしょうか、そういったものを行うための組織として庁舎内のプロジェクトチームというものがあります。このプロジェクトチームに関しては、それぞれの課の副課長職に当たる職員で構成をしておるわけですが、そのプロジェクトチームメンバーを中心として、それで課の中でいろいろ考えていただくと。今回、国の示した方針、4つのものを実現するために、では自分の課ではどういったことが考えられるのか、今後どういった施策を町として取り組んでいく必要があるのか、そういったことをまずはその課の中で考えていただく。そういったものをプロジェクトチームのメンバーが集まったチームの中で検討していただくと。そこでつくったものをたたき台として、今度は創生推進本部、これは町長を本部長とすると先ほど申し上げました。こういった三役と課長で組織をする創生推進本部、この中でプロジェクトチームで考えたものをたたいていくということで進んでいます。創生推進本部で一定の了解を得られたものを今度は町民だとか、産官学金労言、こういった方の集まりの策定委員会、こういった中でお示しをさせていただき、さまざまな意見をいただいて、計画としてまとめていくと、このような形で進んでいるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうしますと、この観光協会、あるいは商工会及び農業団体との意見交換をやったとのことですが、これらの意見を聴取したのについて、その所管がいろいろまた検討して庁内のプロジェクトチームのところでたたいているということなののでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

それぞれの各団体との意見交換会の際には、地域支援課の職員だけではなく、それぞれの主管課の職員にも当然同席をいただいて、意見交換会のどのような、皆様方がお考えになっているのか、そういったことも把握をしていただいております。当然今議員さんがお話のとおり、そういった場に出た意見も前提に置き、素案のほうをつくっているということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうすると、この第3回の策定委員会、戦略策定委員会です、このところには、プロジェクトチームがたたいたものについては出しているのですか。今のところは、まだそれは出していないのですか、その辺。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをいたします。

第3回目の委員会は、8月の27日にあったかと思いますが、そのときには総合戦略の素案につきましても全てお出しをいたしましてご意見を賜っておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうしたものを踏まえて今度の全協には説明申し上げますよということになっておるわけですが、9月中にはビジョンをまとめて素案を確立したいということになっております。それは予定どおり進めていけるのですか。その辺をちょっとお伺いしておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

昨日の畠山議員さんのご質問の中でもありましたが、何としても後が決まっておるものですので、10月までに策定をしなければならないということがあります。これを大前提としていろんな事務を進めてまいっておりますので、何としても策定すると、できるということでご思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 昨日の質問でも嵐山町は先行的に取り組んでいるなというのが、県内でも13しかないけれども、10月末までには取り組んでいくということですから、積極的に取り組んでいるのだなというふうには思っております。ただ、どういう素案がどういうものか、私どもまだ全然わからないのですが、町長にお聞きいたしますが、この嵐山町は総合振興計画を持ちながらいろんな事業展開をしておりますよね。今度のまち・ひと・しごと推進の総合戦略については、今後の嵐山町の活性化の基本となるものになるのではないかな。新たなページを開くものになるのかなというふうに思うのです。国がそれには特別に支援をするということですので。昨日の答弁でもタイプ1につきましては、2分の1は国が出すけれども、2分の1は自治体で持ちなさいと。半分、2分の1って言いましたよね。国が2分の1だけれども、あとは各自自治体で持ちなさいというふうに説明を受けたと私は聞いたのだけれども、その辺はどうなのでしょう。それは、またそちらで答弁いただければと思いますが。町長には、基本的な姿勢といえましょうか、これに対してどういうふうに取り組むつもりでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今度のこの総合戦略、つくりなさいって言われている総合戦略というのはもう決められているのです。国で人口が減ってきてしまっしょうがないよと。1億人ぐらい守っておこうよというために、国ではこういうことやりますよというふうに4つ言ったわけです。それで、1つは東京にどんどん、どんどん一極集中してしまう。すると若者がなかなか子供をつくったりとか、言葉が適切ではないですけども、結婚したり、何かしづらい状況、それとそれにはやっぱり雇用をつくっていかねばいけないだろうとか。それで、過疎の地域については、やはりその中のところで、スモールタウンなんて言葉がありますけれども、そのところで生計できるような形のをやりながら1億人を守っていく形のものをつくっていかうという、国の大きな目標があるわけです。

それで、嵐山町にも大きな目標がある。これは前からあります総合、町のあれはあ

るわけです。それで、それはそれなのです。それは、今までと同じように交付税を使ってやっていってくださいよ。県の助成を使ってやっていってください。そのほかにこれをやって地域を活性化して、今言った子供たちが、若い人たちがしっかり生活ができるように、そして結果として子供が多くなるような策をつくってくださいというのは、これ別物なのです。それを地方では非常に難しいということになっているわけなのです。今までやっているものは、こういう形で嵐山町を活性化しよう、比企郡を活性化しようという形でみんなやっているわけですから、そのほかに別物でやりなさいというわけです。それなので、いろんなアンケートとったりなんかをこういうふうにやっているわけです。その中で、だからどういうものをどうつくっていくのかということで、うちのほうでは10月までつくりますということでやっているわけですが、それがきのう何かありましたよね。県の中で10月までにつくるのは幾つとかって答弁ありましたけれども、嵐山町であれしているのは、そここのところに手を挙げられるように早くやろうということなのです。

それで、先日もちょっとほかの会議があったのですが、国でこの創生のお金がこれだけ、きのう畠山議員が言いました、総額がこれだけありますというのがあって、それを全国の自治体で幾つあるからこれを割って、嵐山には幾らというのではないのだということなのです。今までやっている計画のほかに、今度つくる計画が国のおめがねにかなった場合にはお金が出ますよということなのです。だから、みんな必死になっているわけなのです。つくったのだけれども、だめになってしまうのではないとか、今までと同じものが今までの交付税措置、あるいは今までのやり方で県の助成を使ったりしてやってください。そうではなくやるのですからというのをつくりなさいということですから、難しいということなのです。それを嵐山町では今苦労をしてつくっている。それには答弁にもありましたけれども、いろんな会を重ねて、いろんな人たちからご意見をお伺いをしてやっていくと。ですから、方向は嵐山町も決まっているのです。結果として国が言っているように、人口がふえる策、それと子供たちが、若い人たちがしっかりした家庭が持てて、子供ができて教育がしっかりできていくような体制ができる、雇用ができる、何ができるというような形を政策の中に入れていきなさいということなのです。

ですから、嵐山町ではどうしたらいいか。それでみんな意見が出てきたら、多くというのはやっぱり、特別なことってなかなかできませんから、嵐山町にある資源、観

光、自然、歴史、そういうものを基盤としてやっていったらいいのではないだろうかというような意見が多いわけです。それで、いろいろ情報、それから指導もあるわけですが、どうやったら一番ふえていくのかという、今いろいろやっているあれというのは、日本の人口が1億2,000ある中でとりっこをしているような事業が私は多いと思うのです。日本にはこれだけの人口があるのを、埼玉県は、それ東京都は、それ福井県は、山口県はというようなとりっこの形。ですから、とりっこをやったのでは日本の人口ふえないわけですから、そうではなくてやっていったらどうでしょうかというのを国が言っているのだと思うのです。だから、滑川がふえている、嵐山は減っている、小川も減っている、だからそれを取り戻そうというのだと、日本の人口はふえないわけですから、そうでないことが何か嵐山町の中でできないものだろうか。だから、ちょっと難しいというような、そういうことになってきてしまうわけですが、そんなことだと思うのです。

それと、もう一つ、工場誘致だとかという、前からそういうことがあったわけですが、そこの中のところでお金を、例えばお金があるわけです。企業の絡まる部分のお金があって、そこから派生をして給料もらって、それでまた買い物をして、会社という、地域の中の限定をされた地域の中だけの動きになってしまうと、最初あった100万円がだんだん99万円になり、90万円になりって、中だけでやってけば減っていく。ですから、これ伸びていかない。ですから、そうではなくて、外との連携をとるような形のまちづくりというのを言っているわけなのです。例えば観光なんかですと、これはいい事業だ。観光というのは、その地域の中の日光市なら日光市の中の人たちだけが使って日光市が潤うのではなくて、東武の快速電車に乗って行ったり、あるいは車で行ったりする人たちが外から入ってきて、また外へ持っていく。こういうような展開のものというのをつくらないと。だから、工場なんかにしても、本社機能を持った工場をそこに持ってきて、そこで一つ簡潔したような形になってしまうとだめなのではないか。だから、工場だけあるようなものを、本社機能はこっちに置いて、工場だけあるようなもの。そうすると、そのところからこのところに入った、給料もらったりなんかする、それはよそから入ってくるわけですから、この中だけのものでないから人口がふえたり、いろんな経済気分を拡大するだろうというようなこともいろいろ言われていて、非常に難しい感じがするわけなのですが、嵐山町ではどうしたらいいのか今盛んにつくって練っているところでございます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） なかなか新しいものをつくらなければだめだということになると、本当に難しいのだと思うのですが、基本的には今まで嵐山町が進めてきた、積み上げてきた仕事の中で、例えば企業誘致の問題というのは、川島地域なんかは大字川島の、ああいうところの整備を進めていくと。これは、こういうこともこの総合戦略の中にマッチングはできないのかどうか。まるっきり新しいものでなければだめだということになるとあれですが、今まで進めてきたものの中でもそうしたものを戦略の中に組み込めるのかどうか。

もう一点は、駅西の開発、活性化というものが非常に叫ばれて長いわけですが、これなどもこの総合戦略の中に、駅西の活性化について取り組めていったらいいのではないかなというふうには私は思うのですけれども。限られた地域ですが、やはり再開発をしていくと。あそこにいらっしゃる地権者、あるいはいろんな地を借りている方もあるわけですが、そうした方々の理解を得ながらこの再開発をすると。これだってまち・ひと・しごとの創生には一番的を射ているのではないかなというふうには思うのですが、こういう問題については、今度のこの総合戦略の中では入れられないということなのでしょうけれども、その辺はお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 くどくど私言いましたけれども、要するに手を挙げて通るか通らないというのはわからないのです、私たちには。だから、きのうもありましたけれども、バス路線をしたり、ナイター設備をしっかりとやったら、こういうものどうだろうとかというような話があって、このあれを入れたらいいのではないかなというふうに地方ではつくって手を挙げるわけですが、それがいいよって言われるかどうかという確たるものというのではないわけなのです、わからないわけなのです。それで、言われているのはこういう形でこうなのだと。さっき言ったように人口をあれするために東京に行っている者を帰る。ですからIターン、Uターン、Lターンとかって言っていますけれども、そういう人たちの受け皿づくりをつくるとか、あるいは高齢者がこれからどんどんふえていって、施設が足りなくなる。ですから、そのところの地域の中ではつくっていくのだというような形で人口をふやしていくというようなことをやるのだとかというふうにいろいろ言われているわけですが、さてどれをやれっ

て、これなら通る、これなら通るというのは具体的にはないわけですので、わからない。細かい話は課長のほうから。

○青柳賢治議長 答弁、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、ちょっと私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、1つ、今回のこの総合戦略、何か全てが新しいことを総合戦略の中でやるのだということではないというふうにまずご理解をいただきたいというふうに思います。当然、今議員さんがお話をされた今取り組んでいること、あるいはこれから町が取り組もうとして位置づけているような事業、こういったものについてもこの総合戦略に位置づけていくと。この戦略に位置づけていくことで、先ほど議員さんからお話しありました来年度以降の新型交付金、こういったものの対象となり得るということになりますので、そのあたりはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、先ほど議員さんのほうで交付金のことでお話をされました。新型交付金につきましては、平成28年度から設けられるものでございまして、昨日の答弁でも申し上げました。国が2分の1、自治体が2分の1というような内容となっています。先ほどタイプ1とおっしゃいました。それは、地方創生先行型というものでございまして、今年度27年度にやるものでございます。こちらは2分の1ではございませんで、10分の10国が持ってくれるというような事業になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そのことがちょっとわからない部分が、地方で自主的に物を考えて戦略的なものを上げてくださいよと、上げていっても採択されるかどうかかわからないという部分が、どうなのですか。まるっきり新しいものでなければだめですよという、そのところだと。そうすると、今までの進めているものは新たなもの、要するに地方にみずからが考えて政策展開をなさいよという、この趣旨だと思うのですが、総合戦略は。そのことと、実際のこととは若干地方が出していても、それはということでふるわれてしまうということのように聞こえたのですが、全くそうだと、何かこの戦略調整の意味がなくなってしまう制度なのかなというふうに思ってしまうのですが、どうなのですか、その辺は。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど私全てが新しいことではないと、既存の事業もということで申し上げました。ですけれども、その中に当然今回のこの国の方針を踏まえて新たにこういったことを取り組んでいきましょう、そういったものは当然盛り込んでございます。こういったものが新型交付金の交付要件として先駆的、優良の事例というふうに昨日申し上げましたが、そういったものに該当するような事業を組み合わせ、この交付金を使って実施をしていくというようなことで考えておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） ただ、くどいようですが、この戦略に入れておかないと、今後この対象にならないというようなこともちょっとお聞きしたわけですが、今回川のまるごと再生のほうに使う、これは先行型で理解を求め、補助がもらえたということですよ。今後の戦略の中で位置づけていないと対象になりませんよというようなことを聞いたような気がするのですが、そういうことはないのですか。10月末で仕上がったもの、それが県に通って、県の指導も受けながら国に上げていくわけですが、それに乗っていないものでも大枠な方向性の中であるものについては、新しいものは入れられて修正ができていくのですか。その辺はどうなのですか。だって、10月末に全部やっとなないと、あとは全部だめだということになると、何か地方創生の趣旨が理解できなくなってくるのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げました、基本的にはこの計画、そもそも新型交付金については今年度、平成28年3月までに策定をしたものが対象ですよということは、この計画に乗っているものを対象としますよというふうに理解はできるのだと思うのです。何も、例えば1度10月に策定をしました、では今後5年間その計画のままでいきますということではないというふうに我々は理解をしています。必要があればそれを見直すこともできますし、そのような形で臨機応変な対応が可能だということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 次に行きます。

この2番目につきましては、事業の展開が町だけではできない部分が起った場合に、県の指導といいたいまいしょうか、そうしたものが必要ではないかなというふうに思ったものですから、計画段階から県との意見調整というものが必要なのではないかなと思ったのですが、答えだとそうではないというふうに思いますが。ただ、いろいろ指導は受けながらやっているということですので、策定する素案については、県のほうにはこういうもので上げていくのだけれどもというような、そういうことはやっているのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今策定している素案を県に対して示すということは、これは行っておりません。そもそもが地方の自立を促すものということです。今回のこの政策を検討するに当たっての5原則というものがあるのですけれども、申し上げますと自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視。この中で自立性、これちょっと違うか、すみません。県に対しては示しておらないのですけれども、先ほどの答弁の中では申し上げました。この比企地域ということで限定をすれば、県との意見調整というのでしょうか、この比企の抱える問題は何なんだろう。例えば県の中でこの比企地域というのは、人口減少ということに関しては突出しているのです。出生率もそうです。あるいは配偶者を持たない、そういった年代の方が多いだとか、そういった大変将来に不安がある地域だと。そういった現状を皆で情報を共有し、それに対してどういったことがとれるのか、そういったことを皆で話し合うということをやっております。実際にその未来会議の中でも今後何かしらの提言というのでしょうか、そういった意見を出していこうということで今会議が進められています。そういった提言の中でもそれぞれの自治体が単独でやるもの、あるいは共同で、みんなで連携をしてやっていきましょうよと、そういったものも幾つか既に示されています。こういったものも計画の中に取り組むことができればよいのかなということで今考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） わかりました。次に行きます。

(3) のこの区長会との関係ですが、区長会長さんが会長さんだと、戦略の会長だということでございまして、そういう面ではいろんな情報は区長さんには流れているかなと思ってはおりますが、ただ事業を進めていく中では、私区長さんの協力がなければできない部分が出てきたりすると思うのですが、そのところはどういうふうに捉えているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁申し上げたところでございますが、区長会長さんには委員さんとして入っていただき、さまざまなご意見をいただいております。それ以外にも、例えば観光協会には区長さんとして役員さんがたしか7名ほどだったかと思いますが、入られていらっしゃるしまして、そういった方も観光協会との話や意見交換会の中では、積極的にご意見等賜っておるところでございます。今後この戦略に位置づけた事業を実施するに当たって、区長さんに対してというご質問だと思いますが、今後機会を捉えて、こういった内容についてお話ができればというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 素案がほぼ固まりかけているということでございます。今度の全協には、素案の大まかなものについては出せるのですか。その辺だけお聞きしておきます。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

素案につきましては、議員の皆様方にお示しをさせていただき、ご説明を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 全く新しいことでございますので、やはり議会との連携といえましょうか、そういうことも出てくるのだと思うのですが、議会のほうも当然この

総合戦略について推進をしていかなければならないのではないかなというふうには、私個人的には思っておりますが。折りに触れて内容の説明等を進めていただきたいなというふうに思っております。

これに触れてもう少し詳しいことも聞きたかったのですが、時間も経過しておりますので、次に移りたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、安藤議員、一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。午後の再開の時間は１時３０分とさせていただきます。

休 憩 午前１１時５５分

再 開 午後 １時２６分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男議員の一般質問を続行します。質問事項２の道路行政についてからです、どうぞ。

○11番（安藤欣男議員） それでは、質問をさせていただきます。

２番目の道路行政についてでございます。県道では、何年か前から道路サポート事業ということで看板が掲げられておりまして、ここはどこの企業がサポートしていますというようなのが出ております。町道では、ごみゼロ運動が展開される中で、空き缶、あるいは空き缶拾い等が行われておりますが、まだ北部地域では除草、あるいはボランティアで通学路の草刈り、歩道の除草等が実施されております。一方で、特に私が問題だなと思っているのは、この町道への樹木の枝の垂れ下がりや、道路への伸長が見られます。道路サポートについての行政展開についてお伺いをしておきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

質問項目２につきましてでございます。道路サポート事業でございますが、当町におきましても嵐山町まもり隊事業を展開中でございますので、引き続き推進に努めてまいりたいと存じます。

なお、ご指摘のとおり、地域の方々などにおける自主的な活動により道路環境が良好に維持されている一方で、道路に接する敷地の管理が不十分なために道路環境を損

ねている状況でございます。

個人の敷地については私有権がございますので、公有地である道路において活動をいただく道路サポート事業の対象外と考えております。このような状況においては、道路管理者として道路環境を維持するために、敷地の管理者に対し適切な維持管理を要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 嵐山町まもり隊という組織を募ったわけですが、その組織で展開中だということですが、このまもり隊で道路サポートについて取り組んでいるところはどのくらいあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

現在嵐山町まもり隊ということで3団体、15名の方が活動をいただいております。そのうち1団体がむさし台の歩道について取り組みをいただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 1団体ということで、あとの2団体は別にこの道路サポートだけではなくて、ほかのこともやっておるということで、この道路については1団体だという捉え方でいいのですか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをいたします。

残りの2団体につきましては、公園の美化清掃という形で取り組んでいただいております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうすると、極めてこの道路サポートについては先ほど答弁がありましたように、町としてはなかなか私有権というものを重要にする中で、行政展開はできにくいということでお上げという捉え方をしているのですか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、この道路の敷地の外から道路の環境を損なうような形で枝が出てきたりとかということのご指摘の部分だと思いましたが、そういったものに対しては、現在地元の方たちですとか、実際にそこを使われている方たちから支障があるとか、こういう状況であるので対応できないかということでご連絡をいただいていることに対して、こちらのほうといたしまして、その都度対応させていただいているのが実態でございまして、そういったことにつきましては、町のほうも毎月、月末には区長さんのほうへご訪問させていただいております。そういった折にも区長さんからそういったお話をいただけるようお願いをしております。現状といたしましては、現在地元の方なり、お使いいただいている方なりからそういったご連絡をいただいて対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 樹木の関係もありますが、私がさっき申し上げましたように、ボランティアで、まもり隊ではなくて、まもり隊の登録はしていないのだらうけれども、サポートしている方々がいるわけですね。そういうのは、やっぱり逆にこのところはこういう方々がサポートしていますというような、そうしたものもまずは必要なのかなというふうに思うのですが、そういう考え方はないのでしょうか。枝のことにつきまして、また申し上げますが。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 現在自主的に地元の方たちが身近なそういった道路についていろいろな活動をしていただいているというところにつきましては、正直なところ実際どなたがどの場所をそういった形で取り組んでいただいているというのは、正直把握をしてございません。そういったものについて、こちらのほうとしても必要があれば支援というはしていただけるような形で努めてまいりたいと思いますので、その辺の情報といったものが、もしいただけるのであればお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 私は、町道でも県のほうもやっているように、この地域はここはまもり隊がサポートして、団体がサポートしていますというようなものも視野に入れていって、広く地域で道路サポートをしていくのもいいのではないかなと思うのですが。これも枝の問題もそうなのです。この地域、町道につきましても枝の問題につきまして触れていきますが、かつて、私これ初めてではないのです。前にも1、2級町道で枝が道を塞いでいる、そういうものについてはどういう取り組みをするのですかという、そのときもやはり地権者があってするから、その所有者の承諾がないとできませんし、なかなか難しいのですという答弁で終わっております。私がそのとき、前に質問した関係につきましては、担当課のほうも所有者に処理をしてくださいというようなアプローチはしたようでございますが、結局所有者もなかなか手は出さないと。何人かやった人があるけれども、やらないと、やれないのだという状況があるわけですが。昨年ですか、私もまちづくり整備課の方とにかく枝が伸びてきて危ないと。これは交通事故を誘発する一つの原因になっている。今は大型バスは車高が高くて、しかもアンテナを立てていますから、それをよけるために、枝が出ていと膨らんで動くのです。そういう危険性があるって、それが起こった場合の補償問題はどこがやるのか。交通の問題だから、枝が出ていようと何にしようと、交通事故を起こせば当事者の問題で済むのかどうか。道路管理者としての町の責任というものが問われるのではないかなと思うのですが、その辺の捉え方はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、通行上支障があるとか、そういった形で危険なものにつきましては、こちらのほうでまず地権者のほうに切っていただきたい、対応していただきたいということは申し上げますが、今ご指摘のとおり、近々に危険なものにつきましては、こちらのほうで切らせていただきますということで対応はさせていただいております。

それから事故、仮に事故が起きた場合の責任関係ということでございますが、一義的には当然先ほど議員がおっしゃられたとおり、当事者が第1の責任だと思います。ただ、道路管理者の責任がどこまで問われるかという部分につきましては、大変申しわけございません、不勉強ですので、一度その辺はまた勉強させていただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 具体的には、この町道、駐車場出て、すぐ市街のほうにおいていくわけですが、あのカーブのところだって木がこういうふうに出てしまっているわけです。あそこでかつて事故も起こったわけですね、この春か、去年ですか。今現在でもここに出ている状況は変わらないのです。ああいうものについて、私は道路管理者として地上権といひましようか、あくまでもこれ所有者だと言っているのですが、道路については道路の上の部分、ここに出ている部分については、その道路の地権者といひましようか、そうしたものが処理できるのではないかと思うのですが。それは当然木を持っている方が処理してくれればいいですけれども、それが処理していない場合には、どうにか対応策をとっていかないとだめなのではないかなと思うのです。年間苦情が何件か、相当来ているのではないかと思うのですが、その辺も含めてお聞きします。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

まず、道路の上に伸びてきている枝に対しての道路の敷地の管理者としての所有権という意味でのご質問かなと思うのですけれども、民法上ですと、隣の敷地から来て枝葉が飛び出たものについては、当然はみ出してきた人の土地の地上権を侵していますので、その方が権利を主張することはできるというふうに規定をされてございます。ただ、勝手に切ることはできないと。切るということを要請する権利を持っているというふうに規定をされております。それで、もし相手方がその要請に応じていただけないということになると、あとは法的な手続きをとらない限りは、その枝を処理することができないというふうに規定をされているというふうに解釈をしております。

それから、年間の苦情でございしますが、実数につきましては大変申しわけございません、現時点では把握をしてございません。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうすると、地上権が、地権者がいいですよって言わない限り処理はできないという捉え方なのですか。では、要請をして、地主も処理をしないで、枝も切ってはだめだということになると、伸ばしっ放しでやむを得ないという、

そういう捉え方をしてしまうのですか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

伸びっ放しで構わないという考え方は当然できないと思いますし、法的なお話だけをさせていただければ、当然越境されてきた側としてはそれを除く権利を持っておりわけですから、それは仮に相手方が除かない、除けませんということになれば、一つの方法としては法的な手続きをとって処理をしていただく、もしくはこちらのほうから粘り強く要請をして処理をしていくと。いずれにしても処理をしていく方法を何らかの形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 1級町道、2級町道、いろいろあるわけですが、農村部につきましては、今までこういう道普請というものがあまして、全員の方々その地域で道路の管理をする中で、道路へ出てきた枝だとか、のり面の草刈りだとか、そういうのは地域で必ず道路へ出てきたものは処理をしているのです。それは、慣例としてやっているのですが、何らその地権者からは今のところ苦情もなく、そういう処理をしまっているのですが。私は、道路に出てきたものについては、逆にやっぱり地域で処理できるものはしていくようなことをしていかないと、全部を行政でやれと言ったって無理な話ですので、そういう行政展開も必要ではないかと思うのですが、いかがなのでしょう。

私は地元で嵐山郷の周辺、あるいは吉場議員のうちのほうに行くあの、あれは1級町道ですが、これなんかもずっと枝が出てきてしまって、今大型は通れませんよ。嵐山郷の周辺もよけながら通らないと、大きなバスは通れない。そういう状況になっているのですが、地域でそういうものを処理をしていく、その費用は実費でも町が出して、それを対応していくという方向性というのは、これから求められるのではないかなと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これからの大きな問題だと思うのです、全てが。そういうものがいっぱい出てくると思うのです。ちょっと話がそれますけれども、今年のお盆の前のとき

に、シルバー人材センターにお墓の掃除をしてくださいという要望がふえてきたのです。それで、こちらには、嵐山にはお年寄りのご両親が住んでいる方かどうかわかりませんが、横浜のお嬢さんから電話があつて、お墓を掃除をしてくださいと。それで、お墓の掃除を、草刈りをして、しましたと。それで、しばらくたつて来たら、全然していないのではないかというような笑い話のような、草が生えてしまっていて、それで今はシルバーでは写真を撮ってそれを全部送っているわけなのですが、お墓の掃除でさえそうなのです。もう家庭で、自分のところでできなくなってしまっている。ですから、自分の山があつても、それを言われてどうするということができない家庭もふえてきてしまっていると思うのです。これからそれをどうするということになってしまうのだと思うのですが、やっぱり主権、今課長答弁にありましたように、所有権というのはすごい強い権利があるわけですから、それらとの兼ね合いということに最終的にはなるわけですが。

では、行政はどうするのだということですが、議会にもご報告をしましたけれども、志賀の2区で火災が起きてしまった。そして、火災が起きたけれども、そのままでもうぺらぺら、風が吹けば落ちるような状況になっていて、通学路に指定をされていたのだけれども、そここのところは変えてということで、それ壊してください、壊してください、お願いをしたわけですが、できない。それで、いろいろ調べてもらって、こちらが入っていくことはできるのか。もうそここのところには入れないというようなことなのです。そういうことなのです。それ報告したとおりなのですが。それで、では行政はどうする。もうこれは私有権の中に立ち入って、それでこっちが勝手なことをやるというのはこっちが罰せられるということになったわけなのですが、それでもやらないと近所の人危険、2階建てで燃えた後ですから、ぺらぺらくつついているわけですから、それを町のほうでは壊して整理をした。それで、そここのところを後で請求を出すということで手を出したわけですが、ほかにもこういうことはありました。

荒れ地の中に蜂の巣ができました。それで、蜂の巣が近所にこうあつて、だけれども、そここのところはやっぱり入れない、原則は。だけれども、そんなことを放っておけるのかということで入って、蜂の巣をやった。ですから、行政というのはこれからそういうようなところのいろんなケースがいっぱい出てくるけれども、そういうものをどうするのかということだと思うのですけれども、やっぱり町民サイドに立って、

行政が法律の上では負けるような状況があろうとも、そういうことはやらなければならないときにはやる状況というのは出てくるのかなというふうに思うのです。ですから、そういうところまでいかない状況で何らかができないだろうかというのがこれから大きな問題だと思っています。ですから、最終的にやらなければならないことというのは、やらなければならないと思うのですけれども、それが限りなく広がってくるという不安というか、そういう状況にここまで来てしまっているというような感じがいたします。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） ますますゆゆしき時代が来てしまうのかなと思ったりするのですが、権利の主張があったりする中で、要請してもできない人たちも出てきてしまうと。今町長からお墓の問題等々も出ましたが、そういうことですので、やっぱり地域でこの道路の枝の整理の問題については、くどいようですが、地域でここのところはやろうではないかという空気が醸成をしていくという、そういう区長会を通じて何か制度的なものをつくっていくということは考えられないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今もちっと答弁の中で話をさせていただきましたが、最終的なにつきもちもさっちもいかないうところまでいく前にということだと思うのです。ですから、議員さんおっしゃるような地域で、あるいはそのほか民間の力で、あるいはそのほか何らかのやり方であるというようなことがもしあるとすれば、そういうものは早急に立ち上げて対応を図れるような組織づくりというか、そういうものはつくっていく必要というのは、もうそこまで来ているのではないかな。喫緊の課題だと思えますけれども、やるべきだと思いますが。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 前向きにこの問題も取り組んでいかなければいけないのだというふうに私は思います。すぐその、この道路に出ているこれについては至急対策をとって、やっぱりさっぱりしといてもらいたいと思います。役場へ来る、そのところが枝が出てしまっているわけですから。これは対策をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　ご指摘のとおり、役場の進路につきましては、決して好ましい状態でないというは承知をしてございます。庁内全体のバランスの中で考えて、全庁的にはその辺の対応をとらせていただいておりますので、その中で対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○11番（安藤欣男議員）　以上で質問を終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　１時５２分）

平成 27 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 4 号）

9 月 4 日（金）午前 10 時開議

- 日程第 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 同意第 1 号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2 号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 3 号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 37 号 嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第 38 号 嵐山町税条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第 39 号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第 40 号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事）
- 日程第 10 議案第 42 号 平成 27 年度嵐山町一般会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 11 議案第 43 号 平成 27 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 12 議案第 44 号 平成 27 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 13 議案第 45 号 平成 27 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 14 議案第 46 号 平成 27 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 15 議案第 47 号 平成 27 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について

○出席議員（１３名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 長 島 邦 夫 議員
６番 畠 山 美 幸 議員	７番 吉 場 道 雄 議員
８番 河 井 勝 久 議員	９番 川 口 浩 史 議員
１０番 清 水 正 之 議員	１１番 安 藤 欣 男 議員
１２番 松 本 美 子 議員	１３番 渋 谷 登 美 子 議員
１４番 青 柳 賢 治 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健 康 い き い き 課 長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
村 上 伸 二 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第3回定例会第5日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月16日に審議を予定しております認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの決算6議案につきまして、討論する議員は9月11日の午後5時までに議長に届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長 日程第1、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員、青木裕子氏の任期が平成27年12月31日に満了することに伴いまして、同氏を引き続き推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。青木氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと思います。なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長 日程第2、同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町教育委員会委員に嶋本佳則氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法により、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。嶋本氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長 日程第3、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町教育委員会委員に山田朋美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。山田氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 山田氏の経歴なのですから、今度で4期目になるわけですね、教育委員が。そうすると、今まで教育委員の基準とか選任の基準というのはどういうふうな形でなされていたのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

教育委員さんの任命の基準につきましては、教育に認識のある方という中でPTAの会長さんでありますとか、それから教育に意識の高い方、そういった方の中から選んでいるのが実態でございます。

ところで、ご質問と関連がしますので、補足でちょっと説明をさせていただきますが、今回の教育委員さんの任命につきましては、新教育制度、こちらのほうが議員さんもお承知のとおりでございまして、一部改正がなされました。そして、教育委員の任期につきましては、改めてこの提案の中にも附則の条項を基準としておりますが、この新教育制度にありましては、教育委員の任期、こちらについては同年で、要するに同じ時期に委員さんが同時に退職をするということのないように今後4年間において配慮しなさいということがなされております。今回この議案の中には入っておりませんが、山田委員さんにつきましては、今回の任期については、本来ですと教育委員の任期は4年なのですから、この附則によりまして4年間の中で任期をずらして行うということになっておりまして、山田委員さんの任期は今回については平成29年9月30日までという2年弱の任期ということで今回お願いいたします。

そして、前の議案になってしまいますが、嶋本委員さんにつきましては平成30年9月30日まで3年という任期、その以後の委員さんにつきましても1年ずつずらすというような形で、委員の任期については今後1年ずつずらした任期になるということで今後任期の設定をさせていただきたいということでございます。今回の山田委員さん、嶋本委員さんについては、今総合教育会議において教育の大綱等も検討していただいております。そういった中で、引き続いてお願いをしたいというものでございますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長 日程第4、同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町固定資産評価審査委員会委員、小峰あや子氏が平成27年9月30日をもって辞任することに伴いまして、後任者に関根盛敏氏を選任したので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。関根氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第5、議案第37号 嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについての件でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されることに伴いまして、所定の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第37号について細部説明をさせていただきます。

お手元に本日お配りをさせていただいたと思いますが、議案第37号の参考資料をお

出しいただきたいと思います。それと同時に、議案でございます条例の新旧対照表のほうをごらんいただければありがたいというふうに思っております。

それでは、説明させていただきます。まず、概要のほうでございますけれども、概要の1番、改正の今回の趣旨でございます。前段はちょっと省略をさせていただきまして、中段からですが、番号法では、個人番号を含む個人情報、いわゆる12桁の個人番号ということでございますが、この個人情報のことを特定個人情報と定義しております。この特定個人情報の取り扱いにつきましては、原則として番号法の規定に従うこととなっております。ただし、番号法では地方公共団体が保有する特定個人情報に直接適用が及ばない部分がございます、この部分については各地方公共団体の保護条例の中で定めるということになっております。

今回改正を行う主な項目につきましては、おおまかに言いますと次の3点でございます。まず、①といたしましては、嵐山町個人情報保護条例で対象とする個人情報に特定個人情報を含むとする改正、そして2番目が特定個人情報保護評価に関する規定を新たに追加するもの、そして第3番目が、この条文の改正や追加に伴う字句の改正に基づきまして、番号法以外の法改正に伴うもの、こういったものによる字句の改正でございます。

主にこの1、2、3の3項目について順次条例との関連を説明させていただきたいと思います。2の改正の項目でございます。申し上げましたまず①でございますが、嵐山町個人情報保護条例で対象とする個人情報に特定個人情報を含むとする改正、この内容でございますが、現在特定個人情報は現在の条例で定義する個人情報の範囲ではカバーできないものが今後発生する可能性がございます。わかりづらいのですが、具体例を申し上げますと、現在の条例の対象範囲は生存者ということで行っておりまして、例えば死亡された方に関する個人情報、あるいは法人等の役員に関する個人情報、これは現在の条例では対象外になっております。しかしながら、こういったものに個人番号が付されたものがある、そしてそれを保有することになるということになりますと、番号法ではこういった死亡者の個人番号等の取り扱いも例外としておりませんので、こういった情報を町で持つことになりますと、現在の個人情報の中の範囲ではカバーし切れない。そういったものを今後含むのだということの改正でございます。また一方では、取り扱いについて、特定個人情報、要するに個人番号の付された個人情報とそれ以外の個人情報を分けて取り扱う必要がございます。こういったもの

につきましては、この条例の中でその区分を行うための条文の改正及び条例の追加の必要があるということで、そういった条例改正を行うものでございます。

まず、1点目、括弧書きでございますけれども、特定個人情報を含むとするための改正、まず第1条、ちょっとごらんいただきたいと思います。条例のほうをごらんいただければと思うのですが、第1条の目的の中で下線部分を見ていただきますと、個人情報の開示、訂正及び削除でございますけれども、そこで個人情報というところに「個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ」という括弧書きを追加しております。この部分が、いわゆるこの条例の中で定義をしております個人情報に含まれない特定情報があった場合には、それもこの条例の対象になりますよということをつけ加えるものでございます。こういったものをつけ加えた改正、これが以下、第3条、第10条、第12条、第17条、第25条、第27条、第32条の規定の中でこういったものを追加をし、この条例の範囲外の特定個人情報もこの条例の対象にするということで改正を行っております。

続きまして、括弧書きでございますけれども、特定個人情報とそれ以外の個人情報を区別するための改正の関係条文についてご説明を申し上げたいと思います。まず、第7条の改正をごらんいただきたいと思います。第7条では、番号法第29条第1項の規定に基づきまして、特定個人情報の利用の制限を新たに規定するものでございますが……失礼しました。第7条の対象とする個人情報を特定個人情報と区別するために、見出しの改正及び括弧書きを加えて、特定個人情報を除くとするものでございます。特定個人情報に関する利用及び提供の制限に関しましては、新たに次の第7条の2、75の3の2条を加えまして、取り扱いを特定個人情報とそれ以外の情報に分けて取り扱いを区別するものでございます。

次に、第8条の改正をごらんいただきたいと思います。第8条は、特定個人情報の提供については番号法において規定されておりまして、条例の規定を適用させる必要がないために、括弧書きを加えて、特定個人情報を除くとするものでございます。

第14条の改正につきましては、開示請求に対する決定の期限及び延長の期限を定めるものでございますが、特定個人情報につきましては番号法に基づきまして、この開示の請求、そしてそれに対する決定の期限というものが30日と定められております。したがって、この括弧書きを入れまして一般の情報と区別をし、特定個人情報に関しては30日というふうに定めるものでございます。

第19条の改正でございます。第19条の改正は第14条の改正と同様でございますが、特定個人情報につきましては番号法で30日と定められております。したがって、括弧書きを加えまして、30日というふうに定めるものでございます。

第20条の改正でございます。削除請求に関するものでございますけれども、削除請求に関しまして、番号法では利用停止請求の一部となっております、括弧書きを加えて、第20条からは除外をし、新たに特定個人情報の利用停止請求に関する条文といたしまして、第22条の2、自己情報の利用停止請求、第22条の3、利用停止請求の手續及び第22条の4、利用停止請求に対する決定等の3条として追加をし、特定個人情報に関する利用停止請求を別枠として改めると。新規に加えるというものでございます。また、第28条の改正につきましては、番号法に基づいて括弧書きを加えて、特定個人情報を除くとするものでございます。

続きまして、改正項目の大きな②といたしましては、特定個人情報保護評価に関する規定の追加に関するものでございます。番号法では、今言われております個人のプライバシー、こういったものの保護、権利利益の侵害の未然防止と国民、住民の信頼の確保の実現を図るために、行政機関等が特定個人情報ファイル、このファイルというのは特定個人情報の集合物と言えるものでございますが、こういったものを保有しようとする場合には、特定個人情報保護評価を実施しなければならないというふうに義務づけられております。この実施方法につきましては、番号法で定められております。

この評価の種類では、大きく3点ございまして、全項目評価、それから重点項目評価及び基礎項目評価の3種類に分けられます。このうち全項目評価及び重点項目評価に該当するものは、評価書の作成に際しまして、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む合議制の機関の意見を聞かなければならないというふうになっております。この場合を想定いたしまして、嵐山町におきましては、その意見を求める合議制の機関として嵐山町情報公開・個人情報保護審査会にこれをお願いをしたいということで、必要な規定を追加するものでございます。

なお、現段階におきましては、嵐山町が保有する特定個人情報ファイルの中で審査会に意見を求めるような対象になる範囲のものはございません。そういった段階でございます。追加される条文でございますけれども、第11条の2、特定個人情報保護評価、これについては審査に付すべき機関を嵐山町情報公開・個人情報保護審査会とす

るものでございます。

続きまして、第11条の3、こちらは第1号から第10号までの長い条文になっておりますが、その審査会にかける場合に事前に通知をしなければならない内容、これを第1号から第10号まで定めているものでございます。

それから、第11条の3の第2項につきましては、逆にその通知すべき特定個人情報ファイルから除外されるもの、こういったものは審査会に通知しなくてもいいよという内容、これを第1号から第9号まで定めているものでございます。

また、第3項につきましては、第1項で通知をいたしました個人情報のファイルの保有をやめたとき、こういった場合には、あるいは適用除外になったときには改めて通知をなさいというものを定めるものでございます。

そして、第11条の4は特定個人情報ファイル簿の作成及び公表に関するものでございますが、番号法に基づき、特定個人情報ファイルを保有する実施機関は必要事項を記入した特定個人情報ファイル簿を作成及び公表しなければならないというふうに義務づけられたことによりまして、条文として追加をするものでございます。第1項では、ファイルに記載すべき事項、作成及び公表についての規定、第2項は第1項の適用除外の事項を規定いたしておりまして、第3項は記載事項の一部もしくは記載事項を記載しないことができる場合を規定したものでございます。

改正項目の③に該当するものを續いてご説明申し上げます。③は、条文の改正、追加に伴う字句の改正及び番号法以外の法改正に伴う文言等の改正を行うものでございます。まず、目次の第3章、目次を改正いたしておりますが、これは開示、訂正及び削除となっておりますものを、特定個人情報に関しては利用停止という項目が新たに先ほど申し上げましたように加わっております。こういったものがありますので、4項目の表題となりますので、訂正等ということで直させていただいたものでございます。

第2条の改正でございますけれども、番号法に対しまして、用語の意義に第5号として特定個人情報の定義、第6号として情報提供等記録の定義、第7号として保有個人情報の定義、そして第8号として特定個人情報ファイルの定義を加えたものでございます。

第5条につきましては、統計法が改正されまして、従来の統計報告調整法はこの中に含まれることになったためにその部分での改正ございまして、直接番号法とは関

係ございません。

それから、第15条は、第2項第2号の開示方法に閲覧もしくは写しの交付となっておりますが、これに加えて、磁気テープの種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法を加えるものでございます。これは、今後導入される情報提供等の開示記録システム、マイナポータル、自分の特定個人情報がどのような形で収集され、どのように使われたかというのを自分で今度は確認できるようなシステムが今回導入されるわけでございますが、こういった場合の開示方法については、写しの交付ですとかそういったものではなくて、電磁記録等で配信されるといいましようか、そんな形になるということも想定されますので、こういったことを想定して改正されるものでございます。

第23条につきましては、今回の改正条文の追加等によりまして、字句を改めさせていただきます。

最後になりますが、附則の第2項で嵐山町情報公開・個人情報保護審査会条例を改正させていただいております。これにつきましては、先ほど申し上げましたような形で、今回この審査会のほうで嵐山町情報公開・個人情報保護審査会におきまして、特定個人情報の保護評価に関する意見、これを求められるようにするためにこちらの条例の一部を改正させていただくというものでございます。

大変長い説明になって申しわけございませんが、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 特定個人情報というのはまだ始まっていないわけで、そして今の3年間の間では問題が出てこないと思うのですけれども、金融機関とのひもづけというのですか、それからその後不動産情報とのひもづけというふうなことが入ってきたときにどのような状況が想定されて、そして現在の状況でこの嵐山町の中で個人情報保護と特定個人情報保護の部分に分ける基準というのですか、そこのところはどのような感じで進めていくのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

渋谷議員さんお尋ねのように、町でもそういった個人情報が今後このような形で秘密の保持、そういったものがどのように守られていくのかということについて、町民の皆さん、国民の皆さんが大変心配なされているというのは当然ご理解をできるわけでございます、そのために広報等でも8月号、9月号でそういった疑問点に対応するようなことでの広報をさせていただいております。

まず1点でございますけれども、今回の個人情報保護条例の改正で特定個人情報、そして個人情報、この区分の基準といえましょうか、これをどういうふうに位置づけていくか、特定個人情報を付すものはこういったものがあるのかということでございます。まず1点は、番号法の中で特定個人情報、いわゆる番号を使うというものについては、既にその利用について番号法の中でこういったものにまず使いますよということが示されております。それがいわゆる法定上の利用条件です。

それからさらに、今議員さんおっしゃいましたように、例えば銀行でとか不動産関係でそういった民間との情報連携、そういったものがどこまでできるかというのは、今後の話になるわけでございますけれども、まず1つは、その特定個人情報、いわゆる番号を付して利用するものに関しては、今回の条例改正の中にもありますように、法で定められたもの以外に関しては、必ずその利用の目的でありますとか、その集める範囲でありますとか、持つことによって情報漏えい等のリスクがどういうものが考えられるか、あるいはそのリスクに対してどういう対策を行うかというものを保護評価書という形にまとめまして、その審査を受けると。先ほど審査会に付するものは現在嵐山町の中にはございませんというふうに申し上げましたが、基礎項目評価というのは全てやらなければならない。そういった個人番号を付した情報をどのように利用して、どう集めて、そのリスクがどうで、それに対する保護措置としてはどういうものがあるかというのは、必ずそういった評価書をつくって、そして公表して、そして必要な意見を聞いて、場合によっては審査に付して、その後ではないと使えないよというのがこの番号法でございます。

企業ですとか銀行ですとか、そういったものの情報連携ということになりますと、それをやる場合にはこの番号法で定められた以外の利用ということになりますので、それはその都度、どういうものをそういった連携をするかとか、どういう使い方をするかというのは、独自条例でこれは定めるということになっております。ですから、現在では番号法で定められた利用以外を嵐山町で何をやるかということは将来的には

わかりませんが、それをやる場合にはそういった基礎評価というものは必ずやられるということと、条例でそのものを定義して、そしてやっていかなければならないということで、一つの枠がはめられているというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3年後には金融機関、その後には不動産情報と必ずしもづけられるという形で今動いていますよね。そのときに評価に際していろいろな情報の整理があるわけですが、そこに職員はどのぐらい勤務時間をとられると思われるか。予測ですが、かなり時間をとられるか、それともアウトソーシングするのかわかりませんが、その点についてはどのように考えているのか。特に個人情報保護の中で金融機関との関連で非常に大きなものが出てきますし、町税に関しても今後番号づけでやっていくわけですから、そこどういうふうにしていくのかなと。その情報に関して情報精査はどういうふうにしていったらいい、職員はどのように対応していくのかということを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、それに職員がどの程度時間がかけられるかということでございます。その預金口座との連結というのが1つあるわけですが、それをすぐに町が導入してやっていくかというのは、先ほど申し上げたように、これはわかりません。そして、今ある体制の中では、番号法で定められました、これはやらなければならないという連携、そういった基礎項目の評価ですとか、これは既に3月までに終わっております、国のほうの機関にこういった町でまとめたものを見てもらって評価してもらっているということでございます。今後実態的にすぐに業務量が多くなるというのは、来年1月1日から個人番号カード、こちらの発行が出てまいるわけですが、その辺の対応が近々には職員対応が増加することかなというふうに考えております。大変申しわけございませんが、将来的に民間企業とのそういった情報連携、それを町がどこまでやるか、やれるかやれないか、そういったことを含めて、またやった場合にはどういったものがどの程度の仕事量といいましょうか、作業量が出てくるかということは、申しわけございませんが、現段階ではお答えができない段階でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、今年の3月までにそれが終わったということですね、現段階のものでは。そのときに嵐山町はどのくらいそれに対して職員が勤務時間をとられたのか、アウトソーシングでどのくらいやったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、この準備段階につきましては、職員の間で、以前も議会でお答えをさせていただきましたとおり、昨年度庁内のプロジェクトチームを設置いたしました。プロジェクトチームで、ちょっと手元に回数がないのですが、かなりの回数を庁内プロジェクトで情報共有をしながら、各課における、いわゆるこの番号法に基づく特定個人情報、これを利用するものの評価書、こういったものをつくるための検討をしまいいりました。何回というのは、申しわけございません、今ちょっと手元にないので、あれなのですが、相当数の回数はプロジェクトの中でその打ち合わせをさせていただいて、その作業を行ってきたということでございます。大変申しわけございませんが、今それに対する時間、あるいはそのプロジェクトの回数、ちょっと手元に持っておりませんので、お答えできません。申しわけございません。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 年金情報が大量に流出したわけですね。したがって、こういう条例をつくって、いろんな保護をされ、一般の人には効果があると思うのですけれども、組織的に盗もうとしている人たちにとっては、こういう条例はほとんどというか、全く意味をなさないわけですね。情報漏えいに関してどういう対策がとられているのかを伺いたいと思います。

それから、今のやりとりの中で特定個人情報保護評価が3月に終わったという、そういうお話だったのですかね。国は、要件定義、基本設計、詳細設計、この間に特定個人情報保護評価を実施しなさいというふうになっているということなのですね。ところが、多くの自治体ではその後プログラミングが行われて、その段階で保護評価がやられていると。福岡市でも本年の6月8日にプログラミングを開始したということで、この保護評価とプログラミングに入るものが順番が逆になってしまってきているということなのです、多くの自治体が。嵐山町もそういう実態なのかどうかを確認し

たいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、私のほうからは情報漏えいに関してどのような対策がということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

今のご質問のとおり、年金情報が漏えいしたということが大きな話題となり、国民の中にも不安が高まっているというような状況が大きく報道されているところでございます。国では、今回のことを重大なものと受けとめて、報道を見ますと、年金との連携につきましては時期をおくらせるというような方針を固めているというようなことがなされております。この情報漏えいに関しましては、町としてはシステム上でそのようなことがないようにシステム構築を図ると。これは、国のほうからも、全国の自治体に対してそのようなことを求めているというような、こういった通知も参っておりますので、システム上で漏えいがないように、具体的に言えば、今回の年金情報については、インターネットを介してそういったことが行われたということでございますので、基幹系で持っている情報にインターネットのほうから接続できないような物理的に分断をするような形でシステムを構築していくと。このような対策をとっていくということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 保護評価の関係でお尋ねをいただきました。保護評価の関係でございますけれども、3月までに町で行った、あるいは全国で行ったというものは、先ほど申し上げましたように、番号法で既に、この特定個人情報を使う分野、社会保障分野の中でこういったものというもの、税分野ではこういったものというものが決められております。それは、嵐山町の中でも当然これはやらなければいけないものでございまして、そういったものについて3月までに評価を行ったということでございます。それ以外に今後この保護審査委員会等につけなければいけないというものについては、例えば一つの条件として、先ほど申し上げましたように、いわゆる評価を3段階ありますよというふうに申し上げました。この3段階という条件が、特定個人情報を持つまず1つは範囲、例えばそれが10万人以上の特定個人情報を有するファイルと

して持つものなのか、あるいは1万人から10万人、10万人以上、あるいは1万人以下というような、そういった情報の量が1つ条件にあります。それから、もう一つはそれを見る、使う、その職員の数、あるいは例えばその委託をして見るといいまいかな、その特定個人情報を扱う委託先の職員の数、そういった人数というのも加味されます。それともう一点は、例えば過去にそういった漏えいがあった、1年以内に何らかの漏えい等の重大事故があったというものは、これはかけなければならないということで、大きく言えば、その3点がこの審査会にかけなければならないものの一つの基準になっております。そういったことで、今現在嵐山町で持っている、いわゆる想定している評価ファイル、これについてはどれも該当しないので、審査会の意見を聞く必要はないということになっているのですが、例えば何らかの漏えい事故があったとか、そういったことになると、これは報告もしなければならぬし、またそういった危険があるとすれば審査会の意見を聞くということになりますので、今後のことも含めてこういった条例化がされるというふうに考えていただければありがたいと思います。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 情報漏えいでシステム上いろんな対策はとっているのだというお話だったのですね。ちょっと急なので見つからなかったのですがけれども、全国で2カ所に集約がされるらしいのですよ、クラウドで。そこにはつなげることができるのだということで、個々の自治体にはつなげることはいけないのだけれども、その2カ所にどうしても情報を集めていかなければならないということで、そこにつなげる技術というか、年金のような情報流出をさせるようなことをさせれば漏えいもあり得るのだということでもあります。技術的なことは、私も詳しいのはわかりません。先ほどもありましたように、金融機関と今度3年間は任意ですが、その後は義務づけということですから、個人の所得がわかるわけですよ。先ほどもちょっと話していましたが、この人が何億の預金があるということが漏えいによってわかってしまうわけですよ、悪い組織の人たちに。そうすると、そういう情報はあの人たちにとっては、どうそのお金を自分たちのものにしようかということをつくらむと思うのですよ。ですので、このシステム上、不可能でないということをぜひ認識していただきたいと思うのです。そういうことで、つなげない、嵐山町はやらないということは今の法律上可能なのかどうかを伺いたいと思うのです。

それで、保護評価のほうなのですけれども、嵐山は3月というから、そんなに順番的には間違っていないのかなと思って今ちょっと聞いていたのですけれども、要は保護評価をする前にプログラミングに入ってしまったという自治体があるということです。実際758自治体が順番があべこべでやっているということなのですけれども、嵐山町はこの中に入っているのかどうか、実態だけなのですけれども、伺いたいと思うのです。質問の意味わかりますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の嵐山町の判断でこの番号法によるものにつながらないことが可能なのかというようなご質問かと思いますが、これは法により規定をしているものでございます。全国の自治体がこの法の規定に基づき適切に行っていくということが求められているというふうに認識しておりますので、町の判断でやらないということはできないのではないかとこのように思っております。もう一点、保護評価の関係でございますが、嵐山町につきましては既に行っておりまして、公表もさせていただいておりますのでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 住基ネットはつながなくてもよかったわけですね。実際つながない自治体が幾つか全国的にはあったわけですね。情報漏えい、先ほども申しましたように、個人の預金がわかってしまうと。そうしたら、その個人が狙われる、町民が狙われるということになる可能性があるわけですね。その情報漏えいを防ぐ手段が持ち得ていない現段階でマイナンバーを嵐山町がやるのはやめようというお考えがあるのかどうか。あるのかどうかというか、やめるべきだというふうに思うのですけれども、伺いたいと思います。

それから、私が伺いたいのは、保護評価、それはやっているでしょう。問題は、保護評価の決定が出る前にプログラミングのほうにもう入ったというあべこべのことをやったということはないのかどうか。758自治体が順番があべこべにやっているのだということなのですよ。これ政府となっているから、省庁はわからないのですけれども、そういう発表なのですよ。それで。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 ご質問と答えが違ったら大変申しわけないのですが、保護評価をしたからといって、いわゆる特定番号の利用を開始しているということではございませんので、そのプログラミングというのが、川口議員さんがおっしゃっているのが例えばシステム改修ということでのことでしょうか。そうではなくて、特定個人情報保護評価、まだ番号が利用されていないのに、そちらが先に先行してそういった評価をしていいのかということなのかなのですが、私どもの理解といたしますと、まず番号法に関しては成立をしていると。ただ、その施行が、この10月から個人番号通知が振られて、10月5日現在の住民基本台帳、この住民情報に基づいて番号が振られて、そして通知が行くということになるわけでございます。そして、その通知に基づいて1月1日から個人番号の発行が始まると。そして、いわゆる情報連携が始まるのは来年の1年後ですかね。そしてさらに、民間とのそういった連携が始まるのは3年後というような形で、その施行がどんどん順次行くわけでございます。そして、今の段階ではそういった番号法に基づく嵐山町が保有する個人情報が必要なものがどういうものがあって、それに対する対策がどうだという特定個人情報評価を行ったと。そして、それを公表させていただいたということでございますので、まだ施行段階ではないので、その点については特に問題はないのかなというふうに考えているのですが、ちょっと認識で違っていたら申しわけございません。そういったことで考えております。それから、この番号法に基づくいわゆる施行を嵐山町がやらないという選択肢は、これはやるものだという前提で進めているということでございます。

○青柳賢治議長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私のほうからよろしいでしょうか。先ほど順番あべこべの758ということでおっしゃったと思います。これに関しては、嵐山町はこの758自治体には入ってございませんで、まずこの保護評価の公表につきましては、27年3月31日付で公表のほうは終えておりますので、問題なく当初想定された手順で行っているということでご理解をいただければと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課長が答弁したとおりでございますので、法律が通って、その中のやる

べきことがだんだん出てきている。それに沿って町がやるべきことを粛々とやっていくということでございます。一番のあれは、きのうも申しましたけれども、情報の漏えい、この管理体制をどうとっていくかというのは国を挙げての問題でありまして、今クラウドの構成の中でもそうですけれども、いろんな形で対応をとっているということでございます、課長答弁のとおりでございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ちょっと確認をしたいのですけれども、まず特定個人情報というものは、先ほど課長のほうからお話があったとおり、法人の役員の方、死亡された方の個人情報ということの内容でよいのか、ちょっと確認と、それと先ほどこちらの条例は27年10月5日から施行ということですので、住民基本台帳をもとにつくるのはこの10月5日以降のものを基準につくるというお話がございましたけれども、そうなりますとそれ以前に亡くなっている方というのはもう全然関係ないと。確認です、すみません、細かいことをお伺いしますけれども、そういうことでよろしいと思うのですが、あと例えば亡くなった方の個人情報を何年保有するのか、その辺も確認をしたいのと、あと5ページのところで、(4)に1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイルとあるのですけれども、これは何を意味するのか教えていただきたい。その4点です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、死亡者に対する特定個人情報、死亡者のものが特定個人情報かというご質問だったのでしょうか。先ほど死亡者というものを1つ例に挙げましたのは、今現在の嵐山町の保護条例、この中で定義をしております個人情報というのはこういう表現になっております。実はこの改正文にはないので、欠けているので、大変わかりづらいと思いますが、第2条の第1号で個人情報を定義しておりまして、次の各号に掲げる用語の意義ということで、個人情報は生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除くというふうに定義されてあります。つまり現在の個人情報の定義の中では、生存者に関する情報が保護すべき個人情報だと。それともう一つは、いわゆる法人等の役員に関する情報は保護対象外だよという条例になっているわけでございます。ですから、想定でございま

して、ただ番号が付された個人情報、死亡者に対する個人情報で、例えばいわゆる番号を付したものを今後町が保有するという可能性があれば、そういったものも特定個人情報になるので、この条例の対象になりますよということで、今そういった死亡者の特定個人情報を町が保有するかどうか、また今保有しているかという、多分それはないと思いますが、そういったものを保有して、それを何らかの形で利用することになるとこの個人情報の範囲に入りますよというふうなうたうものでございますので、今その死亡者の特定個人情報を持っているということではございません。そのようにご理解をいただければと思います。それから、10月5日基準の住民情報に基づいてその番号を付すというか、その基準時点での住所地、その世帯ごとにそれを送るということになっているのが番号法ということでございます。それ以前の死亡者に関しては、死亡者に番号を振るということは多分ないと思いますので、今のところそういったことでは想定はしていないのではないかなというふうに思います。

それから、5ページの改正条文の関係でございます。これは、第11条の3の第2項の第4号ということでよろしいでしょうか。まず、第11条の3というのが、特定個人情報ファイルを保有するときはあらかじめ審査会に対して次に掲げる事項を通知しなければならないというのが第11条の3でございます。そして、第11条の3の第1項の第1号からというのが、こういったものを保有するときは審査会に通知しなさいよということ、必要事項を言っているわけございまして、第2項は次に掲げる特定個人情報ファイルについては適用をしないということになっている中で、1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル、これは何を今想定しているかというご質問なのですが、今何をという具体的なものが私のところであるわけではございません。これに該当するような特定個人情報ファイルがあれば、それは審査会のほうに報告する必要がないですよと言っている条項でございまして、この条項に関しましては、番号法で実は行政機関の保有する個人情報の保護法というのがございまして、そこのところを準用して、そのまま条例の中に入れなさいということになっています。ですから、嵐山町で今これが対象になるというのは、大変申しわけございませんが、私の中にはこれがありますということがちょっと言えません。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 私は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法を補うための嵐山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論します。

マイナンバー法は、赤ちゃんからお年寄りまで全国民に原則生涯変えられない12桁の番号をつけ、また企業や官公庁にも13桁の法人番号を割り当てるものです。マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に12桁の番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で活用することで行政の効率性や透明性を高め、公平公正な社会を実現するための制度ですというのが国の説明です。

ところで、マイナンバー制度は一見便利で効率的という説明になっていますけれども、国民の基本的人権であるプライバシー権を根底から覆し、後に続く問題が大き過ぎます。まず最初は、社会保障、税、災害に限って国により個人情報が一元管理、監督されます。これは、小さくつくって、それから大きく進めるという方向だそうですね。そして、3年後には金融機関の預貯金口座のひもづけが始まります。これは、所得税を把握するために当然必要になってきます。そして、贈与税逃れを封じるという目的です。手続の過程を見えますと、預貯金口座の取り引きについてまで調査できる形にしていかなざるを得なくなります。日本には銀行口座が10億件あると言われています。1人の人の金融機関の口座番号に連番を打つことになります。この経費は、マイナンバー法制度施行以上に金融機関の連番制度を確立するために多額の経費を投入せざるを得ません。金融機関の次は、不動産登記情報とマイナンバーがひもづけされます。確定申告に際しては便利になると言われています。自分で申告書に記入しなくても記入済みの確定申告書がやがて送られてくるということが始まるようです。一方で、資産家は海外にひもづけされない銀行に預貯金を預けるというのがごく当たり前にされていますから、ますます大資本家には有利になり、一般庶民との差が拡大していきます。一般国民のプライバシーを侵害するために経費を使い、資産家のプライバシーは海外の金融機関で管理するために、全く管理に手がつけられないということになります。

マイナンバー法制度施行には莫大な経費が必要で、IT利権の存在があります。マイナンバー法での特需の規模は3兆円とされています。富士通、NEC、野村総合研究所などシステム企業に大きな利益があります。マイナンバー法のビジネスでは、政府と自治体のシステム構築で2,700億円が使われております。番号の収集代行サービス、番号の管理、利用、保管、番号を含む情報の廃棄のビジネスが既に始まっていて、これからは公的個人認証を利用したサービスのビジネスが始まります。一方では特需の恩恵に関係ない民間企業はマイナンバー法に係る業務の洗い出しから始まり、対象者、社内規程の構築、対象者への制度周知、番号収集、本人確認、番号の安全管理、役所への届け出、必要なくなった番号の廃棄等、従来とは異なる業務に経費と時間と人材が必要になってきます。

内閣府が先月の29日に発表したインターネットの安全安心に関する世論調査によれば、日本の企業や政府機関などがサイバー攻撃を受けることの不安があるとの企業の回答は85.7%に上っています。サイバー攻撃などから完全に防御しなければならず、その費用は数兆円に上るとされています。日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万件の個人情報流出した事件は、セキュリティの軟弱さ、ずさんな管理の実態を浮き彫りにしました。ベネッセは、4,800万人分の個人情報が名簿業者に売却され、被害を受けた推計は4,000万人に上ることが明らかになりました。私のうちでもベネッセの個人情報の漏えいによって被害を受けたことになっております。番号を行政機関だけでなく民間企業などが扱うため、情報漏えいの危険性はより高くなってきます。日本と同じ番号制度ではありませんが、民間で広く個人番号、社会保障番号が使用されたアメリカでは、7%の世帯で成り済ましなどの被害に遭い、国防省では独自番号に切り替え、高齢者医療制度でも個人番号使用を止める大議論が起こっています。カナダでも同様の状況になっています。

マイナンバー法は、徴税のため、そして社会保障の一元化を目的とするものであるとされていますが、実際にはIT企業の利権のため莫大な経費を国費から使うことになり、私は、国からの法制度を受けて、そしてそれを補うために嵐山町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定には反対いたします。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号 嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時25分とさせていただきます。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時24分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第6、議案第38号 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第38号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、嵐山町税条例の一部を改正することについての件でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うこと及び減免の申請期限を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 それでは、議案第38号 嵐山町税条例の一部を改正することについて細部説明を申し上げます。

議案第38号参考資料、本日配付をさせていただきましたこちらをごらんください。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が平成28年1月1日に施行されることに伴い所要の改正を行うこと及びそれぞれの税の減免規定中の申請期限を、納期限日までとするものなどでございます。

初めに、1、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されることに伴い所要の改正を行うもの、こちらにつきましては、第2条、用語から附則第18条の7、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等まで14の条文にわたり改正するものでございます。改正の内容は、条例中に規定しております納付書、申請書などの各様式に個人番号または法人番号の記載を要することについて定めるものでございます。

次に、2、減免の申請期限を改正するもの、こちらにつきましては、第51条、町民税の減免、第71条、固定資産税の減免、第89条、軽自動車税の減免、第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第139条の3、特別土地保有税の減免、以上の各税目の減免申請書の提出期限を納期前7日から納期限日までとするものでございます。そのほか、条例中に引用されている法律の中で制定年及び法律番号の記載がないものについて制定年及び法律番号の記載を追加するものなど、条文の整備をするものでございます。

最後に、附則につきましては、条例の施行期日を定めるものでございまして、番号法の施行に伴い改正する部分、先ほどごらんいただきました上記1の部分は平成28年1月1日、それ以降の部分は公布の日とするものでございます。

以上で議案第38号の細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第7、議案第39号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。国民健康保険税の減免の申請期限を改めるため本条例の一部を改正するものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 それでは、議案第39号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて細部説明を申し上げます。

ページを1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。こちらの国民健康保険税条例第24条は、税の減免について規定しております。第2項において減免申請の提出期限を定めておりまして、今回の改正はその期限を納期前7日から納期限日までとするものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第8、議案第40号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第40号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されることに伴いまして、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 それでは、議案第40号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての細部説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されることに伴いまして、通知カード及び番号カードの再交付に係る手数料を定めるためにお願いするものでございます。

議案書の裏面をお開きいただければと思います。まず、第1条の改正といたしまして、手数料条例第2条の表中、第35号の後に第36号、通知カードの再交付手数料といたしまして500円を追加し、以下第36号から第39号までを順に号番号を第37号から第40号へ繰り下げるものでございます。

次に、第2条の改正といたしまして、手数料条例第2条の表中、第37号、住民基本台帳カード交付手数料500円を削除いたしまして、第37号を個人番号カードの再交付手数料として800円を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1条の通知カードの再交付手数料の規定につきましては本年10月5日から、第2条の個人番号カードの再交付手数料の規定は平成28年1月1日から施行させていただくものでございます。

以上、議案第40号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第9、議案第41号 工事請負契約の締結について（武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第41号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、工事請負契約の締結について（武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事）の件でございます。武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事の施工に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

〔菅原浩行まちづくり整備課長登壇〕

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、私から議案第41号の細部説明をさせていただきます。

議案書のほうをごらんください。下記のとおり請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。記。1、契約の目的、武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事。2、契約の方法、一般競争入札事後審査型でございます。3、契約の金額7,743万6,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は573万6,000円。4、契約の相手方、埼玉県東松山市大字高坂1334、東武谷内田建設株式会社東松山営業所所長、榎本学でございます。

次に、参考資料により説明させていただきますので、参考資料をごらんください。

1の工事名から順に説明をさせていただきます。1、工事名でございます。武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事。2、工事の概要。1)、東西連絡通路内部建築工事一式。2)、西連絡通路電気設備工事一式でございます。

参考資料の2ページ目、3ページ目、4ページ目に図面を添付させていただいております。そちらのほうを使ってご説明させていただきたいと思います。工事の概要でございますが、3枚目の図面をごらんいただきたいと思います。こちらが建築工事の平面図でございます。図面中のアルファベットが5枚目の工事項目及び仕様の一覧表のアルファベットに対応しているものでございます。

Aから順に説明をさせていただきます。Aは、幅木及び壁面の仕様でございます。幅木につきましては、既存のものを再塗装するものでございます。壁面は、既存のボ

ードを撤去し、厚さ12ミリの合板下地、厚さ6ミリの化粧ケイカル板仕上げ、目地金物はアルミ焼きつけ塗装とするものでございます。施工面積は322平方メートルでございます。

次に、Bでございます。Bは、天井面の仕様でございます。既存のものを下地とともに撤去いたしまして、アルミスパンドレル仕上げとするものでございます。施工数量は599平方メートルでございます。

次に、Cでございます。天井面でございます。こちらの天井面でございますが、こちらは階段と通路の天井にありますトップライトの下り壁の仕様でございます。既存のものを再塗装するという内容のものでございます。施工数量は115平方メートルでございます。

次に、Dの階段の手すりの仕様でございます。既存のものを撤去いたしまして、ステンレス製2段手すりとするものでございます。施工数量は102メートルでございます。詳細は、5枚目の図面の右側上段の詳細図のとおりでございます。

次に、Eは既存サッシ周りの額縁の仕様でございます。既存のものを撤去し、アルミ製の額縁とするものでございます。詳細は、5枚目の図面の右側下段の詳細図のとおりでございます。施工数量は21カ所でございます。

次に、Fでございますが、東西昇降口の柱型の仕様でございます。既存のスチールパネルの柱型を撤去いたしまして、ステンレス製のものとするものでございます。詳細につきましては、5枚目の図面の右側下段の詳細図のとおりでございます。施工箇所は8カ所でございます。

そのほかに壁面ラッピング工事といたしまして、昇降口、階段、通路の壁面に写真やイラスト等を張りつけてにぎわいを創出し、イメージアップを図るとともに嵐山町をアピールしようとするものでございます。身近なところでは、大妻嵐山のスクールバスのラッピングをイメージしていただければよいかと思います。

また、同様の目的で、デジタルサイネージ工事といたしまして、現在の展示スペースにかわり大型液晶モニターを設置し、観光案内などの情報提供を実施したいと考えております。議場にご置きますモニターをイメージしていただければよいかと思います。

続きまして、4枚目の図面をごらんください。こちらは、電気設備工事の平面図でございます。図面の左部分の仕様の一覧表により、順に説明をさせていただきます。

まず、Aでございますが、昇降口と通路のカバーつきの40ワット型蛍光灯でございます。こちらにつきましては、同等のLED器具に更新するものでございます。施工数量は56台でございます。

次に、Bは階段の下面開放タイプの40ワット型蛍光灯でございますが、こちらも同等のLED器具に更新するものでございまして、施工台数は20台でございます。

次に、Cでございます。通路にありますトップライトの間接照明、こちらも40ワット型の蛍光灯でございますが、同等のLED器具に更新するものでございまして、施工台数は16台でございます。

次に、Dでございます。Dは、通路にあるトップライトの周囲のダウンライト、こちらが100ワットから200ワットのHIDランプ、こちらはハロゲンランプでございますが、こちらにつきましては同等のLED器具がないため、同じHIDランプでございますが、より効率のよいセラメタ器具というものに更新をするものでございます。こちらにつきましては、アルミナセラミック発光管というものを使用しているものでございます。

次に、Eでございますが、展示スペース前面のダウンライト、こちらが27ワット型の小型のハロゲンランプでございますが、こちらも同等のLED器具に更新するものでございます。以上が工事の概要でございます。

それでは、参考資料の1枚目にお戻りいただきたいと思います。3、請負業者等選定委員会でございますが、平成27年7月16日に行いました。4、公告期間でございます。平成27年7月22日から平成27年8月11日。5、入札参加申し込み締め切り日は平成27年8月11日。6、仕様書閲覧期間、平成27年7月22日から平成27年8月11日。7、質疑応答書提出日、平成27年7月28日。8、質疑応答回答日、平成27年7月30日。こちらの質疑応答につきましては、特にございませんでした。9、開札年月日、平成27年8月12日。10、落札候補者入札参加資格審査及び認定日、平成27年8月12日。11、入札参加業者、東武谷内田建設株式会社東松山営業所、1社でございました。工期は、平成28年2月29日まででございます。13、契約保証金、請負代金の100分の10以上の額。契約金の支払い方法、前払い金3,090万円以内。残金につきましては、完成引き渡し後、一括払いとなります。参考図書でございますが、先ほどご説明させていただきました図面のほかに建設工事請負契約書の写しを添付いたしましたので、ご高覧いただきたいと思います。と存じます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 天井と照明の工事、あと壁面なので、それほど通行の方には迷惑はかからないのかと思うのですけれども、その点どのようになさるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

工事につきましては、現在昼間の工事を考えております。片側ずつ養生といいますか、安全に通行できる場所と施工する場所を分けて施工したいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、9時ぐらいから4時半ぐらいまでということになるのでしょうか。時間帯的には、8時半ぐらいまでが一番混雑するのかなと。あと、夕方、嵐山の場合は5時、6時ぐらいからが混雑なのかなと思うのですけれども、そのほかに嵐丸ひろばに来る方たちが一番厳しいのかなと思うのですけれども、その点はどのように考えているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

普通の工事ですと、朝8時半から5時までという形で施工するのが一般的でございますが、議員ご指摘のとおり、駅につきましては通勤時間帯等々、特別混む時間というのがございますので、その辺につきましては請負業者のほうと、あとは鉄道のほうと相談をさせていただきながら、具体的な工程というのはこれから詰めたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1点だけお聞きしますが、照明の器具の関係が非常にこのLEDというか、ほとんどLEDになるのでしょうか。そういう面からして電気の使用

料も非常に下がるような気がするのですが、概算どのくらいを見込んでいるのかお聞きいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

嵐山町におきましては、町の街灯等も含めまして、効率的な低酸素社会ですとか電気量の使用料の低減といった形で器具につきましてはLED化を進めてまいります。同様な考え方で東西の連絡通路につきましてもLED化をするということで今回計画をさせていただきました。大変申しわけございませんが、費用対効果につきましても現在まだ計算をしてございません。大変申しわけございません。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、後で教えていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番（森 一人議員） それでは、1点お伺いします。

当初はトライビジョンということだったと思うのですが、モニター型に切りかえた理由というのを教えていただけないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 補助金の要望の段階では、ご指摘のとおりトライビジョンというような形で考えておりましたが、実施設計をする段階におきまして、トライビジョンという形になりますと、三角形の筒状の物を使って、要は3パターンで表示ができるようになりますので、そちらのほうの維持管理、それからその更新等を考えた場合に、現在そちらにございますモニターですと、必要な内容のものをある程度町の職員でもビデオのような感覚で情報等の更新もできるというようなことも考えまして、情報の発信の多様性という部分ではモニターのほうがよいのではないかとということで、こちらのほうへ変更させていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 1点お聞きいたします。

先ほど長島議員さんのほうからの質問で、電気の関係なのですが、あそこコンコースになっているのですけれども、東京電力なんかですと1つの建物の中に2つの電気系統は入れないという形で、全て鉄道の駅舎の場合には別のメーター器を使った東京電力からのメーターというのは入っていないというふうに感じるわけなのですけれども、この電気料の支払いというのは、駅を通して町のほうが支払いになっているのでしょうか。あるいは、その辺は東武鉄道に支払われるのか、電気料は。あるいは、この電気料については嵐山町が独自に東京電力との契約になっているのでしょうか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 大変申しわけございません。そちら私は不勉強で、どのような形で契約をして、どのように支払いをしているかまでは承知をしてございません。後ほど調べてお答えしたいと思います。大変申しわけございません。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 大型液晶モニターで今質問があったのですけれども、その大型液晶モニターは1枚なののでしょうか。それから、その液晶モニターにはどのような内容のものを町のほうでは考えていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 現時点では、モニターにつきましては2枚という形で考えております。ただ、その製品そのもの自体が日進月歩と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、時期によってはかなり安く購入できる可能性もありますので、その辺につきましては現在調査中でございます。できれば3枚つけたいというふうにも考えてございますが、当然資金の関係もございますので、現在は2枚ということで計算をしております。

それから、内容につきましては、観光案内ですとか、今モニターのほう、議場が休憩の際にはいろいろな嵐山町の風景が出たりとかというような形の写真が流れていると思いますが、そんな形で町のイメージ的な部分と、それから行事の日程ですとか、そういったものを1カ月なり2カ月なりの間隔で更新ができればいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 2枚もしくは3枚になった場合に、観光情報も大変大事だと思うのですが、例えば行政案内ですとか、端的に言いますと、学校の文化祭案内だとか、そんなことも表示できるようにはなるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

現在その辺につきましては、各担当課のほうとこれから細かいところについては打ち合わせをしていかなければならない部分だとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、1カ月なり2カ月なりの可能な範囲での更新ができるような形で進めたいと考えております。ご指摘のとおり、町内の町だけの内容ではなくて、いろいろな施設がございます。そちらの方々からも情報をいただきながら、そういったものも町民の皆様、それから嵐山町に訪れていただく皆様に情報が提供できればというふうに考えております。

それから、先ほどお話のありました電気料金のご覧ですが、駅と通路は別々の電気系統で、別の電気料金というふうになって、別で支払いをしているということでご覧します。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 階段のところの電気を交換したりするわけですよね。そのほか天井の工事もするわけですよね。安全を図りながらと今おっしゃったのかな、渋谷議員の答弁に。その期間、安全を図りながらは当然なのですが、乗降客の通行を一旦止めるほうが私は安全ではないかなと思うのですけれども、エレベーターを使っただけという、そこまでする必要はないのか確認をしたいと思います。

それから、入札参加業者が1社だけですよね。これで一般競争入札と言えるわけなのですか。どういう条件でされているのか伺いたいのと、やり直しを考えなかったのかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、私のほうからは安全確保についてお答えを

させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、一切利用を止めて仕事をできるのが一番安全であることには間違いはないと思いますが、現実問題として、駅という性質上、完全に止めてしまうということは不可能でございます。エレベーターを使ってということをしてしましても、エレベーターの出入り口につきましては、順次取りかえをしながらでも、部分的にはどうしても開放しながらやらなければならないというふうになると思います。現在考えているのは、半分ずつ、例えば階段であれば、右側の工事をするのであれば左側を通っていただくというような形で、その右側と左側については完全に分離をするような形で仕切りを入れたり等々、安全の確保を図りながら仕事は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 入札の関係につきましては、私のほうから申し上げさせていただきます。

今回の入札に対しましては、制限付きの一般競争入札ということで実施をさせていただきました。条件でございます。今回の条件につきましては、まず所在地といたしましては、埼玉県内に本店、主たる営業所を含むと。もしくは契約締結の権限を有する代理人を置く支店、営業所を有するものということでございます。そして、資格の業種といたしましては、建築工事業の資格を有する業者、そして総合評点といたしましては1,000点以上の業者、そして今回の工事箇所が鉄道敷地ということでございまして、事業者との関係もございますので、東武鉄道株式会社が選任する鉄道主任技術者の資格を有するものを現場に配置可能なものであることというものを入れました。そして、この資格を持っている業者というのは、対象業者としては、こちらで把握しているのは今の条件では11社ございます。その11社が一応対象になるだろうということで告示をし、入札を実施いたしました。その中で、結果的には1社ということでございましたが、この1社に関しましては、工事の条件の中で、工期ですとか、それから条件、これを変えろということできませんので、1社であっても入札を成立させるということで設定をし、実施したものでございます。

○青柳賢治議長 9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、一般競争入札としては問題はない契約ということになるわけなのですか。ちょっと確認です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 全く問題ないというふうに考えております。

○青柳賢治議長 議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は13時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時26分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、長島議員の質疑に対しまして答弁がございますので、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 先ほどは大変失礼をいたしました。

年間の電灯料金の件でございますが、前年度26年度の実績で、東西連絡通路につきましては年間32万円の電気料金を支払ってございます。一般的に蛍光灯の灯具をLEDの灯具に交換いたしますと、50%から70%の電気料が削減されるというふうに言われております。そういたしますと、年間16万円から22万円の電気料の削減が見込めるということになります。

以上でございます。

○青柳賢治議長 それでは、質疑のほうをお受けいたします。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 質問をさせていただきますが、その前に、この工事ができ上がりますと、嵐山町が一新されるな、したなという、そういうイメージ、感じが持たれるというふうに思います。いい工事ができることを願っておりますが、ただ2つばかりお聞きしておきたいのですが、今通路に嵐文連だの、あるいは嵐山郷の掲示板がありますよね。それはどういうふうな形になるのか。

それから、もう一点、嵐丸ひろばのスペースになっております入口がシャッターがあるわけですが、この工事にあわせてラッピングを考えていったらどうかという声もあったわけですが、これについてはどういうふうな取り扱いをされるのでしょうか。

このラッピングというところに入っているのでしょうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

嵐文連さんと嵐山郷さんの展示スペースの件でございますが、それぞれの団体の方に改修のお話をさせていただきまして、今町のほうでは新しい今までありましたアイプラザのかわりになるような形と、それから観光案内とか、そういった観光案内所的なものをまた駅のところへ増築できないかということも検討しておりますので、そちらのほうでそういったスペースのほうを検討させていただくということでご了解をいただいております。

それと、嵐丸ひろばのシャッターの部分でございますが、嵐丸ひろばを施工する段階におきましても、ラッピングのお話がもう既に進んでおりましたので、そちらについてはあわせて考えていきたいと思いますということで、シャッターのほうは現在特に装飾は施していないのが現実だと思います。ただ、ラッピングというのは、やはり平らなところにシールを張るような、そういった手法になりますので、シャッターのほうにつきましてはまた別途どのような形がとれるかはこれから検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 今活用されている団体と話し合いがついているということですから、問題ないというふうに思います。嵐丸ひろばについては、要するに塗装というような形で書き込むという、そういうやり方を考えているという捉え方でいいのでしょうかね。

それから、もう一点ですが、この工期は来年2月29日ということでございますが、ここで議決がされて着工がされるわけですが、着工の予定がどういう状況になっているのか、その辺もちょっとお聞きしておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、嵐丸ひろばのシャッターの件でございますが、議員がお話しいただきましたとおり、要はペンキ屋さんに頼むというような感覚でよろしいのかなと思います。ただ、技術的なものというのはさまざまなものがございまして、それにつきましては請負業者とまた改めて協議をしたいなというふうに思っております。

それから、工期についてでございますが、本日議決をいただきましたら直ちに着手をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） まず、今回LEDにすることで基数が100台余り設置をされるわけですが、電気代は先ほど伺ったとおり50%から70%削減できるということで、電気代は安くなりますが、LEDの電気器具といいますが、そういうものは、初期投資が相当かさむと思います。おとこの私の一般質問でもお伺いしていますが、今回この器具の金額はいかほどになったのか伺います。

それと、先ほどモニターが2台つくというお話がございました。モニターのほうには、嵐山の溪谷の写真ですとか、そういうものを展示をしていくというお話がございましたけれども、今電車の地下鉄なんか乗りますと、電車の中にもモニターがついておりまして、あの中でコマーシャルをやるのですよね。もし可能であれば、こちらのモニターに嵐山のいいところとか情報とかだけではなくCMを入れていけば、そういうものの料金をいただけたと思うのです。ですので、そういうものの考え方はあるのかお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

LEDの交換ということで、電気工事ということになりますが、電気工事につきましては直接工事費、経費抜きの金額でございますが、790万円で契約をしております。

それから、モニターのスポンサーということのお話かと思えます。こちらにつきましては、広報の担当課等々を含めて、今広報のほうでもそういった形のスポンサーという形で募っておりますので、そういった部分につきましてもこれから検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 金額のほうはわかりました。今広報のほうにも載せているということですから、広報のほうですと1社当たり幾らぐらいの金額をいただいているのか伺いしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

広報紙への広告の掲載……バナー広告ですか。大変申しわけございません。手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今度の入札の場合、制限つき一般競争入札ということで、契約者が1人と。入札申し込み者が1人ということだったのですけれども、予定価格をちょっと教えてもらいたいというふうに思うのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

予定価格でございますけれども、税抜きで7,400万円でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 入札の率はどのくらいだったのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

請負比率は96.95%でございます。

○青柳賢治議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 大変失礼いたしました。先ほど畠山議員さんからホームページのバナー広告の料金ということでご質問いただきまして、申しわけございません。金額は1枠1カ月2,000円、半年で1万円と。こういった金額で企業さんにはご協力いただいているということでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号 工事請負契約の締結について（武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第10、議案第42号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第42号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,610万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億5,072万8,000円とするものであります。このほか、債務負担行為の追加が1件、地方債の変更が2件であります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第42号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）につきまして、細部の説明をさせていただきます。

最初に、6 ページをお開きいただきたいと思います。6 ページは、債務負担行為の補正でございまして、事項でございますが、固定資産台帳整備業務委託料を1件追加させていただきたいものでございます。期間は平成28年度でございまして、限度額が540万円でございます。

こちらにつきましては、総務省から本年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表されまして、平成29年度末までに全地方公共団体で統一的な基準による財務書類の作成が義務づけられました。この中で要請されている項目は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等の財務書類の整備、それから今回お願いをいたします固定資産台帳の整備、そして3点目が複式簿記等の導入、こういったものが内容でございます。

これらの整備を順次進めていかなければならないことになってきますが、特に今回お願いいたします固定資産台帳の整備につきましては、スケジュール的にも早期に整備をするようにということで、基本的には平成27年から28年にかけて、特に28年の早期にかけてつくるようにというのが義務づけられております。そういったことがございまして、今回補正で計上をお願いし、1年間をかけて28年の前期をめぐりに作成を行ってまいりたいというものでございます。

続きまして、7 ページをごらんいただきたいと思います。地方債補正でございます。防災安全事業につきまして1,500万円を減額し、3,550万円とさせていただくものでございます。この後、歳入歳出で出てまいります、防災安全交付金が減額をされたことに伴いまして事業費を見直し、それに伴いまして減額をするものでございます。その下の臨時財政特例債につきましては、発行額が確定をいたしましたために、その額を7,574万8,000円でございますが、増額の補正をさせていただくものでございます。

続いて、14、15ページをお願いいたします。歳入でございます。歳入の補正のまず第9款の地方特例交付金、それから第10款の地方交付税、こちら普通交付税でございますが、こちらにつきましては額の確定によりまして今回補正をお願いするものでございます。

第14款、中段でございますが、国庫支出金のうちの国庫負担金、障害者自立支援給付負担金1,522万5,000円の増額でございますが、介護給付費、訓練等の給付費の実績見込みに伴いまして補正するものでございます。こちらについては、利用者数の増、あるいはグループホームの入所者の増等によりまして増額をするものでございます。

補助率は、国が2分の1、県が4分の1で、県費についても同様に補正をさせていただいております。

同じく第2項の国庫補助金の1、総務費補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型タイプⅡというもので、1,000万円の新規の計上でございます。こちらにつきましては、ここにありますように、地方総合戦略を策定し、その中に位置づけられる事業に対し、上乗せ交付分として交付されるものでございまして、補助率は10分の10でございます。歳出におきましては、33ページの川のまると再生事業に充当させていただくものでございます。

その下の児童福祉費の補助金、子ども・子育て支援交付金でございますが、学童保育に係ります事業費の単価の改正及び開所時間の延長に伴いまして、補助対象が拡大したことによりまして増額するものでございます。

続いて、防災・安全対策交付金、その下でございますが、こちらにつきましては2,119万4,000円を減額するものでございます。こちらが補助の申請額に対しまして配分額が少なくなったということによりまして減額をさせていただくものでございます。これに伴いまして、歳出におきましても道路の維持補修等の経費を減額をし、また地方債についても減額をさせていただいているものでございます。

続いて、15、16、17ページをお願いいたします。真ん中の段の県の支出金の中で老人福祉費補助金でございます。新たに地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金が3,200万円、その下で括弧書きにございますように、介護施設等開設準備経費等支援事業分ということで558万9,000円を計上させていただいております。備考欄にございますように、ひだまりの丘グループホーム、こちらが新たに越畑地区に開設になる予定でございまして、これに対します補助金でございます。歳出におきましても同額を経費として支出をする予算を組んでいるところでございます。

それから、その下の林業振興費の補助金で、里山・平地林再生事業補助金300万円、新規でございます。放置されました里山里地の再生に要する経費に対し交付されるもので、補助率は10分の10でございます。歳出におきましても、鎌形、遠山地域の嵐山溪谷の植栽委託等に関しまして302万4,000円を計上し、これに充当するものでございます。

それから、その下の特別会計の繰入金で、国民健康保険特別会計繰入金、それから介護保険特別会計繰入金の繰入金を計上させていただいておりますが、精算分として

繰り入れを行うものでございます。第19款、一番下にありますが、前年度繰越金につきましては1億1,167万1,000円の増額でございます。

それから、次の18、19ページをお願いいたします。第20款諸収入でございますが、雑入の中で二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金2,000万円の減額でございます。こちらにつきましては、当初予算では町に対する補助金という形で計上させていただきましたが、内容を精査いたしましたところ、工事受注者に対して直接支出される補助金ということが判明いたしましたので、今回こちらからは減額をさせていただくものでございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。歳出でございますが、歳出の中で真ん中の段でございますが、財政調整基金でございます。積立金として2億5,400万円を積み立てをさせていただくものでございます。これによりまして、取り崩し、それから本年度の積み立て、補正後の財政調整基金の残額につきましては4億7,897万5,000円となる予定でございます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。第2項の徴税费の中で、賦課徴收费、13の委託料で家屋判読業務委託料715万円を計上させていただいておりますが、固定資産の航空写真をもとに行う家屋判読業務の委託料として補正増させていただくものでございます。

26、27ページをお願いいたします。下のほうに地域密着型サービス等補助助成事業ということで歳出の計上をさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたひだまりの丘グループホームに対する補助金でございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。真ん中のところの4の学童保育事業でございますが、放課後児童対策事業補助金といたしまして1,326万2,000円を計上しております。先ほど歳入でご説明申し上げました内容で補正をさせていただくものでございますが、国が3分の1、県が3分の1、そして町が3分の1という補助割合になるものでございます。

続いて、32、33ページをお願いいたします。32、33ページの中段、第6款の農林水産業費でございますが、まず林業振興の事業の委託料といたしまして植栽委託料、こちらも歳入で申し上げました補助金を充当いたしまして補正増とさせていただくものでございます。また、川のまると再生事業につきましても、伐採及び植栽業務委託料といたしまして1,091万9,000円、こちらも歳入のところでご説明申し上げました

1,000万円を財源といたしまして補正をさせていただくものでございます。

34、35ページをお願いいたします。真ん中の段で、道路維持費、道路の修繕事業につきまして委託料156万6,000円の減額、そして工事請負費2,698万2,000円の減額、こちらは地方債でご説明申し上げましたとおり、防災・安全交付金の配分について減額となったため、内容を見直し、測量設計に関しましては減額とし、また工事請負費についても事業内容を見直しし、減額をさせていただくというものでございます。

それから、道路新設改良費の中の（３）の生活道路整備事業、公有財産購入費で土地購入費を2,782万円計上させていただいております。こちらについては、備考欄にございますように、土地開発基金で先行取得させていただきました用地の買い戻しに要する経費を今回一般会計に計上し、買い戻しを行うものでございます。

なお、この関係につきましては、ほかに37ページの防火水槽の用地補償料、それから41ページの鎌形野球場の用地補償料、こちらについても土地開発基金で購入してあったものを今回一般会計で買い戻すという予算を計上させていただいております。

続きまして、36、37ページをお願いいたします。第10款の教育費でございます。一番下のほうになりますが、第２項の小学校費の中で小学校の施設改修事業といたしまして、今回需用費で修繕料として244万1,000円、施工箇所については、この備考欄にございますように、菅谷小学校の外壁修繕と志賀小学校のプールのろ過装置の修繕工事、そして13、委託料で測量設計委託料、こちらの備考欄は次のページの39ページにあります。菅谷小学校プールの改築工事と志賀小学校プールの改築工事、こちらについて設計の委託を計上させていただいているものでございます。

それから、同じく38、39ページの中学校費でございますが、中学校の施設改修事業として、15、工事請負費で工事請負費496万8,000円を計上させていただいておりますが、こちらについても備考欄にあるとおり、菅谷中学校の外壁、玉ノ岡中学校の昇降口前の長尺シートの修繕、それから玉ノ岡中学校のアルミサッシの交換、これを補正をさせていただくものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員） ちょっとこの予算書の補助金の見方がわからないので、お聞きしたいのですけれども、15ページのマイナンバーの補助金57万2,000円、国から来

ているわけですね。これが歳出で住民・税情報システム運用管理事業に行っているのだと思うのですが、それはどこに行っているのかを1点伺いたいと思います。

それから、23ページの自治基本条例がまた延期をするということであるわけですが、どの程度進んだ段階に来ているのか伺いたいと思います。

それから、27ページのひだまりの丘、場所は越畑の特養ホームの近くと。ちょっと場所をお聞きしたいのと、あとほとんどこの県からいただくお金で建てられるのか、何割ぐらいなのかをちょっと伺いたいと思います。

それから、29ページの放課後児童対策事業の処遇改善の件なのですが、決まった金額が上乗せになるのでしょうか。もし最高があって最低があるのであれば、それを聞きたいのと、平均を聞きたいのですけれども、その辺を伺いたいと思います。それから、これはいつから反映されるのか伺いたいと思います。

それから、31ページ、アライグマの被害に伴う捕獲器の貸し出しで、前も同じような質問をしているわけですが、捕獲器を毎年使ってやっていますので、アライグマは相当数減っているのかなと思っているのですけれども、実態はどうなのでしょうか。この捕獲器を使って、いつもふえているというのが実態なのでしょうか。だから、こういうふうにも増によりということでもふやすことになるのでしょうか。アライグマの実態についてちょっと伺いたいと思います。

33ページ、説明の中にもありました植栽、これどんな木を植えていくのかを伺いたいと思います。

あと41ページ、学校給食センター所長の報酬が削減になっているのですけれども、理由を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

1点目の15ページの件につきまして、金井町民課長。

○金井敏明町民課長　それでは、最初の15ページにあります社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務交付金につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今年になりまして、マイナンバー制度導入に伴う通知カード、個人番号カードの関連事務費に対して交付されるということで、今年になって連絡が来たものでございます。この事務費等の対象になる経費でございしますが、個人番号カードの交付のための人件費または郵便料等、通信運搬費、それから消耗品等、それから照会回答書の印刷等に係る事業費等ということで、また通知カードの確実な送

付のための居住実態の調査等の経費に充てられるということで、使い道のほうがそうなっております。

これに対応します歳出のほうにつきましては、それぞれの今まで組んであった消耗品の中とか、あとは歳出のほうの25ページのところに賃金で臨時職員賃金というのがございますが、臨時職員の方を頼んで、この交付事務そのものをお願いするわけではございませんが、当然番号カード等の発行の事務につきましては職員が中心になってかかる。その時間が応分にふえてくると思いますので、通常の窓口業務の補助及び番号カードのほうの交付申請の簡単な受け付け業務等の補助の手伝いとかということで臨時職員の賃金を組んでございます。それらに交付金を充てる予定でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私からは23ページの自治基本条例策定事業につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まずもって、当初予算に今年度委員報酬ということで策定委員会に要する経費を計上させていただいたところでございますが、年度半ばにおいて全額減ということになってしまって大変申しわけなく思います。まことに申しわけございませんでした。議員さんの質問では、どこまで進んでいるのかというようなご質問でございます。昨年度におきまして既に策定をしている自治体の条例の内容、こういったものをつぶさに調べ、こういった傾向があるのか、こういったことを取りまとめてございます。今年度につきましては、今回の補正理由のところにも書かせていただきました。何としても総合戦略、こういった大きな課題を当課として抱えておりまして、正直なところ自治基本条例まで手が全く回っておらない状況ということでございますので、昨年度近隣の状況を調べてというところで止まっている状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうでは27ページのひだまりの丘グループホームの関係につきましてお答えさせていただきます。

今度新しくできる場所はどこかというようなご質問だったと思いますけれども、議員さんおっしゃいますように、今あります越畑のらんざん苑さんのすぐ並びのようなところにできればよかったわけでございますけれども、ちょっと離れておりまして、

七郷の農協さんがございますが、そちらの県道を挟んで反対側ぐらいの場所のところになるわけで、調整池といいたいでしょうか、あるところの県道との間ぐらいのところは今度新しく建設をする予定となっております。

それから、補助金の額で新たに建設ができるのかというようなご質問かと思えますけれども、この額につきましては、グループホーム1施設当たり建てるのに県の補助金が3,200万円、それとあと開設準備のほうの補助金のほうが人数分で、1人当たり62万1,000円で、今実際平沢のほうに9床分がございますけれども、そちらをやめまして、新たなところに持っていきまして、新たなところでは9名ふやしまして18名の定員ということでやりたいというふうに考えていますので、9名分の補助金ということで558万9,000円となっております。この金額では当然できないものでございまして、町のほうで県のほうに概算ではございますけれども、要望で上げたときには、施設を建てる時の所要額が2億3,000万円、それから開設準備に当たるものが2,000万円というようなことで県のほうには申請をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

最初に、29ページの放課後児童対策事業補助金についてでございます。処遇改善事業ということで今回補正をさせていただくわけでございますけれども、これはご案内のとおり嵐山町の場合、この金額、国、県の増額分プラス町単分のひとり親の加算、それと労災保険の加算ということで1,326万2,000円ということになっておるわけでございます。それで、処遇改善の具体的なお話ということなのですが、まず補助要件として、平日について1日6時間を超えて、かつ18時30分を超えて開所することというような条件がございます。嵐山町は、既にこの時間のクリアをして、既になっております。それで今回、今年に入ってでございますけれども、時間は7時を目安にということなので実施をさせていただいております。

議員さんのお話で、ご質問によりますと、スタッフの給料の関係なのかなと思うのですが、目安として国から示されているものにつきましては、非常勤職員が200万円、うち運営費分として166万6,000円というような内容になってございます。しかしながら、嵐山町はご案内のとおり公設民営でそれぞれやっております、この金額につきましては、多少それぞれのクラブによって給料が変わっているのですけれ

ども、いずれにしても今まで国の基準より上回ったものを支出してございます。なお今年に入ってから若干の給料の改定をして、上げているというような内容になっております。

それから、2点目の41ページの学校給食センター所長の報酬ということでございます。大変申しわけなかったのですが、本来6月の議会で落とすべき内容だったのかなと思うのですが、ご案内のとおり、現在の所長は、今までは報酬でやっていたのですが、27年度からは再任用職員ということで、給料のほうで支出しているという内容になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 続いて、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

31ページのアライグマの捕獲わなの購入でございますが、例年100頭以上捕獲をされております。平成18年だったかと思いますが、埼玉県の特定外来生物の駆除の計画に基づきまして始まったものでございますが、ちなみに昨年、平成26年度は1年間で185頭捕獲しております。しかしながら、なかなか数が思うように減らないというのが実態でございます。現在43器のわなを用意して、随時要望にお応えして貸し出しを行っておりますが、ピーク時にはその43器のわなが全部出てしまって、ストックがなくなるという状況でございます。そこで、今回は10器の購入を計画をさせていただいたものでございます。

それから、33ページの植栽委託でございますが、こちらは埼玉県が実施しています里山・平地林再生事業で行うものでございまして、侵入竹林、竹ですとか荒廃した山林の下草刈りが中心でございまして、今回ここで計画をさせていただいておりますのは、大平山の平沢から遠山に抜ける道路、峠付近から大平山に上がる道がございしますが、そのあたりから遠山の眺望を確保すると。今高木に覆われていて眺望がきかなくなっている部分を間伐いたしまして、そしてツツジだとかモミジのような低木を植栽していくという計画でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 自治基本条例なのですが、来年度はできるのですかね。課長ではあれですから、町長に伺いたいと思います。

それから、ひだまりの丘の件ですが、内容と場所はわかりました。平沢のところは、今後どのような景観になるのか教えていただきたいと思います。

それから、放課後児童の関係なのですが、処遇改善ですが、そうすると今の説明ですと、ここで働いている人の給料が上がるわけではないと。もう今年度上げたから、これで上がった分は町のほうの歳入に入れてしまうと、そういうふうに聞こえるのですけれども、ただ歳出でこれだけ出していますので、実際そうすると何に使われるのかがわからないのですよね。何に使う予定なのか伺いたいと思います。

それから、アライグマですけれども、何かふえている感じがするのですよね。簾藤課長が担当の課長のときに100頭ぐらい捕獲していたのがそういう話だったのですが、今ですと昨年185頭だということですから、この程度のわなの数では被害は拡大するばかりではないですかね。どうなのでしょうかね。もっと大幅にわなの数をふやして捕獲を徹底してやるべきではないかと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから、植栽の関係ですが、植栽委託料で眺望確保と。何か名前がしっくりしないのですけれども、眺望確保で植栽委託料というのはもう少しそれらしい名前でやったほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、名前のつけ方です。ちょっと伺いたいと思います。これは、課長がいいのか、どなたがいいのか。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 自治基本条例に関しまして1点私のほうからご答弁をさせていただきます。

自治基本条例につきましては、住民参加の機会の拡充を図る協働のまちづくり、こういったことを規定をしていく条例かなというふうに思っております。ただ、嵐山町におきましては、既に総合振興計画の中に協働のまちづくりということの規定をいたし、そのようなまちづくりに取り組んできているというような実績もあろうかと思えます。内部の事情もあって今回落とさせていただくわけですが、来年ということに限定せず、やはり条例をつくっていくにはそれ相応のプロセスが大事だということで、特にこの自治基本条例については、町民の意識であるとか、職員も含めてですけれども、そういった意識をどう変えていくかというののもあろうかと思えます。じっくり腰を据えて検討していきたいというふうに現段階では考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、ひだまりの丘グループホームの関係でお答えをさせていただきます。

今の平沢にございますグループホームにつきましては、向こうに移転をしてしまいますと、そのグループホームの関係はなくなってしまうのですが、今もグループホームのほかにデイサービス等も行っておるわけでございまして、そちらのほうについては引き続き実施をしていただくというようなことで聞いております。それから、そのあきましたところにつきましては、まだ特に何をやるというようなことは決まっていないというようなことではございますけれども、町のほうでも来年度から総合事業等が始まってくるわけでございますので、こちらのほうの意見等も言って、そういった何かできることがないかということで意見等を申し上げながら今後の利用については考えて、こちらでかけるわけではないのですが、意見等も申し上げて、やっていただければなというふうには考えてございます。

以上です。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、放課後児童対策事業補助金につきましてお答えさせていただきます。

処遇改善事業等ということでございます。これは単にスタッフの給料ということではなくて、国の補助の内容といたしますと、時間延長であったり地域住民や関係機関との連携を図るための経費というような規定がございます。もちろん給料の話も含んでおるわけでございますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、国の基準よりは高く設定をされているということでございます。この使い道につきましては、各学童クラブ、民営、それぞれ独立してやっておりますので、クラブのほうで任せておるというような内容になるかと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、アライグマの被害でございますが、平均しまして100頭以上、増減はありますけれども、とれていると。周辺の自治体、市町村でもやはり同じような状況という

ふうに通っております。これは、みどり環境のほうで実施しているものでございますが、特定外来生物の駆除ということで実施しておりますが、農業のほうの農業被害のほうと連携をしております、実際には農家から被害の申告なり、わなの設置の要望があつて初めて貸し出しをするというやり方をとらせていただいております。ですから、町内一斉に駆除をするとか、そういうようなやり方ではございません。農家に限らず、これは特定外来生物ですので、農家以外の方からの被害に対しても貸し出しができるわけで、貸し出ししておりますけれども、実態としてはなかなか減らないということでございまして、林業のほうで行っている里山・平地林再生事業等で、いわゆる荒廃したブッシュ化した山林、アライグマが隠れてすみかにするような荒廃した山林を少しでも減らしていくというのもアライグマを減らしていくための一つの施策として連携をしながらやっているということでございます。しかし、現在のやり方ではなかなか数が減っていかないというのが実情でございます。回りくどい言い方になってしまいましたが、実施の方法としては、被害の届け出を受けて、そこに対して初めてこちらからわなを貸し出すと、そういうやり方でございます。

それから、植栽の関係でございますが、私の説明が足らなくて申しわけありませんでした。これは、川のまると再生事業と一体のものでございまして、槻川沿いに伐採、あるいは伐採木の片づけとか、そういうものも含まれておりまして、地方創生の予算、あるいはその他の予算ということで、この伐採、植栽につきましては県からの林業関係の里山・平地林関係の予算をここに充てるということでございまして、事業としては川のまると再生事業の一環で行っていくというものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 自治基本条例なのですが、これは町長の施政方針の中にもあったわけですね。しかも、年度を決めてつくりますと書いてあったと思うのですよね。それがこういうふうに延びて、来年もできそうもないという答弁ですから、これいつできるかわからないわけですね。それを何の説明もなく、今総務課長からの説明もない。前もっての議会への説明もなしに、質問しなければわからないようなことでやっていくというのは非常にまずいと思うのですよ。延びることに対していろんな実情が入ってきた場合に、それは我々だって理解しますよ。でも、説明はしなければまずいのではないですか。町長の施政方針に書いてあったことですからね。そうで

はないのですかね。この考え方について、対応について伺いたいと思います。

アライグマなのですが、被害を受けたところに出すのが一番効果的だとは思いますが、何かふえている感じがしますので、それだけではだめではないかなというふうに思うのですよね。わなの仕掛け方、被害を受けた以外の考え方を持ってもっと広域にやっていくことが必要だというふうに思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 自治基本条例、説明がないというお話でしたけれども、本当にこれは説明がなくて申しわけありませんでした。言いわけはいろいろあるのですけれども、きのうだったのですかね、いろんな話の中で臨時職員の人数等もありましたけれども、大変職員の仕事がタイトというか、厳しい状況になっております。そういう中で何か1つ入ってきてしまうと、もう本当にそれをやって処理をしていくというのがいっぱいな状況でございます。そういう中で、これもやりながらこれもやってくださいということというのはできるわけですが、今度の地域創生の策づくりというのについては、片手間でやるというような状況は私も考えておりませんでしたので、しっかり取り組んで、嵐山町の英知を結集してしっかりしたものをつくっていくのだというように、こちらのところはお約束をした話もしているわけですが、そちらのほうは後回しにしてもらってもいいということで、ただ説明をできなかったということについては大変申しわけなく思っております。今後はこういうことのないように、後回しにしてしまうものについては事情を説明しながら後に行わせていただくというような方法をとらせていただきたいというふうに思います。

それで、今アライグマの話もありましたけれども、例えば毎年買っているではないかという話ですが、先日、もう一週間たちますか、さきの土曜日だか金曜日だか、有害鳥獣の捕獲の出発式がありました。朝7時に皆さんに集まっていただくわけですが、猟友会のお集まりをいただいている皆さんももう何人も見えた顔が見えなくなっているのです。高齢化でイノシシを追えない、山の中に入っていくことができないというような方がふえてきて、どんどん、どんどん減っていく。そのかわりに新しい人は補充がしづらいというような状況なのです。ですので、このアライグマの捕獲のこれなんかにしても、講習会をやっていろんな方に出ていただいて、その置

き方、資格を取っていただいてやっていただくわけですが、それらのところで場所によっては置けば入ってきてしまうというような状況で、一度に何匹とかという話がありますけれども、もうとても減らすというような状況ではなくて、被害が出たからという、そちらに、またこちらに、ただお願いをするといってもそういう状況ですので、お願いができるところはいいですけども、できないような状況もあったり、それだけあれしても、例えば1つあれしてとってきたということになれば、職員がまた動かないといけないですし、いろんなことで職員も仕事がふえれば、減る仕事というのは今ないわけなのです。ですので、大変いろんなところで今いっぱいいい状況でやらせていただいている。ですので、臨時の職員もふやしたくない、できるだけふやさないというような状況でも、基本的にはそういう形で職員に頑張ってもらい以外ないのですけれども、そういう状況で毎日職員にも取り組んでいただいているという状況でございます。言いわけはいろいろとあるのですけれども、そうではなくて、説明がなかったということについては大変申しわけなく思っております。今後こういうことのないようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 今町長からもお答えいたしましたように、箱わなを設置するのに講習を受けなければなりません。もちろん役場の担当職員は全て講習を受けておりますが、一般の住民の方にもなるべく講習を受けていただくようにということで、そのわなを取り扱える資格を持った人間をなるべくふやそうということで今鋭意努力をしております。それから、あくまでもアライグマが活動している場所というのは被害をもって確認をするということが一番有効な手段でございまして、そういう方法でなるべくわなを常に用意できて、設置できる資格を持った人間をふやしていくというのが今できる最善の方法かなということで取り組ませていただいているということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは最初に、31ページなのですが、農業者の支援事業のところを2点ほど聞かせていただきますが、最初に農地にラベンダーを植栽するための経費ということで載っております。ラベンダーといえ、そよ風にたなびいて非常

にいい感じがするのですが、この地域に合ったような、そんな感じは思っていなかったものですから、この地域にまず合っているのかどうか、そのことと、なぜラベンダーなのか。目的は、遊休農地ですとか、または観光的な面で皆さんに見ていただくということが主だというふうに思うのですが、ラベンダーというハーブの類ですから、非常にいいとは思いますが、風土に合っているのか、ちゃんと育つのか、ちょっとそこら辺の計画をお聞きます。

それと、同じところに味彩工房さんのことが書かれていますが、改修工事に要する経費ということで、前も総務経済に来ていただいたときに非常に老朽化をしているという話は聞いておりますが、味彩さんのほうから要望があって何かを直すのだというふうに思うのですけれども、原状回復であるのか、それとも新たに何か少し始まるような、そのような計画のもとなのかお聞きをしたいというふうに思います。

それとあと、39ページに菅谷中学校の外壁の工事、こども課の関係ですが、載っております。外壁というと、どんなところの外壁なのか、ちょっと心配するところがあるのですけれども、コンクリートが剥がれるような3階だか4階ぐらいの部分もあるわけですが、そのようなことだと非常に危険もあるなというふうに思うのですが、局所的な修理なのか、それとも定期修繕、大体そういうものは10年だとか15年ぐらいで修繕するものですが、そこら辺のことをお聞きできればというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

まず、ラベンダーについてでございますが、議員さんおっしゃるとおりでございます。農地の有効利用ですとか効率的な利用、あるいは遊休農地の解消、特産品の開発等、また観光業や商工業との連携というようなものをいろいろ模索して将来の農業のあり方を検討している中で、景観作物、景観形成作物というのがございまして、菜の花ですとかレンゲ、コスモス、最近ではヒメイワダレソウなどというものも今まで導入をしてまいりました。そうした景観形成作物の一つとして今回ラベンダーを導入してみたいということでございます。今回の消耗品で苗を購入させていただく計画につきましては、おっしゃるとおり、嵐山の土地の土壌に合っているのか、気候に合っているのかどうか、まず試験的に作付をいたしまして、その状況を確認したいというのがまず1つの目的でございます。それから、おっしゃるとおり、やはり観光ですと

か、そうした方面と連携をしていくというのが有効だろうというふうに考えておりますので、作付地につきましても、ここで鎌形地内というふうに入れさせていただきましたけれども、なるべく嵐山溪谷ですとか、バーベキュー場ですとか、そういう周辺でこうしたラベンダーが適しているかどうかを確認させていただきたいということでございます。

それから、味彩工房の改修でございますが、味彩工房につきましては平成14年に供用を始めさせていただいております。平成20年だったと思いますが、一度改修をさせていただきました。といいますのも、中の調理場周辺を中心に水滴といいますか、壁や天井に水滴が付着してカビが発生するというのがどうもこの建物の構造上の問題があるようでして、一度改修、特に塗装とかをさせていただいた経緯がございます。今回もまたそこから7年ほど経過をいたしまして、ちょうど同じくらいのスパンになるかと思うのですけれども、今回はやはり天井、壁にかなりカビが発生している状況がございます。建築関係の業者等にも専門家に少し中の様子を見ていただきまして、調理により発生する水蒸気ですとか、そういったものの排出の流れがどうなのかというものも検討させていただきました。そして、カビが生えていない箇所もございますので、少し天井を張りかえたり、そして空気の流れをよくしたりというような改修が一部ございまして、あとは廊下、壁、天井の塗装の塗りかえというのが中心の内容になっております。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

菅谷中学校の外壁の内容でございます。修理の内容でございますけれども、爆裂といいまして、外壁がはじかれている箇所、約20カ所近くあったかと思うのですけれども、それに対しましてエポキシ樹脂モルタルを充填して塗装を施すということでございまして、イメージすると、議員さんイメージされているのが、モルタル塗りのが落剥するとか、そういうことではございませんで、壁の爆裂というはじかれたような箇所をエポキシ樹脂で埋めていくというような内容になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 4番。長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ご説明ありがとうございます。

順次質問しますが、ラベンダーの関係ですけれども、試験的にするのだと。今ではコスモスですとか菜の花の類が多いと思います。管理もそんなに難しいというふうなことでないということから、そういうものが多いのだというふうに思いますが、試験的に、ラベンダーに決まったわけではないけれども、確認のためにやってみるのだということでございます。そのように取りましたが、どこかこの近辺というか、この気候と同じようなところでどこかよい例があったのかどうか。1カ所ぐらいでもそういうのがないと、まるっきり試しにやるというのも何か冒険的なことに感じてしまうのですが、その点をお聞きます。

それと、味彩さんは器具ではないのですね。何か器具も非常に老朽化しているということで、そんなご要望もあるのではないかなというふうに思いますが、施設だということで、施設についてはわかりませんので、結構でございます。ただ、器具のほうにそういう要望もあるのかどうかお聞きできればというふうに思います。

それと、外壁の工事ですけれども、全面的にぱかっと剥がれたのではなくて、局所的にこの小さいこぶし大くらいのところが剥がれたと。でも、高い位置ですか。余り高い位置だと生徒がけがをする可能性もありますが、よく最近レンガの建物も非常にあって、あれが剥がれると非常に危険なのだというふうな話を聞きます。それで、それをボルトだとかなんとかで締めているのではなくて、接着剤だとか、そういう類でぱたっとおさまっているだけらしいのです。でも、それだと危険なので、そういう危険性のあることなのかどうか。私は、景観上というよりは危険性から質問しているものですから、そのようなものはないのかどうか、もう一回確認したいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

ラベンダーにつきましては、単に景観形成の作物というだけではなく、例えばドライフラワーにしたり、あるいは来場者が摘み取りをしたり、あるいはアロマオイルにしたりとか、6次産業的な活用というものもできるのではないかとということで今回候補に挙げさせていただいております。先進的な近隣における取り組みとしては、今現在久喜市になっておりますが、菖蒲町でラベンダーを少し大きな規模で町を挙げて景観作物として導入したという実績がございます。それから、味彩工房につきましてはおっしゃるとおり調理器具ではございませんで、壁、天井の修繕でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

張り物をとめているとかというつくりではなくて、コンクリートの打ちっ放しに樹脂で塗装しているというような状況になるかと思えますけれども、その中で鉄筋がさびて、1センチ掛ける1センチとか1センチ掛ける2センチぐらいのものが剥離しているというような状態でございまして、管中で考えますと、それほど大きなものが落ちてくるという状態ではございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

ラベンダーの件だけご質問させていただきますが、6次産業化もできればいいのではないかなというふうなことでございます。菖蒲町といえば、嵐山とそう気候的にも変わらないでしょうから、そういうところをぜひ見習って、ラベンダーというと本当に雰囲気的に聞いた限りでもいいような感じがするので、ぜひ進めていただければというふうに思います。よろしくどうぞ。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。再開の時間は2時50分をお願いいたします。

休 憩 午後 2時41分

再 開 午後 2時50分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、2点ほどお聞きいたします。

30、31ページの5目の公害対策費の関係で、水質等の調査、この中で河川水質委託料の中と、それから川島の飛来物の関係なのですけれども、この前川の関係ですけれども、通常での水質調査ではちょっとこの内容がないようですので、どんな形でこの

騒音なり悪臭なりがするようになったのでしょうか。聞くところによると、あの川そのものは嵐山でも一番きれいなほうの川に入るのだらうと思うのですけれども、どういう状況でこういう問題が出てきたのかお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一つは川島地内の関係の飛来物の調査ですけれども、住宅への調査という形になるのですけれども、どんなものがどこから飛んできたのか、それで被害等についてもあったのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、前川についてでございますが、これは地元からの要望で、たくさん地元からさまざまな要望が出た中の一つに最近前川が少し汚くなっているのではないかとというのがございました。前川につきましては、源流部がお隣のときがわ町と、それから鳩山町に接しております。そちらの担当部局と協議をしまして、その源流部の水質を調査させていただきました。確かに源流部においては糞便性大腸菌等が検出されましたけれども、それが何回か協議を重ねているうちに、嵐山分といいますか、少し下流に下ってくると、それらが薄まってしまうという事実もわかりまして、どうやら鳩山町やときがわ町由来、川を汚している原因はそちらのほうにはない、特定できないということになりましたので、改めて下流部、嵐山カントリークラブの中を流れてまいりますけれども、その途中に幾つかため池もございますので、ため池を経てまた流れてきますと、そこでも浄化をされます。ですから、それよりも下流部で現状で見るところ、生活排水が流れ込むですとか、特定の工場排水が流れ込むとかということはないように見受けられますけれども、改めて水質がどうなっているのかを確認をさせていただくという趣旨の調査でございます。

それから、川島地区の飛来物につきましては、個人の方からの被害といいますか、お届け出がございまして、町のほうで調べてほしいということで、こちらにつきましては現在調査中でございます。原因等につきましてはまだ判明しておりません。調査をさせていただいているというところでございます。今後その原因が何であるかを特定するための検査の経費ということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 前川の関係については、上流部の関係はさほど影響がないと

いうふうな今の答弁なのですけれども、例えばときがわ町の工業団地があるわけですね。そこらも水質としては来ているだろうと思いますし、嵐山ゴルフ場の関係もあるというふうに思っているのです。でも、これまでは一番きれいな川だったというふうに、魚や何かもそういう面では、かなり嵐山には貴重な魚もいたという話をされているわけなのですが、そういう原因調査がこれから始まるということなのでしょうけれども、やっぱりこの辺のところはきちんとしてないと、例えば下流部でどれだけ今まで農業排水だとかさまざまな住宅雑排水が入ってきているのか、その辺のところこういうふうに水質が変わってきているのかという関係も出てくるのだろうと思うのですけれども、そこら辺はきれいな川の保存という形ではきちんと調査をしていただきたいと思っているのですけれども、どんな悪臭がしてきているのでしょうか。

それから、もう一つお聞きしておくのは、川島の関係なのですけれども、何が飛んできたのかわからないわけでしょうか。あるいは、個人的に何かが投げ込まれたとか何とかということが原因なのか、あるいは何年か前は、富山県のほうでは空から魚が降ってきたとか、いろんなことがあったのですけれども、あるいは飛行機からの落下物だとか、さまざまなことが出ているわけなのですが、何が飛んできて、何がどうなったのかについてはわからないのですか、品物そのものも。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、前川についてでございますけれども、例年河川の水質調査等は町内何力所かでさせていただいております。前川につきましては、地元からの要望の中で具体的にどういうふうというものではなかったもので、とりあえず水質について調べてみましょうということで、恐らく前川については流域で遊休農地も大分ふえておりまして、河川そのものの管理がかなり悪い状況になっておりますので、いろいろな状況が考えられると思うのですが、昨年までの検査では、工場由来の汚染物質あるいはゴルフ場で考えられるとすれば、農業由来の汚染物質というようなものは検出をされておられません。ですから、今回それでまた源流部まで確認をいたしまして、源流部で若干濃度の高い大腸菌につきましてもわずか数百メートルでほとんど影響がない程度に薄まってしまうということでございますので、改めてそれがどういう形で汚染されているのか、あるいは汚染されていないのか、あるいは河川管理、農業用水としての利用がな

くなって、流れとか堰の管理ですとか、いろいろな河川そのものの管理にほかに原因がないのかということで、まずは水質についてもう一度調べなおそうということで、その検査を予定しているというものでございます。そのほかにもさまざまな原因究明といえますか、ほかの方法でやっていくという予定でございます。

それから、川島の飛来物につきましては、具体的には個人のお宅で洗車をした車に何か白い粉のようなものが付着をしているという苦情がございまして、それについて肉眼ですとか拡大して見る限りでは、どういうものか特定できないということで、今回科学的なといえますか、その物質が何であるかを特定するための分析ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 前川の関係については、下流域のほうでそういうことができるということで、私もあそこを時々通ることがあるのですけれども、遊休農地がうんとふえていますよね。今までですと田んぼや何かに水を引いてきたのだらうと思うのですけれども、そういう面では木の葉や何かがかなり川の中に埋まってきているということはもうわかるのですけれども、そういう関係ではいろいろこれから調査してきれいな川にしてもらいたいというふうに思っています。

それから、川島の関係、飛来物、これはいつごろだったのでしょうか。いつだか浅間山の小噴火がありましたよね。この辺一帯もその火山灰が降って、車なんかちょっと白くなった関係もあって、浅間が爆発したのだなと、それはニュースや何かでわかるので、この辺も時々そういう形ではあるのですけれども、全く原因がわからないそういう飛来物だということでの調査というのは、全てこの物そのものは既に洗い流されてしまっているとか、そういう関係になっているのでしょうか。なかなかその原因がわからないというふうに、調査してもわからないという形になっていってしまうのでしょうか。その辺は、もう少し詳しくお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

川島の飛来物でございますけれども、日常的に被害があるということではないようでして、今年に入ってから特に具体的な被害の届け出につきましては4月以降にありま

した。私どもの職員が伺いまして、その飛来してきたものについてはサンプルをとらせていただいております。先ほど申し上げましたように、肉眼で見る限り、あるいは拡大して見る限りでは、それが何なのかというのは特定できませんので、これからもう少し分析をかけてそれが何なのか特定をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 4カ所お伺いします。

27ページにやすらぎのトレーニングマシンの追加があるのですかね。などを入れるということなので、これをお伺いします。それから、29ページ、あわせてやすらぎトレーニングルームの運営指導業務をお伺いします。

それと、先ほどラベンダーのお話が31ページでございました。こちらは6次産業を見込んでラベンダーをというお話がございましたけれども、鴻巣ではポピーの花を荒川の護岸のところにたくさん植えていて、終わりのころになると、そちらのほうに観光に来た方々に差し上げているというか、とらせてくださるサービスがあるのですけれども、最初はそういうこともお考えになるのかお聞きしておきたいと思います。

それと、プールの関係です。39ページ、今回菅谷小学校のプールと志賀小学校のプールの改修工事に向けての設計委託料が1,678万4,000円ということで、800万円ずつぐらい設計委託料にかかってしまうということですが、こちらは今回2カ所ですけれども、嵐山町内にはあと3カ所ありますけれども、今後の予定についてそちらもあわせて伺いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 順次答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

27ページのやすらぎトレーニングルームの機械器具借上料の関係でございますけれども、8月より県で進めております健康長寿埼玉モデル事業ということで開始をさせていただきました。それは、1日8,000歩プラス筋力トレーニングプラスバランスのよい食事ということで皆さんに実施をしていただいているところですが、そのうちの筋力アップトレーニングに関しまして、これは自宅でやっていただく、あるいはやすらぎのトレーニングルームを使っていただくということで行っていただくもの

ですけれども、この筋力アップトレーニングで、そこに今ある機械の台数ですけれども、この事業に伴いまして、利用者数の増が見込まれるところでありまして、4台の機械を新しくリースで入れさせていただくということで計上させていただきました。内容としましては、リカンベントバイクというのが2台、あとレッグプレスというのが1台、アブバッグ1台ということでありまして、リカンベントバイクというのは背もたれがついて、ペダルでこぐものでございます。また、レッグプレスというのは下半身を鍛えるもので、今までにない機械でございます。また、アブバッグ1台、これは腹筋と腰を鍛えるということでありまして、この機械も今までにない新しい機械でございます。この4台につきまして新しく計上させていただくものでございます。

続きまして、29ページでございますけれども、同じくこの健康長寿埼玉モデル事業に関しまして、利用者の増が見込まれることから、利用日の関係なのですけれども、今まで週5日行っていたところ試行的に週1日ふやしまして、週6日にさせていただくというものでございます。これによりまして、日数分の増分ということで、委託料の増額を計上させていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、今回のラベンダーにつきましては、土地の土壌ですとか気候がラベンダーの育成に適しているかどうか、そのための試験的な作付でございまして、これがうまくいくということがわかって本格的な農園等を開設できるという見込みができれば、その後の計画の中には、当然摘みとりのサービスですとか、そういったものも考えていけるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 プールの件につきましてお答えをさせていただきます。今回2校のプールの設計を計上させていただいたわけでございますけれども、ご案内のとおり、地域創生事業とか、そういった中で有利な補助事業等が出たときにすぐ対応できるように今の時点で設計させていただきたいという内容でございまして、今後の他校の3校、プールがあるわけございますけれども、そのプールと学校の大規模改修とか、そういったものもございます。現在教育委員会で施設の整備計画の検討

を始めたところでございまして、そういった中で財政ももちろん絡んできますけれども、要するに順位というのが出てくるのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 大変やすらぎのほうに器具がふえて、日数も1日ふえるということで、あと時間帯とかは、営業時間も大分今回、6月補正でしたか、議案の中でたしか時間もいろいろ長くしてくれたりとかしておりましたけれども、この1日をふやしてくれるプラス営業時間はどうなっているのかお伺いします。

それと、ラベンダーの件は、本当にラベンダーは使い道がありますし、今後これを進めていただければ、北海道の富良野、そこのところでちゃんとオイルにして販売していたり、これすごく大変人気が出るといいますので、何とかうまく進めていっていただきたいと思います。ですので、答弁はしていただければしてくださってもいいですけれども、それとプールの関係は、地方創生に向けて何か有利な補助金が今後見込まれるのであれば、今のうちからいろいろ調査するのはいいと思うのですけれども、やっぱり町長もよくおっしゃいます費用対効果というところからすると、本当にプールの施設が各学校にあるということがどうなのかなと思います。

そういった中で、先日川崎市の取り組みがテレビでやっておりまして、川崎市では民間のスイミングスクールに委託をして1年中どの期間でも結局できるわけです、スイミングスクールですから。それで、送迎も学校に来ていただいて、学校の先生ではないスクールの先生に教えてもらい、そこの教え方がいいよということで、スイミングスクールに通う子供がふえた。学校側にとってもそちらにお任せして、民間側も生徒がふえて、ウイン・ウインの関係で大変いい効果が出ましたというのをテレビでやっておりました。しかしながら、今嵐山町で見渡してみても、民間の企業はそういうスクールはありませんし、小川町と東松山市にはございますけれども、ちょっと距離があるなど。あと、平成楼で以前プールがありましたけれども、今はどういうふうにしているのか。休業しているというお話は伺っておりますけれども、そういうものを将来的に活用するという方向性も念頭に入れて、地方創生でやっていくか、何でやっていくかはわかりませんが、町長のこれからのこのプール関しての何か考えがあるか伺っておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

トレーニングルームの利用時間の変更に関係していることですが、こちらのほうは水曜日、木曜日、こちらが今まで10時から4時まで行っていたものを今度10時から5時まで、1時間延ばさせていただく、また逆に金曜日と土曜日が今まで10時から7時だったものを今度10時から6時までということで、1時間短くするということがあります。月曜日も、今度新しく1日追加するのが月曜日でございます、こちらのほうも10時から5時までということで利用時間のほうをさせていただくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 積極的に進めていってほしいというご指摘だと思いますが、試験的な作付でうまくいけば、それを弾みとして、人が呼べる作物、そしていろいろ加工ですとか、そういった原材料としても可能性が高い作物でありますので、大きくこの地域の農業観光が飛躍できるような活用ができるように考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中ではお話をさせていただかなかったのですが、この2校につきましては、もう老朽化は周知のとおりでございますけれども、特に選んだというのは、災害時のときにプールの水を浄化して飲める飲料水にする設備もあわせてつくりたいということで、2校ということで、とりあえず設計をお願いするわけでございますけれども、川崎の例をお話いただきました。嵐山町でも市街化の中とかあればできるのかなということでございます。今後の計画につきましては、先ほどお答えさせていただいたように、全体的な整備計画の中で十分検討して費用対効果というご指摘もいただきました。そういうものも勘案しながら計画をつくってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 そのプールにつきましてちょっと補足のほうをさせていただければと思います。平成24年度の補正予算、大型の補正予算が組まれて、このときに埼玉県内でも幾つかの市町村が、補正予算ですから、財源対策債を発行して、交付税措置をいただきながら大変有利にプールの改修を行ったと。この近くでは、鳩山町が全小中学校のプール、全て改修が終わったというふうなお話もございました。そういったことを念頭に置きながら、これまでも過去もそうですけれども、補正予算が組まれたときにそこに手を挙げていくというのは、非常に時間のない中でその計画がしっかりとできているもの、ハード事業の場合は設計等が終わっているものというのが一つの要件になっていまして、嵐山町のプールもこれからそういった補正予算が組まれるときにはしっかりと手を挙げて、有利な財政制度で運用していこうと、そういう大きな目的がまず1点ございます。それともう一つは、遠い将来を見たとき、果たして今の学校の数がそのままいくのかいかないのか、そういったことも頭に置いたときに、全てのプールを改修していくのか、あるいは核になる学校を今から選定しておきながらその準備をしていくのか、そういったことも2つ目には頭にあるというふうなことでございます。それから、さらにお話をさせていただければ、今民間の会社がプールの運営というお話がございましたけれども、そういったことが嵐山町内で実現できればさらにいいなということで、そういったことも頭に置きながら進められればさらにいいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） さっきのやすらぎの件なのですけれども、利用率が大分ふえてきていて、今まで年間パスとか半年パスを買っている方が行ってもちょっといっばいで使えないとか、そういったもう何かいつ行ってもいっばいだわということになったときに返却ができるのだろうか、町民の方からそういう質問があったので、今後どうされるのか、そこだけ確認させてください。

○青柳賢治議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 その関係につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。年間券ですとか半年券を購入された方がトレーニングに行っていないという状況でなかなか利用ができないというような場合がございましたら、いきいき課のほう

とも内部の中でその辺については協議といいましょうか話し合いをしております、今の段階でその辺をどういうふうにするということではなくて、結果としてそういうような場合がありますら、そのときに何らかの対応のほうを検討させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3点伺いますけれども、まず23ページの自治基本条例のことです。これは町長に伺います。

職員が忙しくて、そして委員の手当をやめたということですね、委員報償費を。私はずっと10何年以上前から自治基本条例のことを質疑していて、そして第4次総合振興計画では議員提案でたしか基本計画の修正の中に自治基本条例を策定するというのを入れて、そしてそれが否決されました。その次に第5次総合振興計画で自治基本条例を策定するということが出てきたので、ではそれで任せようというふうな感じでした。職員ができないのではなく、町長部局みずからやってみたらどうですか。自治基本条例というのはとても大切なもので、憲法にかわるものであるというのに、何だか知らないけれども、アベノリスクであっち行ったりこっち行ったり職員がとても翻弄されています。その職員が翻弄されずに基本的な部分だと思うのです。この前の議会では、森さんが若者会議を開いてみたらどうかというふうな話をしました。そういったものも含めてやっていくのが自治基本条例であって、その自治基本条例に関して町長みずからやっていかなければ。それで、住民の委員を集めるという形ではなくて、むしろどこかの大学の先生などの知見をかりて、今の新しい時代、この低迷する中の何だかわけのわからない少子化時代、人口消滅時代に自治基本条例をどうするのかということを考えて、町長みずから三役になるのですかね、そして一緒に考えていくということが本当は必要で、そしてその中で住民の人に、無料でもいいし、入ってきていただいてやっていく。これは、多分たくさんの方が参加していただけるのではないかなと思うのです。自治基本条例というのは、実は一つのはやりものみたいだけれども、基本的な部分で地方分権がなぜだか急に地方集権に変わってきていますよね。でも、地方分権の基礎になっていくところ、これが入っていない。そのところで、私は町長みずからがここでやっていくという姿勢が必要だと思うので、その点について伺います。

それと次です。29ページの学童保育の問題です。学童保育の処遇改善事業に1,326万2,000円、それぞれのところのいろいろな処遇改善があるということですが、1団体300万円から400万円近くになってくるわけですね。それで私が一番気になっているのは、各団体が全く労働条件が違っているから、処遇改善事業を行おうとしても、それがはっきり数字として出せてこない。その問題が一番あって、何だかごによごによしていて、こんな1,326万円も大きい金額がはっきりした数字が出てこない、これ問題だと思うのですよね。しっかりどういうふうな状況になって労働条件を改善しなくてはいけないか、4学童ではどういうふうな形でそれについて話し合われて現在の状況になっているのか、説明を伺います。

それから、33ページです。雇用促進奨励金なのですが、明星食品のほうにこれが入っていくということで、これは企業誘致条例がここのところろで実際に動いたのかなと思うのですが、その点についてどのような内容なのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

自治基本条例の件です。ご承知のように、議員さんは以前から自治基本条例を制定すべしということで早くからご指摘をいただいております。今までできないで来ているわけですが、町の一番上位の計画というのに地域の振興計画、総合振興計画というのがあるわけですね。総合振興計画というものの、しっかり町の最高の決まりを決めて、それでまちづくりをやっていきなさいというのが基本です。それで、それをやっていくのに地域の中で住民との約束事をつくってやっていくべきだというのが自治基本条例です。前からこの話を言われたときに言っていましたけれども、自治基本条例、いろんなことをこうやりなさい、地域はこうです、役場はこうです、こっちはこうです、工場はこうです、学校はこうです、いろんなことを決めます。決めるけれども、なかなかそのところが実行に移していないのがほかのところの自治基本条例をつくっているところなんかでもありますねというお話をしてきました。そういう中で、地域のコミュニティー、こういうものを通じて町の進むべき方向をお願いする方向をご理解をいただく、そして地域の中でご協力をいただける、そういうような状況をつくり出して、醸し出して、その上でこれができるという理想的ですねというお話を

してきました。自治基本条例がもうつくる時期だろうということは十分理解しております。ということで、つくっていきましょうということになりました。それで、今回の場合、先ほど川口議員さんにもお叱りをいただきましたけれども、延べになってしまったということで謝らせていただきましたけれども、この自治基本条例、今の状況でも、今回のこの地域の総合計画、総振の計画をやりながら、これもとりあえずおっつけておこうというのはできると思うのです。だけれども、そういうものではないというふうに私は思って、あえてここのところは延ばさせていただく。しかし、この自治基本条例ができて、守っていただくような地域との連携といいますか、地域にお願いをすること、そして地域がやっていただくことというのは、以前に比べて格段に進んでいると私は思っているのです。地域のコミュニティー事業というのは、前からもう10年になりますけれども、やらせていただいてきて、それでいろんな形で地域もご協力をいただく。町もいろんなことをやらなければいけない。職員のボランティアをはじめとしていろんな形で住民と行政と地域の工場といろんなところとの連携をとって、それで地域経営という方向をやってきた。その成果がだんだん出てきているのです。ですので、この自治基本条例というのはもう十分つくらなければいけない。先ほど言ったとおりで、申しわけないと思っていますけれども、これは今度つくらせていただきますので、今やっている仕事が順番でそこのところで進めさせていただく。それには、このつくっていく間にも地域との連携をしっかりとりながら、地域コミュニティーを図りながら、それをさらに進めながら、両方の意見が合うような地域づくりを進めていきたいというふうに思っております。当面はそういうことでおくらせていただきます。申しわけございません。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

各クラブの条件をはっきりさせろというようなご質問だったかと思うのですが、大変申しわけございませんけれども、それぞれの規約とか、そういったものを今用意してございません。ただ、1つ言えるのは、補助基準というのがございます。国の定めた基準がございまして、その基準については全て4学童ともクリアしており、今回単価の改訂に伴って補正をさせていただくというようなことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、こちらに関しましては企業誘致条例の中の雇用促進奨励金に該当するものでございます。今回、昨年度申請がございました東日本明星から1年が経過いたしまして、町内在住の継続して雇用された従業員さん、該当者3名いるというふうなことで申請をいただきました。今回3名分の補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 自治基本条例なのですけども、私は町長みずからがやっていけばいいだろうと言っているのであって、職員がもうこんなに忙しくてたまらない。アベノリスクでもうさんざんひどい目に遭っている。状況としては、マイナンバー法であれ、それから地域創生に関してはどんどん、どんどん国の負債がふえていくわけですから、本当にいいのかな、そのような感じで見ています。これは、完全にアベノリスクと思って見ています。それで、その中で職員が嵐山町の本当の仕事をしながら、そういった余計な仕事だなというふうに実は見ているのですけれども、お金が来ているから、それでやっていけるかもしれない。だけれども、余計な仕事でもあるなというふうに見ています。でも、それでなおかつ嵐山町を経営していくわけですよね。そこで経営していかざるを得ないという状況があったら、職員に任せずに町長みずからが自治基本条例をつくるという立場に立って、そして住民の方と一緒に自治基本条例というのはいろいろありますよ。だけれども、今の中での自治基本条例をつかっていく、そしてこの前言われたように若者会議をやっていく。私は、このところでどんなにコミュニティーの人たちがいっぱい入ってきているというふうに言われたとしても、女性の意見というのは全く聞いていないなというのがもう目に見えてわかっている。そういうふうな部分があるので、住民投票のことを一部のところでは自治基本条例の中でメインにしていますよね。市町村合併が行われているときは、住民投票がすごくメインだった。だけれども、そうではない。しっかり住民の人と意見交換をして、住民の意見を聞いていくというのが必要なののですけれども、総合振興計画を策定しているときの状況を見ますと、まず職員がつくったもの、たたき台があって、それについていいか悪いか、それをやっていくというふうな形ですよ。そうで

はなくて、初めから住民の方に意見を聞いて、町長みずからやっていったらいいと思うのですよ。もう職員に任せない、そういうふうな形でやっていってお待ちせしましたと言うのだったら別に気にもしません。待っていてもいいのができたらうなというふうに思います。だけれども、今職員が忙しくてできないというふうな感じでは、これはだめだよというふうに思うのです。私なんかも前、総務経済委員会のところにいたときにまちづくりについてをテーマにしました。でも、そのときにまちづくりをテーマにしたのには自治基本条例はやってみたいなというふうなことがあったのですけれども、町がやるのだったら自治基本条例は町がやればいいではないか、そのような感じでまちづくりについてをテーマにしました。そして、それが実際に反映されたかどうかというと、全くほとんど反映されていないのだろうと。まちづくりに関しては、議会の意見というのは余り反映されないのだなというふうな感想があります。なので、実際に本当に町民の人と話し合いをして、そして自治基本条例的なものをつくっていくという過程が見えていけば、待っていますよというふうな感じで言えるのです。だけれども、今コミュニティーの地域経営をやってきて、コミュニティーの人たちがいっぱい入ってきている。確かに入ってきていますよ、男性がね。女性は入ってきていない。若い女性は全然入ってきていない。そういうふうな状況がある中で、ではやっぱり自治基本条例みたいな形なものをやっていく。町長みずからがやっていくという姿勢が必要だと思うので、お待ちしますけれども、だけれどもその点については職員に任せるという形ではなく、自分でやっていくというふうな姿勢が必要だと思うので、その点について伺います。

それから、学童保育です。学童保育については、1,300万円ですか、そのぐらいの金額が1つの学童に行ったわけではないだろうと思いますよね、当然。1カ所の学童に行ったわけではないだろうと。そうしたら、それがどんなふうに。せめて分散されるのか、その程度のこともお答えとして出てこない。そして、それぞれの地域の手当ですか、職員の人の手当になって出てきていますよと。では、具体的にはどんな形で変わってきたのかということがこれではわからないですよ。そういうことを言っているのであって、4学童があります。4学童の方たちそれぞれいろいろやっていらっしゃって、私も七郷のほうを歩くと、七郷では子供たちを連れて夏休みは外を散歩しているのだとか、そういうふうな形が見えます。だけれども、そのときにどういうふうな形でそれを出していつているのか、そしてそれで労働条件はどう改善されていっ

たのか、1,300万円あっても、それが見えてこない。そこのところが問題なので、そのことを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

自治基本条例、町長が自分でつくれという話ですけれども、今話した状況というのも10年前から先頭になってやっているのですよ。それは地域コミュニティーづくり、前から言っているように、成文法というか、法が先にできれば何かが全部後をくっついていくというものではないのです。今、国で女性が組織の中の役職が何%だとか、女性の登用が何%とか決めるべきだとか、決めてもなかなかそういうふうにはいかないよとか、いろんな議論がありますけれども、そういうことなのです。やっぱりそういう方向ができてないと、何をつくってもそこのところには行かないのですよ。ですから、そういう社会、地域をつくって、それでつくれば、その方向にスムーズに動いていくというふうに思うのです。それで、今まで私も先頭に立ってもう10年間やってきましたので、そういう方向を成文化をしていく時期だというふうに私も思っています。ですので、それらをさらに今やっていることを進めながら、議員さんのご理解がいただけるような方法をつくっていきたいというふうに思っています。ですので、今これがなくてもそういうものを目指してやっているわけですので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 答えいたします。

趣旨がちょっと違ってお答えをして大変申しわけございませんでした。先ほどのお話、回答させていただいたように、この処遇改善事業ということで、時間延長だったり地域との関係機関の連携とか、そういったものも含んでいるということを理解した上でお願いしたいのですけれども、町の委託料として、これからこの補正予算に基づいて、例えば人数や何かによるのですけれども、310万円前後、320万円程度の金額がそれぞれ4学童に行く予定になっております。

なお、細かくお話ししますと、毎年何回か4学童の代表者と会計屋さんとかが集まった協議会を開催しておりまして、具体的には多分9月にうちにも1回また設けると思うのですけれども、その中で細かい内容については詰めさせていただきたいと思い

ますけれども、基本的には指導員給料とか賞与とか、そういったものが中心になるということになるのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 住民参加の制度というのはとても難しいと思うのです。私も議会基本条例をつくって行って、議会基本条例は先に法ができたわけですよ、条例がね。それから後にくっついていく、そういうスタイルです。だけれども、その後からくっついていく中でも人は変わっていく、そう思いました。だから、じっくり我慢して変わっていくのを見ていかなくتهはいけないのだなと、そういうふうに思っています。自治基本条例にしてもそうなのですよ。最初に制度があって、それから後からついてくる部分、土壌ができて、それからつくっていく。2つの両方でやっていかないと、日本の場合はもともと市民社会の意識がないので、だからすごく難しいなと思うのです。私は、町長みずから率先してやっていらっしゃるというふうにおっしゃっているのですけれども、私にはそれが、男性、それから高齢の男性たちとは一生懸命なさっているのかなという感じはするのです。だけれども、若い学生、それから若い女性、子供を持ったお母さんたち、そういう人たちと一緒に率先してやっていくという姿は見えていないなというふうに思うのです。職員の人とは草刈りをしたり一生懸命やっていらっしゃいます。そういうふうな姿は見えています。でも、実際にはそういうものではなくて、もっときめ細かい住民との意見交換をしながらつくっていくという形が見えていくと、職員にお任せしてやって行って、そして報償費を払う委員にお任せして自治基本条例をつくるという形ではない、また別のつくり方もあるかなと思うのです。百人委員会みたいな形のものできるだろうし、いろんな形で今ワークショップのあり方もあります。そういうふうな形のを町長みずからがやっていくということで、この人口減少化社会を乗り切れる自治基本条例がつくれると思うのです。待っていますよ。待っていますけれども、姿は見せてほしい、そういうふうと思うのです。その点ついて伺いたいと思います。

もう一つ、学童保育についてなのですが、学童保育については、機関連携に関しての部分というのは結構必要になってくるのかなと思うのですけれども、連携にかかわる職員さんとかコーディネーター的な人の部分というのはあるのかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 自治基本条例、お答えさせていただきます。

議員さんがおっしゃるのは前からお聞きしていますので、よくわかっているのですが、私もそういう状況で、こういうものをつくったからすぐ何ができるのだということではないのだというのは、つくったらいろいろできてきたというようなこともあるのだというお話がありましたけれども、そういうこともあると思うのです。それで、こういうものをその前につくってやっているのだと。10年前から地域コミュニティをやって、いろんな形の行政とのつながり、そして何より一番意識を持ってもらう、それが一番難しいことで、そのことをやってきた。ですので、議員さんおっしゃるように自治基本条例というのはつくってまいります。それで、もういろんなところでできていますから、それを参考にすると。参考がいっぱいありますから、嵐山町に合ったものというのはこうやるとすぐできてしまうような感じなのです。ただ、それはそれでそうなのですけども、そういうことではなくていろいろやるべきこと、そして今嵐山町がまだこのところは足りていないなとか、今言った若い人がどうかとかいうようなこと、それはどういうふうにしたらいいのだとかというのをいろんなほかのところを見ると、どういうふうに書いてあるのかいうようなことがありますので、そういうことを実践しながら、地域にいろんな形で流しながら、嵐山町独自の地域づくり、そしてこれから何としても高齢社会の人口が減っていく、そして地域社会の地域力が全く衰えてしまう、この状況をどうやっていくのかというのは、今までの自治基本条例の中でも一番先につくなければというか、新しいのはそういうのが入ってくるのだらうと思いますので、一番そこが重要なことかなというふうに思いながら議員さんおっしゃるような方向で進めていきたいと思っています。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

関係機関との連携ということでございますけれども、既に学校等の関係機関とはそれぞれ嵐山町は、ご案内のとおり、各学校に併設と言ったらいいのかわかりませんが、敷地内にございますので、そういった連携はやっておるわけでございますけれども、先ほどお答えさせていただいたように協議会の中でより一層のご提案をさせていただいて、よりよい学童保育が実施できるように行ってまいりたいと、このよう

に考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

議案第42号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 学年費の提案になります。学年費を昨年度と同様の金額にして、学校の教材費にかかわる父母の負担をなくしていく、これは町立の小中学校にに関してだけですけども、そういう提案です。

まず、修正案を読んでいきますけれども、修正案、議案第42号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。第1条中、3億9,610万2,000円を4億481万7,000円に改め、63億5,072万8,000円を63億5,944万3,000円に改めます。

そして、第1表、歳入歳出の予算の一部を次のように改めます。繰入金ですけれども、基金繰入金のところに変更があります。基金繰入金で、補正前の額は2億7,880万円ですけれども、補正額871万5,000円を繰り入れて基金繰入金を2億8,751万5,000円にします。ですから、繰入金は3億4,492万9,000円になり、歳入合計は63億5,944万3,000円になります。

歳出です。歳出は、教育総務費に871万5,000円を補正します。補正前の額は1億1,111万6,000円が924万3,000円になって、総計が1億2,035万9,000円になります。歳出合計は、871万5,000円を加え、63億5,944万3,000円になります。

修正案に対する説明ですけども、歳入の繰入金が871万5,000円を加えるので、補正額が6,612万6,000円となって、繰入金が3億4,492万9,000円になります。

歳出に関しましては、教育費で補正額が871万5,000円を加えて3,279万9,000円となり、教育費が6億3,735万4,000円で、その財源内訳は一般財源が3,279万9,000円となります。

歳出の合計は、補正前の額が59億5,462万6,000円に補正額4億481万7,000円を加え、合計が63億5,944万3,000円になります。これは、一般財源が871万5,000円を加えるの

で、3億6,158万2,000円が一般財源からの支出となります。

さらに、明細になりますけれども、繰入金は、財政調整基金が補正額の前が2億6,800万円ですが、補正額871万5,000円を加え、2億7,671万5,000円となります。これは、財政調整のため、財政調整基金からの繰り入れを行うものです。そして、財政調整基金はこのために4億7,026万円になります。

歳出のほうですが、教育費の教育総務費、補正前の額が1億803万3,000円ですが、補正額が871万5,000円を加えるので、教育総務費は1億1,727万6,000円になり、その一般財源が52万8,000円に871万5,000円を加えて924万3,000円になります。それは、説明としては小中学校学費学年費補助になります。小中学校学費補助事業は、868万5,000円に871万5,000円を足しますので、1,740万円になります。これは、小学生805人、中学生469人を対象にします。

こちらの補助要綱なのですが、説明資料となっていますこの第3条、小学生5,000円を小学生1万円、中学生1万円を中学生2万円にするものです。

以上です。

○青柳賢治議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） まずお聞きしたいのが、今回27年度予算のときに執行側から説明があったのは、こども医療費窓口払い廃止は、今まで窓口払い廃止のための代替事業として、この子供たちのお金1万円と2万円を学年費として交付をしていたというお話でした。代替という意味は、ほかのものでかえるという意味で、今回10月1日からこども医療費窓口払いが始まるわけですが、影響額は大体幾らぐらいと考えますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これに関しましては、代替事業として考えていません。学年費に関しましては、子供の学年費を支援していくということがとても嵐山町にとっては重要なことであるので、そのような考え方はなく、こども医療費の窓口払いの代替事業として考えるということは一切ありません。こども医療費の学年費の代替事業ということ自体がそもそも、学年費事業というのを持ってきたこと、リンクさせたと

いうか、理由づけをしてこれをやってきたこと自体に間違いがあると。分けて考えなくてはいけないことであって、こども医療費の窓口払いをずっと続けていて、そこで得た金額というものと学年費を出すということは全く別のものとあります。なぜこんなふうは無理なことを考えたのだらうというふうに思うのです。学年費事業というのは、父母にとってとても評判がいいものでした。わざわざこども医療費の窓口払いを廃止するからといって、それはやめる必要がない事業で、そのような考え方自体が間違っていたというふうに思います。

嵐山町では、菅谷小学校区、6人に1人が子供の貧困の状況になっていて、母子家庭の数がとても多い。七郷小学校、志賀小学校は少ないのですけれども、それと全く違うような状況になっていて……すみません。私は、こちらにも反問権というものがあると思うのです。勝手に話させていただいていますけれども、このような事業と全く連動させる気持ちはありません。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論については、まず原案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 次に、原案に反対の議員の発言を許可します。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 それは、執行部の原案ということですよ。

ですから、まず原案に賛成の議員の発言を許可しますが、発言がなければ次に行きますよ。いいですか。修正に対してはその後やりますから。

まず、原案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 次に、原案に反対の議員の発言を許可します。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時56分

再 開 午後 3時57分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、原案に賛成の議員の発言を許可します。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 原案に対して賛成討論をいたします。

平成27年度予算が議決され、苦渋の決断で学年費を半額にしたと思います。多くの皆様の声があったこども医療費の窓口払いがいよいよ10月1日から開始されます。他市町村では、窓口払い廃止になった年度は医療費が1.5倍から2倍とか、そういう報告があります。本町におかれましては、1.25倍の見込みがあるというお話も伺っております。そういう中で、未請求の方の分も初年度は入ってくることから、影響額はわかり知れません。よって、今回はこの補正予算に賛成いたします。

○青柳賢治議長 次に、原案に反対の議員の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 次に、修正案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。議案第42号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対して反対とみなすことに決しました。

それではまず、本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第42号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を4時15分とさせていただきます。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時16分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第11、議案第43号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,598万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を24億4,098万7,000円とするものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 それでは、議案第43号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての細部説明についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の60、61ページをごらんください。2番、歳入でございますが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税につきましては、退職被保険者等の調定見込み額の減少に伴いまして、2目退職被保険者等国民健康保険税を953万1,000円減額し、補正後の額を3,163万円とするものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、平成27年度療養諸費の増額が見込まれるため、1目療養給付費等負担金を3,264万9,000円増額し、補正後の額を3億3,664万2,000円とするものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金につきましては、平成27年度前期高齢者交付金の額の確定に伴い、1目前期高齢者交付金を126万1,000円減額し、補正後の額を7億328万6,000円とするものでございます。

次に、10款繰越金につきましては、平成26年度決算の確定によりまして、1目療養給付費交付金繰越金を529万3,000円増額及び2目その他繰越金の前年度繰越金を1億1,883万3,000円増額し、補正後の額を1億2,412万8,000円とするものでございます。

続きまして、62、63ページをごらんください。3番、歳出でございますが、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費6,363万2,000円の増額及び2項の高額療養費、1目一般被保険者高額療養費3,832万9,000円の増額でございますが、これは一般被保険者療養給付費は4月から6月までの支払い実績額が、一般被保険者高額療養費は4月から7月までの支払い実績額が当初予算の1カ月当たりの見込み額を上回っていることから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金の45万9,000円の増額、4款前期高齢者納付金等の4万3,000円の増額及び6款介護納付金の24万5,000円のこちらは減額でございますが、これはそれぞれ平成27年度分の額の確定に伴いまして、補正をお願いするものでございます。

64、65ページをごらんください。11款諸支出金、1項3目償還金723万7,000円の増額につきましては、26年度の療養給付費等負担金、退職者医療療養給付費交付金について、支払い実績により額が確定したため、返還するものでございます。

また、2項繰出金、1目一般会計繰出金3,299万9,000円を増額し、補正後の額を3,300万円とさせていただくものでございます。こちらにつきましては、26年度におきまして歳入不足見込み分として一般会計より繰り入れていただいた分を繰出金として返還させていただくものでございます。

次に、12款予備費でございますが、352万9,000円を増額し、補正後の額を600万円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 療養給付費が5%以上ふえるわけなのですけども、どのような疾病が多かったのか、そして高額療養費では4%ぐらいになるわけですけども、どのような疾病が見込まれるのか伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井敏明町民課長。

○金井敏明町民課長 資料の中でございますが、高額療養費の金額的に大きいものが26年度につきましては新生物、それから循環器系の病気、血液疾患等でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 27年度ですので、27年度はまだわからないのですか、どういう事例が多かったのか。わからなければいいのですけれども、ちょっとそれを私も聞こうと思っていたのですけれども、それから保険税の件なのですが、退職者の方の税がどうして1,000万円近く減額になるのか。もうこれはなくなる制度ですから、今いる人が66歳になればもう終わりにになってしまうわけですね。ですから、62歳の人が63歳で、そのまま死亡する以外、転居する以外はそのまま残るわけですね。それが読み切れなかったというのはどういう理由からなのでしょうかね。それを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、27年度につきましては病気の種類の多いものというのは、資料がないので、申しわけないのですが、過去の例を見ますと、23年度からの資料がございまして、1位、2位あたりを毎年来ているのが、循環器系の病気ですとか、先ほど申し上げました新生物、それらの病気の金額のほうが高くなっているという状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、保険税に関しましては私のほうからお答えをさせていただきます。

議員さん今おっしゃったとおり、ご案内のとおり、退職者医療制度につきましては昭和59年の10月から施行がされたという制度でございます。前期高齢者の財政調整制度、これが創設されまして、これに伴ってこの退職者医療制度というのが廃止されたということでございます。しかしながら、国民健康保険財政の安定、こういった観点から、平成26年度までに退職した方、こういった方が65歳に達するまでは経過措置としてこの制度を存続するというような形になっております。先ほど議員さんおっしゃったとおり、27年の4月1日以降退職された方はこの退職者医療制度のほうには加入はされません。ということで、この対象になる方がふえるということは今後はないというふうに考えられます。

ご質問いただきました点につきましては、当初予算見込みでございます。医療給付分、こちらをちょっと例に申し上げます。均等割の人数で申しますと、当初予算ベースでは399人予算計上しておりました。実際今年度に入りまして、調定上の数値でいきますと、これが307人ということで、当初から比べますと92人減少しております。平等割についても同じように、当初予算は173世帯、しかしながら調定では137世帯ということで、36世帯減少というような形になっています。先ほど申し上げましたとおり、今後はふえる見込みはございませんので、ここで減額の補正を計上させていただいたということでございます。世帯数、対象がどんどん減ってきていますので、当然所得割あるいは資産割、こういったことの課税標準のほうも減額されております。こういったことから、医療と後期高齢者の支援金分、それから介護給付分、これらを合計して953万1,000円の減額をお願いしたという内容でございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 保険税なのですが、そうするとなぜ見込みがこれほど違ってしまったのかというのは、その理由はわからないのですかね。その1点だけ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 先ほど申し上げました均等割、それから平等割の人数と世帯数で

ございますが、平成26年度、昨年度の当初で考えますと、予算上は430人でございます。当初予算で430人。昨年度は、当初の調定で442人。それから平等割で言いますと、当初の予算が180世帯、実際の昨年度の最初の調定は196世帯ということで、こういった数字を勘案しまして、27年度も予算計上したわけでございますけれども、予想以上に減少が大きかったということでございます。その細かな理由までは、申しわけございませんが、把握しておりません。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今度の補正については、保険税が減額になるかわりに医療費が増額になるということで、実は昨年この医療費分が足らなくて一般会計から繰り入れたというふうな事態になったと思うのです。今広域化も含めて地方3団体が財政支援をということで、国がそれを認めて財政支援をしていると思うのです。そういう点では、国が保険者の支援制度の財政支援1,700億円計上したというふうになっていると思うのですけれども、そういう点では、低所得対策の支援だとか今言った国保の運営上の財政支援、例えば低所得者については、2015年から国は出していますし、17年度以降さらにこれを上乗せしていくと。もう一つは、財政安定化基金をつくるということで200億円が計上されていると。具体的に嵐山町の中にもこうした国の補助金そのものは、当初予算を見てきていないので、わからないのですが、計上されているというふうになっていて、そういうことで計上されているのでしょうかね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

計上されているということでよろしいかと思います。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第12、議案第44号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億6,900万1,000円とするものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 それでは、議案第44号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての細部説明についてご説明申し上げます。

補正予算書の76、77ページをごらんください。2、歳入でございますが、5款繰越金は、平成26年度決算によりまして前年度の繰越額が確定したことに伴いまして、232万3,000円増額をいたしまして、補正後の額を282万3,000円とさせていただきます。

次に、78、79ページをごらんください。3、歳出でございますが、4款予備費を232万3,000円増額し、補正後の額を292万2,000円とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第13、議案第45号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして提案趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成27年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,931万1,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を12億934万8,000円とするものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第45号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の90、91ページをお願いいたします。歳入ですが、8款繰越金につつま

しては、平成26年度の決算に伴う繰越金として8,872万3,000円を増額するものでございます。なお、この中には、介護給付費負担金等の確定により超過交付となっております国、県への返還金及び一般会計への返還金、合わせて4,132万1,337円も含まれております。

次に、9款諸収入につきましては、平成26年度の地域支援事業費の確定に伴う診療報酬支払基金からの追加交付金58万8,000円を増額するものであります。

92、93ページをお願いいたします。歳出ですが、3款地域支援事業費、1項2目一次予防事業費の介護予防啓発事業、8節報償費の15万円につきましては、コバトンお達者倶楽部の参加者の増加に伴い、特典として交付している地域商品券を購入するため増額するものでございます。

3目総合事業費精算金14万7,000円につきましては、吉見町の施設に入所している住所地特例の対象者が吉見町の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用しているため、保険者である町がその費用を負担するため増額補正するものでございます。

また、2項包括的支援事業・任意事業費、6目生活支援体制整備事業費30万6,000円につきましては、要支援1、2の方に対して行う介護予防・生活支援総合事業を円滑に行うための生活支援コーディネーターについて、当初予算では臨時職員で対応していたものを委託で行いたく、支払い科目の変更とその差額分を増額するものでございます。

次に、4款基金積立金につきましては、平成26年度決算による歳計剰余金を介護保険介護給付費支払準備基金へ積み立てるため、4,700万円を増額するものでございます。これにより、平成27年度末の基金残高は本年度取り崩し予定額の600万円を引いて1億5,762万5,470円となる見込みでございます。

次に、5款諸支出金、1項2目償還金1,690万9,000円につきましては、平成26年度の介護給付費等の額の確定に伴い、超過交付分を国及び県へ返還するものでございます。

94、95ページをお願いいたします。2項繰出金、1目一般会計繰出金2,441万2,000円につきましては、平成26年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分として一般会計から繰り入れたものを後年度精算として繰り出すものでございます。

最後に、6款の予備費でございますが、36万3,000円を増額し、補正後の額を289万

5,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 2点伺うのですけれども、1つは住所地特例負担金というものなのです。これ結構いろいろあると思うのですが、今回1名だけですよね。そのほかにもこういった例というのはあると思うのですけれども、そういった例は今年度に関してはないということなのですか。たまたま精算金だから、こういう形で出てくるのか、その点について伺いたいと思います。

それから、生活支援コーディネーター業務委託料なののですけれども、これは今まで嵐山町の臨時職員としてやっていたものが委託になるわけですよね。委託ということですよね。生活支援コーディネーター業務委託料という形になっているので、そうするとこの生活支援コーディネーターの業務委託というのはどこに出していくのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の住所地特例者の町負担についてでございますが、今年度につきましては1件ということでございますが、これにつきましては、住所地特例の方がその施設のあるところでその町が実施する総合支援事業を、この方は吉見町の施設でございますので、吉見町はもう4月から総合支援事業に移行していますので、そちらで実施した分について、保険者が嵐山町というような形になってございますので、その分を嵐山町が負担をしているというものでございます。このほかに今後出てくるかということについては、ちょっと今のところわかってございません。

それから、生活支援コーディネーターの関係でございますが、現在これを臨時職員でお願いしているというものではございませんで、新たに今年度からお願いするということで、当初予算では臨時職員ということで計上させていただいていたわけでございますけれども、これも総合支援事業の関係で、臨時職員で対応、当初予算を編成するときにはそのように考えていたわけでございますけれども、実際今になってコーディネーターにつきましては、臨時職員で対応ということになりますと、なかなか人選

ができないというような状況になってきておりまして、これを委託でということで考えました。この委託につきましては、どこへということなのですが、社会福祉協議会のほうに事前にはお話をさせていただきまして、ある程度そういうったことであればというような内諾といいたいでしょうか、そういうことは得ている状況でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私の認識不足だと思うのですけれども、住所地特例負担金というのは、例えば嵐山町から別のところ、お子さんがいらっしゃるところに行ったりするではないですか。そこでその介護保険を使ったりするというふうな形だと思っているのですけれども、住所地が嵐山町にあって、お子さんのうちに行っているとかいう方、結構いらっしゃると思うのですけれども、そういう方の対応とは違うのですか。そういうふうなのは結構いらっしゃるのではないかなと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 住所地特例というものは、例えばその方の実家だとか、子供さんのうちがほかにあったとして、そちらへ転出されたという場合には住所地特例の対象にならないと。介護保険の適用されている施設のほうに転出されて、そちらに入居された場合に対象となってくるというものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） よくわからないのですけれども、例えば実際には嵐山町に住所があって、お子さんのうちに行くとかいう場合あると思うのですよね。家族のうちに行くという場合、そうした場合、そちらの介護保険を使うということがあると思うのですけれども、その場合のほかに、嵐山町に住所があって、別の市町村の特養とかというところに行かれる方もいらっしゃると思うのです。それは住所地特例にはならないと。そうすると、特養の場合は全部住民票も移してしまうのかもしれないのですけれども、一般的にうちにいた場合、嵐山町にいて自宅を持っていらっしゃるって、そして娘さんのところに行ったり息子さんのところに行ったりする場合、住所を移さない場合があるではないですか。そういったのは住所地特例になるのかなと思うのですけれども、そういった方というのは嵐山町は少ないということなのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 今議員さんがおっしゃられましたように、子供さんのところに一時的にでも住所を移さないで行っていらっしゃる、そういった場合は住所地特例の対象にはならないわけでございまして、先ほど申し上げましたとおり、そういった介護保険の適用となる施設等に入所した場合、嵐山町からそちらの施設に直接入所した場合、それが住所地特例ということになりますので、例えば住所を嵐山町から東松山市のほうに持って行って、そこからまたそういう施設に入った場合は、もう東松山市に行っていますので、東松山市がそれを見るわけですが、そういった住所を嵐山町であるか、またその施設を移すかは別ですが、両方が住所地特例の対象になるということです。住所を嵐山町から移しても移さなくても、そういった施設に入れば嵐山町が住所地特例の対象となるということでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 93ページのコバトンお達者倶楽部の件なのですが、これ昨年県の補助金を受けて始まったと思っていたのですが、近所の奥様方から聞く話だと、26年度は商品券がいただけたのだけれども、今年度から何か商品に変わってしまうという話を聞いていたのだけれども、今課長の説明によりますと、商品券が足りなくなったので15万円ということですから、そうすると500円の商品券を300枚購入するのかなのか、もう一回その辺を教えてくださいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

商品券につきましては、昨年度までは1人何枚でもいいといひましようか、上限がなかったわけでございます。今年度から1人5枚ということで、それを達成してしまいますと、今度は商品、嵐丸のクリアファイルとか、そういったもので対応させていただいているということでございまして、今年度商品券がなくなってしまったということではなくて、枚数を限定させていただいたということでご理解いただければと思います。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、商品券は5枚になったということですから、今までこの金額以前、今何枚ぐらい出ているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

枚数はあれなのですが、一応今年度、人数でちょっと申し上げさせていただきたいと思うのですが、6月末の参加者数というのが373人ございます。前年度の参加の人数ということで333人でした。6月末と比較しますと、もうその時点で40人ほど増加をしている状況でございます。今後また7月から来年の3月までの増加者110人程度を見込みまして、それによりこの額を出させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1点だけ聞いておきたいのですが、支払準備基金、この前説明でお聞きしましたが、4,700万円積み立てて総額で1億6,962万5,470円という数字を聞きましたが、とすればどのくらいを目標にしているか、理想だというふうに思っているのかお聞きできればというふうに思いますが、多ければ多いほどいいのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 どの金額までということではなくて、大体おおよその目安というものが過去3年間の支払い負担額の3年間の分を平均した額、その額が、程度が基金では相当額ということでございますので、この3年間で見てみますと、たしか1億5,000万円程度になっていたのではないかというふうに決算の中で確認をして、中ではそのぐらいの額までは3年間の平均、24、25、26年度を平均しますと、そのぐらいの額になるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そうしますと、この金額であれば、今のところは十分残金としてはあるということで、お考えになっているということよろしいですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きが課長。

○山下次男長寿生きが課長 お答えをさせていただきます。

先ほど言いました3年間の平均よりは若干少ないということですが、これだけあればちょっとはほっとできるのかなというようなことですが、

以上でございます。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 住所地特例の関係で、入所希望者というのは1つだけではなくて、幾つか併用して申し込みをしていると思うのです。嵐山町の施設待機者というのは、実数でわかれば一番いいのですが、何人ぐらいいるのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下長寿生きが課長。

○山下次男長寿生きが課長 お答えをさせていただきます。

今ちょっと手元に資料がございませんので、定かな数字がちょっと申し上げられないのですが、たしか去年度末で10人程度だったように記憶しております。10人程度であったと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 青柳賢治議長 日程第14、議案第46号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 議案第46号につきまして提案趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を6億4,492万6,000円とするものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- 青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

- 新井益男上下水道課長 議案第46号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書106ページ、107ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、2項1目下水道事業負担金でございますが、平成27年度下水道受益者負担金賦課分におきまして分割納付される予定で予算計上をしておりましたが、受益者負担金を一括納入される方が多いため、納付実績額によりまして増額補正を行うものでございます。383万3,000円の増額を行い、補正後の額を544万2,000円とするものでございます。

次に、第6款繰越金、1項1目繰越金でございますが、平成26年度決算によりまして、剰余金の額が確定することから、2,645万1,000円の増額を行い、補正後の額を3,145万1,000円とするものでございます。

補正予算書108、109ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項公共下水道総務費、1目一般管理費の補正予算の内容でございますが、4月の人

事異動に伴う職員手当等の補正を行うものでございます。

8 節報償費38万円の増額は、下水道受益者負担金を一括納入された方に対して納期前納付奨励金をお支払いするための費用でございます。

2 項公共下水道事業費、2 目維持管理費の15節工事請負費417万3,000円の増額でございますが、花見台ナンバー4マンホールポンプの1号機、2号機に附属しております設備、ガイドフォルダ等の交換修繕費用及び菅谷ナンバー1マンホールポンプの1号機ガイドスタンド等交換修繕費用、それから菅谷地内の下水道取り付け管及び公共ます設置工事に要する費用でございます。

第2款浄化槽費、1項浄化槽総務費、1目一般管理費の内容につきましては、4月1日の職員の人事異動に伴う予算の補正をお願いするものでございます。

第2項浄化槽事業費、1目維持管理費の内容でございますが、補正予算書108、109ページをお願いいたします。町に寄附されました浄化槽につきまして、浄化槽の修繕に要する費用をお願いするものでございます。

第4款予備費につきましては、2,494万9,000円増額をし、補正後の額を2,995万2,000円とするものでございます。

112ページ以降にあります給与費明細書につきましては、ご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 維持管理費の修繕料が出てきているということは、合併浄化槽そのものを寄附するという、その浄化槽に対する修繕料という考え方でいいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

平成24年度から町管理型として寄附される浄化槽も受け入れているわけですが、その寄附された浄化槽について、その後1年後に年1回の定期的なくみ取りをして清掃するわけですが、その時点で内部を確認したときに修繕が必要なひび割れ等が発生した浄化槽がありまして、それに対しての修繕を必要とする費用でござ

います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 寄附を受け入れるときにそういう要件というのは、例えば今課長が言われるように、ひびが入っていると、そういったものの状況を把握をして寄附というふうにはなっているのでしょうか。寄附の基数はどのくらいあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

当然寄附を受けるときに浄化槽の機能調査を行って、外観、それから適正に動いているか、そういうものは検査をするわけですが、汚泥が中に入っていたりしますと、引き抜いてみないと、ひび割れ等が確認できないというケースが現実的にはございます。それから、平成24年度から浄化槽の寄附を受けているわけですが、平成24年度は寄附された浄化槽が78基、平成25年度が56基、平成26年度が50基、合わせて平成26年度末まで184基でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうしますと、この修繕でかけているお金、これ何基分がひび割れなどになっているということなののでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

平成26年度に既に寄附された浄化槽の修繕を実施しておりまして、その基数が6件ありました。その実績をもとに1件当たりの基数で考えているところでございますけれども、今のところ細かい件数までは、おおよそは7件ないし8件というところまで実際には基種によってその修繕する内容が大きく違いますので、平均的にはそのぐらいの基数かなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第15、議案第47号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第47号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を43万1,000円増額し、総額を5億1,864万2,000円とし、事業費用を1,293万5,000円減額をし、総額を4億8,542万2,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を2,649万2,000円増額をし、総額を3億1,055万5,000円とするものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第47号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書127ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第1号）によりご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款事業収益、2項営業外収益、4目消費税還付金でございますが、仮受け消費税より仮払い消費税の額が多いため、差額を消費税還付金として増額補正をするものでございます。消費税還付金の補正後の額を128万7,000円とするものでございます。

第3項特別利益、1目その他特別利益でございますが、平成26年度当初予算におきまして貸倒引当金の見込み額を計上しておりましたが、平成26年度の決算の確定により貸倒引当金の額を再積算した結果、当初予算との差額につきまして減額をするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費から4目総係費までの各目におきまして、4月1日付人事異動に伴う給与、手当等の人件費関係の補正を行うものでございます。

1目原水及び浄水費の委託料でございますが、第一浄水場次亜塩素保管用タンクの清浄費用としまして60万円の補正を行うものでございます。

次に、128ページをお願いいたします。2目配水及び給水費の委託料でございますが、第3配水場次亜塩素保管用タンクの清掃費用としまして40万円の補正を行うものでございます。

次に、4目総係費の委託料の内容でございますが、各施設除草・植木手入れ業務委託及び水道管路管理システム保守料につきましてはそれぞれ増額をお願いするものでございます。

それから、水道台帳更新業務委託2,200万円につきましては、次のページにあります第1款資本的支出、1項建設改良費、8目固定資産購入費へ予算の支出科目の変更をお願いするものでございます。当初予算におきましては、水道台帳のシステムをリースする考えでございましたが、更新するに当たり、新たなシステムの内容、費用等を検討した結果、システムを購入する方法に変えたことから、企業会計、会計制度上におきまして資本的支出に計上する必要から、今回支出科目の変更をお願いするもので

ございます。

次に、15節委託料の内容でございますが、水道積算機器リース料につきましては、現在使用しているウィンドウズサーバーのサポート期間が終了したことから、機器の入れかえのための予算でございます。

水道管路管理システムの機器につきましては、当初予算で購入する予算141万円を計上しておりましたが、水道管路管理システムの機器につきまして、将来の機器更新を考慮し、買い取りからリース機器とすることに変更することから、会計制度上において、リースする場合においては事業費用に計上する必要から、支出科目の変更をお願いするものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、第1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費の主な内容は、4月1日付人事異動に伴う補正を行うものでございます。

1目事務費の委託料300万円の予算でございますが、今回老朽管更新計画作成業務委託としまして補正予算をお願いするものです。内容は、国庫補助を受けて、現在基幹管路、送水管、配水本管等の更新、布設がえ工事を実施中でございますが、当初計画を変更して補助を受ける必要があり、そのためには町の老朽管更新計画の見直し修正を行い、国庫補助を受ける必要から、予算をお願いするものでございます。

2目浄水場施設費の工事請負費でございますが、今回325万円の増額をお願いするものでございます。主な内容は、第一浄水場の構内舗装整備工事と第二浄水場及び第三配水場にあります緊急遮断弁の点検及びバッテリー交換工事などを行う費用でございます。

6目工具機器及び備品費の事務機器購入費141万円につきましては、総係費のところでご説明しましたとおり、支出科目の変更をお願いするものでございます。

8目固定資産購入費のソフトウェア購入費2,200万円につきましても、事業費用の総係費から予算の変更をお願いするものでございます。

前に戻りまして、121ページにあります平成27年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び122ページの給与費明細書及び124ページの水道事業予定貸借対照表のご説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 老朽管更新計画なのですが、国庫補助を受けるためにということでしたけれども、老朽管はどの程度あるかということのをこれからあれするのだと思うのですが、おおよそどのくらいのことがあって、そして国庫補助はどのくらいのパーセンテージで受けられるものなのか、金額的にもわかれば伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 老朽管の更新計画につきましては、平成21年度に10年の計画でつくってあるものを今回変更するという内容でございます。平成28年度から10年の計画に内容を変えていこうというところでございます。ただ、平成21年当時からも老朽管としてある程度の本数を決めてありまして、中身の入れかえは行うわけですが、基本的な基幹管路の老朽管については計画どおりに進めていきたいというところでございます。老朽管の基幹管路、それから老朽管の更新事業というものについては、総事業費で全体事業費21億400万円という計画で進めております。路線の本数等については、詳しい資料が手元にございませんで、大変申しわけないと思っております。それから、国庫補助率につきましては4分の1以内という金額でございまして、現在の国庫補助を受けている金額につきましては基本補助率が6,000万円でございます、4分の1の補助ということで、最高限度額で1,500万円というふうになっております。例えば1億円の事業をやっても、その年度では6,000万円が最高限度額ですので、1,500万円までしか補助は受けられないというところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 1つお尋ねします。

総係費の水道台帳更新業務委託2,200万円を減額して、ソフトウェアを購入されてこれをやるということは、委託をしないで職員ベースでこの業務をしていくということなのでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

水道台帳そのものは現在もあるわけですが、現在の台帳のシステムにもいろいろちょっと細かいところの誤差というか、ふぐあいがあって、それを直しながら使っているわけですが、現在アセットマネジメントといいまして、管路の更新をするためにさかのぼって布設年度等の調査をいたしました。水道管路は、それぞれその町にあったシステムによって運営しているというのが今回視察をして、いろんなところも見てきて、係のほうからそういう報告を受けているわけですが、町独自のシステムというのですかね、データ入力作業そのものがこの費用のほとんどでございまして、そういうことから、どこでも最終的にはシステムを買い取っているというところがありまして、システム構築を購入するというような意味合いでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日、8日、9日、10日、11日、14日及び15日を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月7日、8日、9日、10日、11日、14日及び15日は休会することに決し

ました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時21分)

平成 27 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

9 月 16 日 (水) 午前 10 時開議

- | | | |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 26 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成 26 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成 26 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成 26 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成 26 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成 26 年度嵐山町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 48 号 | 平成 26 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |

追加

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 8 | 議案第 49 号 | 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更について |
| 日程第 9 | 発委第 1 号 | 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについて |
| 日程第 10 | 発議第 18 号 | 社会福祉法等の一部改正の見直しを求める意見書の提出について |
| 日程第 11 | 発議第 19 号 | 政治分野における女性参画推進法の制定ならびに公職選挙法の一部改正を求める意見書の提出について |
| 日程第 12 | 発議第 20 号 | 「戦争法」制定に反対する意見書の提出について |
| 日程第 13 | 発議第 21 号 | 「安全保障関連法 (国際平和支援法、平和安全法制整備法)」の廃案を求める意見書の提出について |

○出席議員（１３名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 長 島 邦 夫 議員
６番 畠 山 美 幸 議員	７番 吉 場 道 雄 議員
８番 河 井 勝 久 議員	９番 川 口 浩 史 議員
１０番 清 水 正 之 議員	１１番 安 藤 欣 男 議員
１２番 松 本 美 子 議員	１３番 渋 谷 登美子 議員
１４番 青 柳 賢 治 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 地域支援課政策創生担当副課長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長寿生きがい課長	
村 上 伸 二 文化スポーツ課長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 まちづくり整備課長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内	田		勝	会計管理者兼会計課長
小	久保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
植	木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳		勝	次	代表監査委員
清	水	正	之	監 査 委 員

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第3回定例会第17日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、説明員中の青木地域支援課長は、本日所用のため欠席いたしております。かわって、地域支援課、伊藤政策創生担当副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号

平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定6件並びに議案第48号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので報告いたします。

議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更についての1件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案及び議員提出議案が提出されましたので報告いたします。

発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについて、発議第18号 社会福祉法等の一部改正の見直しを求める意見書の提出について、発議第19号 政治分

野における女性参画推進法の制定ならびに公職選挙法の一部改正を求める意見書の提出について、発議第20号「戦争法」制定に反対する意見書の提出について及び発議第21号「安全保障関連法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）」の廃案を求める意見書の提出について、以上の5件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、長提出議案1件、委員会提出議案1件及び議員提出議案4件につきましては、後ほど日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

最後に、8月31日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、発言訂正申出書が本職宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第1、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本決算審査特別委員長。

〔松本美子決算審査特別委員長登壇〕

○松本美子決算審査特別委員長 皆様、おはようございます。議長より指名がございましたので、決算審査特別委員会より朗読をもちまして報告にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算審査特別委員会報告書。

平成27年9月16日。決算審査特別委員長、松本美子。

1、付託議案名。

認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査経過及び結果について。

8月31日開会の本町議会第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託を受け

ました認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を9月7日、9月8日、9月9日及び9月10日の4日間にわたり審査をいたしました。

(1) 9月7日の委員会について。

11人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに、「平成26年度決算事業現地調査」を行いました。

初めに、鎌形地内の川のまると再生事業整備工事について、現地において、菅原まちづくり整備課長、担当副課長より説明を受け、調査をいたしました。

次に、時間の都合もあり、町道1-25号舗装修繕工事について、嵐山溪谷バーベキュー場内で説明を受け、その後、車中から調査を行いました。

次に、平沢・千手堂地内の送配水管布設がえ工事について、現地において、新井上下水道課長、担当副課長より説明を受け、調査をいたしました。

次に、志賀小学校において、簾藤こども課長、担当副課長に普通教室等空調設備工事について説明を受け、現地を確認いたしました。

次に、生き生きふれあいプラザやすらぎにおいて、男女浴室及び給湯設備の改修工事について、山下長寿生きがい課長、担当副課長より説明を受け、施設内を確認いたしました。

最後に、北部交流センター改修事業に関する業務委託について、村上文化スポーツ課長、強瀬交流センター所長より説明を受け、改修中の現地を確認し、全ての調査を終了いたしました。

(2) 9月8日の委員会について。

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課、局ごとに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課、会計課、地域支援課、町民課及び文化スポーツ課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

税務課では、町税還付事業において、町県民税の還付金として延べ件数が前年度と比較してふえているが、その要因はという質疑に対し、所得更正による還付が多かったというのが原因の一つである。平成25年度の更正による還付は144万700円であったが、平成26年度は997万5,672円で、前年度と比較すると6.2倍になっている。内容として、平成23年度に申告すべきところを24年度に申告した方がおり、26年度中に修正申告された。23年度分については872万6,000円ほど還付したが、還付金のうち約800万

円を23年度に充当している。そういった関係から、26年度の町県民税の還付金が約1,000万円増加しているという答弁でした。

総務課、会計課では、入札契約事業について町内外の状況はという質疑に対し、平成26年度の30万円以上の工事契約は、町内が44件、金額にして2億9,165万4,000円、町外が35件で、金額にして3億5,631万5,000円、町内外合計79件、合計金額6億4,796万9,000円、業務委託は、町内が78件、金額は5,712万3,000円、町外が123件、金額にして3億1,717万5,000円、町内外合計201件、合計金額は3億7,429万8,000円という答弁がありました。

行政バス運行事業について、国交省の安全管理規程の届け出などの運輸安全マネジメントの実施義務づけというものがあるが、行政バスにおいての責任について武蔵観光であるのか、それとも行政であるのかという質疑に対し、武蔵観光との契約は、運行全てに対して委託です。運行距離、基本的な時間について町の行政バス使用基準で定めており、利用者には運行予定表を出していただき、それを武蔵観光に送って内容を確認してもらっている。その中で、運転手の休憩時間の確保などが、武蔵観光でチェックしてもらい、無理な行程になっていないか、安全管理規程の範囲内の運行になっているか判断していただいているという答弁でした。

地域支援課では、各種の統計調査を行っている調査員の19人というのは適正な人数であるのか、足りているのかという質疑に対して、19人は嵐山町統計研究会という組織の会員であり、この方々を中心に重立った統計調査を行っている。実情は、多くの方が長年携わっていただいております、新たな加入をされる方が少ない状況である。何とか会員をふやしていくような試みが今後必要ではないかと思う。広報紙の募集等を行ってきた経緯もあり、今後も会員がふえるように努めていきたいという答弁でありました。

子育て世帯等転入奨励事業において、パンフレット1,000部は子育て世帯の転入増加促進のために町のPRも兼ねていたわけだが、いつから作成して、どのように活用し、どんな効果があったのかという質疑に、当初9月1日からの契約で始めて10月末までに終わらせる予定であったが、内容、構成などの変更や、より充実したものを作成したいとの意図があり、当初より大幅におくれて3月13日に完成した。パンフレットは、観光協会や訪れるバーベキュー場や町外の各所にも広く配布しているのでPR効果はあるという答弁でした。

嵐山町嵐山パトロールセンター管理事業において、どのように活用されているのか、またパトロールセンターを新たにコミュニティスペースとして活用するという考えはあるかという質疑に対して、活用内容は小学校の下校見守りに使用された件数が119日、ナイトパトロールでの使用が10日、自治会の集まりでの利用が8日、合計137日間の利用であった。

また、嵐山パトロールセンター条例という設置条例があり、その中に使用者の範囲が3点ほど掲げてある。1つ目は、防犯に関する活動を行うもの、2つ目は、交通安全に関する活動を行うもの、3つ目は、その他公益的な活動を行うものとして町長が認めたものである。地域の元気な高齢者の方々がそこに日中に寄って、何か自分の好きなことをしながら子供たちを見守るというのは公益的な活動の一つになると思うので、今後そういった活動も視野に入れながら、パトロールセンターのあり方を考えていけたらという答弁がありました。

町民課では、住民基本台帳事務事業において、外国の方は何人いるのか、窓口の対応は十分であるのかという質疑に対して、7月末の時点で外国人の方は約270人、窓口での対応状況については、日本語での対応で理解していただける場合と当事者と通訳の方が一緒に来ていただいて何とか用件が済むように対応させていただいているという答弁でした。

文化スポーツ課では、使用料及び手数料の夜間照明施設使用料の利用団体数と利用率という質疑に対し、利用団体は9団体で、利用率は78%であるという答弁でありました。

(3) 9月9日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもと開会しました。長寿生きがい課から始め、環境農政課、上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課、こども課及び健康いきいき課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

長寿生きがい課では、デマンド交通事業において、対象者や申請者の人数は出されているが、北部、中部、南部と、もう少し細かい分析、例えば2枚利用した方と乗り合わせは、行った件数などは出ているのか実態が見えてこない。できれば口頭だけではなく、わかりやすく資料をいただきたいという要望があり、平成26年度高齢者外出時支援事業実績の資料を委員全員に配付され、細かく説明を受けました。2枚利用に

については、2キロを超えての迎車した場合となっているが、昨年度の件数として539件、実際に使用した券の枚数は2倍ということになり、乗り合わせの件数は4件あり、利用された券の枚数は10枚という答弁がありました。

環境農政課、上下水道課では、畜産振興事業内の報償費、養鶏業者指導に対する謝礼についての内容という質疑に対して、セイメイファームに対し、神奈川県藤沢市在住の畜産環境アドバイザー本田和夫氏に、専門家として臭気対策のアドバイスをいただくために招致したという答弁でした。

企業支援課では、地域限定プレミアム付商品券発行事業において、7月12日に販売をしたわけだが、町内、町外の購入者人数と役場職員、議会議員の購入はあったのかという質疑に、合計購入者は1,024人で、町内が827人、町外が197人であった。役場職員、議会議員に関しては情報開示されていないので、この場では答えられないという答弁でした。

まちづくり整備課では、平沢土地区画整理事業において、26年度末に組合から返済ができなかったため、減債基金を利用して急遽対処したということだが、売却した区画では、返済ができなかったということという質疑に対して、返済については、保留地処分金を充てて返済していくことが原則であるが、期限までに用意ができなく、町の財政担当と相談させていただき、繰り延べをさせていただいているという答弁がありました。

こども課では、子育て支援拠点事業整理事業について、嵐山広場が橋上駅舎の施設になった経緯と、こども課では別の場所を考えていたのではという質疑に対して、町長より答弁があり、議会でも何度も公共施設の有効利用について言われてきた。現状では、利用者もふえていると聞いており、嵐丸ひろばへ行くにはエレベーターもある。議会でも皆さんの理解がいただけて工事費等も決めた。今のところ、公共施設をうまく使えると思っている。いずれ、何かを新しくつくることではなく、公共施設をいかに有効活用するかというのが今の嵐山町の状況であるという答弁でした。

健康いきいき課では、地域福祉人材育成事業についての内容という質疑に、資格取得、新規就職をした方が4人おり、5万円の補助が4人で20万円、資格取得という方が5人おり、3万円の補助金が5人で15万円、合計35万円、新規で就職した4人のうち1人が町内、3人が町外事業所に就職、資格取得者5人のうち1人が町内、4人が町外事業所で就職という答弁でありました。

(4) 9月10日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を渋谷登美子委員、川口浩史委員、畠山美幸委員の3人が順次行いました。内容は次のとおりでありました。

マイナンバー法施行に伴う平成26年度分における経費、事務費の内容と職員の負担、また国が決定したことに対して地方自治体は従わなければならない状況で、職員は時間をどれほどとられているのか、ある程度把握することができないのかという質疑に対し、平成26年度に用意した費用として総務省分は住民基本台帳、地方税、宛名の各システム改修、厚生労働省分は障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、それぞれのシステム改修と中間サーバーシステムに要する経費負担を合わせ、費用総額は1,099万7,400円、この費用のうち945万3,000円は国庫補助金、差額154万4,000円の一部が交付税措置されている。町としては、マイナンバー制度を円滑に導入するため、平成26年2月、職員で構成するプロジェクトチームを発足、その会議を平成26年度は5回開催し、平成27年3月には全職員を対象とした研修も行った。進捗状況においては、平成26年度に予定していた業務は実施できたと思う。また、それに伴う職員の負担、事務量を時間で算出するのは大変難しいという答弁がありました。

プレミアムつき商品券について、町の負担もあるわけだから、町外の方々が購入できるのはいかなるものか、町内を優先するべきだったと思う。また、職員、議員が購入するのは、申し合わせで自粛すべきではなかったかという質疑に、今回のプレミアムつき商品券において、町内の消費喚起による地域経済活性化を目的に町内外で、町外の方を対象とした実施したものもある。しかしながら、商品券の販売直後から多くのご意見やご要望をいただき、町及び商工会としては不満を改善点と捉え、丁寧な説明によるご理解をいただけるように対応させていただいている。また、いただいたご意見、ご要望については、商工会とともに反省点、改善点の精査の後、今後に生かしていく。職員、議員の購入に関しては販売上の制約は特にないという答弁でありました。

平成22年度まで嵐山町では、ISO14001を認定取得していたが、現在は実施していない。現在町において消耗品費のコピー用紙の利用はどのようになっているのかという質疑に対し、議員の質問のとおり嵐山町は平成22年度までISO14001を認定取

得していたが、目的としては環境貢献というものもある。環境貢献の中には、さまざまな活動目標があって、特にコピー用紙の関係においては2点の目標があり、この目標内容に基づき、コピー用紙の取り扱いについて徹底管理してきた。今、認定取得はしていないで自主的な規制に移行した理由には、そういったものが職員の中で徹底できるようになり、職場の中でも習慣化されたということもある。現状においても、リサイクルボックスを活用しての分別、裏面利用の実施や両面印刷など認定を受けていたときと変わらず継続して実施をしている。

ただし、年々コピー用紙使用料はふえてきている。理由としては、印刷関係において基本計画等を印刷も含めて委託していたが、改定の内容だけの委託にして、現在は業者からデータをもらい、町内で必要部数を印刷している。さらに、国や県からの資料が以前と変わり、データで通達されるようになった。それを全て市町村が打ち出すという形になっているので、その分もふえているという答弁でありました。

(5) 審査結果について。

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について、報告を終わります。

○青柳賢治議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子、平成27年度決算認定に反対いたします。

1点目ですけれども、ここ数年の嵐山町の政策立案の推移を見ますと、嵐山町で本当に必要であると考えられる政策は、国からの交付金、補助金があって、それについて立案し、補助金の交付決定手続に合わせて予算を措置をしていくと考えられます。

補助金や交付の後づけで政策を立案するために、首をかしげる結果になっています。

その最も典型的な例が子育て支援センター「嵐丸ひろば」です。小さい子の子育て広場の必要性に関しましては、多くの親から要望がありました。町民ホールを活用した「レピ」、必要に迫られて親はいろいろな発想で解決を提案すると感心しました。嵐丸ひろばは橋上駅の施設の改修で、ゼロ歳から3歳までの子と母親が主に利用しています。幼い子供のための施設であるのに、地面と離れていること、非常口がないことがとても気がかりです。

子供の居場所について、住民と行政で協議して決定していく姿勢が必要だったと思います。施設の老朽化と職員配置の課題、財政の課題が行政の課題でした。住民にとっては、子供と過ごす場、子供同士の出会いの場の開設が必要でした。駅は、乳幼児にとっては必要のない場所です。通勤、通学の人にとっては、買い物、休憩の場として便利な場所、住民にとって必要な施設の位置も視点に入れて、公共施設のあり方を考えてほしいと思っています。

小さい子供のための場の必要性は、私立幼稚園の就園奨励金の増加にもあらわれています。親は必要に迫られて、町外の3年保育を求める人が多くなっています。若いママたちは、小学校は幼稚園のお友達と一緒に場所を選択する人もふえています。その場合、町外に転居していくことも想定しておくべきです。

今住民は、自治体サービスを見て、必要なサービスのある自治体を選択していきます。住民が自治体を選択する目を持っていることを考えると、住民との対話が必要不可欠ですが、その点が少ないと思います。女性と子供の求めるものを軽視する傾向があることに反省を求めたいと思います。

2点目です。嵐山町の将来の可燃ごみの焼却施設の決定が、住民本位ではありません。焼却施設建設地の吉見町大串地区は、30年前の埼玉中部環境保全組合の焼却施設建設時、裁判の和解で、この地には今後焼却所は増設、建設しないとされた地区です。吉見町大串地区に建設するのは、裁判をする権利によって獲得した和解条項を無視する人権無視です。

埼玉中部環境保全組合を構成している北本市と鴻巣市は、位置と経費の問題で埼玉中部資源循環組合は加入していません。吉見町だけが残りました。そこにせっぱ詰まっている桶川市、そして東松山市、小川地区衛生組合の自治体が加わりました。そのために、構成自治体が異なるから、裁判の和解条項は無視できるというのが嵐山町側

の言い分です。そのようなことが住民にとっては本当に人権無視なのです。住民無視も甚だしい。

そして、吉見町の決算状況を見ていると、一般会計はともかく、特別会計、特に水道会計と農村集落排水事業会計は債務残高が高額です。吉見町は、埼玉中部環境保全組合では、鴻巣市、北本市の一部地元負担金を一般会計に入れ、それを農村集落排水事業会計にさらに繰り入れて、農村集落排水事業を行ってきたという経過があります。吉見町では、埼玉中部資源循環組合においても、吉見町以外の自治体からの地元負担金で吉見町の事業を行うことを企てていると推測できます。

しかしながら、どの自治体も人口減少であえぎます。その決定を平成26年度中に行ってきました。将来の子供たちへの負担が大き過ぎます。

3点目です。教育委員会の協議決定に教育長の独自哲学が入り込み過ぎています。従来はなかったことです。道徳として論語を取り入れることを決定するのであるならば、少なくとも教育委員会の委員さん、校長会で論語の思想的背景、歴史的事実を十分に研究してから進めるべきであり、現状では、論語読みの論語知らずの状況になっています。戦後教育では、君主に従順な人材を育てるのではなく、市民として行動することができる人材を育てる民主主義教育の義務が自治体にはあります。これを損なっています。嵐山町の政治的土壌を考えると、この問題は根深いものがあります。

以上、3点挙げましたが、今の日本の状況より、平成26年度はアベノミクスで地方自治体が振り回され、マイナンバー制度で嵐山町も振り回されていて、今後も振り回されると考えます。国に従わなければ交付金が入ってこないという地方分権ではなく、中央集権への強化がこのところでとりわけ際立ってきています。国民の17%のみが信任している自公政権による地方政治、そして嵐山町平成26年の決算認定に反対いたします。

○青柳賢治議長 次に、賛成討論を行います。

第3番、佐久間孝光議員。

〔3番 佐久間孝光議員登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） 議席番号3番、佐久間孝光。平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論を行わせていただきます。

平成26年度の予算執行状況は、施政方針で示されたさまざまな事業を着実に実施し、公共施設の有効利用等、町の将来像を見据えた工夫が随所に見られるものでありまし

た。北部交流センター改修事業は、利用者の要望に真摯に耳を傾け、今後の利用者数、利用対象者、利用目的を十分に考慮し、また新たな利用者の発掘をも視野に入れた知恵が感じられる工事の進捗状況を確認することができました。

都市計画マスタープラン改定は、埼玉県とのねじれを緩和し、嵐山町の人口増と密接な関係にある新たな企業誘致、雇用創出につながる第一歩であり、町の大きな飛躍の可能性を感じさせるものであります。

子育て世帯等転入奨励事業においては、7世帯22名の方々がこの事業を活用し、新たに住宅を建てられ、嵐山町とともに人生を歩まれる決意をされました。各小中学校、幼稚園への空調設備等の整備は、子供たちの学習環境の改善を図ったことに加え、災害発生時の避難所としての機能強化につながる各種工事等も平行して行われており、安心安全なまちづくりをより一層確実にさせたものであります。

小中一貫教育事業においては、菅谷中学校区、玉ノ岡中学校区、それぞれの地域性を生かした取り組みを通し、生徒指導の観点からのみならず、学力の点においても着実な成果を上げていることは大きな評価に値するものと考えます。また、学習指導要領で定められた学習指導を確実に実施すると同時に、国際感覚を身につける活動、嵐山町の地域性を生かした多くの学習や取り組みは、愛郷心に立脚したグローバルな人材育成に大きくつながるものであり、10年後、20年後の児童生徒の成長が大変期待されるものであります。

ただし、今後早急に取り組むべき課題もあります。それは、平沢土地区画整理事業の最終的処理の方向性であります。平成26年度は、嵐山町が平沢土地区画整理組合にかわって借り入れた負債に対し、組合側から計画に沿った返済はなされませんでした。その残債も高額であり、幾ら返済猶予の条項があるとはいえ、このまま抜本的対応策を講じないでいることは問題をさらに大きくしてしまう懸念もあります。さまざまな社会状況、経済状況の変化はあるにしても、真正面からこの問題に対し取り組みを始めるべき時期に来ていると考えます。

そのような憂慮すべき点はございますが、全体的には財政の大変厳しい状況下にもかかわらず、知恵を使い、工夫を凝らし、直面している課題を解決に導く事業が多く実施され、町政を前進させる予算執行となっております。

嵐山町にとって、観光資源の整備の重要性は誰もが十分に認識をいたしております。しかし、大きな予算を伴う整備は、町単独ではなかなか実施することはできません。

それを、県との連携、県からの支援を上手に活用することで、観光資源の整備、特に嵐山町名の発祥の地である嵐山溪谷周辺の整備を推進しておりますことは、観光事業の進展に対する多大な貢献であり、高い評価に値するものであります。

また、知的障害者にも町単独で作業訓練の場を提供するなど、弱者に対する配慮、支援も行われており、大変バランスのとれた、また嵐山町のさらなる発展につながる予算執行であることは容易に確認することができました。そのご労苦に対し衷心より敬意を表するものであります。

このような理由により、委員会で決したとおり、平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定に賛成をいたします。

○青柳賢治議長 次に、反対討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。2014年度、平成26年度一般会計決算に反対します。

初めに、平成26年度の安倍政権は、国民生活をそのままに集団的自衛権を閣議決定し、戦争のできる国づくりに奔走しました。集団的自衛権は、本年度の国会に安全保障関連法案として国会に提出され、衆議院で強行採決し、参議院はあすにも強行採決する構えです。いよいよ国民の声を聞かない安倍首相の独裁の本質が出てきたことがうかがえます。

また、ごまかしの経済政策、アベノミクスはどれほど町民に効果をもたらしたでしょうか。嵐山町民の平均所得を聞いたところ、287万6,000円という答えでした。一昨年が286万9,000円ですから7,000円ふえました。これは、安倍首相が財界に賃上げを働きかけ、その恩恵を受けた一部の方が押し上げた金額と理解します。一般町民には何の恩恵もないどころか、消費税が8%に上がり、さらに厳しい生活を強いられた年ということが言えます。

さて、嵐山町政ですが、反対の第1の理由は埼玉中部広域清掃協議会についてで、負担金は72万2,819円です。小川地区衛生組合の焼却施設が稼働から39年を経過し、老朽化も進んでいることから、新しい焼却施設が必要なことは私も同じですが、だからといって裁判所の和解をほごにして建設してよいのかといえば、地元住民が反対している以上、絶対にやめるべきです。

岩澤町長は、吉見町の新井保美町長に、裁判所の和解を尊重し、建設場所の変更を通告すべきです。ところが、そのようなことはせず、裁判所の和解のほご、ほごとは契約や約束をなかったことにするという意味ですが、ほごを容認しています。裁判所の和解は、裁判の確定と同じ効力があるということです。つまり裁判所の和解を尊重しない吉見町の新井町長は、日本の司法制度をも認めない行為になり、これを容認している岩澤町長も同様だということを強く申し上げます。

次に、マイナンバーについてです。マイナンバーは、個人情報自治体や年金機構などの公的機関が互いに参照し合えるネットワークシステムで結び、行政の効率性を高めるものだということです。そして、政府は、マイナンバー導入で各種行政手続きが省けて便利になると宣伝しています。あわせて、身分証明書、図書館利用カード、健康保険証、印鑑登録カード、各種免許の資格確認機能、キャッシュカードなどの利用ができ、または検討がされているというものです。

しかし、これが全部実施されたとしても、国民にとって大きなメリットになるとは考えられません。初期投資だけで3,000億円と言われており、費用対効果も示されないままです。では、何が狙いか。国民の収入、財産を政府がつかみ、税や保険料の徴収強化と社会保障の給付削減が目的です。マイナンバー制度を主導してきた向井治紀内閣官房社会保障改革担当審議官は、税や保険料を漏れなく徴収するとともに、社会保障の基準となる所得把握を厳密化することで、社会保障制度の対象を低所得者、低資産と認める一部の人限定していくと制度導入の狙いを語っています。社会保障を受けられる層をより狭くするということです。

生活困窮者自立支援法が本年4月から施行しました。こういう法律ができること自体異常なことですが、今までの政治のもとで多くの生活困窮者が生まれた以上、この方たちを救済する法律は必要です。しかし、マイナンバー制度はこの法律を抜け殻にするものと考えます。

このように、国民にとってメリットがないどころか、国民の財産を収奪する最強の制度です。また、年金機構であったように、大量の年金情報が流出したことから、漏えいを防ぐことは不可能です。政府は、漏えいについて、情報を暗号や符号で管理するから、仮に漏えいしても解読は不能ということです。しかし、情報を引き出す側の解読技術も進むことを考えると、安心などできるはずがありません。本年の9月3日、銀行の預金口座も結びつけることになりました。そういうものが漏えいしたら、

この人は何千万円の預金があると狙われることになるでしょう。目的は国民の収奪とあわせ、100%漏えいを防ぐ技術が不可能である以上、マイナンバー制度はやめるべきであります。

次に、嵐山駅の東西連絡通路塗装修繕工事についてです。既に総括質疑でもしておりますが、この工事の目的の一つが鳩害を防ぐことでありました。ハトを追い出すために、ネットや剣山のようなものを設置したということです。しかし、ハトいじめをすることは、自然の豊かさを強調する本町はやめるべきであります。東京江戸川区は、西葛西駅前のクスノキにムクドリの大群が押し寄せるといっていますが、鳥にはここで暮らす権利を認め、むしろ現状への理解を求めるようにしたということです。駅前広場をムクドリとの共生の場と考えてほしいと呼びかけをしており、これに応えている女性の声があります。

本町も嵐山駅の利用者や周辺にお住まいの方が理解することを信じ、ハトとの共生を進めるべきです。なお、外来種など農業に影響を与える動物は適切に排除し、農家を守ることは当然です。

次に、入札契約事業についてです。業務委託による町内業者の金額と率が、一昨年で大きく落ちています。一昨年在96件、1億9,238万4,000円。この金額は、町外との比率では約50%でしたが、これが昨年は78件、5,712万3,000円、町外との比率は15%でした。件数では18件の減、金額は実に1億3,526万1,000円、率は35%の激減であります。町内業者の育成に力が入っていないあらわれです。反省を求めます。

最後に、同和事業についてです。既に法は終了していることから事業実施の根拠がありません。その上、差別事象も皆無のため、本事業を続けることは許されないことを申し上げ、反対討論を終わります。

○青柳賢治議長 次に、賛成討論を行います。

第4番、長島邦夫議員。

〔4番 長島邦夫議員登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 指名を受けました長島邦夫です。私は、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計決算について、賛成の立場で討論をいたします。

現在の我が国経済は、政権交代後デフレ脱却への景気好転のための施策を実施し、その効果の兆しが見えつつあるとはいえ、依然として厳しい財政状況にあります。嵐山町監査委員からの決算審査意見書にもあるように、政府の景気対策により緩やかな

回復基調ではあるが、中小企業にとっては消費税の段階的な引き上げや労働人口の減少、原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況が続いておりました。とあるように、誰しもが同じような認識を持っているところではないでしょうか。また、国のプライマリーバランスは非常に赤字が続いており、2020年の黒字化の国際公約が本当に守られるのか危機的な感情を持つところでもあります。

では、平成26年度の決算について述べさせていただきます。

町では、今年度も非常に厳しい財政状況の中、町の活性化と住民の福祉向上に取り組まれ、多くの事業に効果が出ています。敬意を表します。

では、初めに歳入面から入りますが、一般会計歳入決算額は約67億円、予算対比で100.9%、うち自主財源は約36億4,000万円、前年度比約1,500万円の減少となっております。特に自主財源の確保は、これからの財政運営に重要な点でありまして、さらなる上乗せの事業展開が必要かとも思っております。また、町税の収納率は96.9%であり、県内でも上位と聞きますが、各自治体ともさまざまな上昇施策をとっており、さらにアップに努めていただきたいと思っております。

それでは、歳出事業面について、先に2つの課題を述べ、後に5点の評価する点を述べたいと思います。まず、こども医療費窓口払いの代替事業についてであります。こども医療費窓口払いを実施している自治体は、この近年では非常に珍しくなっており、その事業に町の考えをさまざまなところで説明をし、理解をいただき、代替事業として学用品の補助及び予防接種等を実施しておりました。こども医療費窓口払いの実施はともかく、代替事業は評価されておりまして、私も同感でありました。しかしながら、平成27年のことになりますが、町民の声にあり、窓口払いの廃止を決定し、代替事業の半減を決定したことは、住民の方に周知の不足があったと思いますが、残念という声も聞かれます。

私的には、町ではほかにも子育て世帯転入奨励金、さまざまな子育て支援策、社会福祉支援、給付事業を実施しており、一定の理解はしておりますが、やはりなぜ代替事業半減に至っているのか、住民と話す機会の不足が指摘されております。事業とは誰のためにあるかということでもあります。当然のことではありますが、町を運営するためにあるのはわかりますが、究極は住民の生活の向上のためにあるのであって、住民にその事業の必要性、重要性が届かないまま、理解されないまま実施しても、その事業効果は半減となり薄まってしまうのではないかと思います。結果、人口減対策に

も水を差す結果にならないかと心配をしているところであります。

2点目であります。今回の決算で除草作業等が町内シルバー団体に多く発注されておりますが、その中に特有として、公園の維持管理を寿会に依頼及び山林の除草作業を区に依頼。他の団体にもありますが、自分たちの住む地域、自分たちで活躍する地域、または自分たちで活動するところを自分たちで維持をする、団体の活動資金にも寄与することになり、町の維持管理に大きく貢献、社会貢献活動にもつながる大変すばらしい事業となっております。しかしながら、まだまだこの広がりが少なく残念に思っているところでございます。

次に、評価をする面を申し上げます。まず、豊かな自然を生かした県事業とのコラボレーションであります。県事業の川の再生及びまると再生に合わせて、町の観光推進が図られております。懸案であった民地への立ち入り制限を図る擬木の設置、散策道の改善は、多くの観光客の安全安心、利便性が図られており、評価をいたします。

次に、農業、工業、商業への支援の取り組みであります。農業者へのフォローアップの事業、農地を守る環境保全事業及び工業、商業へは商工会を通じての利子の補給の制度、中心市街地活性化事業であります。自分たちでこの町を少しでもよくしよう、活性化しようという商工会の自主性を促す事業であって、会には欠かせない補助となっています。大きく評価をしたいというふうに思います。

次に、安全・安心な防災のまちづくりの一環として、消防力の強化及び中心地を対象にした大規模な防災訓練の実施、自主防災組織への支援、橋梁の点検・修繕、主要道路の通行環境の整備や改修は、住民の安全・安心な運行に大きく寄与すると思い、評価をいたします。

次に、教育現場の改善であります。温暖化と思われる夏場の異常な気温の上昇があり、学校現場がとても勉強をする場とならず、暑さ対策が喫緊の課題となっていました。いち早く空調設備の設置、各校エレベーター安全装置の取り付けを図り、子供たちの教育環境の改善に努めたことは、大きく評価をしたいというふうに思います。

次に、高齢者住民の足を守る事業としてデマンドタクシーが運行されております。この高齢者外出支援事業は、年々利用者数、利用件数とも増加し、年度中の1月末の状況は申請者数504人で、7,320人。平成25年度から、さらに複数枚利用を可能としたことにより、この利用者が約500件以上となり、昨年度比約倍になっており、大幅な増加となっています。今後は、年齢要件のみならず、交通弱者と言われる障害者、妊

産婦等の足の確保も考慮し、さらに改善され、よき事業になるということを確信をしております。大きく評価したいと思いますが、残念なのは北部広域バスの廃止があります。平成27年度にアンケートをとり、新交通システムの再構築が進んでおり、多くの方が便利に利用できるシステムが望まれ、希望するところでございます。

長々申し上げましたが、以上をもって平成26年度嵐山町一般会計決算を評価しつつ、賛成討論といたします。ご賛同よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時09分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第2号～認定第6号、議案第48号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○青柳賢治議長 日程第2、認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第7、議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認

定 5 件並びに議案第48号を一括議題といたします。

決算認定 5 件並びに議案第48号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本決算審査特別委員長。

〔松本美子決算審査特別委員長登壇〕

○松本美子決算審査特別委員長 議長の指名がありましたので、決算審査特別委員会報告をさせていただきます。

平成27年 9 月16日、決算審査特別委員長、松本美子。

1、付託議案名。

認定第 2 号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 3 号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 4 号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 5 号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 6 号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定について。

議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

審査経過及び結果について。

8 月31日開会の本町議会第 3 回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定 5 件及び議案第48号について、9 月11日の特別委員会で11人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもと審査をいたしました。

最初に、認定第 2 号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査をすることとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

一般被保険者、退職被保険者の過年度不当利得による返納金というのは、こういった状況で起こったことなのかという質疑に、国民健康保険の資格がない方が診療を受けてしまった。社会保険と国保、両方の資格を持っていて、本来ならば社会保険に移った時点で手続をしてもらい、国保の資格を喪失するわけですが、手続を行わなかったため、社会保険と国保の両方を納めていただいていた。社会保険のほうが優先になるので、そういった意味での不当利得である。社会保険の手続には 1 ～ 2 カ月

かかり、保険証が来た段階で国保を抜ける手続を行うのが、その１～２カ月の間に医者にかかってしまい、その分は社会保険なので、国保でかかってしまったのでその分を返してもらうというケースもあるという答弁でありました。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第３号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑は次のとおりでありました。

後期高齢者の主な病気は把握しているのかという質疑に対して、入院においては、循環器系の疾患が500件、精神及び行動の障害が243件、新生物149件、入院外においては、循環器の疾患が１万534件、消化器系の疾患が4,310件、目及び附属器の疾患3,528件である。入院と入院外を合わせた件数合計においては、循環器系の疾患が１万1,034件、消化器系の疾患が4,455件、目及び附属器の疾患が3,587件という答弁でありました。

質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第４号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑は次のとおりでありました。

脳健康教室事業において、サポーターと教室の実施内容と事業委託内容という質疑に、一次予防事業で簡単な読み書きや計算に関する学習を継続し、脳の活性化を図り、認知機能の低下を防ぐということを目的に行っている。９月から３月で全23回をなごみで実施。１月からは、増進センターで実施した。実人数は20人、延べ人数420人が参加している。学習サポーターについては10人、延べ人数136人に参加していただいた。くもん学習療法センターに一部委託しており、内容としては公文で開発した脳の健康教室のプログラムを利用しているというものと、教材の取り寄せを行っている。また、サポーターの仕事は、１人につき２人の参加者を受け持ち、学習教材の少しわかりづらいところをサポートしていただいているという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第５号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の審査を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

浄化槽設置が62基ということだが、計画からすると少ないと思う。なかなか進まない要因はという質疑に対して、確かに目標基数に比べると少ない状況である。P F I事業を実施するに当たり、平成22年度にアンケート調査を実施し、アンケート回収は56.9%の回答をいただいた。必要サンプル数は384件に比べてかなり上回っており、95%の進捗度があるというアンケート調査がありました。

このアンケート調査の結果、今後浄化槽をどのように実施していくべきかという細かい内容の質問に対して、必要と答えた方が76.8%という回答。その中で実施時期についての希望を聞いており、1年以内に実施したいというのが37.6%、3年以内が20.1%、ここで約60%の人が1から3年以内の間で実施したいという回答。5年以内に希望するというのが12.6%。ここで8割近い人が5年以内には終わりたいということで、その基数が300基強ぐらいの件数である。平成26年度まで、平成22年度当時に実施したアンケート調査でいくと、5年以内に希望するという方がほぼ終わってしまったということになる。今後は、まだ未定とか、10年以内には実施したいという家庭に対して掘り起こしをやっているのが現状であるという答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成による認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑は次のとおりでありました。

供給単価は減になっておる、給水原価は増額になっている要因と今後の人口減少による総配水量の減少ということでの、供給単価と給水原価の影響はという質疑に対して、平成26年度は会計基準の変更があり、その引当金とか、今までかかっていないものがかかっている。それと、路面復旧費等の経費が前年度より多く、そういった影響で給水原価が上がってしまった。供給単価は、人口減少による総配水量が下がると売り上げも下がるので低くなる。給水原価は、経費が上がると水道を送り出すのにかかる費用の面であるため、原価は上昇するという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査いたしました。質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いての件ほか4件並びに議案第48号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○青柳賢治議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第2号から認定第6号並びに議案第48号まで一括して行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに、認定第2号から順次行います。

まず、認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。平成26年度の後期高齢者医療特別会計決算に反対します。

後期高齢者は病気になる方が多く、しかも長くなり、その上、重い症状になるので、

医療費がかかってしまう。そこで考えられたのが、独自の保険システムにし、各後期高齢者が負担の大きさを感じてもらうことが医療費の削減になるということで本医療制度ができたわけである。後期高齢者への露骨な差別を持ち込んだ制度である。日本経済の発展へと必死に働いてきた方が、年をとったら感謝もされずに国から見捨てられる。こんな仕打ちをするやり方が許せない。したがって、本医療制度そのものに反対であるため、平成26年度の後期高齢者医療特別会計決算にも反対をいたします。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成26年度決算認定並びに議案第48号の審議は全て終了いたしました。

柳代表監査委員、清水監査委員、ご両名におかれましては、各会計の決算監査をい

ただき、また本定例会並びに決算審査特別委員会にご出席をいただきました。そのご
労苦に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございます。
ございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 28 分

再 開 午前 11 時 29 分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに
伴う規約の変更について、発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正すること
について、発議第18号 社会福祉法等の一部改正の見直しを求める意見書の提出につ
いて、発議第19号 政治分野における女性参画推進法の制定ならびに公職選挙法の一部
改正を求める意見書の提出について、発議第20号 「戦争法」制定に反対する意見書
の提出について及び発議第21号 「安全保障関連法（国際平和支援法、平和安全法制
整備法）」の廃案を求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加し、
議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第8、議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団
体の数の増加及びこれに伴う規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第49号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更についての件でございます。

埼玉中部資源循環組合が、これを組織する地方公共団体に、平成27年12月1日、または埼玉県知事の許可のあった日のいずれか遅い日から、川島町を加えるとともに、埼玉中部資源循環組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

〔植木 弘環境農政課長登壇〕

○植木 弘環境農政課長 それでは、議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更についての細部についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、川島町を、組合を構成する地方公共団体に加えるに当たり、組合規約の一部について所要の改正を行うものでございます。

裏面の別紙をごらんください。

第2条は、組合の構成団体に川島町を加えるとするものであります。

第5条は、組合の議会の組織を定めたものでありまして、川島町選出の議員の定数を2人とし、組合の議員定数を20人から22人とするものでございます。

第10条は、組合の正副管理者を定めたものでありまして、副管理者を1人ふやして8人とするものでございます。

次に、附則の第1項は、規約の施行期日を平成27年12月1日とする。ただし、埼玉県知事の認可がこの期日より遅い日の場合は、認可日から施行するというものでございます。

附則の第2項は、川島町が加入することによる川島町の負担金の負担について定めたものでありまして、その金額、支払い方法等について協議、調整するための規定でございます。

附則の第3項は、経費の支弁の方法の特例でございます。経費の支弁の方法については、第15条において構成団体の負担割合を定めておりますが、川島町が加入するこ

とに伴い生じる経費の負担については、別に定めるというものでございます。

以上でございますが、なお、先般、9月3日の全員協議会において、川島町が加入することにより発生する幾つかの手續の中で、地域住民を含め、構成市町村民に対する説明会を年内に実施する旨の説明を申し上げましたが、これにつきまして組合事務局に確認をいたしましたところ、地域住民以外の構成市町村につきましては、特に要望があれば実施するというものでございました。おわびいたしまして訂正とさせていただきます。

以上をもちまして、細部の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 先ほどの地域住民以外は要望がなければ説明をしないというのは、執行者としての説明責任を果たしていないというふうに思うのですけれども、各市町村で、それぞれの住民は関心を持って、特に距離の問題とかありますので、それについてどのような理由からそのような結論になったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

従来も、特に組合設立から今日に至るまで、そうした地域からの要望はなかったということでございます、今後も要望があれば実施するということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 鴻巣、北本、行田ですか、そちらのほうでやっている部分に関しては、全ての市で説明会を開催したというふうに聞いています。

そうすると、そこにおいては全く住民自体が関心を持たないだろうという認識のもとに、中部資源循環組合が行われているというふうに考えていいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 そういうことではございませんで、あくまでも関心を持っていただいて、要望があれば実施するということでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、町長に伺います。

嵐山町では、嵐山町の町長が全体に説明会をしていくという方法があったほうがいいと思うのですけれども、そのような点について伺いたいと思うのです。住民から要望がなければやらないというのでは、私は住民としてそれを要望しますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

課長答弁どおり、地域のその説明会の要望というのが、強い要望があったり、いろんな疑問が関係事務局に寄せられたりというような状況が見られた場合には、当然説明会を開催をしなければいけないというふうに思います。

しかし、嵐山町の場合には、現在のところ、今回のこの件に関しては、担当課のほうにもそのほかのところにも、そうした強い要望は何っていないというような状況がありますので、吉見町で開催をする説明会で済まさせていただきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうしますと、今後、これは広報等でお知らせするわけですよ。住民から1件でもあれば説明会を開くという理解でよろしいのか伺いたと思います。

それから、6月の15日に、川島町長、議長が連名で、中部組合の管理者の新井管理者のほうに宛てて、お願いを出しているわけですね。

埼玉中部の加入申し出までの経緯という中で、川島町のごみ処理広域化に対する取り組みとして、平成22年4月に埼玉中部環境保全組合に云々、そのときに参画の要望書を提出したが、市町村合併の動きから、やむを得ず当組合への要望書を取り下げたと。

私がお聞きしたいのは、この市町村合併、私認識ないので、市町村合併は川島町はどこと話があったのか、ちょっと確認したいのでお答えください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、1点目についてお答えいたします。

まず、説明会につきましては、今後広報等で周知申し上げて、その中で要望があれば実施するという、先ほどからの答弁と同様でございます。

それから、川島町が一旦、その中部の協議に参加した後、合併の関係で抜けたという経緯につきましては、川越市との協議というふうに伺っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 伺っているというのは、確認はではしていないわけですか。

確認して伺ったということなのですか。会議は何回ぐらい開かれたのか、どこまで話が進んでご破算になったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

川島町から提出された書類によりまして、川越市との協議が行われたということでございますが、詳細については承知をしておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 川越との、ではご破算になったのはいつなのか。これが今年であればわかるのですよ、この時点で中部組合に来ようというのが。

でも、3年も4年も前であれば、何でこの間しなかったのかということになりますので、いつご破算になったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

川島町からの資料によりますと、本年の3月に断念をしたということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更について、反対いたします。

20年ぐらい前から、ごみ処理の焼却に関しては広域化が進められてきました。埼玉県でも広域化計画があったわけですがそれでも、それはそれぞれに破綻したり、いろいろな形で変わってきています。

今現在一番問題になっているのは、人口減少、温暖化の問題です。この状況の中で、埼玉中部資源循環組合をこの形で進めていく、それに今現在の形で進めていくことには問題が大き過ぎ、また将来の子供たちに対して負担が大き過ぎますし、地球環境にも決してよい状況にはならないと考えます。

川島町ですけれども、川島町の方たちも、30年前の埼玉環境保全組合の裁判には参加していました。そして、川島地区の一部も、ここには建てないというふうな和解条項があります。

なので、川島町長もこのことを当然知っていなくてはならず、大串地区につくるということを知っていて、なおかつここに入ってくるというのは、川島町長に関しても、川島町や川島町議会も人権侵害を行っていることになり、これは非常に大きな問題であり、私はこの議案に関しては賛成できません。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。

議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更について、反対します。

埼玉中部資源循環組合は、形式的に、新焼却施設の場所の選定をする建設検討委員会を設置しますが、まさに形式的であって、選定場所は、埼玉中部環境保全組合が運営する焼却施設の隣接地に決定することでしょう。

そこは、今まで何回も申し上げているとおり、裁判所の和解によって焼却施設が建設できない場所です。そこに和解をほごにして建設するわけです。こんな道理のない横暴なことをする埼玉中部資源循環組合自身を認めることができないのは当然です。

川島町は、こんな組合には入らず、別の組合を探し、ごみ処理をすることを申し上げ、討論を終わります。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 埼玉中部資源循環組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第9、発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについての議案を説明させていただきます。

朗読をもって説明させていただきますが、嵐山町議会会議規則の一部を改正することについて、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するため、本規則の一部を改正し本案を提出するものであります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

改正前には、この改正後の第2条の2項はありませんでした。それによりまして、先ほど申し上げましたように社会情勢を勘案して、これを追加するというものでございます。

欠席の届け出の第2条に、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則は、この規則は公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第10、発議第18号 社会福祉法等の一部改正の見直しを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 社会福祉法等の一部改正の見直しを求める意見書の提出について説明をいたします。

この問題は、共同作業所連合会の人たちから私のほうに提案されてきています。社会福祉法人には、大きな、すごく巨大といいですか、大きな福祉法人と、それから小さな共同作業所のような福祉作業所と2つあります。それで、2011年、2012年ぐらいから巨大な社会福祉法人といいですか、その不正経理がたくさん出てきました。その結果、内部留保の見直しや、いろいろな形で社会福祉法人が攻撃される形になってきました。

そのために、社会福祉法の一部を改正して、社会福祉法人の経理を明確にするとい

う形が出てきたのですが、逆に言えば、それは共作連、小さな共同作業所が非常に厳しい状況になっていく。そして、この中で、一番共作連のほうで問題であるというのは、公益作業を各、無料や低額で、現在行っている社会福祉法人の仕事以外のことをやっていかなければいけない、そういうふうなことが義務づけられるということが、これ以上、福祉法は、社会福祉法人はいろいろなことをやっているのに、ただでさえとても重労働なのに、これ以上やっていくと社会福祉法人自体がもたないという形で意見が出されてきました。それで、この提案をいたします。

提案理由を読みます。

社会福祉法の一部改正案が、議案として国会に提出されています。この改正案は、現在の社会福祉法人に、無料・低額で地域公益活動を求めています。もともと公益事業を行う社会福祉法人に、現在福祉制度の中に組み込むことが難しいひきこもりの対応などを、地域公益事業として無料・低額で行うことを強いるのは無理があり、職員の社会福祉法人離れなど深刻な問題を引き起こす危険性があります。

以上のことから本意見書を提出し、社会福祉法人を営利企業と同様に扱う社会福祉法人法の改正の見直しを求めるものです。

では、案を読み上げます。

本国会において審議されている社会福祉法等の一部改正については、医療・福祉等に従事している人より、事業継続が難しくなるという声がある。

社会福祉法の改正は、一部の社会福祉法人の不正によるメディアの社会福祉法人バッシングと「介護給付分科会での「特養1施設あたり内部留保金3.1億円」などの議論から、推進されてきたもので、現場とは異なるところから始まっている。

公益性と非営利性を備えた社会福祉法人に対し、企業の内部留保と同様の概念を用いることはできない。社会福祉法人が確保している利益剰余金は、人件費、経費の運転資金と施設の経年劣化に対応するための建替、改修費の積立、退職金の積立、新規事業のための開設準備金など、社会福祉事業を継続発展するために不可欠なものである。その内部留保があるということを前提に、社会福祉事業の低額または無料で社会福祉法人に地域公益事業を求めるなどは、社会福祉法人の存在を危うくする。

以下、見直しを求める。

記

- 1 社会福祉法人の「内部留保」の定義を行い、実態調査を行った上で、利用者・

家族の立場に立った基盤整備として、社会福祉法人のあり方を論じること

- 2 すべての社会福祉法人に対して「地域公益活動」を義務付けることを撤回し、地域福祉制度から抜け落ちた生活困窮者への支援への公的責任を強化すること
- 3 福祉職員等退職金共済制度への公的助成廃止を見直し、福祉・介護に関わる人材を安定的に確保できるようにすること
- 4 社会福祉事業は、非営利で進めるべきものであり、現行の福祉で利潤追求ができる仕組みを改め、営利企業に対して、社会福祉法人と同様の基準の規制を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1点だけお聞きします。

こういうところにお勤めの方、団体の方から、この意見書を上げてほしいということでありましたと今ご説明がありましたが、3番目に、社会福祉職員等の退職金制度の公的助成を廃止するというふうなことが出ています。ここに勤めている人というのは、特に介護施設等では、私も近場にそういう人間が多くおりますが、公的退職金制度が外されるということは、ほぼ退職金など出ないというようなことに近くなるのではないかなというふうに私も思います。

そういうところの処遇が外されるということに危惧をするわけなのですが、その施設等の方から、このことについて何かお伺いはしておりますでしょうか。この点だけで結構です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 退職金共済制度というのは、既に介護施設ではもうこれが廃止されたみたいなのです。

あと、今度保育園とか、それから障害者施設でもこの財政措置がなくなるので、全部自分たちでやっていかなくてはいけないという状況になっていくので、これを改正してほしいということのようです。

すみません、特別にこれを誰からこういうふうなというふうな形ではないのですけ

れども、共作連からそういうふうな形になっています。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第18号 社会福祉法等の一部改正の見直しを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開時間は1時30分とさせていただきます。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時28分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第11、発議第19号 政治分野における女性参画推進法の制定ならびに公職選挙法の一部改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 政治分野における女性参画推進法の制定ならびに公職選挙法の一部改正を求める意見書を提出したいと思うのですが、これは202030といって、2020年には全ての女性を30%参画させるというのが政府の目標です。

ところで、30%を導入するためには、今いろんなところでクオータ制、女性がある

程度割り当てしないと政治参画ができないという形で、世界で100カ国ほどの国がクォータ制を取り入れています。このクォータ制なのですけれども、割り当て制という意味ですけれども、なぜクォータ制が必要かといいますと、クリティカル・マスという考え方がありまして、ある現象が連鎖的な変化を引き起こす、量的な変化を引き起こすために、一定の比率に達しないと連鎖的な変化を起こすことができないと言われていて、その水準は、経験的には3割程度は必要であるということです。すなわち女性議員の研修をしている人たちの結果なのですけれども、3割以下の女性しかいなければ、女性が男性規範を身につけてしまい、組織や男性文化を変革することができないというふうに言われていて、クォータ制度を取り入れていこうというふうなものです。

提案理由ですけれども、本年8月女性活躍推進法が成立しました。しかし、現在衆議院議員の女性比率は9.6%と低いにも関わらず、女性の政治登用については触れられていません。少子高齢化・人口減少による自治体消滅は避けられない事態となっています。女性が政治参画する、実効性のある法制度の確立が必要です。先進各国では、議員の男女の割り当てを法制度化しています。我が国においても、女性の政治参画30%以上を目指し、実効性のある法制度の確立を求め、本意見書を提出します。

読み上げますけれども、8月28日、女性活躍推進法が成立した。2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするとの目標を掲げ、国・地方自治体・301人以上の従業員のいる企業は、行動計画の策定と公表を求めている。

しかし、同法案は、女性の政治登用については触れていない。政治分野での女性の参画比率は低く、衆議院の女性は9.5%で、15年8月1日現在での国際比較では、117位で、1889年設立の各国議会の国際機関列国議会同盟（IPU）の集計によれば世界190カ国中、154位という極めて低いランクにある。

男女の政治代表の不均衡は、とりわけ性別役割分担に関する事柄、そして生殖・出産を始めとする、女性の健康に関する事柄に女性の意思が反映されない。我が国では男性は稼いで家計を支えることが求められ、妻は家事やケアなどの無償労働に従事する性別役割分担が根強い。国家予算の半分が社会保障に関する事項で占められる現代にあっては、ケアを実際に担う女性たちの経験に根差した声を政策に反映させることで、社会のニーズにより合致した政策が生み出される。従って、2020年までに政治分野へ女性の参画率を最低でも30%以上にする実効性のある政策が必要である。男女の

均等のとれた政治参画を高め、真に男女共同参画社会を実現するために、以下を求める。

記

- 1 政治分野における男女共同参画の推進を実効あるものにするため、公職選挙法の一部改正ならびに性別比例原則尊重の政治分野における男女共同参画推進法を制定し、各政党に対しては、国及び地方自治体議会において、数値目標を定め、各政党はその数値目標を達成するための行動計画とスケジュールの公表を義務付けること。数値目標については、いずれの性も60%を上回ってはならないものとする
- 2 衆議院比例代表選挙の名簿は、男女または女男交互登載名簿を作成すること。選挙候補者擁立に加え、党内役員など政党意思決定過程においても、性別比例原則を実施し、性別比例原則尊重の法の趣旨に則り、政党助成金の配分方式の改正を求める。各政党の地方組織においても、同様に、性別比例原則を実施すること
- 3 1票の格差是正とともに多様な意見を代表しうる選挙制度の在り方について抜本改革を行い、衆議院重複立候補制の廃止及び参議院比例代表選挙拘束名簿の採用すること
- 4 国・地方議会を通じ、政治分野への男女共同参画推進のため、供託金の廃止又は減額、セクシュアル・ハラスメント防止の議会運営、出産・育児環境の整備を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 2点について、ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

まず、第1点は、政党に女性の比率を義務づけるというふうになっていますけれども、その理由についてまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

当然公職選挙法では、被選挙権そのものは最低でも25歳以上ということで、年齢制限はありますがけれども、性別の制限はないというふうになっていると思います。

そうした中で、なぜ政党に、企業ではなくて、今回は政党にその義務づけをするという理由についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

2点目については、政党助成金についての考えをお聞きしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 政党に関しましては、ドイツや各国でこの交代制をやっている国があるのですけれども、そこで必ずそのような形になっていて、法制度でやるのと、憲法で議席数を決めるのがあるのですけれども、クォータ制度を設けるということは、今の男女別々の形、男女混合でやっていくと、一緒に何%というふうにやってあれする、自由にしていくと、女性が入っていかない。今の現状では、男性主導ですよ。ほとんどが男性が多く、そのために女性の比率を一定程度加えるという形になっています。これは、女性が参画するための一定の法制度ということになりますので、そのようなことになっています。

そして、政党助成金ですけれども、共産党は確かに政党助成金はないのですけれども、取っていないと思うのですが、ほかの政党は全部政党助成金を取っているわけで、これは政党助成金があっても、ないほうがいいかなと思っても、現実的には政党助成金は予算配分されているので、そのためにこのように政党助成金で拘束というか、ある程度制約を設けていくという形にしています。

○青柳賢治議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 3番で衆議院の重複立候補制度の廃止が書いてあるわけですが、これと女性の活躍はどう関連するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 重複立候補になっていると、小選挙区で落ちても、それで入ってくるというのが普通になってきますよね。そうすると、男性と女性の割合というのは必ず確保できない。30%、あるいはそういうふうな形で確保できません。

今現在、2年前の衆議院選挙では、男女の交互登載名簿にしておくと、女性は100人以上は入ってきて、あと33人ぐらいで30%に達するという状況だったのですけれども、重複になってくるとそれがまた違ってくるので、そのところで、男性、女性になってくると違ってくるので、女性、男性になってきても、そのところで違ってくるの

でそれが変わってくるということです。そういうふうになっているということです。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。聞いていてもよくわからないのですけれども、これが女性の活躍を阻むというか、障害になっているというふうには思えないのです。

渋谷議員は、前に小選挙区制の廃止を訴えていた、意見書も提出したわけですので、それとの関係でこの制度としてあるわけですが、根本的な選挙の仕組みを変えるというか、もっと民主的な方法に変えるという提案のほうが、渋谷議員のお考えからしたら私はふさわしいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それは3セット法になるのですね。だから、一定程度女性が入ってくれるようになって、50%ぐらいになってきたら、こういったものはなくなっていくます。

これはフィンランドなんかもそうなのですから、一定程度法律の目的を達成したとすると、それで廃止されていく。そういう状況で、今の日本の状況というのは、何しろ9.6%とか非常に少ない状況ですよ、嵐山町の議会でも何%になりますか、20%にはいかない、20%はあるのかな。そういうふうな形ですと、どうしても組織的に、男性のものに女性性が男性の意見に拘束されるという形が結果として出てきているというのが、クリティカル・マスというのですか、その法則を女性議員の研究をしている人たちが出していて、どのような形でも女性が最初に来るように、女性の意見が全体として出せるようにするためには、一定程度を女性が入っていけるような仕組みを最初につくっていく。

クオータ制度を多くの国が取り入れているのは、結果として、そうでもして拘束しないと男性のほうが強くなって、男性がたくさん出てきていて、女性の意見が全く無視されていくというふうな状況が続いていて、それが改革されてきたというのが今の現状なのですから、日本の場合にはそういった仕組み自体がないものですから、どんどん、どんどん女性の参画率が世界各国から比べて低くなってきている。だんだん、だんだんほかの国が進んでいるのに、日本だけ何もしていないので低くなってきているという状況なので、今はこれは3セット法として考えています。

○青柳賢治議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 2つばかりお伺いしますが、渋谷議員さんは、クオータ制を導入しないと、日本の政治の中での女性が余り上がっていかないという、それは女性の意見が反映されないと言っているわけですが、私はそうは思わないのです。思わないのです。第一、逆に性で差別するというのはいかがかなというふうに思うのですよね。ですから、今でも女性の知事が出たり、女性の首長が出たり、町村長が出たり、それやっていますよね。だから、それは力があれば、それは選挙で選ばれるわけですから、あえてそのクオータ制を導入してまで政治分野での女性の参加を求めるというのは、私はいかがかなというふうに思っているのですが、今の選挙制度そのものに対する批判があるということなののでしょうか。

それから、もう一点、この4番目ですが、供託金の廃止、または減額ということが入っておりますが、これは何を目的にこういうことを入れているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 基本的に安藤さんと私と全く意見が違いまして、女性は全く入っていけない、議会の中に入っていくのは、今もそうですけれども、私は市民として入ってきていますけれども、知事やなんかでも本当に少ないです。10%いないですよ、知事で。町村長だと3%とか2%という実態ではないですか。

このクオータ制が必要だというのは、世界各国でそのような仕組みをつくって初めて女性が入っていけるようになっていって、そしてそれが入っていけるようになったからこそ仕組みを解消していったという歴史があります。

選挙制度自身の小選挙区制もちろん問題が大きいわけなのですが、今現在の小選挙区制を廃止するというふうになってきますと余りに抵抗が強いので、それではない形で皆さんが柔軟に入っていけるようにクオータ制、このクオータ制の制度というのは国会では超党派でつくられていて、8月かなんかその会合があったところです。

それと、供託金の廃止ですけれども、供託金の廃止は、衆議院だと200万ですか、300万。そうすると、それだけのお金を集めていくというのはとても大変で、普通の……日本国だけだそうですね、これだけ高いのは。供託金が必要だというのは、それだけ世襲制があるということですよ。世襲制があって、そこで、お金がある人だけ

が議員に出てくる。それだとまず、もう否定的というか、お金持ちしか出てこれない状況になっていて、町村議会は供託金がないから議員として出てきますけれども、普通市議会でも、最低でも50万円ではなかったですか。50万円を普通の女性が、女性や若い人がお金を集めて貯蓄して、そしてそのほかに活動費を持ってくるというのは非常に厳しい状況で、選挙に出られない状況というのが今の日本の現状で、私は、供託金は廃止するのが一番最初だろう、最もいいことだろうと思いますけれども、減額という形でも少しずつでもやっていって、いろんな方が選挙に立候補するという形ができるようにするべきだと思っていますけれども。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 供託金の関係だけでお伺いしますが、結局供託金の廃止をするということになると、今政治がやっぱり公営、税金を使っているわけですが、いろんな面で公営になっていますよね。供託金そのものは積みますけれども、一定の得票があれば返ってくるわけですから、それはそういう乱立を防ぐための供託金だというふうに私は理解をしているのですが、そういう観点は捉えていないのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町は供託金がないわけですがけれども、嵐山町自体でも見てもわかりますように、立候補する人はとても少ないですね。それに関して、国ですとポスターなんかのお金は出て……政党によっては出てくるかもしれませんがけれども、ほとんど自分たちでやりますよね。その金額というのはとても大きくて、ではないですか。それで、供託金を返してくるかどうかというのは、ある程度の票をとればですけども、そうではなければとれないというのは、乱立したっていいではないですか、別に。立候補者として出てくるというのはとても大切なことで、皆さんが意見を出していくということの大切さが民主主義をつくっていくと思うのですけれども、今の状況は民主主義を壊している状況ですよ。

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。

政治分野における女性参画の法、推進法の制定並びに公職選挙法の一部改正を求める意見書について反対をいたします。

まず、この意見書についてですけれども、各政党に数値目標の義務づけを行っているという点です。政党の候補者、いわゆる当然政党が公認する候補者となるわけですが、したがって、この党员であることがこの政党の候補者の条件となる。同時に、被選挙権も必要となってきます。当然党公認の候補者となれば、党员としての資質が問われてきます。私は、このことは最も重要な要件だというふうに思います。

ちなみに、私たち日本共産党は、今回の選挙でも女性議員の比率は38.8%であります。こうした点を考えるならば、各政党の資質の問題というふうに思います。

2つ目ですが、政党助成金の配分を性別比例を原則にしています。もともと政党助成金は、国民1人当たり250円を各政党に分配する、憲法違反の助成金というふうに思います。この政党助成金、制度発足以来20年間で6,311億円が各政党に交付をされています。私たちは、この交付金を社会保障に使うようにということを求めてきています。

今年、年額320億円というこの政党助成金、今年の7月17日には、2回目の交付が行われました。9党に80億358万円が交付されている。自民党においては42億6,200万円、民主党においては19億1,700万円、公明党では7億3,800万円、維新の党では6億6,600万円、次世代の党は1億6,300万円、社民党は1億1,700万円、そのほかに生活の党と山本太郎となかまたち、日本を元気にする党、新党改革等に交付をされている。そういう点を考えるならば、政党助成金目当ての意見書については反対をいたします。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第19号 政治分野における女性参画推進法の制定ならびに公職選挙法の一部改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第12、発議第20号 「戦争法」制定に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 河井勝久です。

「戦争法」制定に反対する意見書の提出について提案をいたします。

既に6月定例会でも、本議会では議論になりまして、この制定に対して反対という意見書に対しては否決されたところでありますけれども、今参議院でこの法案が審議されております。きょうの報道なんかを見ますと、安保法案は、きょう、あしたにも採決されるというふうに言われております。

しかし、これまで政府から、提案されて、この法案の中身がどんどん、どんどん国会審議の中でわかってきているという形になってきて、今、連日国会での反対集会が開かれて、デモ等がますます拡大しているというのが既に報道でもされておりますし、その声は日増しに大きくなっているというのが実態であります。

9月の定例会でも、お隣の鳩山町、あるいは越生町が、この法案提出に反対という形の意見書を賛成多数で決定をしているところであります。

政府が第189回通常国会に提出された国際平和支援法案、平和安全法制整備法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時に支援できるようにするための恒久法であり、戦争法案と言うべき内容であります。国会審議で法案の本質が明らかになればなるほど、憲法に反する平和主義、立憲主義と民主主義を踏みにじる政府に対し、憲法学者、文化人、大学生など、さまざまな階層から意見が指摘され、老若男女、国民多数の反対の運動が進められております。

平和や安全という名とは裏腹な戦争法案は、平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、認めることはできません。

それでは、「戦争法」制定に反対する意見書案を読み上げます。

政府は189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下のわが国の強制策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものである。国会の審議でも疑問点が続出し、内閣法制局長官経験者や研究者、法曹界はじめ各界各層から「違憲」な立法と指摘されている。国民の8割が説明不足であるとし、6割が今国会での成立に反対するなど、内容が知られれば知られるほど、法案への批判が強まっているのが現実である。

よって本議会は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2法案の制定を断念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月 日

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、以上です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 3点ほど質問させていただきます。

まず1点目なのですが、今回の法案は、私たちの国が平和で安全に生活できる平和安全法であると思っておりますけれども、今回の意見書では、「戦争法」制定に対する意見書とあるが、「戦争法」ですか、ここにどうに捉えているのか、1点目聞きたいと思います。

2点目なのですが、今出ている平和安全法案ですが、研究者や各界各層から違憲な立法と指摘されていると書かれてありますが、このどのような考えで違憲というのかお聞きます。

3点目なのですが、今の現状見た場合、中国の軍備は巨大な軍事基地をつくったり、北朝鮮の核やミサイルの開発などが、我が国周辺の安全保障環境が厳しくな

っている中で、憲法9条だけで我が国の平和安全が守れるのかお聞きします。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 平和安全法という名前で、戦争が起こるのではないかということなのですけれども、各国がみんなそれぞれ安全法という、いわゆるその安全保障法、そういうのを使っていますよね。日米安保条約だってそういう形ですよ。ですから、この戦争法を進める中身の内容の問題なのですよ。だから、そこでそういう言葉を使っていたって、まやかしいはいっぱいあるわけです。だから、みんな議論が深まれば深まるほどおかしい、あるいは反対という意見が出てくるわけであります。

中身の問題では、例えば船舶の徴用というのがあります。戦争が始まるには、後方支援部隊というのは、100万の軍隊を送れば100万の後方支援がなければ戦争は始まらないということなのですけれども、かつてフォークランドとアルゼンチンで、イギリスとの、サッチャー政権のときに戦争がありました。クイーンエリザベス号でさえイギリス軍によって徴用されて、あの戦争に兵隊を送るための船舶を必要として、物資やなんかも輸送したという経験があります。かつて太平洋戦争のときには、この南のほうにも軍事物資を送る、あるいは兵隊を送る、それが全てアメリカ軍によって暗号やなんかも、もう事前にキャッチされて、それで行く途中で輸送船がみんな沈められてしまったと。その中で、戦争が継続される中で、あの悲惨な、いわゆる南方にまで行った兵隊さんは飢えて苦しむ、あるいは病気になる、その医療物資も届かない、そういう状況での大変な苦勞をしているというのが実態ですね。

ですから、そういう面で、今度の法案の中にも、飛行機なり船舶は、今の持っている自衛隊やなんかだけでは、とてもではないけれども、兵を送るだけの力はないし、あるいは武器輸送をするだけの力はありませんから、当然そういう形では民間の船を全部チャーターさせるということもうたわれているのです。ですから、会員組合なんかは、自分たちがなぜこういう形での戦争に協力して、自分たちが死ぬ目に遭わなければならないのかという、そういう細かいことまでうたわれてきているのですけれども、なかなかそれらの問題については明らかになっていませんね。

だから、ここのところにこの平和の問題というのは、本当なのかどうかというのは、きちっと我々が知る必要があるのではないかというふうに思っているところであります。

す。

それから、研究者が違憲というのは、いわゆる閣議決定だけでこの法案が出されたということです。ですから、本当に出すのなら、憲法を改正する、あるいはそれらの問題をちゃんとしてから、この法案で、軍隊なら軍隊というものをちゃんとすべきだとか、そういう問題が出ているわけですね。

今自衛隊というのは、明らかに国では軍隊ではありませんという答弁しているわけですから、そういう形になれば、ちゃんとした憲法を改正するということから始まっていかなければならないだろうと思いますけれども、単なる、いわゆる閣議決定だけでこういうものを出していくということに対しては違憲であるということで、多くの学者なり、あるいは内閣法制局長官、これ歴代の長官もこのことについては違憲であるということを答えているわけですから、そういう問題であると思います。

それから、中国、北朝鮮、これが確かに中国は軍事拡大もしております。あるいは、尖閣諸島の問題、あるいはあそこのさまざまな資源開発等の問題も出ております。中国、一番最近動きを強めてきたのは、いわゆる魚釣島の問題です。あれ前の東京都知事の石原慎太郎さんが、あれを買収してしまうという形ですけれども、4島あるのですね。4島のうちの1島がどういう形になっているかについては、皆さん全然知られておりませんけれども、ここで明らかにします。

北富士の演習場というのがありました。これは、かなり皆さんが反対運動をして、あそこの入谷池やなんかをめぐって、相当忍草母の会とかがあそこで座り込みをやったり、そういうことがありました。これ反対運動がずっと続く中で、問題視されたところであります。

もう一つは、沖縄の問題ですけれども、沖縄の石川町、ここに実弾射爆場があります。これが、那覇から名護まで高速道路をつくるために、その高速道路の上を、艦砲射撃なり、あるいは飛行機なり、あるいは軍があそこの実弾射爆場に使ったのですけれども、高速道路の上がそれではまずいという形で、それも移す、それで高速道路ができた。今あそこのところには、既に皆さん沖縄に行って、高速道路使った人たちは知っているのだろうと思いますけれども、今ドライブインになっていますね。そういう形で、2つは行って、どこに行ったかという、いわゆる北方四島の中の1島を、無人島ですからそこで米軍が使っています。そのことについて、中国も何とも今まで

言ってきませんでした。ただ、これを日本が買い上げるという形が出てきたところで、初めて中国もその問題については脅威論を出すようになってきました。ですから、日本と中国とが国交回復のときに、周恩来はあの問題については後世の人たちが解決すればいいという形で、ちゃんと答えているわけですね、田中総理にも。そのことを我々はずっとこれからも、後世の人たちがその問題について考えていく。そういうことで、さまざまな形での日本と中国との平和利用、あるいはいろんな平和の問題について考えていくということが大事なのだろうと思いますし、中国がそれだけにいろんなことでやっている。やっているといっても、日本政府も、もっともっと中国にいろんな問題で働きかけたり、そして平和的なこのいろんな外交手段を使うということが必要であるし、そのことによって平和が保たれてくるということだと思ひますし、中国は、日本からの支援があつて今の中国経済が成り立つたということを言っていますので、そのことについてのいわゆる戦争のときの問題は別としても、この恩は日本に対して忘れませんということもきちっと答えているわけですね、日本の要人が行くたびに。だから、そういう問題では、これからも友好関係を結ぶことによって問題解決していくだろうと思ひます。

それから、朝鮮半島の問題、確かに日本が36年間あの国を日本国として治めてきたという、いわゆる植民地政策の問題もあつて、それが今日まで、あの太平洋戦争、いわゆる終わった時点で、いわゆる朝鮮戦争が始まり、それで2つの国に分断されている状況があるわけでありすけれども、私もあの国に何度か行つて見ておりますけれども、とてもではないけれども、こちらに攻めてくるだけの力はありません。確かに今、軍事拡大というものはあるわけでありすけれども、アメリカ軍が韓国に常駐しております。このことが、いわゆる統一を妨げているわけでありすし、テポドンの問題だとかいろんな問題はありますけれども、むしろ隣の国との友好関係をもっと進めるという形でさまざまな問題は解決できるだろうと思ひますし、今北朝鮮が日本に攻めてきて、そうしたら世界中からあの国に対しての批判は出ますし、今でもいろんな経済政策やなんかでやられているわけでありすけれども、そういう形では国際世論が許さないという形になっていくだろうと思ひますので、私は、そんなに我々が、攻めてくる、攻めてくるという、狼が来るぞ、狼が来るぞという形だけで、この軍事拡大をしていくというのはどうなのかなというふうに思っているところであります。ちょっと長くなりましたけれども。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 今年で、あれですか、戦後70年ですか。原子爆弾も2つ落とされていて、国民が、本当に戦争の思いを一番感じているのは日本だと思います。そういう中で誰が戦争すると思いますか。

今回の法案は、わかっているように、平和と安全な法案であります。中国を見た場合、今軍事力が相当、倍々というように軍事力がこうに拡大しているし、日本も防衛費ですか、それも拡大しているし、こういう防衛費をここに拡大している中で、戦争ではなくこういうものを福祉に充てれば、相当これからの国民にとっても平和だし、安全な時代が来ると思うし、これをするのが今回の法案だと私は思っているし、戦争のための、黙って。

〔何事か言う人あり〕

○7番（吉場道雄議員） 自分の考えだからいいでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 お静かに。

〔何事か言う人あり〕

○7番（吉場道雄議員） では、これで考えの相違はあると思いますけれども、一つだけお聞きします。

さっき、違憲の関係なのですけれども、閣議決定だけでこの法案が出されているということだったのですけれども、この法案が合憲か違憲かは、学者が判断するのではなく、最高裁判所ですべきだし、これらの法律が成立した後に、法律に基づいて執行がなされた段階で、仮に違憲訴訟が起こされればその際に判断されるわけで、今の状況下では、違憲というのは私は誤りだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 違憲であるというのは、憲法がどう規定しているかの問題だろうと思います。

それで、吉場議員さんは、この平和法案という形を使っているということでありまして、この中身は多国籍軍なのです。そこに加担をするということなのです。今まで日本は70年間戦争を起こさなかったというのは、いわゆるそのことがあったからなのです。確かに自衛隊やなんかがいわゆる海外に支援で出たのは、ここ10数年、

それは湾岸戦争だとか、その他いろんなことで、イラク戦争だとかいろんなことで、それは派遣されてきましたけれども、全て後方支援という形で道路を直す、あるいは水道なりガスなり、そういうライフラインの復興、復旧に力を入れてきた。だけれども、今度は違うのです。弾を撃ち合うことができるという形なのです。ですから、反対ということが起きているのです。相手を撃つ、相手から撃たれば撃たなければならないということの仕返しの問題が出てきますから、この問題についてはそのことが、やらなければやられないということにつながるということで、これまで日本は70年間平和でこられたというのが一つだろうと思います。

学者やそういう人たちがなぜ反対をしているかというのは、いわゆる憲法に抵触する、いわゆる閣議決定だけでこの問題を出したということで、それはもう当然反対であるということは、今までの歴代の内閣法制局長官だってそう答えてきているし、今その人たちが、あれはもう完全に違憲だ、今度のは違憲だということを言っているわけですから、そのことを、それは内閣がただそういう判断だけでここに出したということが一つは大きな問題であるということです。

○青柳賢治議長　ほかに。

第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員）　一つだけお尋ねしたいと思います。戦争法制定とありますが、内閣のどなたかが戦争法と言った事実があるのかどうか、そこの点だけお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員）　内閣では戦争法とは言いません。

いわゆる国会の質問の中で、我が党の副党首であります福島瑞穂議員が、これは戦争法ではないかというふうな質問をして、それが安倍内閣総理大臣は、そうではないということでやじを飛ばしましたよね。だけれども、中身は戦争法なのです。ですから、そういう形で今日多くの国民も、それから他の政党も戦争法というふうに言っています。そういう状況です。

○青柳賢治議長　質疑を。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　議論がかみ合っていないのだよ。

戦争法、河井議員はこれは戦争法だと言っているのだけれども、今瑞穂議員への、福島瑞穂さんは党首ではありませんけれども、この集団的自衛権の閣議決定をした後、結局この法整備が必要だという形の中でこの平和安全法制を今議論されているわけです。特にこの新3要件というものが、新3要件ですよ、それが確保されなければ、この法は機能しないわけですから。そういうものを、何も言わずにこれは戦争法だ、戦争法だと言っているものだから、それはそういう危険はあってはいけませんよ。

誰も、私が、実は私のおじさんは満州で開拓団に行きました。義勇軍で徴兵されました。一家全滅です。連れ合いの方は行方不明、子供を抱えて行方不明になりました。結局もう死亡判定を下さなければいけないと。そういう形の中で、私がうちの墓地で、私は墓地をつくってお参りしていますよ。それが現実ですよ。誰も戦争しようという人は一人もいない。

〔「いや、いるんですよ」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） いないのだよ。

〔「いるんだよ」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） あなたたちは、戦争だ、戦争だと言っているけれども、戦争をしないために、しないために、いいですか、日本人の誰として戦争など望んでいませんですよ。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 静かにしてください。

○11番（安藤欣男議員） 黙って。そういうことではないのだから。

抑止力を高めなければいけない状況が起こっている。それを理解をしようとしていないのだよね。ただこれは反対だと。だから、今日本が世界の中で、やはりこの東アジアの状況というのは、今河井議員さんは日本が悪いからという、早く言えば。魚釣島を買うと言ったから向こうが。だから、そうではないでしょう。そういうことも一部分は言えるかもしれないけれども、そうではないでしょう。

だって、それはどうなのですか。北朝鮮がそんなに戦力ないといったって、これはミサイルを発射する準備に入っているという状況が来ているということ。

〔何事か言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） これは、いかに日本が平和に話し合いでやりましょうと言ったって、幾らそういうことを言ったって、話し合いにのらない、テーブルにのらない

ということだと、これではどうにもならない。

それを何とかしようというのが、日本だけで軍備が整わない、今まで米国に頼ってきた。そのことを日本がこういう状況になって、世界的にも経済力もついて、そういう中で日本も日本の国民を守るための抑止力をやりましょうというのがこの平和安全法制だというふうに思っているのですよ。

ですから、質問は、内容は、さっき申し上げましたように、新３要件というのはご理解いただいているのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員） 抑止力、これについては、今いわゆる日本の抑止力は本来なら憲法９条は武器やなんかも全て戦力を保持しないという形になっているわけですね。だけれども、それは今までいろんな国会の議論の中で自主防衛という形で来て、今の自衛隊が昭和26年、27年から始まって今日まで来て、いわゆる世界でも有数の軍事力を持つ国にまでなつたと。それでも、今まだ自衛隊という形になっています。ただ、防衛庁は防衛省に拡大されてきていますけれども、その形で抑止力というのがいいのではないかというふうに私は思っています。

ただ、この法案は、いわゆる多国籍軍という形で日本の自衛隊を海外に、いわゆる戦争をするための支援として送り出すということなのです。ですから、外国で戦争やっているのになぜ自衛隊が行って、その国を支援したり、あるいは戦争をやらなければならないのかと。そういうことが一つ問題でしょう。明らかにこれは憲法違反であるというふうに思っています。

ですから、要件がどうのこうのと、それは確かにいろいろとあるでしょう。だけれども、そうではないというのは、国民の大多数は戦争は嫌だというふうに思っていますよ。だけれども、いわゆるこの戦争できる主体、すべきであるという形を今度の法案の中にうたってきたということに一番の問題があるわけです。

だから、我々は、戦争をさせないためのどのような努力をしなければならないのかというのは、これは外交やなんか、あるいは防衛の問題というのはいわゆる政府の問題ですけれども、だけれども、国民の大多数はそういうことをしたくないと。かつての太平洋戦争、あれでもう嫌という目に遭っているわけですから。ですから、今度多国籍軍という形で、いわゆる自衛隊を海外に送るといふことのそのことについては、

やがては戦争が始まったときには徴兵制に行かなければならない、国民のさまざまな支援が必要になってくるという。

〔「わかってないんでしょう」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 河井議員、どうぞ続けてください。明確に。

○8番（河井勝久議員） 一つは、戦争を起こす条件の問題でしょう。そんな要件というのは、どういうふうにも解釈できると思いますよ。

〔何事か言う人あり〕

○8番（河井勝久議員） だって、そうでなければこの問題というのは出てこないでしょう。日本の憲法に抵触する問題ですから、日本は絶対に海外に兵を送りませんと。日本は、そのために自国のいわゆるそのための平和主義を貫きますと、そういうことでありますよね。ですから、この問題について出てきているということです。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 戦争法案だということで、その指摘をしている方々もあります。

ただ、そんなことはありません。ただ、それは結局、その核となるものは、自衛隊も違憲だ、戦争は、要するに戦力を持つ必要はない、話し合いで全て解決しなさいという主張ですよ。だから、そういうことが可能ではないではないですか。今、では東シナ海の問題だってどうですか。中国はあれだけのことをやってしまっているのですよ。それは日本だって、これはえらい脅威ですよ、これは。これは、もう石油の問題、ガスの問題、全て国民の生活に密着するところにこの東シナ海を通してなくてはなりませんから。そういうところががっと出て。それを認めるのですか。だから、中国はそうですよ、今。抗日ですよ、抗日戦勝記念事業をやっているわけですから。基本的には、日本は中国で話し合いをしようというのがここまで来ていますが、結局今度の日米同盟、こうした強化というものが大きな抑止力になっているというふうには私は理解をしております。北朝鮮の問題についてもそうです。あるいは、朝鮮、韓国についてもそうです。私はそういう理解のもとに、これは戦争法案だというふうには思っておりませんので、反対します。

〔「今、討論じゃない」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ほかに。いいです、答弁結構です。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「賛成」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 賛成。反対。

〔「反対」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 反対。

吉場道雄議員。

〔7番 吉場道雄議員登壇〕

○7番（吉場道雄議員） 反対討論をします。

日本をめぐる安全保障環境が劇的に変化している中で、私たちの暮らしや経済に重要な影響を与える海上輸送路は危機に直面しています。中国は岩礁を埋め立て、巨大な軍事基地をつくるなど、周辺諸国の反対を無視し、国際法にも違反して進めています。従来から安全保障をめぐる我が国の現行法制度には、これからの変化に十分対応できないすき間が存在することが指摘され、日米同盟を切れ目なく完全に機能させることにより抑止力を高め、紛争を未然に防止するために法整備が必要な平和安全法制の背景があります。

今や憲法9条だけでは国民の平和と安全は守れず、国際協力は不可欠の時代になっています。現行の法制度は、平和維持活動中のNGO等が武装集団から襲撃された際に、自衛隊が助けに行くことができない問題を抱えており、国際社会の期待に応え、より機能的に平和活動に取り組める必要があります。国際社会の平和と安全が脅かされる時点において、国連憲章の目的に従い、各国は共同で対処しています。我が国も国際社会の一員として、平和が侵される事態を想定した事前の法整備が求められています。

平和安全法制については、一部憲法学者により違憲との主張がありますが、日本国憲法下において法律が合憲か違憲かを判断することは、憲法学者ではなく最高裁判所です。最高裁は、外交や防衛に関する高度に専門的、政治的判断を要する問題については、一見極めて明白な違憲、無効とも認められない限り、裁判所の手法、審査のもとに範囲外であることとすると判断をしてきました。

そして、憲法9条のもとでも許される自衛権が集団的自衛権を含むか否かについては、法律家でも見解が分かれており、少なくとも一見極めて明白な違憲、無効とは到底認められず、平和安全法制を違憲と認められている報道は、法律上議論が誤ってい

と思います。このようなことから、今回出されました戦争法制定に反する意見書については反対といたします。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。戦争法案制定に反対する意見書の提出について賛成をいたします。

提案理由のほうにもありましたけれども、安倍政権はきょう、あすにもこの戦争法案の採決を行おうとしています。しかし、この衆参両院の3カ月の審議を通じて3つの点が明らかになりました。

1つは、戦争法が憲法違反であるということです。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局の元長官に続いて、最高裁長官を務めた山口繁さんが憲法違反だと断じました。合憲か違憲かという論争はもう決着がついているというふうに思います。嵐山町の中でも、さきの請願のときにも全ての委員の人がこの戦争法については違憲という表明もいたしました。

2つ目は、安倍内閣は、国民に対して丁寧に説明するということを言い続けました。しかし、安倍政権そのものは、国民の理解を得るということはずいぶんできませんでした。30日の国会周辺では、12万人の人たちがこの戦争法反対のために集まり、声を上げました。全国では、1,000カ所の場所でこの戦争法反対の声を上げる集会が持たれたと。それ以降、連日、国会周辺ではこうした戦争法反対の声が上がっています。

さきの朝日新聞の世論調査の中でも、朝日新聞が12日、13日に行った世論調査の中でも、安倍政権が今国会で成立させる方針の安全保障関連法案、いわゆる戦争法について賛成はわずか29%です。反対が54%と。同時に、今の国会で成立させる必要があるかどうか。あると答えたのは20%、ないと答えたのは68%です。国会の議論は尽くされたという人はわずか11%にすぎません。尽くされていないというふうに答えたのは75%にも上ります。こうした点では、どの世論調査も6割近く、あるいは6割以上が今国会の成立に反対というふうに答えています。

そして、3つ目は、自衛隊の中枢の暴走、いわゆる内部告発で明らかになったように、自衛隊の中枢も8月までにこの法案を通すという問題がこの国会の中で明らかになりました。

これだけの問題が出てきている今、この戦争法については廃案にし、もう一度審議をやり直す必要があるというふうに私は思います。今度の問題が国会の中では多数を握っていますが、国民の中では反対が多数です。私は、この多くの国民の声をしっかり聞くべきだというふうに思っています。この嵐山町議会の中でも、こうした多くの国民の声を尊重する、国会に反映させる、そのことが大事だというふうに思います。よって、本意見書について賛成をいたします。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

〔2番 大野敏行議員登壇〕

○2番（大野敏行議員） 2番議員、大野敏行です。戦争法制定に反対する意見書の提出について、反対の討論をいたします。

戦後70年、平和憲法のもとに日本は大きく繁栄をしてきた。自由主義の経済圏の中にいて、米国の庇護のもとに世界でも有数の先進国の一つと言われるようになってきた。ただし、日本人がおのずから自国を守るという観点を除いてはである。

米ソ冷戦時代には、アメリカの壁となる場所に位置する日本は、アメリカにとっても利用価値のあるものであった。ソビエト連邦崩壊とともに、世界の勢力地図は大きな変革を遂げてきた。共産圏の国々が自由主義圏へと流れ込んでくる中で、中国が大きく台頭してきた。中国の国防費は、過去27年間で約41倍に増加し、中国に対する日本の自衛隊のスクランブル発進では、10年間で7倍となってきた。北朝鮮のロケットの一つは日本に向けられており、日米間の同盟国である韓国は中国寄りの政策をとっており、日本を敵視している。そんな東アジアの現実がある。

イラクがクウェートを侵略したとき、後方支援として世界で一番お金を出したにもかかわらず、紛争終結後のクウェートから感謝の言葉を発した中に日本の名前は含まれていなかった。国際社会の中であって行動で貢献をしなかったとの評価とも言われている。ただし、今後とも日本は戦争の参加を要請されても参加しない、これは法律で決まっている。平和安全法制は戦争法制ではなく、世界の脅威から日本の平和と安全を守り、戦争に巻き込まれないための戦争抑止法制と言える。平和安全法により新たにできるようになることは、海外での邦人救出、これまでは輸送のみであった。平時に共同で活動する米韓等の防御、より高度で自立したPKO活動、安全確保活動を可能にできる。国際の平和回復のために活動する多国籍軍の後方支援、我が国の安全に重要な影響がある事態での米軍等への後方支援、国の存立が脅かされる事態での集

团的自衛権の限定的行使である。

新たな自衛権行使の３要件として、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻勢が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され、明白な危険があること。これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。必要最小限度の実力行使にとどめるべきことであります。

日本人の誰ひとりとして戦争など望んでいません。子供たちに平和な日本を引き継ぎ、そして日本と世界の平和を守るためにも平和安全法制が必要です。よって、私は本意見書の提出に反対をいたします。

○青柳賢治議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 賛成ということですね。

○青柳賢治議長 賛成でいいのでしょうか。順番だからいいですよ、どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 今まで何回かこの意見書を提出したときに、必ず中国の話とか東シナ海の話とか新聞報道で出てきたものが出ていて、私は一体これは何なのだろうと思っていました。国際法ではこれは完全にシャットアウトできるものですから、何でこんな問題が出てくるのに、ここのところで話をしなくてはいけないかというのが私の大きな何でだろうと思っていました。そうしたら、要するに読売新聞や産経新聞に安倍首相の言葉としてそれが出てきていて、そのことを皆さんが質問していたのだということがやっとわかってきたのですけれども、これは昔から国際法では全くできることなのです、自衛隊でできることなのです。

それで、昨日ですけれども、参議院の安保法関連の公聴会がユーチューブにアップされていました。それを全部見ました。SEALDsの奥田愛基さんの陳述はなかなかよかったです。初めから国民の全ての世代の半数が反対していること、それが日増しに高まっていること、もしこの法案が成立すれば、さらに全国各地でも声が上がるであろうこと、そして安倍政権は連休が終わったら２～３日で国民は忘れてしまうだろうと言ったけれども、それは国民を余りにばかにしているだろうということ、そういった形で、国会議員は一人一人の人間として今の法案を判断してほしいという陳述でした。

また、もう一人、この方は元最高裁判事の濱田邦夫さんも意見陳述していたのですが、この方のも私はとても印象に残っていて、国会議員の皆さん、理性と知性をフル稼働してくださいという形でした。そして、今国の法体系がもう崩壊の危機になっているから、私は本来ならばこんなところには出てこない人間なのだけれども、意見陳述をさせてくださいというふうな形で言っています。

今の状況だと日本の法体系が崩れてしまう、そういう状況にあるということを嵐山町の議員の皆さんは知っておいてほしいと思うのです。知性と理性が今ここのところで必要なのです。

私は、この戦争法案に関しては、一つだけいいなと思うことがありました。それは、政治に関心のないという若い人たちが日本の自滅や危機感を感じて動き出したこと。国会周辺では、毎日非暴力デモが行われて、若いママや高齢者も一緒に今反対しています。そして、トイレの位置はどこにあるか、車椅子のトイレはどこにあるか、ここに行ったら何かトイレに入れるよという地図が皆さんに配られて、実に非暴力の反対運動のデモが始まっていて、これが民主主義だろうというふうな形で皆さんが掲げているということです。

普通の多くの人が反対しているということが、やっとこのごろ放送されてきたということがわかってきましたけれども、今までメディアでは取り上げていませんでした。それが余りに大きな声が出てきたのでメディアで取り上げるようになってきて、それを皆さんも見ているはずです。私はテレビは見えていないのでわからないのですけれども。そして、そのことを無視することはできない。それは、日本の危機をもたらす、立憲政治を崩壊してしまう、民主主義を崩壊してしまう、そういう事実なのです。

そして、さてですけれども、安保関連法案は、安倍政権成立の直前、2012年8月に発表されたアメリカのアーミテージ報告とそっくりだということは指摘されました。アーミテージ報告では、日本が二流国になりたくないなら、アメリカと一緒に世界中どこでも集団的自衛権を使って戦争できる国になりなさいよ、でもそれには憲法が邪魔になるねというようなことを含む報告書なのです。各地で抵抗できない市民を無数に殺して憎しみの連鎖を広げて、軍事費も膨らんでよろめいているアメリカと一緒に戦争をしている一流国のイギリスやフランスのように、米軍の後についていつて自国まで戦争を広げている国々と並びなさいよというふうなアーミテージの報告です。

そして、安倍政権は2014年7月、憲法解釈を無理やりに変えて集団的自衛権が使えるということにしました。これが、そもそももう憲法学者や元最高裁判官などがおかしいと言って発言している内容のもとなのです。

2015年、新たに日米ガイドラインがつくられ、その2日後、4月29日、安倍首相はアメリカ議会で演説し、ガイドラインが使えるようにするために、安保関連法案を夏までに通すと約束しました。ガイドラインによれば、自衛隊はどこにでも出かけてアメリカと一緒に戦争できるようになります。日本の米軍基地もこれまでどおり米軍が世界各地へ出撃する拠点として、日本の法律に縛られずに使えます。憲法よりも上位にある日米地位協定も相変わらずその形です。

安倍首相は、日米同盟を強化することにより、もしも日本が北朝鮮や中国に攻撃されれば、圧倒的な軍事力を誇る米軍が出撃するから、法案は平和と安全法案だと言います。ところが、ガイドラインの英文を読むと、かなり違う話になってきています。今や一流国になり、アメリカの後についてどこでも戦える自衛隊を持つ日本は、日本が侵略されたときではなく、日本周辺の海や空の防衛などについてもアメリカにかわり主役になります。ミサイル防衛や島の防衛などについても、アメリカではなく自衛隊が主役になります。米軍は背後に引き、自衛隊の支援、補完に当たるようになるわけです。陸上での侵略、化学生物核兵器攻撃に際しても、対応するのは自衛隊が主役です。

主役ということは、英文ではさまざまな事態の対処について、第一義的に責任を自衛隊が負うというふうに書かれているわけですが、その日本語訳は自衛隊が主体的に必要な行為を実施するというふうに訳されています。主体的とは幅のある言葉で、先ほどの3要件のような感じで絞ることができるのか勝手に言うことができますが、自衛隊が主役になるということとは感じが全く違ってきます。わざと誤解しやすい和訳にしたと考えられます。安保関連法案が通れば、アメリカに従ってどこでも戦争する道が大きく開かれ、その一方で日本が周辺諸国とトラブルを起こしても、アメリカの世話になることはもうやめなさいよという話になってくるわけです。

日本は、これまで以上に軍事大国への道をひたすら進みます。生産年齢人口が少なくなつて、そして少子化になって、子供が生まれてこない現状の中で誰が子供を生むのでしょうか。政府を批判する者は、国の安全を危うくする悪者だとされていきます。そして、今のように批判されていきます。

それは絶対に許すことができないことで、一人一人の日本人が声を上げていく、今 S E A L D s の皆さんや高校生の皆さんが一生懸命声を上げています。それを嵐山町議会の人が一人一人が受けとめなくてはいけない状況になっています。私は、嵐山町議会が一地方議会として声を上げていくことが必要であること、嵐山町議会も安保関連法案反対の声を発信していった大きく日本の平和を守っていく、そういった形にしていかなくてはいけないと思いますので、今意見書の提出に賛成します。

○青柳賢治議長 ほかにございますか。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 戦争法制定に反対する意見書に反対の立場から討論をいたします。

先ほど来、審議時間が短いというなお話がありました。与党は特別委員会の審議において丁寧な運営を心がけ、野党の要求を最大限受け入れ、十分な質疑時間を確保してきました。その結果、衆院の審議時間は歴代6位の116時間を超えて、参院でも既に80時間を超えています。また、参院審議や維新の党の対案、日本を元気にする会など、野党3党の修正案が提出されて協議が行われる中で、論点はより明確になっています。

一方、民主党は十分な審議を主張しているものの、委員会定例日の審議に応じない矛盾した対応を露呈、維新との共同提出を目指した対案についても、党内の意見さえ集約できず、結局維新が単独で提出するなど、野党間の足並みがそろっておりません。

そういう中で、先ほど6月4日の違憲の件ですけれども、6月4日の衆院憲法審査会で3人の参考人が法制を違憲だとする意見を述べました。しかし、それは一つの意見であって、国の政策を拘束するものではありません。学者と政治家の役割は違います。学者の役割は、多様な見解を世の中に提示して世論を喚起することだが、責任を伴わない。一方、政治家は、政策判断の結果に責任を負わなければならない。そういうことから、こちらの戦争法制定に反対の立場で反対いたします。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第20号 「戦争法」制定に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎議員提出提案の撤回

○青柳賢治議長 日程第13、発議第21号 「安全保障関連法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）」の廃案を求める意見書の提出については、会議規則第20条の規定によりまして、提出者の川口議員より撤回の申し出がございましたので、許可いたしました。事件撤回請求書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長 これにて、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成27年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、8月31日に開会をされ、9月16日の本日まで17日間の長期にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成26年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案どおり可決及び認定を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。

議案審議並びに一般質問等を通じまして、提案のありました諸問題につきましては、十分検討いたす所存でございます。

また、柳代表監査委員並びに清水議会選出監査委員におかれましては、連日にわたりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご提出をいただきました決算審査、意見書を十分に参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、議員各位におかれましては、来る10月15日をもちまして任期満了となられる

わけでありますが、この４年間を顧みますと、東日本大震災の爪跡が残る中、記録的な高温、大雪や大雨被害、火山噴火など、日本列島は経験したことのないような災害に見舞われました。

先日北関東を襲った大雨被害においても、予想をはるかに超える自然の猛威にどう備えればよいのか、防災対策の重要性を改めて痛感をしたところでございます。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

一方、日本経済は、デフレ脱却に明るい兆しが見えるようになったものの、人口減少、少子高齢化は世界でも類を見ないスピードで進行しており、極めて深刻な状態が続いております。

嵐山町は、こうした流れを注視をし、第５次総合振興計画に沿ってさまざまな課題に取り組んでまいりました。切れ目のない子育て支援、健康長寿のまちづくり、定住促進、安全・安心で活力のある協働のまちづくり等々、希望に満ちたふるさと嵐山の未来を創造すべく、多くの分野に成果をおさめることができました。

これもひとえに、議員各位の昼夜を分かたぬご努力とご活躍のたまものでございまして、衷心より感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

また、任期途中でご逝去されました故小林朝光議員に対しましても、深く哀悼の誠をささげ、改めて冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

なお、このたび議会議員一般選挙に立候補される皆様には、何とぞ勝利の栄冠を得られまして、引き続き嵐山町の発展と町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

結びに、皆様方の今日までの温かいご支援、ご協力に対しまして、重ねて深甚なる感謝を申し上げますとともに、ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

◎議長挨拶

○青柳賢治議長 次に、本職からご挨拶申し上げます。

嵐山町議会、今構成議会最後の平成27年第３回定例会も、本日をもって閉会となります。８月31日から本日までの17日間、議員の皆様には熱心に、そして活発な審議を尽くしていただき、議事進行に多大なご協力をいただきましたこと、ここに第３回定例会が無事閉会できますことを、まことにありがとうございました。

また、町長をはじめいたします執行機関の皆様には、審議の間、終始丁寧なる説明、答弁をいただきました。そのご労苦に対しまして、深く敬意を表するものであります。

今回の決算議会には、柳代表監査委員、清水監査委員にも長時間審議に出席を賜りありがとうございました。

今回提出されました議案は、報告2件、諮問1件、人事3件、予算6件、認定6件、その他3件の25件であります。全て原案のとおり可決、承認されました。

委員会提出議案は1件提出され、可決しております。一般質問には6名の議員が登壇され、当面する町の諸問題に対しまして幅広く活発な議論が展開されました。特に、今回は地方創生に向けての総合戦略と、これらについての質問が多くありました。きのうの全員協議会におきましても、町から素案が示されたところでございますが、執行側も積極的な事業展開をさらに10月の策定に向けて努力していくという答弁でございました。

私たち議会も、嵐山町の発展のために建設的な議論を尽くしていく議会でありたいと思います。また、決算特別委員会では松本美子委員長、森一人副委員長には決算審査のスムーズな審議、進行に努められ、まことにありがとうございました。

国では、安全保障法案が大詰めを迎えております。一国民としましても、その審議の経過を見守りたいと思っております。台風18号の影響、また17号の影響によりまして、関東の北部地区におきましては甚大なる被害が発生してまいりました。被害に遭われた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、私たちの議会も本日が任期の最後となります。任期中、平成26年1月25日には、小林朝光副議長が逝去されるという悲しい出来事がございました。議員の皆様、執行の皆様には任期中大変お世話になり、心より感謝を申し上げます。

今後とも皆様方におかれましては、健康に十分ご留意いただき、それぞれのお立場で今後ともご活躍くださいますよう、また今後の嵐山町、ますますの発展と町民の皆様の幸福を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長 これをもちまして、平成27年嵐山町議会第3回定例会を閉会いたしま

す。

ご苦労さまでした。

(午後 3時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員